

高知論叢

社会科学

第 47 号

論 説

- 経済の構造変化と経済統計(Ⅱ)
—— 1970年代の日本経済における物価 —— …… 新 名 政 英 (1)
- カロリー換算によらないエネルギー量の測定(2)
—— マクロ経済データによるエネルギー量の測定 ——
…………… 市 橋 勝 (35)
- 米国におけるグリーンメールの法規制(1)…………… 小 林 成 光 (59)
- ドイツ機械製造業における合理化と企業経営
—— 第2次大戦前のドイツの企業経営の発展 ——
…………… 山 崎 敏 夫 (87)
- ゴルバチョフ政権と投資政策 …………… 保 坂 哲 郎 (149)
- 1980年代日本における新保守主義的政策の
特徴と限界 (Ⅰ)…………… 平 沢 照 雄 (169)

翻 訳

- I. ベレンド「ハンガリーの成長経路と成長理論の転換」
…………… 岩 田 裕 (193)

1993年7月

高知大学経済学会

前号（第46号）目次

1993年3月発行

福丸馨一先生の御退官にあたって	新 名 政 英 (1)
論 説	
沖縄の地域開発政策の展開過程	
— 「長期経済開発計画」と「沖縄振興開発計画」をめぐって	福 丸 馨 一 (3)
カロリー換算によらないエネルギー量の測定(1)	
— マクロ経済データによるエネルギー量の測定 —	市 橋 勝 (53)
多国籍銀行業の監督についての国際基準ミニマム	紀 国 正 典 (77)
直接投資のマクロ理論	
— 直接投資の成功条件に関する一考察 —	大 石 達 良 (103)
輸出加工区における多国籍企業と雇用	藤 田 和 子 (127)
1920年代におけるドイツ合理化運動と	
流れ生産方式の導入 (IV)	山 崎 敏 夫 (145)
公務員の争議権と刑罰について	村 上 朝 満 (197)
ポーランドの経済政策の課題	岩 田 裕 (217)
福丸馨一教授略歴・業績目録等	(251)

お詫び

本号で以下の箇所（下線部）に印刷が不鮮明なところがあります。
お詫び申しあげご修正の程お願い致します。

- | | | |
|------|------|---|
| 5頁 | 6行目 | …導出できる（以下， <u>不変価格表示</u> …… |
| 19頁 | 表5-2 | 輸出欄の「ΣPの変動」の項の第3段目の数値→ <u>0.4</u> |
| 51頁 | 6行目 | …決して <u>物理的・技術的な問題</u> ではなく，…… |
| 69頁 | 6行目 | …けれども， <u>結果的にグリーンメール</u> となった…… |
| 83頁 | 8行目 | …派生して， <u>第5次ブーム</u> が始まった。…… |
| 101頁 | 6行目 | …合金の発展 <u>およびそれとともに</u> 切削能力…… |
| 115頁 | 6行目 | …生産自体にも <u>一定の限界</u> をもたらすことに…… |
| 133頁 | 6行目 | … <u>生み出されたのであった</u> ⁽¹²⁴⁾ 。…… |
| 147頁 | 6行目 | …十分に解消され， <u>ドイツ</u> においても…… |
| 165頁 | 表14 | イタリー・1975年のデータ数字→ <u>n.d</u> |
| 195頁 | 6行目 | …行われたことは， <u>非常に重要な歴史的現象</u> …… |

論 説

経済の構造変化と経済統計（Ⅱ） — 1970年代の日本経済における物価 —

新 名 政 英

目 次

はじめに

I. 1960年代後半期における国民所得勘定・建設投資推計の改善（以上、第45号）

II. 1970年代の日本経済における物価

1. 物価に関するクロノジー

2. 1970年代の物価問題に関する論点

3. 1970年代物価のパフォーマンス

(1) 外国為替相場の変動と物価変動

(2) 海外物価高騰の直接的影響

(3) 海外物価高騰の国内物価への波及

(4) 国内要因による物価上昇

4. 1970年代の物価と経済構造の変化（以上本号）

III. （以下、次号）

I. 1970年代の日本経済における物価

1970年代は、日本経済に大きな構造変化をもたらした十年であった。高度成長が終って、成長産業が在来型の重化学工業からエレクトロニクス、情報、ニューサービス等の新しい産業へと移行し、消費も多様化、個性化、高級化した。他方において、固定外国為替相場制の崩壊、二度にわたる石油危機によって物価構造が変化し、新しい物価体系が成立した。産業構造の変化と物価構造の変化とは、相互に影響し合い絡み合いながら、1980年代の日本経済の構造を形成していった。

本稿は、1970年代を中心に、60年代末頃から80年代初期にかけての十余年間にわたる日本経済の発展過程を、国民経済計算の概念と計数を利用しつつ、物価の側面から分析することとする。

1. 物価に関するクロノジー¹⁾

・1960年代末～1970年代初頭；消費者物価を中心に最終需要財の緩慢な物価上昇が継続する。

・1968～70年；国民経済計算タームの経常海外余剰が増勢に向う。高度成長期の活発な設備投資によって建設された製造プラントが生産能力化し、輸出品の国際競争力が強化されたため。

・1971年春；一部近代経済学者グループによる外国為替相場の小刻み調整論の提唱。勿論、1969年頃から一部で円切り上げ論があり、当局内の一部で研究が行なわれたとされているが、具体的提案はこれが始めて。

・1971年8月後半；ニクソン声明を契機に1 USドル=360円の固定外国為替相場制が崩壊。同年12月に、1 USドル=308円のスミソニアン合意が成立。円切り上げが実施された。

・1971年秋～72年；円切り上げ不況論（現在の円高不況論に相当する。）。これ以上の円切り上げ阻止のための調整インフレ論が誌紙上を賑わす。

・1972年末～73年春；木材、大豆、羊毛等の国際商品相場が高騰し、世界的なインフレ気運が強まる。1丁（ちょう）30円豆腐の出現。

・1973年2月央；スミソニアン体制の崩壊。3月上・中旬、東京外為市場の一時閉鎖ののち、主要先進国は変動相場制に移行。

・1973年7月；「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の制定と施行。特定物資14品目（大豆、丸太、綿糸、ガーゼ等）を指定。

・1973年10月；OPEC、原油公示価格を70%引上げ、5%の供給削減（11月に削減率を25%に拡大）を発表。第一次石油危機が発生し、原油価格は数か月間にドル・ベースで約4倍に上昇。

・1973年秋～74年春；いわゆる「狂乱物価」期。

・1973年12月；「国民生活安定緊急措置法」および「石油需給適正化法」の制定と施行。一部品目を指定品目に指定し、標準価格を設定。値上げの事前了承制の実施によって、74年4月には事前了承を要する品目が59品目に及ぶ。公共料金改訂も約1年間原則凍結。

・1974年春；春闘による大幅賃上げが実現。労働省労政局調べによると、資本金20億円以上、従業員1,000人以上で、かつ、労働組合がある企業の賃上げ率は32.9%（73年春闘は20.1%，75年春闘は13.1%）に達する。これが企業収益を圧迫し、1970年代後半のいわゆる減量経営推進の一因となる。

・1976年1月；外国為替相場が円高基調に転換（78年10月までの34か月に及ぶ円高の始まり）。

・1976年11月；国内電話と国鉄運賃の大幅料金改訂をもって、狂乱物価後の新しい価格体系が概ね成立。

・1977～78年；円高差益還元論が幅広く議論されるようになる。政府は輸入品価格調査を実施。

・1979年1月；第二次石油危機の発生。翌80年4月まで原油公示価格が高騰し、原油のドル建輸入価格は1年余の間に2.5倍程度の上昇を示し、1バレル当り34ドル程度にまで上昇。

・1979～80年；第二次石油危機の下で、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（79年）、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」（80年）が成立し、省エネルギーが産業界を中心に進展。石油原単位の低下が起る。

・1980年4月；電力会社8社の電力料金大幅改定（平均50.8%）、大手都市ガス3社のガス料金大幅改定（平均45.3%）。なお、北海道と沖縄の電力料金は80年2月に改訂済。

・1979～81年；海外物価（特に原油価格）上昇の国内物価への波及、国内インフレと輸入インフレ、所得（実質購買力）の海外流出等の諸問題についての論議が盛行（第一次石油危機時と議論のポイントが大きく異なることに注目）。

・1980年秋頃以降；1980年秋頃、特に1981年以降、議論の中心は物価から経済構造、景気等に移り、十余年にわたった物価の季節が終わる。

2. 1970年代の物価問題に関する論点

前節のクロノジーで列挙した諸論は、物価に関し、何が、どういう理由で問題にされたのか。論点の整理から始める。

(1) 論点の整理

1970年代の物価問題に関する論点は、次の4つの範疇に整理することができる。

第1は、外国為替相場変動の国内物価への直接的影響に関するもの；

第2は、原油や一次産品のような、わが国の非競争的輸入商品の国際価格変動の国内物価への直接的影響に関するもの；

第3は、これら2要因による物価変動の国内で生産される商品・サービスの物価への波及に関するもの；

第4は、これら3要因の経済構造への直接的影響による物価構造の変動に係るもの、および上記3要因とは直接の関係は少ないが、これら諸要因に触発されて国内物価の動向と構造に大きな影響を与えるもの、即ち、主として国内要因による物価変動に関するもの；の4つである。

これらの内容を主として国民経済計算のタームを用いて説明する訳であるが、ここで国民経済計算の定義式と約束事を必要最小限の事項に絞って述べておく。

(2) 国民経済計算の定義式

国民経済計算の定義式から始める。いずれも恒等式である。

国民経済計算のフローは、国民ベースと国内ベースの双方から接近が可能である。生産面からの接近は国内ベースでしか推計されていないので、検討は国内ベースを中心とする。

Y_p を国内総生産、 Y_e を国内総支出、 O を国内産出、 I を国内中間投入、 F を国内最終需要、 X を財貨・サービスの輸出（海外からの要素所得の受取を除く）、 M を財貨・サービスの輸入（海外への要素所得の支払を除く）とし、これらのいずれの概念も時価表示（以下、「名目」という。）による概念とする。添字 i を国内中間需要財、添字 f を国内最終需要財とするとき

$$Y_p \equiv Y_e \cdots \cdots (1)$$

$$Y_p \equiv O - I \equiv (O_i + O_f + X) - (O_i + M_i) \dots\dots(2)$$

$$Y_e \equiv F + X - M \equiv (O_f + M_f) + X - (M_i + M_f) \dots\dots(3)$$

(2)式の右辺は、 $O_f + X - M_i$ となり、(3)式の右辺も同様に $O_f + X - M_i$ となるので、 $Y_p \equiv Y_e$ の恒等式が証明される。

(2)、(3)式の右辺は、いずれもモノ（財貨・サービス）タームであるので、実質タームの恒等式を導出できる（以下、不変価格表示＝特定の基準年の価格で表示したものを「実質」という。）。実質概念によるものを $\dot{}$ （ロット）を付して表わすと

$$\dot{Y}_p \equiv (\dot{O}_i + \dot{O}_f + \dot{X}) - (\dot{O}_i + \dot{M}_i) \dots\dots(4)$$

$$\dot{Y}_e \equiv (\dot{O}_f + \dot{M}_f) + \dot{X} - (\dot{M}_i + \dot{M}_f) \dots\dots(5)$$

従って、 $\dot{Y}_e \equiv \dot{Y}_e \dots\dots(6)$ である。

(2)、(3)、(4)および(5)式の右辺のすべての概念はモノ・タームであるので、これらの価額 V は、理論上、単位当り価格 P と数量 Q に、即ち、 $V = P \cdot Q$ に分解できる。但し、(2)および(4)式の右辺は経済活動（事業所ベース）概念による集計値であり、(3)および(5)式はアクティビティ（商品ベース）概念による集計値である。添字 o を基準年、添字 t を比較年の年次とすると、上記の4つの式の右辺のすべての項目は、 ΣV または $\Sigma \dot{V}$ と書くことができ、 $\Sigma V_t = \Sigma P_t \cdot Q_t$ 、 $\Sigma \dot{V}_t = \Sigma P_o \cdot Q_t$ である。

従って、デフレーターはインプリシット方式のものとなり、

$$\Sigma V_t / \dot{V}_t = \Sigma P_t \cdot Q_t / \Sigma P_o \cdot Q_t \dots\dots(8) \quad \text{である。}$$

すべての財貨・サービスについて入手できる推計の基礎資料は、 P と Q が結合した個別財貨・サービスの価額 V と物価指数等の P_t / P_o であって、個別商品・サービスの数量 Q がすべて入手できるわけではない。従って、国民経済全体を考察の対象とする場合には、それぞれの統合段階の $\Sigma V_t / \Sigma \dot{V}_t$ は $\dot{V}_t = P_o \cdot Q_t$ がそのウェイトを形成する。このため、推計基準年が異なればデフレーターの伸び率も異なる²⁾。

また、国民経済計算の名目フローについては、生産、分配、支出の三面等価が成立する。国内総所得を Y_d 、雇用者所得を W 、営業余剰を S 、固定資本減耗を D 、純間接税を T とするとき

$$Y_d \equiv W + S + D + T \cdots \cdots (9)$$

$$Y_p \equiv Y_d \equiv Y_e \cdots \cdots (10) \quad \text{が成立する。}$$

(10)式は名目では成立するが、(9)式がマネー・タームの概念であるので、 \dot{Y}_d という概念は存在しえない。 Y_d あるいは(9)式の右辺の諸概念に帰属する価額でもって、いくらモノを購入できるかという、実質購買力の概念が存在するのみである。モノの相対価格が大きく変動している時期にはこの点が実務上も理論上も大きな問題となる。

(3) クロノジーの論点別分類

第1節のクロノジーで採り上げた論点をカテゴリー別に再整理すると、次のようになろう。

(a) 外国為替相場の変動に直接関係する論点の含意

1971年の円の小刻み調整論、円切り上げ不況論、円高不況論がこの範疇にはいる。円高差益還元論もこの中に入れてよからう。

ここで1970年代の貿易決済通貨について回顧しておく必要がある。当時は商品輸出の8割程度が外貨建て（外貨建て輸出比率は80年代後半には70%以下となり、90年代には60%を下回るようになっていく。）で、輸入のほとんどすべて（海外子会社からの輸入等を除き、全体の97~98%が外貨建て。）が外貨建てであったとされる。

円切り上げによって、仮りに1 USドル=360円が308円になったとき、外貨建て（実質USドル建て）輸出価格を据置いているとすれば、実質の輸出 \dot{X} は不変でも名目の輸出 X は円高に見合って（14.4%）減少し、国民経済全体としての Y も減少する。それを避けるために、外貨建て輸出価格を円切上げに見合う比率でもって引き上げれば、競争上の優位性が低下して程度の差はあれ \dot{X} が減少し、 X も海外での価格競争力の優位性の度合いによっては減少もありうる。 \dot{X} の減少はそれ自体が不況要因であり、それが関連産業に波及して不況を更に大きくする。円建て輸出の場合は、元々、価格競争力や非価格競争力が強い商品であるが、円切り上げが海外における外貨建て価格の上昇をもたらすので、 \dot{X} を減少させる可能性が強い。

このメカニズムを回避しつつ緩慢な円切り上げを実施しようというのが、円

の小刻み調整論であった。輸出品の価格競争力を損なわない範囲内で円を小幅に切り上げ、経常収支黒字の累増を回避しようという提案であった。

以上は盾の一面を説明しているにすぎない。

輸入品のほとんどが外貨建てであるので、円切り上げになれば、実質輸入 \dot{M} が一定の場合、名目輸入 M は円切り上げに見合って減少する。 M は国民経済計算上の控除項目であるので、 M の減少は Y の増加となる。

増加した Y は、輸入業者や輸入原材料使用企業に独占させるべきものではなく、即ち、特定企業の S をふやすためにのみ利用されるべきではなく、国民経済全体に均霑させて物価引き下げのために利用すべきであるという説が円切り上げないし円高差益還元論である。

(b) 海外物価高騰に直接関係する論点の含意

1972～73年の一部国際商品価格の高騰、1973～74年の第一次石油危機、1979～80年の第二次石油危機がこの範疇に含まれる。

わが国にとって、これら商品のほとんどが非競争型輸入商品であるので、これら輸入商品価格が高騰しても、差しあたって実質輸入 \dot{M} は不変である。 \dot{M} 不変の下で輸入価格が高騰すると、それに見合って名目輸入 M が増加し、名目所得 Y が減少する。即ち、原油等の一次産品価格高騰という輸入インフレによって名目所得が減少する。

換言すれば、輸出価格が不変の下で一方向的に輸入価格が高騰するので、従来の輸出価格 P_o では、名目輸出（ $X = \sum P_x \circ Q_x t$ ）でもって名目輸入（ $M = \sum P_m t Q_m t$ 。但し、 $P_m t > P_m o$ ）を賄うことができなくなる。即ち、実質購買力の海外流出を生ずる。外貨準備等の金融ストックに余裕がない場合には、対外借入れをしないかぎり、 X の受取代金によって M の支払代金を賄うことができず、 \dot{M} が減少する。これが生産過程に波及し、実質国内産出 \dot{O} を減少させる。

1971年秋から1972年にかけて論壇を賑わした調整インフレ論の主目的は円的大幅切り上げ阻止にあるが、国内物価を或程度上昇させることによって、 M の価格と X の価格の乖離の拡大を小さくしようとの狙いもあったとみられる。

(C) 海外物価高騰の国内物価への波及等に関する論点の含意

原油価格高騰の国内物価への波及に関する諸説がその典型であり、この種の論考の中心的課題でもある。電力・都市ガス、運賃など原油価格高騰の影響を受け易い公共料金の一時凍結政策、1973～75年のいわゆる「買売防法」、国民生活安定緊急措置法等の発動による物価規制等をこの範囲に入れることができる。また、1973～74年の便乗値上げ、それに抗議する一部消費者団体による、例えば灯油値上げ問題に係る集団訴訟等もここに含められよう。

この問題は、本節(1)の(2)式および(4)式に関係する。両式の変型である

$$(O_i + O_f + X) \equiv (O_i + M_i) + Y_p \dots\dots\dots(2)'$$

$$(\dot{O}_i + \dot{O}_f + \dot{X}) \equiv (\dot{O}_i + \dot{M}_i) + \dot{Y}_p \dots\dots\dots(4)'$$

の両式のうち、実質の恒等式の各項が不変の場合に M_i の価格が高騰したのであるから、(2)'式左辺の $(O_i + O_f + X)$ がそれに見合う額だけ増加するか、右辺第2項の Y_p がそれに見合う額だけ減少するかしなければ恒等式は成立しない。即ち、産出物価が上昇するか、粗付加価値が減少するかである。後者の場合、(9)式右辺の W , D , T は自動的に減少する理由に乏しく、また減少させることもむつかしいので、通常は営業余剰 S の減少となる。営業余剰の減少は企業者心理を冷やし更なる経済活動の縮小を招く。このため、多くの場合、国内産出 $O (= O_i + O_f + X)$ の価格が上昇する。

重要なことは、輸入価額の上昇率にではなく、輸入価額の増分に見合う額だけ製品価額が上昇すればよい、ということである。例えば $(O_i + O_f + X) = 1000$ で、 $M_i = 200$ のとき、 M_i の価格が100%増加して400になった場合は、 $(O_i + O_f + X)$ は全体として1000が1200になればよいのであって、製品価格の上昇率は20%に止まるのが正常な一次波及の姿である。

個別商品を見ると、原油、木材、大豆等の一次産品を主要原材料とする石油製品、石油化学製品、合板、豆腐等の価格上昇は、一次波及効果によってその大部分を説明しうる。電力の生産コスト上昇もこの部類に入ろう。

しかし、プラスチック製品、合成洗剤、家具、紙製品、大部分の加工食品、鉄道運賃、その他大部分の商品・サービスの価格上昇は二次波及による。即ち、(2)'式左辺の O_i の価格上昇が同式右辺 O_i の価格上昇となり、この上昇が製品価格に反映されて始めて、これら財貨・サービスの価格上昇になるからである。

従って、これら財貨・サービスの価格上昇は、原油等の価格が300~400%上昇したとしても、その上昇率は、コスト計算上、数%に止まるはずである。

以上は、理論的アプローチの結果であって、現実の物価動向は必ずしも理論通りにはならない。その時々の方々の市場の需給状況、企業と消費者の心理が大きく影響するからである。

第一次石油危機時には便乗値上げが頻発し、政府は「買売防法」や国民生活安定緊急措置法を制定し、これを発動した。公共料金の一時凍結も第二次石油危機時に較べ、より強力に実施された。それにもかかわらず、第一次石油危機時の物価上昇率が第二次石油危機時よりも格段に大幅であったのは、需給動向の相違もあるが、より大きな要因は企業と消費者との心理と行動の相違にあった、と筆者は考える。

(d) 国内要因を主因とする物価変動に関係する論点の含意

1974年春闘の大幅賃上げ、1970年代初頭（1972年まで）の緩慢な物価上昇がこの範疇に属する。一部の産業（例えばエレクトロニクス産業）における急速な技術革新による産業構造および物価構造の変化、原油価格高騰に対して経済法則が作動したことによる産業のエネルギー原単位の急低下=省エネルギー経済の進展、ミクロ・レベル経済の個性化・多様化・ソフティスケイト化に伴う経済と物価構造の変化、など経済の基本的構造変化に関することも含まれる。

これらを要約すると、一は賃金、物価、生産性の問題であり、二は技術革新に係る問題である。

1974年春闘の大幅賃上げは、賃金、物価、生産性の関係について貴重な教訓を残した。(9)式において、不況下で労働生産性がほとんど上昇する可能性のない状況の下でWが大幅に上昇した。DとTは短期的変動の余地が少ないので、Wの増加は、短期的にはSの減少によって吸収されるか、 Y_d の増加をもたらすかのいずれかに帰着する。現実には両者の複合を生じた。これをマクロ経済レベルでみると、 $Y_d \equiv Y_p$ が増加するが、 \dot{Y}_p が一定であるので物価上昇をもたらす。これが実質購買力を低下させ、1977年頃までは潜在成長率に較べ、相対的に低い経済成長率というパフォーマンスとなった。

相対的低成長の下で、WとSの関係が現実にはマクロ・レベルではW優位の状

況を現出した。これをミクロ・レベルでみると、Sの割合が減少したので、企業経営者はSの割合を回復させるため、少し時をおいて減量経営を実施する。Wの単位当り生産性の向上させる方策と(2)式のIを削減する方策を同時並行的に促進する。この努力が実って、若干の時期的ラグをもってマクロ・レベルの日本商品の国際競争力が一段と強化され、再び外国為替相場の円高局面を生じさせる。

もう1つの技術革新の進展は、この過程と密接に絡み合っている。また、原油価格高騰も大きく寄与している。省エネルギー技術と省エネルギー投資の進展によって、マクロ・レベルのエネルギー効率の向上率が1970年代末頃から世界第1位となり、 \dot{Y}_p の増加と比較して原油輸入量の増加が少なくて済むようになった³⁾。産業別にみても、相対的にエネルギー消費の少ないエレクトロニクス産業等が急成長して、 \dot{M} がそれほど増加しない経済体質の下で \dot{X} が急増し、再び経常収支の大幅黒字をもたらすようになった。

3. 1970年代物価のパフォーマンス

第2節で理論的・抽象的に考察したことを、本節では現実の国民経済計算のデータを用いて実証する。

ところで、わが国の国民経済計算は5年毎に基準推計年が変更されている。第一次石油危機が発生した1973年当時は旧SNA推計の時代であり、現在と異なる国民経済計算のシステムであった。新SNA推計には、1970年基準推計、1975年基準推計、1980年基準推計、1985年基準推計の4基準推計があるが、1970年代全体をカバーし、かつ、1970年代に近い基準年をもつ基準推計は、1975年基準推計と1980年基準推計である。この内、1970年代後半の名目計数は、1980年基準推計によって一定の改訂が行なわれており、また、1970年以前の長期系列との接続も1980年基準推計の方が公表資料の関係から好都合であるので、本稿では1980年基準推計の計数を中心に検討することとする。

なお、検討は暦年ベースで行なう。

まず、総括表として、表1-(1)と表1-(2)を示す。国内総生産と国内総支出およびその内訳の、名目値、実質値およびデフレーターの前年比上昇率を

表 1-(1) 国内総生産の各目値およびデフレーターの前年比上昇率

(%)

	各 目				実 質				デフレーター			
	国内総生産	国内向け産出額	輸出向け産出額	中間投入	国内総生産	国内向け産出額	輸出向け産出額	中間投入	国内総生産	国内向け産出額	輸出向け産出額	中間投入
(年)												
1968	17.9	15.6	24.0	14.4	11.9	12.3	23.9	13.3	5.4	2.9	0.1	1.0
69	17.5	17.5	22.6	18.0	12.9	14.1	20.8	15.4	4.2	3.0	1.5	2.2
70	18.5	17.7	20.9	17.3	7.3	10.1	17.5	12.7	10.5	6.9	2.9	4.0
71	9.6	7.0	19.3	6.0	4.9	5.0	16.1	5.7	4.2	2.0	2.8	0.5
72	15.4	13.9	3.5	11.7	9.4	9.8	4.2	9.7	5.6	3.8	△0.7	1.6
73	22.6	25.5	15.5	27.2	8.3	9.0	5.8	9.3	13.0	15.1	9.1	16.4
74	17.9	20.9	61.7	26.9	△1.3	△4.4	23.7	△4.8	19.5	26.5	30.7	33.5
75	10.1	6.0	4.0	2.7	1.0	△0.5	0.8	△1.5	9.0	6.6	3.1	4.1
76	12.8	12.9	19.0	13.7	4.7	5.3	16.9	6.8	7.9	7.3	1.7	6.4
77	11.0	9.6	7.6	8.2	4.5	4.2	11.7	4.6	6.1	5.2	△3.6	3.5
78	10.2	8.5	△6.5	5.4	5.8	6.6	△1.0	6.4	4.0	1.8	△5.6	△0.9
79	8.7	11.1	12.8	13.5	6.2	6.1	3.3	5.7	2.3	4.7	9.1	7.3
80	8.4	12.7	28.3	17.9	5.9	2.3	17.5	0.9	2.4	10.2	9.2	16.8
81	6.6	4.4	15.5	3.8	3.4	2.1	14.2	2.5	3.2	2.2	1.1	1.2
82	5.0	3.8	3.7	2.7	3.5	2.3	1.0	1.2	1.5	1.5	2.7	1.6
83	3.9	3.9	△0.3	3.4	3.8	4.0	7.0	4.5	0.1	△0.1	△6.8	△1.1

注：国内総生産の計数は、生産物接近法による推計値であり、公式計数とは異なる。

資料：経済企画庁編「国民経済計算年報」（1980年基準推計シリーズ）から算出

表 1-(2) 国内総支出の各目値およびデフレーターの前年比上昇率

(%)

	各 目				実 質				デフレーター			
	国内総支出	国内最終需要	輸出	輸入	国内総支出	国内最終需要	輸出	輸入	国内総支出	国内最終需要	輸出	輸入
(年)												
1968	18.4	17.4	24.0	13.0	12.9	12.1	23.9	12.2	4.9	4.7	0.1	0.7
69	17.5	16.9	22.6	17.0	12.5	12.0	20.8	13.7	4.4	4.3	1.5	2.9
70	17.9	18.2	20.9	25.5	10.7	11.7	17.5	22.9	6.5	5.9	2.9	2.1
71	10.0	8.4	19.3	3.9	4.2	3.5	16.1	5.9	5.6	4.8	2.8	△1.9
72	14.5	15.0	3.5	5.4	8.4	9.0	4.2	10.3	5.6	5.5	△0.7	△4.4
73	21.8	24.6	15.5	47.3	7.9	10.3	5.8	24.3	12.9	12.9	9.1	18.5
74	19.3	20.3	61.7	71.0	△1.2	△2.4	23.7	4.6	20.8	23.2	30.7	63.5
75	10.5	9.6	4.0	△1.8	2.6	0.7	0.8	△9.9	7.7	8.9	3.1	9.1
76	12.3	11.4	19.0	12.3	4.8	3.7	16.9	6.0	7.2	7.5	1.7	5.9
77	11.4	10.5	7.6	0.1	5.3	4.3	11.7	3.9	5.8	5.9	△3.6	△3.7
78	10.1	10.0	△6.5	△9.8	5.1	6.0	△1.0	5.7	4.8	3.8	△5.6	△14.7
79	8.4	11.3	12.8	44.1	5.2	6.5	3.3	12.0	3.0	4.6	9.1	28.7
80	8.4	8.4	28.3	26.8	4.4	0.8	17.5	△8.6	3.8	7.5	9.2	38.8
81	7.2	5.4	15.5	2.5	3.9	2.1	14.2	1.7	3.2	3.1	1.1	0.8
82	4.8	4.8	3.7	3.9	2.8	2.8	1.0	0.4	1.9	2.0	2.7	3.5
83	3.9	2.9	△0.3	△8.3	3.2	1.8	7.0	△2.7	0.8	1.1	△6.7	△5.7

資料：経済企画庁編「国民経済計算年報」（1980年基準推計シリーズ）から算出

示す。

(1) 外国為替相場の変動と物価変動

ここでは外国為替相場の直接の影響のみを取扱う。具体的には、輸出と輸入デフレーターがどの程度外国為替相場の変動を反映しているかをみる。外国為替相場という場合、日本と商品・サービスの取引のあるすべての外国通貨の加重平均でなければならないが、ここでは対U Sドル相場の変動で代用する⁴⁾。

表2 国民経済計算ベースの輸出入の構成比 (%)

	1970年	1975年	1980年
輸出：			
財貨	86.7	87.3	88.2
サービス	9.8	11.5	10.5
非居住者の国内での直接購入	3.5	1.2	1.2
輸入：			
財貨	78.5	80.1	83.2
サービス	19.5	17.6	13.7
居住者の海外での直接購入	2.0	2.3	3.1

注：国内ベースであるので海外との要素所得の受払は除かれている。

資料：経済企画庁編：国民経済計算年報 付素19から計算

なお、国内ベースの輸出入の内訳は表2のとおりであり、輸出の90%弱、輸入の80%前後が1970年代に財貨(=商品貿易)で占められていた。この内、サービス輸出と非居住者の国内での直接購入は円相場と直接の関係は少ない。

1970年代における円の対U Sドル相場の変動を表3に示す。年次ベースでみて、円相場が統計的に意味のある幅で上昇(円高)したのは、71年、72年、73年、77年、78年の5か年であり、

逆に、74年、75年、79年の3か年は下落(円安)した。(76年、81年、83年は若干の円高。82年は若干の円安。他の年は概ね同水準。)

輸入についてみると、財貨輸入のほとんど全部が第2節で説明した理由によって円レート変動の影響を受ける。サービスと居住者の海外での直接購入もそうである。現に表1のデフレーターは1973年と83年を例外として、その方向に動いている。しかしその大きさは、海外物価の上昇によって大幅にプラスの方向(原油価格が大幅に低下した1983年は逆方向)にシフトしている。即ち、1970年代の外国為替相場は、基調として円高であり、この円高がマクロ・ベースで

表3 円相場の推移（月平均）

	USドル, 直物, インターバンク中心相場 (1USドル当り円)	対前年比変化率(%)	
		usドル基準	円基準
1967年	361.91	—	—
68	357.70	△1.2	1.2
69	357.80	0.0	△0.0
70	357.65	△0.0	0.0
71	314.80	△12.0	13.6
72	302.00	△4.1	4.2
73	280.00	△7.3	7.9
74	300.95	7.5	△7.0
75	305.15	1.4	△1.4
76	292.80	△4.0	4.2
77	240.00	△18.0	22.0
78	194.60	△18.9	23.3
79	239.70	23.1	△18.8
80	203.00	△15.3	18.1
81	219.90	8.3	△7.7
82	242.49	10.3	△9.3
83	234.34	△3.4	3.5

注：1982年,83年は終値,月中平均
資料：日本銀行「経済統計年報」より作成

みた海外物価上昇の輸入物価への転嫁を相当程度抑えたのである。

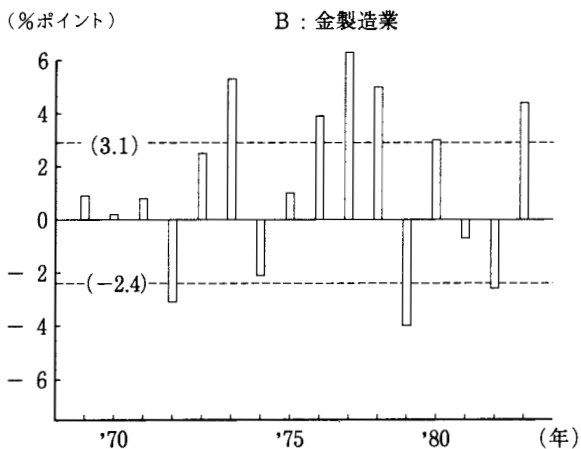
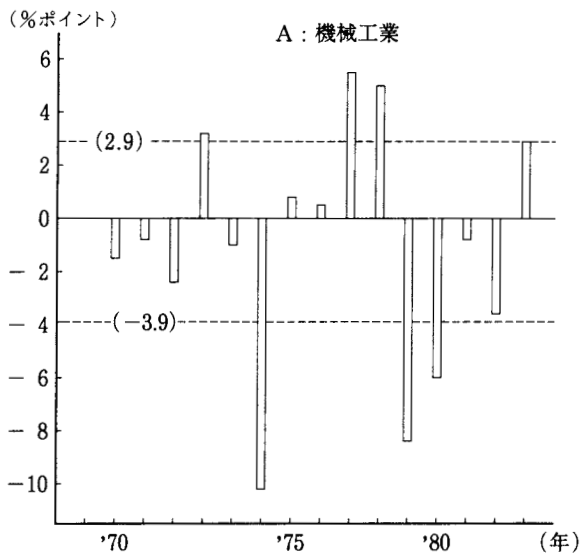
輸出については、財貨輸出が外国為替相場の直接的影響を受ける。現実に第2節でみたような事態が輸出についてどの程度起っているであろうか。数か月のラグを考慮しつつ1971年、72～73年、77～78年の名目、実質、デフレーターの諸計数を総合的に検討すると、確かに円高が国民経済を不況の方向に導いている。しかし、それは方向であって、輸出の名目値と実質値の双方が実際に前年比でみて減少した年は1978年のみである。

円高によって、自国通貨建てでみた輸出価格は国内価格と比較してどのようになっているのか。わが国の財貨輸出の95%以上は工業製品で、しかもその過半が機械類であるので、輸出デフレーターの対前年比変動率を産出（ $O_i + O_f + X$ ）の製造業デフレーターおよび機械工業デフレーターの対前年比変動率と比較する。結果を図1に示す。

図1 輸出デフレターの機械工業産出デフレターおよび製造業産出デフレターとの対前年比変動率の比較

Aは（機械工業産出デフレターの変動率）—（輸出デフレターの変動率）

Bは（製造業産出デフレターの変動率）—（輸出デフレターの変動率）



資料：国民経済計算年版から作成

図1に示すように、製造業デフレーターの前年比変動率が輸出デフレーターの前年比変動率よりも高い年は、1968～83年の16年間において11年（年平均3.1%）、低い年が5年（年平均 Δ 2.4%）である。機械工業産出デフレーターについては、高い年が6年（年平均2.9%）、低い年が9年（年平均 Δ 3.9%）、同水準の年が1年である。従って、輸出デフレーターの変動を中長期的にみると、全製造業の産出デフレーターよりは上昇率が低いものの機械工業の産出デフレーターよりは上昇率が高く、輸出デフレーターの変動は両デフレーター変動の中間に位置している。このため、中長期的には、品目調整後の円建て換算した輸出デフレーターはほぼ国内デフレーターに見合っており変動していると結論され、円高基調に見合っており、契約通貨建て輸出価格が引き上げられていると結論される。

本当にそうであるか。これを実証するために、円ベースと契約通貨ベースの両系列の輸出入物価指数がえられる1975年以降について両系列の指数の動向を検討する。表3によれば、1975～83年の外国為替相場は、累積で23.2%の円高であった。この円高を受けて、表4によれば、契約通貨ベースと円ベースの両物価指数の同期間における累積上昇率差は、総平均で輸出物価が19.9%、輸入物価が24.3%である。円建て契約が多い一般・精密機器および電気機器の輸出物価、品目構成の変化が大きい（ラスパイレズ指数とパーシェ型指数との差を生ずる）繊維品の輸入物価等、特殊な理由のあるものを除き概ね外国為替相場の変動を忠実に反映している。従って結論的には、個別商品の外国為替相場変動の物価への転嫁は中長期的には実現されている。但しこの過程で、競争力の弱い商品は輸出商品からの脱落があるかもしれない。

問題は、輸出デフレーターの前年比上昇率が機械工業デフレーターの前年比変動率よりも低い年次である。1972年、1975～78年の4年間および1983年の合計6年がその年であり、特に1977、78両年は機械工業デフレーターの伸びを5%ポイント以上も下回っている。これは、大幅な円高期および円高の影響が残っている年には、円高に見合う外貨建て輸出価格の引上げを完全に実施することができないので、円で評価した輸出価格が国内価格の変動よりも低水準になっていることを意味する。輸出企業サイドからこれをみると、これらの年次には営業余剰が減少し、企業に不況をもらしているといえよう。

表4 1983年の1975年比輸出入物価の上昇率

(%)

		円ベース (a)	契約通貨ベース (b)	上昇率差 (c)
輸 出 物 価	総平均	5.1	26.0	19.9
	繊維品	4.4	27.1	21.7
	化学製品	2.2	28.2	25.4
	金属・同製品	8.8	32.3	21.6
	一般・精密機器	△ 3.6	2.8	6.9
	電気機器	△24.6	△11.9	16.8
	輸送用機器	19.5	42.6	19.3
	雑品	29.7	57.7	21.6
輸 入 物 価	総平均	55.9	93.8	24.3
	食料品・飼料	△14.3	11.2	29.8
	繊維品	26.7	71.6	35.4
	木材・同製品	44.8	79.7	24.1
	石油・石炭・天然ガス	104.6	151.2	22.8
	金属	26.0	55.9	23.7
	機械器具	35.5	68.7	24.5
	雑品	2.0	25.9	23.4

注：1980年基準の接続指数による。

資料：日本銀行調査統計局「物価指数年報」より算出

(2) 海外物価高騰の直接的影響

わが国でほとんど生産されない非競争型原材料価格が高騰した場合、生産の水準と技術係数を一定とすれば、輸入額が急増し、直接的に名目国内総生産が減少することは自明である。ここでは、その直接効果に焦点を絞って、次の3点についての事実を指摘するに止める。

第1は、輸入物価高騰の国内総生産なり国内総支出なりへの影響は、直接的には中間財としての輸入財貨・サービスに限られるということである。第2節(1)の定義式は、 $Y_p \equiv Y_e \equiv O_f + X - M_i$ および $\dot{Y}_p \equiv \dot{Y}_e \equiv \dot{O}_f + \dot{X} - \dot{M}_i$ を導いた。この限りでは、最終財としての輸入財貨・サービスの影響はない。

産業連関表によってわが国の輸入の内訳をみると、1970年代には、 M_i が85%程度、 M_f が15%程度となっている⁵⁾。1970年代に高騰したのは M_i であるので、わが国は海外物価高騰の影響を受け易い国であるといえる。

なお、 Y_d の内訳までを考慮すると、 M_f も一定の影響力をもっている。一部

の水産物、航空機等、実質上の非競争型輸入品もあるが、多くの M_f は国産品と競合する競争型輸入品であるので、輸入品価格の高騰は多くの場合、 M_f の減少をもたらす、実質的にはそれほど大きな影響を及ぼさない。しかし、それが消費財である場合は、程度の差はあれ、(9)式の W の実質購買力の減少をもたらす。資本財の場合は S の実質購買力の減少、時期的ラグをもって D の増加と S の減少をもたらす。この波及効果と心理的影響までを考慮すると、簡単に無視してしまうこともできない。

第2は、輸入物価の高騰は1973～74年と1979～80年の2回にわたり、原油価格の高騰を主因にして発生していることである。2年間の輸入デフレーターの上昇率は、1974年が72年比93.8%、1980年が78年比78.6%である⁶⁾。1979～80年の輸入デフレーターの上昇率は1973～74年の上昇に較べ大幅に小さかった訳ではなく、この2つの時期の外国為替相場の変動を除去した海外物価要因だけをみると、1979～80年の輸入デフレーターの上昇は1973～74年の8割程度はあったのである。

第3は、交易条件の大幅な悪化である。国民経済計算ベースの交易条件は海外物価の高騰によって大幅に悪化した。

ところで輸出、輸入とも極めて多数の財貨・サービスの集合体であり、その価額は $\sum P_j \cdot Q_j$ である。わが国国民経済計算の場合、国民経済全体としての j の数は2,100品目強（基準年次の相違によってその正確な数は若干異なる。）で、これらが約400品目の $P_i \cdot Q_i$ に統合されて実質推計の基本単位になっている。従って基本単位の個々の $P_i \cdot Q_i$ 自体が $P_i \cdot Q_i = \sum P_j \cdot Q_j$ である。現実の経済においては、個々の $P_j \cdot Q_j$ の大きさの相対関係が不断に変動しているため、推計の基準年が変われば、 $P_i \cdot Q_i = \sum P_j \cdot Q_j$ の内容も異なってくる。当然、より統合された概念である輸出および輸入の $V = \sum P_i \cdot Q_i$ における個々の i 品目の相対比も変動する。また、 $P_i = \sum P_j$ 、 $Q_i = \sum Q_j$ であり、 P_i 、 Q_i の相対比も変動する。これらのため、 V_t の実質値 \dot{V}_t は基準年が異なれば計数が異なり、その伸び率 $\dot{V}_t / \dot{V}_t - 1$ も異なる。

現実の動向をみると、第一次石油危機後の1975年の交易条件は70年に較べ、1970年基準推計で27.8%、1975年基準推計で29.4%悪化した。両者の平均は

28.6%である。第二次石油危機直後の1980年の交易条件は75年に比べ、1975年基準推計で28.5%、1980年基準推計で29.0%悪化した。両者の平均は28.7%である。(表5-1参照)

交易条件の悪化は、2回の石油危機時のそれぞれ2年間に集中している。表5-2によれば、1974年の72年比交易条件の悪化は、1970年基準推計と1975年基準推計の平均で25.3%、1980年の78年比悪化率は、1975年基準推計と1980年基準推計の平均で32.9%である。前記第2のポイントで、輸入デフレーターの上昇率は第一次石油危機時が第二次石油危機時よりも2割程度大きかったと述べた。しかし、交易条件の悪化という観点からみると、逆に第二次石油危機時の方が第一次石油危機時よりも3割近く大きい。これは、第一次石油危機時には国内インフレもあって、輸出価格がかなり(41~42%)上昇したが、第二次石油危機時は第一次の時の半分以下(17~19%)であったことによる。

交易条件の悪化はどの程度のインパクトを国内経済に及ぼしたであろうか。

表5-1 国民経済計算ベースの交易条件の変化(1970~1975年、1975~1980及び1980~85年)
(対象年次-5年=100.0)

対象年次	基準推計年	輸 出					輸 入					交易条件(%)
		価額	価格	数量	前基準推計年比(%)		価額	価格	数量	前基準推計年比(%)		
		($\Sigma P \cdot Q$)	(ΣP)	(ΣQ)	ΣP の変動	ΣQ の変動	($\Sigma P \cdot Q$)	(ΣP)	(ΣQ)	ΣP の変動	ΣQ の変動	
1975	1970	239.5	138.8	172.5	-	-	270.8	192.3	140.9	-	-	$\Delta 27.8$
	1975	"	141.8	168.1	2.2	$\Delta 2.6$	"	200.8	134.9	4.4	$\Delta 4.3$	$\Delta 29.4$
	1980	"	149.9	159.7	5.7	$\Delta 5.0$	"	198.5	136.4	$\Delta 1.1$	1.2	$\Delta 24.5$
	1985	"	154.5	155.0	3.0	$\Delta 3.0$	"	197.1	137.4	$\Delta 0.7$	0.7	$\Delta 21.6$
1980	1975	173.3	104.9	165.2	-	-	185.2	146.6	126.3	-	-	$\Delta 28.5$
	1980	"	110.3	157.0	5.2	$\Delta 5.0$	"	155.5	119.1	6.0	$\Delta 5.7$	$\Delta 29.0$
	1985	"	109.3	158.6	$\Delta 1.0$	1.0	"	149.8	123.6	$\Delta 3.6$	3.8	$\Delta 27.1$
1985	1980	140.8	92.3	151.9	-	-	101.4	92.4	109.8	-	-	$\Delta 0.1$
	1985	"	97.8	144.0	6.0	$\Delta 5.2$	"	98.0	103.4	6.1	$\Delta 5.7$	$\Delta 0.3$

- 注 1. 価額、価格及び数量は、それぞれ対象年の5年前を100.0とする指数で表示してある。
 2. 基準推計年が変更されると、価額($\Sigma P \cdot Q$)が改定されなくても、価格(ΣP)と数量(ΣQ)が改定される理由については、本文参照のこと。
 3. 基準推計年が変更された場合に、 ΣP 、 ΣQ の変動が大きいほど、基本単位レベルの物価、数量のウェイトの変動が大きいこと、即ち、輸出入構造の変動が大きいことを示す。

資料：経済企画庁編「国民経済計算年報」から算出。

表5-2 国民経済計算ベースの交易条件の変化（1972～1974年及び1978～1980年）
（対象年次の2年前=100.0）

対象年次	基準推計年	輸 出				輸 入				交易条件 (%)	
		価額 ($\Sigma P \cdot Q$)	価格 (ΣP)	数量 (ΣQ)	前基準推計年比(%) ΣP の変動 ΣQ の変動	価額 ($\Sigma P \cdot Q$)	価格 (ΣP)	数量 (ΣQ)	前基準推計年比(%) ΣP の変動 ΣQ の変動		
1974	1970	186.7	141.4	132.0	-	251.9	186.0	135.4	-	-	$\Delta 24.0$
	1975	"	142.0	131.5	0.4	$\Delta 0.4$	"	193.5	130.2	4.0	$\Delta 3.9$
	1980	"	142.6	130.9	0.4	$\Delta 0.4$	"	193.8	130.0	0.1	$\Delta 0.1$
1980	1975	144.7	117.2	123.4	-	182.7	173.5	105.3	-	-	$\Delta 32.4$
	1980	"	119.2	121.4	1.7	$\Delta 1.6$	"	178.6	102.3	3.0	$\Delta 2.9$

注および資料：表5-1と同じ

1974年と1980年のそれぞれの輸入量を賄うために、それぞれ2年前の輸出入価格を基準とすると、1974年は33.9% (=1/0.747)，1980年は同じく49.0%輸出量を増加させなければならない。交易条件の悪化によって、それだけの購買力の海外流出があったのである。これは両年の国内総生産の74年が4.6%，80年が7.1%に相当する（国内総生産は1980年基準推計の計数による。）。

(3) 海外物価高騰の国内物価への波及

海外物価高騰の国内物価への波及の問題は、本来、短期・ミクロ分析に属する問題であり、月次データのえられる物価指数等を利用して分析されるべき課題である⁷⁾。国民経済計算、特に生産面を中心とする国民経済計算は年次データしかえられないので、この種の短期分析にはなじまない。ここでは、国内物価への波及の問題をマクロ的、構造的視点から検討する。

表6は、国民経済計算・国内ベースの輸入、中間投入、産出の各デフレーターの入物価高騰時における対前年比上年率を比較したものである（併せて、卸売物価の入物価指数も参考として表示）。この表から次のことが結論される。

①輸入物価高騰期（1973～74年，1979～80年）には、1973年の中間投入デフレーターと1979年の産出デフレーターを例外として、上昇率が輸入デフレーター、中間投入デフレーター、産出デフレーターの順になっており、マクロ的にも輸入物価高騰の国内物価への波及が示唆される。

②輸入物価高騰翌年の1975年および1981年の上昇率は、産出デフレーターの

表6 各種デフレーター等の上昇率の比較

(対前年比上昇率：%)

	1973～75年				1979～81年			
	1973年	1974年	1973,74 年累積	1975年	1979年	1980年	1979,80 年累積	1981年
輸入デフレーター	18.5	63.5	93.8	9.1	28.7	38.8	78.6	0.8
中間投入デフレーター	19.7	33.2	59.6	4.2	4.8	19.5	25.3	1.2
産出デフレーター	14.8	27.0	45.8	6.4	5.0	10.1	15.6	2.1
(参考) 卸売物価：輸入物価指数	21.2	67.8	103.4	7.3	28.7	44.7	86.2	5.2

注：1. 国民経済計算のデフレーターは、1980年基準推計の国内ベースによる。

3. 卸売物価指数は1980年基準指数で1979年までは接続指数による。

2. 輸入デフレーターは国内総支出の構成項目としての財貨・サービスの輸入のデフレーターであり、中間投入および産出のデフレーターは、輸入税、帰属利子調整後の生産面から接近した、国内総支出と調整前の国内総生産の構成項目としての中間投入および産出のデフレーターである。

資料：経済企画庁編「国民経済計算年報」および日本銀行調整統計局「物価指数年報」から算出

上昇率が中間投入デフレーターの上昇率を上回っており、その要因が主として国内要因によるか、波及のラグによるかは別として、少なくとも波及に一定のラグがあることを示唆している。

③1973～74年と1979～80年を比較すると、輸入物価高騰の国内物価への影響の度合い異なる。2か年累積上昇率をみると、1973～74年は、輸入物価上昇率を基準として、中間投入がその64%程度、産出が49%程度の物価上昇を記録したのに対し、1979～80年は、それぞれ32%程度と20%程度である。即ち、国内要因による物価上昇は、1973～74年に較べ1979～80年は少ないことを示唆する。

④上記①の1973年の中間投入デフレーター、1979年の産出デフレーターにみるように、その程度は別として、両回とも国内要因による物価上昇の存在を示唆している。

以上は、国内経済を全体として捉えた場合の波及の姿である。これを経済活動部門（産業10部門、非産業2部門。製造業は13部門に分割）にブレイク・ダウンした表が表7である。なお、表7の経済活動部門の配列は、1973～74年累積の中間投入デフレーターの上昇率の高いものから順次配列してある。表7か

表7 経済活動部門別中間投入デフレーターおよび産出デフレーターの上昇率
 (1973~75年および1979~81年) (対前年比上昇率：%)

	1973~75年				1979~81年			
	1973~74年累積		1975年		1979~80年累積		1981年	
	中間投入	産 出	中間投入	産 出	中間投入	産 出	中間投入	産 出
石油・石炭製品	214.3	98.0	23.9	26.5	109.0	81.8	10.3	9.6
パルプ・紙	78.5	83.7	1.3	△3.1	42.5	33.9	△3.0	△4.3
電気・ガス・水道業	72.7	45.6	21.2	21.6	68.1	40.1	9.0	10.0
化学	68.0	47.2	12.0	11.8	47.1	36.3	△0.6	△2.7
鉱工業	66.0	58.0	11.3	△1.7	47.8	29.9	5.8	1.5
農林水産業	63.1	52.5	7.5	8.4	25.5	9.5	4.1	4.3
窯業・土石製品	61.5	55.3	5.9	5.8	36.1	24.1	4.0	3.4
一次金属	61.1	56.2	△1.1	△0.6	24.4	18.8	△3.6	△2.5
その他の製造業	58.7	61.5	△0.9	△0.9	31.5	23.5	△3.2	△0.7
食料品	57.6	36.3	7.3	12.5	15.6	9.6	2.7	4.8
建設業	54.0	53.5	△0.2	4.9	21.3	21.8	△0.1	1.8
金属製品	52.9	51.7	△2.3	3.6	19.3	12.0	0.4	1.5
卸売・小売業	47.8	45.7	8.3	4.5	19.2	6.3	3.6	2.4
運輸・通信業	47.6	28.6	3.6	11.0	37.0	11.4	4.2	4.3
一般機械	45.7	40.7	0.8	3.1	10.8	5.7	1.6	1.6
不動産業	42.8	16.9	8.7	9.6	21.1	8.9	1.8	4.7
電気機械	42.6	25.3	△2.1	2.2	17.8	△0.5	△2.2	△0.8
精密機械	42.1	25.2	2.7	10.9	16.0	0.5	△0.6	△0.7
金融・保険業	41.9	65.4	7.2	△1.3	15.3	17.1	3.6	△1.6
サービス業	41.9	41.1	9.4	14.2	19.3	10.6	3.5	4.2
繊維	41.4	33.9	△1.7	△1.6	16.7	10.4	0.8	0.8
輸送機械	41.3	28.0	2.4	6.4	9.2	4.9	1.0	2.4
政府サービス生産者	39.3	48.8	6.1	14.1	18.3	11.2	4.0	3.5
対家計民間比営利サービス生産者	36.8	43.4	4.6	14.8	17.0	12.4	1.3	3.3
(再計)産業	55.0	45.4	4.3	5.9	25.9	15.8	1.3	2.0
うち製造業	58.4	47.3	3.5	4.1	27.1	18.2	0.2	0.6
全経済活動	54.5	45.5	4.4	6.3	25.7	15.5	1.3	2.1

注：1. 1980年基準推計の国内ベースによる。

2. 各デフレーターは、輸入税、帰属利子調整前の計数。従って最下段の「全経済活動」を含め、全項目が表6の中間投入デフレーター、産出デフレーターと概念が若干異なる。

ら更に次のことが追加的に云える。

⑤経済活動部門別デフレーターの1973~75年と1979~81年の動向は全体としてはかなり相似している。例外的なのは、a)1973~74年の運輸・通信業の中間投入デフレーターの上昇率がむしろ低い；b)1979~80年の農林水産業、食

料品の中間投入デフレーターの上昇率が相対的に低い；ことであろう。

⑥上記⑤の経済活動部門別内訳は、波及の中心物資が「原油」にあることを示唆する。即ち、直接、間接を合計した原油投入比率の高い石油・石炭製品を第1位に、その比率が低いサービス業等や機械工業が下位に位置している。

⑦高次加工産業の機械工業（一般、電気、輸送、精密の4工業）の産出デフレーターの上昇が1979～80年は非常に低い。生産性の上昇あるいは製品構成の変化を示唆する。

⑧1975年にデフレーターが低下した部門が中間投入、産出とも6部門、1981年のそれがそれぞれ7部門に達する。これは、市場における需給状況の変化がデフレーターに相当大きな影響を与えていることを示唆する。

海外物価高騰という理由のみによって国内物価が上昇することは、即ち、海外要因のみによる国内物価の上昇は、短・中期的には経済政策によって阻止できない。むしろ、短期的物価抑制政策は後年により大きな歪みをもたらす。長期的構造政策は短・中期的に効果をもたらすには時間が短かすぎる。

問題は、海外物価高騰に伴って、国内要因による物価上昇が発生するか否かにある。ここでは、国内要因が賃金にあるか、市場の需給変化に伴う利潤等にあるのかを問わない。このような問題意識にもとづき国内要因にもとづく物価上昇率を試算する。この理論値試算の方法は次のとおりである。

a) 基準を1973年および1979年の海外物価高騰の3年前の1970年および1976年にそれぞれ設定し、国内経済全体および経済活動部門別の国内要因による物価上昇率を指数化して表示する。

b) 国内要因による物価上昇が0とは、国内総生産デフレーターの上昇率0を意味するとする。即ち、 $\Delta Y_{pt} / \Delta \dot{Y}_{pt} = 1$ （但し、 \dot{Y}_p は基準年価格による評価とする）。

c) 実質中間投入・粗付加価値率を一定とする。即ち、 $\dot{Y}_{pt} / \dot{I}_t = \alpha$ （但し、 $\alpha = \dot{Y}_{p0} / \dot{I}_0$ ）。これは粗付加価値（名目、実質とも）が実質中間投入の変動率に見合って、それと同じ割合で変動することを仮定している。

d) 以上のa)～c)にもとづき、 O_t の理論値を求め、「現実の O_t ／理論上の O_t 」を指数化する。

e) 海外物価高騰の影響は海外物価高騰の2年後までに、即ち、1976年および1982年までに終るものとする。

以上の仮定にもとづき試算した結果は表8のとおりである。

表8は、国内経済合計、製造業、非製造業および製造業、非製造業のうち代表的経済活動部門6部門づつを表示する。

表8にみるように、国内経済全体としての国内要因による物価上昇は、1971～76年が6年間で25.1%（年率3.8%）、年次別では、1973年が4.9%、74年が7.8%、75年4.6%等であるのに対し、1977～82年は6年間で12.0%（年率1.9%）、年次別では1979年が1.1%、80年が2.7%、81年が1.7%等である。全期間を通じてみると、1977～82年は1971～76年の半分程度であるが、海外物価高騰とその直後の3年間は3分の1程度である。

これを製造業、非製造業に分けてみると、製造業の国内要因による物価上昇は、1971～76年、1977～82年とも国内経済全体の半分程度で、非製造業は国内経済全体の上昇率をかなり上回っている。（非製造業は1971～76年が40.4%、年率5.8%、1977～82年が16.8%、年率2.6%のそれぞれ上昇。）

経済活動部門別にみて注目すべき部門は、1977～82年の機械工業と1971～76年の卸売・小売業、政府サービス生産者である。前者の第二次海外物価高騰時における国内要因による物価上昇は0ないし若干のマイナスであり、生産性の上昇とか技術水準の向上、製品構成の変化等によって、国内要因による製品価格上昇を完全に抑えている。後者の第一次海外物価高騰期における国内要因による物価上昇はかなり大幅である。卸売・小売業においては、1973年が15.9%、1974年が14.2%であり、この両年に流通段階におけるいわゆる便乗値上げが存在したことをうかがわせる。政府サービス生産者では、1973年が10.3%、74年が23.0%、75年が9.1%となっており、これらの年次における賃金上昇の影響がみられるようである。

(4) 国内要因による物価上昇

物価は、短期的には市場の需給によって決定され、需給が時と共に変化しつつ経済構造を変化させていく。ここでは、長期的観点に立って、経済構造と物

表8 国内要因による産出価格上昇率指数(経済構造不変を前提とした理論値)

(Iは1970年基準; IIは1976基準)

(年)	うち										うち					うち																												
	国内経済合計					製造業					非製造業					政府サービス業					民間サービス業					運輸・通信業					卸売・小売業					電気・ガス・水道業					金融・保険業			
	輸送機械	電気機械	石油・石炭製品	窯業・土石製品	繊維	食料品	製造業	非製造業	政府サービス業	民間サービス業	運輸・通信業	卸売・小売業	電気・ガス・水道業	金融・保険業	製造業	非製造業	政府サービス業	民間サービス業	運輸・通信業	卸売・小売業	電気・ガス・水道業	金融・保険業	製造業	非製造業	政府サービス業	民間サービス業	運輸・通信業	卸売・小売業	電気・ガス・水道業	金融・保険業														
(I) 1970	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0													
1971	101.6	100.9	100.6	100.8	99.4	101.3	103.0	103.0	102.2	100.3	99.6	104.8	100.4	101.7	103.0	103.0	102.2	100.3	99.6	104.8	100.4	101.7	103.0	103.0	102.2	100.3	99.6	104.8	100.4	101.7														
1972	104.0	102.1	104.4	102.3	98.0	100.6	106.4	106.4	102.8	105.0	101.5	109.1	92.6	108.9	106.4	106.4	102.8	105.0	101.5	109.1	92.6	108.9	106.4	106.4	102.8	105.0	101.5	109.1	92.6	108.9														
1973	109.1	105.9	104.7	103.1	108.4	103.0	114.0	114.0	113.4	107.9	109.9	126.5	116.0	138.0	114.0	114.0	113.4	107.9	109.9	126.5	116.0	138.0	114.0	114.0	113.4	107.9	109.9	126.5	116.0	138.0														
1974	117.6	110.3	111.9	120.4	113.0	107.2	128.6	139.1	120.1	116.2	144.4	151.0	139.6	140.9	128.6	128.6	139.1	120.1	116.2	144.4	151.0	139.6	140.9	128.6	128.6	139.1	120.1	116.2	144.4	151.0	139.6													
1975	123.0	111.5	115.0	119.3	108.4	107.6	136.7	151.8	124.7	121.6	139.6	151.0	139.6	140.9	136.7	136.7	124.7	121.6	139.6	151.0	139.6	140.9	136.7	136.7	124.7	121.6	139.6	151.0	139.6	140.9														
1976	125.1	112.9	113.4	120.3	106.9	111.3	140.4	155.1	127.8	126.3	140.9	155.1	140.9	140.9	140.4	140.4	127.8	126.3	140.9	155.1	140.9	140.9	140.9	140.9	127.8	126.3	140.9	155.1	140.9	140.9														
(II) 1976	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0													
1977	102.7	101.3	103.6	99.4	100.1	105.1	103.7	98.6	105.3	112.2	102.6	104.5	103.8	103.8	103.7	103.7	98.6	105.3	112.2	102.6	104.5	103.8	103.8	103.8	98.6	105.3	112.2	102.6	104.5	103.8	103.8													
1978	104.4	102.7	100.9	113.9	102.6	102.3	104.9	95.1	105.7	112.4	103.3	106.6	110.5	110.5	104.9	104.9	95.1	105.7	112.4	103.3	106.6	110.5	110.5	110.5	95.1	105.7	112.4	103.3	106.6	110.5	110.5													
1979	105.5	102.8	101.2	97.6	103.9	105.6	107.2	95.1	110.4	110.7	106.4	101.1	117.1	117.1	107.2	107.2	95.1	110.4	110.7	106.4	101.1	117.1	117.1	117.1	95.1	110.4	110.7	106.4	101.1	117.1	117.1													
1980	108.4	104.3	101.1	102.7	104.0	107.8	112.1	99.2	113.0	111.4	112.2	117.7	128.2	128.2	112.1	112.1	99.2	113.0	111.4	112.2	117.7	128.2	128.2	128.2	99.2	113.0	111.4	112.2	117.7	128.2	128.2													
1981	110.2	105.1	99.2	104.2	107.1	108.6	114.9	100.3	116.1	114.5	116.4	121.1	119.0	119.0	108.6	108.6	100.3	116.1	114.5	116.4	121.1	119.0	119.0	119.0	100.3	116.1	114.5	116.4	121.1	119.0	119.0													
1982	112.0	106.6	100.3	106.1	107.1	108.0	116.8	101.9	116.2	116.6	121.7	125.6	131.5	131.5	109.8	109.8	101.9	116.2	116.6	121.7	125.6	131.5	131.5	131.5	101.9	116.2	116.6	121.7	125.6	131.5	131.5													

但し、Aは国内要因による産出価格上昇率指数

$$\text{計算式: } A = \frac{O_t}{I_t + Y_p \cdot O_t} \times 100$$

O, I, Yp, Iおよび添字は本文と同じ

注1. この計算式は、国内経済合計および各産業等の投入構造不変、組付加価値率を実質投入に対して不変(従って、資本および労働の生産性不変)と仮定(=国内総生産デフレーターの変動なし)して、その場合の理論上の各目産出価額を求め、この値を基準として実際の各目産出価額を各年について指数化したものである。従って、各年の各目産出価額のうち、どの程度が中間投入財・サービスの価格上昇にもつながらない価格上昇であるかを示している。

注2. 国内経済合計は輸入税、帰属利子調整後、それ以外のものは調整前。従って、両者の間で概念は若干異なる。

資料: 経済企画庁編; 昭和55年基準改定国民経済計算報告, 下巻, 付表2より算出

価との係わりをコスト面から検討する。

コスト面から産出を分解すると、中間投入と国内総生産とのコストに分解される。中間投入に関係する海外物価の影響については、本節の(1)～(3)で検討した。国内総生産のコストは専ら国内における生産活動によって産みだされるものであるので、国内要因によって決定される。

まず、就業者1人当り国内総生産＝粗付加価値の動向を指数化すると、表9-1のようになる。1人当り粗付加価値の絶対値は経済活動部門によって一定の格差が存在する（表9-1の注2参照）が、名目の1人当り粗付加価値指数の伸びにはそれほど大きな差がない。しかし、実質の1人当り粗付加価値指数の伸びには経済活動部門別に差があることが認められる。即ち、名目タームではむしろ伸びが小さい機械工業の指数が、実質タームでは大幅に上昇している。機械工業では、1970年代に実質タームの生産性（その内容は問わない）が大きく上昇し、これが機械工業の産出物価上昇を抑制していることがうかがわれる。

表9-1 就業者1人当たり経済活動部門別粗付加価値指数

(1970年=100.0)

(年)	各 目					実 質 (1980年価格)				
	国内総生産	機械工業	その他の製造業	農水産業 建設業	林業 第三次産業	国内総生産	機械工業	その他の製造業	農水産業 建設業	林業 第三次産業
1970	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
71	109.3	105.6	108.0	110.0	108.9	104.9	102.7	105.8	106.2	103.2
72	125.4	118.8	121.0	132.4	124.2	114.9	109.2	116.9	118.9	111.4
73	150.6	138.1	145.7	172.2	145.4	121.7	124.2	126.3	128.8	114.8
74	179.3	158.6	168.0	204.6	131.9	121.1	140.5	123.0	123.3	114.3
75	197.9	167.7	176.2	236.7	197.5	123.2	134.8	123.5	129.4	116.0
76	220.9	199.9	198.0	254.3	219.0	127.8	162.3	132.2	126.9	118.3
77	241.7	216.7	217.9	269.6	240.8	132.2	180.0	138.8	127.4	121.3
78	263.6	232.1	245.8	295.8	260.0	138.6	196.1	149.7	134.1	124.9
79	283.8	247.5	264.4	327.2	277.5	145.7	221.7	156.6	138.2	130.5
80	305.0	264.7	280.2	344.0	299.3	152.8	259.4	160.5	136.7	136.6
81	321.8	286.4	288.9	368.6	313.5	156.5	279.0	162.0	140.6	138.3
82	336.4	301.7	303.8	372.2	328.0	160.5	299.2	170.9	140.6	139.8
83	345.0	307.4	310.9	357.2	339.4	164.5	338.2	180.5	132.1	140.7

注：1. 国内総生産は輸入税、帰属利子調整後、その他は同調整前の指数。

2. 1980年の1人当り粗付加価値は、国内総生産4,246千円、機械工業5,024千円、その他の製造業4,982千円、農林水産業、鉱業、建設業2,401千円、第三次産業4,717千円である。

資料：経済企画庁編「国民経済計算年報」より算出

一方、非製造業（農林水産業、鉱業、建設業、第三次産業）では実質タームの生産性の伸びが相対的に低く、逆に名目タームの生産性の伸びは高い。これは、相対的に低い実質タームの生産性の伸びを産出物価上昇によってカバーしていることをうかがわせる。更に、全期間を通してみると、名目タームの生産性の伸びは経済活動部門別に大きくは異ならない、むしろ非製造業の方が若干高いといえる。

表9-2 就業者1人当たり粗付加価値指数
(1976年/1970年, 1982年/1976年)

	各 目		実 質	
	1976年 (1970年 =100)	1982年 (1976年 =100)	1976年 (1970年 =100)	1982年 (1976年 =100)
国内総生産	220.9	152.3	127.8	125.6
機械工業	199.9	150.9	162.3	184.4
その他の 製造業	198.0	153.4	132.2	129.2
農林水産業、 鉱業、建設業	254.3	146.4	126.9	110.8
第三次産業	219.0	149.8	118.3	118.1

注、資料：表9-1と同じ

これを時期的に前後期に区分して、前半の6年間と後半の6年間の就業者1人当たり生産性の伸びを比較したのが表9-2である。

国内経済全体としては、名目指数は前半が220.9（年率14.1%の上昇）、後半が152.3（年率7.3%の上昇）と、前半が後半の約2倍の上昇率であるが、実質では前半が127.8（年率4.2%の上昇）、後半が125.6（年率3.9%

%の上昇）とほとんど差はない。これが、前半期における国内要因による物価上昇が後半期よりも2倍程度も大きかったことの根拠となっている。

特に機械工業では、実質の指数が前半162.1（年率8.4%の上昇）、後半184.4（年率10.7%の上昇）と、就業者1人当たり実質生産性が他経済活動部門に比べ非常に高く、国内要因による物価上昇を抑制する要因となっているばかりでなく、後半期には名目指数の上昇を実質指数の上昇が上回っているため、全体の物価を国内要因によって引き下げる役目を果たしている。

ところで、経済活動によって産みだされた国内総生産＝粗付加価値（ Y_p ）は、名目タームで Y_d となり、次の4概念——雇用者所得（ W ）、営業余剰（ S ）、固定資本減耗（ D ）、間接税マイナス補助金（ T ）に分配される。なお、分配面からみた国内総生産はマネー・タームの概念であるため、その内訳は、

国民経済計算の基本概念にもとづき名目についてのみ存在する。

分配面の国内総生産の構成比を表示したものが表10である。

雇用者所得等四者のうち、まず純間接税（間接税マイナス補助金）は、①政府によって税率が決められるものであり、②コストではあるが要素所得の外にある項目である。そして何よりも、③1970年代の物価高騰時にその構成比が上昇したとは云えない項目である。第2に、固定資本減耗は、国民経済計算上の概念、現実の国民経済計算上の推計方法、現実の企業経理上の取扱い、の3つの視点からその整合性につき再検討の余地はあるものの、現実のデータをみると、物価高騰時にその構成比が上昇している訳ではない。従って、1970年代の物価を検討する本稿ではその対象から一応除外する。従って、検討は、雇用者所得と営業余剰の關係に絞られる。

この關係を雇用者所得比率（ $W/W+S$ ）のかたちで年次別・経済活動グルー

表10 国内総生産の内訳別構成比

（国内総生産=100.0）

(年)	全 経 済 活 動					製 造 業				
	国内総生産	固定資本減耗	純間接税	雇用者所得	営業余剰	国内総生産	固定資本減耗	純間接税	雇用者所得	営業余剰
1968	100.0	13.2	6.0	42.6	38.2	100.0	12.1	8.9	40.2	38.7
69	100.0	13.4	5.8	42.7	38.2	100.0	12.5	8.3	40.4	38.9
70	100.0	13.2	6.0	43.4	37.3	100.0	13.0	8.6	40.3	38.1
71	100.0	13.6	6.0	47.0	33.5	100.0	13.8	8.9	43.2	34.1
72	100.0	13.8	5.8	47.4	32.9	100.0	14.3	9.0	44.2	32.4
73	100.0	13.4	5.9	48.5	32.2	100.0	13.6	8.4	44.9	33.1
74	100.0	13.2	5.3	52.2	29.3	100.0	13.7	6.5	49.5	30.3
75	100.0	12.9	5.1	55.2	26.8	100.0	13.4	8.2	53.8	24.7
76	100.0	12.4	5.2	55.2	27.2	100.0	12.1	8.5	52.0	27.5
77	100.0	12.4	5.6	55.6	26.3	100.0	12.2	9.6	52.5	25.7
78	100.0	12.3	5.5	54.5	27.7	100.0	12.0	10.0	50.7	27.4
79	100.0	12.5	6.0	54.2	27.3	100.0	12.3	10.6	50.6	26.5
80	100.0	12.8	5.9	54.3	27.0	100.0	13.1	10.1	50.6	26.1
81	100.0	13.3	6.1	55.2	25.4	100.0	13.3	10.9	51.7	24.1
82	100.0	13.5	6.1	55.5	24.9	100.0	13.6	10.8	51.7	23.9
83	100.0	13.8	6.0	56.2	24.1	100.0	14.0	10.7	52.4	22.8

注：全経済活動の構成比は、輸入税、帰属利子の調整後のものであり、製造業はこの二者の調整前である。

資料：経済企画庁編「国民経済計算年報」による。

ブ別に表示したのが表11である。なお、表11は、表11備考の説明でのべた理由により、国内経済全体から政府サービス生産者、対家計民間非営利団体サービス生産者、農林水産業、不動産業の4経済活動を除外している。また、食料品製造業、繊維製造業、卸売・小売業、サービス業の4経済活動については、雇用量比率に一定のトレンド等があるので、この点を考慮しつつ判断する必要がある。

表11から導きだされる結論は次のようなものであろう。

①1970年の雇用量所得比率（以下、単に「比率」という。）は、むしろ高度成長期の1960年代のパターンを残しており、1970年代の比率の特徴が現われるのは1971年以降である。

②ここでは表示していないが、経済成長率との関係では、大筋で1年程度のラグをもった逆相関がある。

③1974～75年に比率の上昇がある。比率の上昇は名目の要素所得のより多くの部分が雇用量所得に分配されたことを意味する。これを表10および表9-1と関連づけてみると、1974～75年の就業者1人当たり粗付加価値上昇の主因は、比率の上昇、即ち賃金率の上昇にあるといえる。勿論、②の経済動向との関係もあるが、74～75年の比率の上昇の相当部分は不可逆になっており、この時期に分配率の構造変化が生じたことを示している。更に、この結論を表9-1の就業者1人当たり実質粗付加価値指数（同表右半分）および表8と関連づけてみると、国内要因による物価上昇の原因の大きな部分は賃金率の上昇によるものであると結論せざるをえない。

④1970年代から1980年代初にかけての時期を前半と後半に分けてみると、わが国の経済活動の大きな部分を担っている製造業（食料品と繊維を除く）や第三次産業では、前半には比率の上昇があったが、後半はそれほど顕著でない。即ち、後半は、結果としての賃金率上昇圧力が小さかったこと、③との関係でいえば、国内要因による物価上昇の要因としての賃金率の上昇は小さかったことを意味する。

⑤1970年代後半から1980年代初の比率を経済活動部門別にみると、機械工業と建設業の比率上昇が他の部門に較べやや大きい。これを表8や表9と関連づ

表11 雇用者所得比率と雇用者比率

	雇用者所得比率(対国内純生産=国内要素所得) (%)										雇用者比率(対業者) (%)							
	産業(農林水産業、不動産業を除く)			非製造業(農林水産業、不動産業を除く)			その他の産業、サービス業、非製造業				製造業		機械工業		建設業	その他の産業、サービス業、非製造業		
	産業(農林水産業、不動産業を除く)	非製造業(農林水産業、不動産業を除く)	その他の産業、サービス業、非製造業	建設業	機械工業	食料品・繊維工業	その他の産業、サービス業、非製造業	製造業	機械工業	食料品・繊維工業	その他の産業、サービス業、非製造業	建設業	機械工業	食料品・繊維工業	その他の産業、サービス業、非製造業			
1970	53.3	51.4	50.0	54.0	50.0	54.7	60.2	47.2	65.5	79.2	84.7	71.0	92.9	85.2	75.9	82.5	67.7	96.6
71	58.0	55.9	52.4	58.8	54.8	59.4	62.6	52.9	69.5	79.9	85.5	72.1	93.3	86.1	76.8	82.8	69.0	96.4
72	58.7	57.7	62.7	57.8	56.4	59.4	63.4	52.0	71.5	80.0	85.7	73.2	93.0	85.9	76.9	83.0	69.9	94.0
73	59.9	57.6	59.5	63.2	53.2	61.6	63.4	55.2	73.0	79.9	85.4	74.0	92.4	85.3	76.9	81.9	69.6	95.7
74	62.5	62.0	53.4	67.3	60.6	62.8	64.7	55.8	76.0	80.7	86.5	76.0	93.1	86.1	77.5	81.1	70.9	95.3
75	65.9	68.5	54.9	73.3	69.1	64.5	63.6	59.3	74.9	80.6	87.1	77.5	93.0	86.9	76.8	81.2	71.0	95.5
76	65.9	65.4	59.0	67.9	65.5	66.1	66.4	61.0	75.6	80.9	86.9	77.8	92.6	86.6	77.9	80.6	71.8	95.7
77	67.2	67.2	55.5	70.1	64.6	67.1	70.7	63.6	71.4	80.7	86.9	77.9	92.6	86.7	77.9	80.4	72.0	95.4
78	65.4	64.9	60.4	71.9	61.3	65.7	67.5	63.2	69.0	80.0	86.6	78.2	92.5	86.1	77.0	79.6	71.0	95.2
79	65.4	65.6	60.3	73.2	61.9	65.2	65.8	62.1	70.7	80.1	86.2	77.1	92.2	85.9	77.3	79.7	71.5	95.1
80	65.2	66.0	62.6	69.5	64.3	64.8	67.6	61.5	69.4	80.4	86.3	76.6	92.1	85.9	77.8	79.9	72.3	95.0
81	67.3	68.2	64.3	71.4	66.7	66.9	68.5	63.3	72.8	80.7	86.5	77.7	92.4	85.5	78.1	79.9	72.9	95.0
82	67.5	68.4	61.5	73.3	66.3	67.0	72.9	62.4	72.2	80.9	86.8	78.0	92.6	85.7	78.3	80.0	73.3	95.2
83	68.5	69.7	62.6	74.5	67.5	68.0	80.1	63.3	70.4	81.2	86.8	82.5	92.1	84.3	78.7	80.0	74.1	94.9

注：輸入税および帰属利子調整前の計数である。

備考：1. 「産業」とは、全経済活動のなかから、政府サービス生産者と対家計民間非営利団体サービス生産者(いずれも雇用者所得比率、雇用者比率とも100%)を除いた概念である。

2. 農林水産業は就業者の圧倒的割合が自営業者であり、不動産業は自己住宅所有の帰属利子を含みかつ、小規模貸家・質間経営は就業者と所得との関連が統計上明確でないのて除外した。

3. 食料品工業は雇用者比率が漸増しており、繊維工業の雇用者比率は経済活動の影響が大きいのて、別枠とした。

卸売・小売業およびサービス業も食料品工業と同じ理由により別枠とした。

4. その他の非製造業の雇用者所得比率には、旧国鉄財政の影響が認められる。

資料：経済活動企画庁編「国民経済計算年報」より算出

けてみると、機械工業では比率が上昇しているものの同時に実質粗付加価値生産性も上昇している。そして、国内要因による物価上昇が実質ゼロとなっている。このことは比率の変動を実質粗付加価値生産性との関連で検討しなければならないことを示唆している。

4. 1970年代の物価と経済構造の変化

1970年代の物価を総括すると次の諸点を指摘できよう。

第1は、戦後初めて物価が外国為替相場の影響を受けるようになったことである。外国為替の固定相場制が崩壊し、短期的には細かい変動があったものの1970年代の基調は円高であり、これが輸出入物価に直接影響を及ぼした。中長期的には円高の外貨建て輸出価格への転嫁が行なわれた。他方で企業は、円高の下でも一定の輸出量の拡大を確保するために絶えざる生産の合理化、効率化を実施して、コスト削減に努めた。その一方で、円高は輸入物価の低下をもたらしたので、基調として、わが国の国際競争力は更に強化され、貿易黒字が拡大した。

第2は、1973～74年と1979～80年の2回にわたり原油等の輸入素原材料価格の高騰があったことである。これによって、国内物価も高騰したが、他方では、この高騰が国内経済構造の変革、なかんずく省エネルギー体質への転換を促進する一因になった。エネルギー多消費型の重厚長大型産業が主導する経済から、エレクトロニクスや情報関連の活動が主導する高度加工・組立型の軽薄短小型産業への経済構造の転換が進んだ。

第3は、輸入素原材料価格高騰の国内物価への波及の仕方が1970年代前半と後半とで異なったことである。1973～74年の場合は、国内に物価上昇要因があったところに輸入素原材料価格の高騰があり、正確な情報の不足も加わって見掛け上の需給が短期的に逼迫し、国内物価が高騰し、これが大幅な賃金率の上昇を引き起すという悪循環を発生させた。これに対し1979～80年の場合は、それに先立つ2～3年前から多くの企業が減量経営を進め、国内要因による物価上昇要因が小さくなっているところに輸入素原材料価格の高騰があったので、波及は概ね理論的に肯定される範囲を大きく上回ることはなかった。また、その

影響は比較的短期間に終息し、早期に物価の安定を取り戻した。

第4は、国内産業構造の変化の影響である。高度経済成長期の投資が完全に生産能力化して、産業の基礎資材の供給能力が確保されるようになった。更に、1970年代前半の省エネルギー投資の効果も現われはじめ、エレクトロニクス、自動車等の技術革新、技術改良も生産現場レベルで現実化するようになった。これらの総合効果によって、機械工業を中心に生産性が大幅に上昇して工業製品の価格上昇阻止要因となり、一部の物価は下落した。この影響の経済活動全体への波及もあって、経済の情報化、自動化が進みはじめ、賃金率上昇の鈍化と相まって国内要因による物価上昇を大幅に減速させた。そして、これらの要因は1980年代から現在にかけて引き継がれているのである。

最後に、1970年代を中心にその前後を含めたわが国経済構造の変化を具体的に示して本稿を終えたい。

表12にみるように、1970年代におけるわが国の経済構造の変化は、1960年代末から1980年代までのほぼ四半世紀に及ぶ或る特定の方向に沿った変化の一環として理解されるべきであろう。

その方向の第一は、農林水産業、鉱業の継続的な構成比の低下である。この変化の方向は必ずしも本稿の主題と深い関係がある訳ではない。

第二は、国内総生産に占める機械工業の構成比が名目では概ね一定しているものの、実質では時期の下るに従って急速に上昇していることである⁸⁾。特に、1970年代後半以降の構成比上昇が著しい。これは本稿の主題と密接に関係する。即ち、1970年代、特に1970年代後半に、機械工業の生産性上昇が国内要因による物価上昇要因の引き下げに大きく貢献し、その他産業（建設業、金融・保険業、不動産業、サービス業）等から発生する国内要因による物価上昇圧力を相当大きく相殺する役割を果たした。

第三は、名目でその他産業の構成比が漸増したことである。経済のサービス化といわれる現象がそれであるが、名目の構成比の上昇に対し、実質の構成比は概ね一定であった。これは、名目需要の増加によって、これらの産業に国内要因による一定の物価上昇圧力があつたことを示唆する。この物価上昇圧力の或る部分は、国内経済全体としては機械工業の生産性上昇によって相殺された。

表12 生産物接近法による国内総生産の経済活動部門別構成比の推移
(各目, 実質; 1964年, 1970年, 1976年, 1982年, 1988年)

	(%)				
	1964年	1970年	1976年	1982年	1988年
	(1) 各 目				
農林水産業, 鉱業	10.9	7.0	5.5	3.9	2.9
機械工業	10.8	12.2	10.6	10.7	10.9
その他の製造業	24.7	23.7	20.1	18.4	18.4
卸売・小売業, 運輸・通信業, 電気・ガス・水道業	22.9	23.3	23.8	24.1	22.5
その他の産業	26.5	29.6	33.7	36.4	39.5
政府サービス生産者, 対家計 民間非営利団体サービス生産者	7.7	7.3	10.4	10.4	10.1
調整項目	△ 3.4	△ 3.2	△ 4.1	△ 10.4	△ 4.2
国内総生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(2) 実 質 (1980年価格)				
農林水産業, 鉱業	12.8	6.8	5.6	4.1	3.1
機械工業	3.7	6.2	7.6	11.4	17.2
その他の製造業	18.2	20.5	20.3	18.9	18.0
卸売・小売業, 運輸・通信業, 電気・ガス・水道業	17.1	21.1	23.2	24.1	23.3
その他の産業	35.9	36.4	36.2	34.9	34.5
政府サービス生産者, 対家計民間 非営利団体サービス生産者	14.3	10.4	11.0	10.2	8.9
調整項目	△ 2.1	△ 1.8	△ 3.9	△ 3.6	△ 4.9
国内総生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注: 1. 機械工業は, 一般機械, 電気機械, 輸送機械, 精密機械の4つ製造業の合計である。

2. その他の産業は, 建設業, 金融, 保険業, 不動産業, サービス業の合計である。

3. 調整項目は, 輸入税マイナス帰属利子である。両者のうち, 帰属利子が90%弱を占めており, この項目のマイナスの値は, 大筋として, 金融機関の貸付業務の国内経済における相対的大きさの変動を示す。

4. 1988年の計数は1980年基準推計が第一次確報の段階で1985年基準推計に移行しているの
で, 1980年基準推計の最終確定値ではなく, この意味では一種の暫定値であるといえる。

資料: 経済企画庁編「国民経済計算年報」により算出。

政府および対家計民間非営利団体サービス生産者の名目と実質の構成比の乖離にもその他産業と同じ要因が働いているといえる。

注

1. 本節の記述は年次経済報告、物価レポート等の政府の報告書、各種の雑誌、新聞記事を参考にしているが、多くの部分は筆者が国民生活センター、経済企画庁物価局に勤務していた当時の実務上の経験に負うところが大きい。もし事実には誤りがあれば、筆者の記憶の誤りによるものであり、深く陳謝したい。
2. この点については、次稿で詳細な論を展開する予定である。本稿はこの事実の指摘に止める。
3. この点の論考については、例えば、近年の「環境白書」等によって、マクロ・レベルと個別産業レベルのエネルギー原単位の低下が具体的データによって明らかにされている。
4. 経済企画庁；年次経済報告によれば、円の実効レートの変動幅は、1970年代中期の時点の貿易構成でみて、概ね対USドル・レート変動率の75%程度になるとしている。（1975年前後の年次経済報告にこの種の記述がみられる。）
5. 産業連関表における輸入の構成比は次のとおりである。

	(%)		
	1970年	1975年	1980年
内生部門（家計外消費を含む）	81.5	87.0	86.4
最終需要部門	18.5	13.0	13.6
うち、消費支出	10.9	9.9	9.7
固定資本形成	7.0	3.6	2.9
その他(在庫品増加等)	0.5	△ 0.5	1.0

6. 後出の表6参照のこと。
7. 例えば、第二次石油危機時の物価問題を取扱った経済企画庁物価局編「物価レポート'85」等はこの問題について詳しく分析している。
8. 実質とは、基準年の不変価格で評価した価額である。従って、余りにも大きく経済構造が変化して、基準年に存在しなかったような商品・サービスが多数出現したり、その量が飛躍的に増加したり、逆に基準年に大量に存在した商品・サービスが大幅に縮減したりすると、更にまた、相対価格の変動が大きくなったりすると、実質値の有効性に問題を生ずる。経済構造と品目別相対価格の変化が激しい日本経済の場合、特定年次を基準とする一貫型の実質推計の有効期間はせいぜい20年以下である。（経済企画庁編「長期週及主要系列・国民経済計算報告」——昭和60年基準——（昭和30年～平成元年），p.589～593参照のこと。）

論 説

カロリー換算によらないエネルギー量の測定 (2)

— マクロ経済データによるエネルギー量の測定 —

市 橋 勝

- [1] 小論の目的
- [2] 環境問題と経済学的枠組み
- [3] 指数についての検討
- [4] 現実の指数の推移
……以上, 前号
- [5] 政府統計によるエネルギー量の推移
- [6] 測定結果
- [7] 小括
……以上, 本号

[5] 政府統計によるエネルギー量の推移

前節で求めたF型指数によるエネルギー量の測定を行う前に、政府統計の数字によりこの間のエネルギー使用量の推移を見ておくことにしたい。

ところで、エネルギー消費というものを考える場合、供給されるエネルギー量（これを1次エネルギー供給量という）と最終的に消費されるエネルギー量（これを最終エネルギー消費量という）の2種類のエネルギー量を区別しておく必要がある。前者は輸入及びエネルギー供給産業によって供給されるエネルギー量であり、それは石油、石炭、天然ガス、水力・地熱、原子力、新エネルギー等¹⁾によって供給されるエネルギー総量のことである²⁾。それに対し後者は、エネルギー転換を経て、最終的に国内の各部門で消費されるエネルギー消費量のことである（図Ⅷ参照）。このエネルギー転換の過程で、エントロピー増大則という熱力学的制約により摩擦部分が生じるため、最終エネルギー消費

は1次エネルギー供給よりも必ず小さくなる。従って、エネルギーの供給量と消費量との間には、以下のような不等式が成り立つ³⁾。

$$E_s > E_d \quad (21)$$

E_s : エネルギー供給量

E_d : エネルギー消費量

さて、表Ⅱは、資源エネルギー庁の『総合エネルギー統計』（平成3年度版）によるエネルギー消費量の推移である⁴⁾。この中の1次エネルギー総供給量と、表Ⅱにはないが『総合エネルギー統計』の中の最終エネルギー消費量をグラフにしたのが図Ⅸ、そして国民総生産単位当たりの1次エネルギー供給量と最終エネルギー消費量をグラフにしたものが図Ⅹである。

このグラフを一目すれば明らかなように、1次エネルギー供給、最終エネルギー消費の両方が時間と共に増大してきているが、エネルギー/GNPという比率は両者とも1974年あたりを境にして一貫した低下傾向にあることが分かる。このことは、GNP1単位を作り出すためのエネルギー使用量が減少してきている（生産効率が上昇しているか、エネルギー消費に変わる生産方法の代替が起きている⁵⁾）ことを示している。つまり、いわゆる「省エネ合理化」の効果ということになる。

この『総合エネルギー統計』（平成3年度版）の結果が、日経NEEDSの価格データによっても裏付けられるものかどうかを検証する。

[6] 測定結果

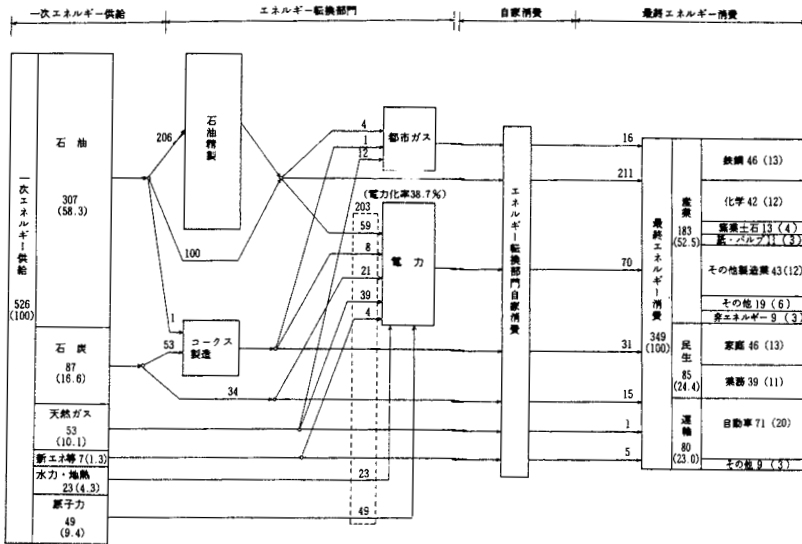
(1) その1 : 総エネルギー消費量/GNP

マクロのエネルギー産出総量とエネルギー/GNPは、図11の通りである⁶⁾。

[3]でも述べた通り、ここで使用している総生産額は、日経NEEDSの中の『国民経済計算年報』「主要系列表」の名目GNPである。これを、作成したGNPのF型算式を用いて実質化した。

図Ⅷ

我が国のエネルギーフロー (2年度)



註 ・単位は原油換算(百万kcal), ()内は%

・エネルギー転換部門において、投入分と生成分との差は転換ロスに相当する。(平成3年版)

(出所) 資源エネルギー庁『統合エネルギー統計』

表Ⅱ

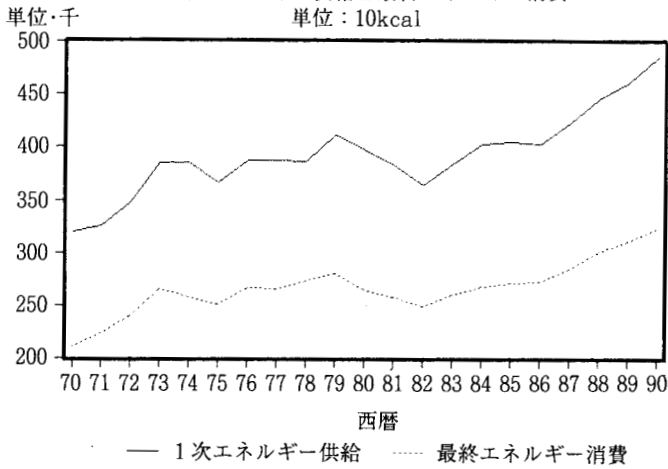
我が国のエネルギー需要各種指標 (人口、GNP、鉱工業生産一単位当たり)

区分	一次エネルギー供給 (10 ⁶ kcal)	人口 (万人)	国民総生産費 (60年実質価格・億円)	一人当たり一次エネルギー供給 (10 ⁶ kcal/人)	国民総生産一単位当たり一次エネルギー供給 (10 ⁶ kcal/億円)	鉱工業部門でのエネルギー消費 (10 ⁶ kcal)	鉱工業生産指数 (付加価値ウエイト) (昭和48年=100)	鉱工業生産一単位当たりエネルギー消費 (指数: 昭和48年=100)
年度	(A)	(B)	(C)	(A/B)	(A/C)	(D)	(E)	(D/E)
30	64,129	8,928	437,487	718	146.6	21,479	10.8	128.9
35	100,810	9,342	667,688	1,079	151.0	37,383	23.0	105.4
40	168,910	9,828	1,027,023	1,719	164.5	63,305	38.5	106.6
45	319,708	10,467	1,730,287	3,054	184.8	126,649	79.1	103.8
46	324,790	10,501	1,819,459	3,093	178.5	131,977	80.6	106.2
47	347,037	10,734	1,983,252	3,233	175.0	139,608	88.9	101.8
48	385,409	10,871	2,077,445	3,545	185.5	154,249	100.0	100.0
49	384,679	11,049	2,072,992	3,482	185.6	148,075	90.3	106.3
50	366,224	11,194	2,156,318	3,272	169.8	138,726	86.3	104.2
51	387,332	11,309	2,243,215	3,425	172.7	146,691	95.6	99.5
52	387,270	11,415	2,350,944	3,393	164.6	142,060	98.6	93.4
53	386,453	11,517	2,470,612	3,356	156.4	142,435	105.5	87.5
54	411,134	11,613	2,606,053	3,540	157.8	145,149	114.0	82.4
55	397,198	11,706	2,688,179	3,393	147.8	133,580	116.3	74.5
56	382,168	11,788	2,773,674	3,242	137.8	126,667	118.7	69.2
57	364,286	11,869	2,871,853	3,069	126.7	118,801	118.0	65.3
58	383,558	11,948	2,967,881	3,210	129.8	119,922	124.6	62.4
59	403,112	12,024	3,090,860	3,353	130.4	125,707	135.1	60.3
60	405,323	12,105	3,239,592	3,348	125.1	125,572	138.5	58.8
61	402,217	12,167	3,333,099	3,306	120.7	122,293	138.2	57.4
62	422,377	12,226	3,497,778	3,455	120.8	128,334	146.3	56.9
63	445,366	12,278	3,706,417	3,627	120.2	136,507	159.3	55.5
元	461,729	12,325	3,878,486	3,746	119.0	140,095	166.5	54.5
2	486,161	12,361	4,092,145	3,933	118.8	143,419	175.9	52.9

(出所) 同上

図IX

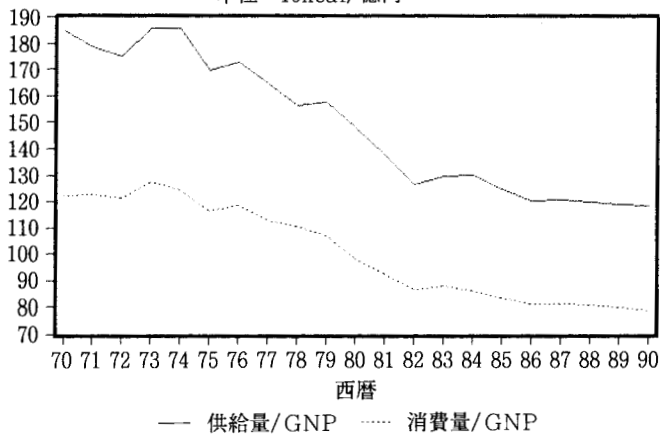
1次エネルギー供給と最終エネルギー消費
 単位：10kcal



(註) 資源エネルギー庁『総合エネルギー統計』
 (平成3年版)より作成

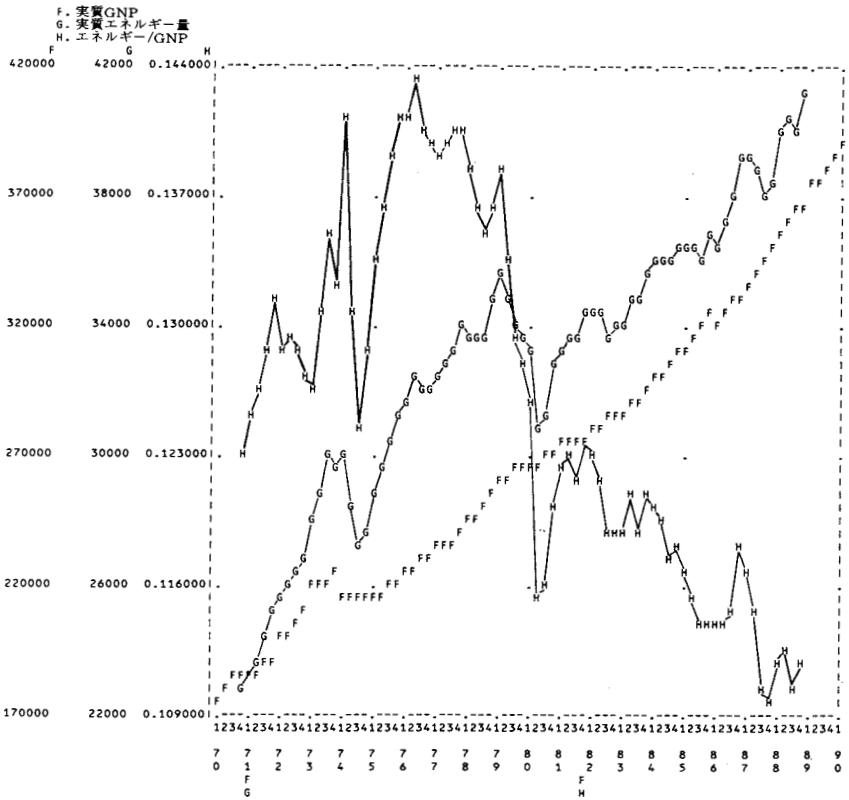
図X

供給量/GNPと消費量/GNP
 単位：10kcal/億円



(註) 同上

図11



(註) 日経NEEDS

マクロデータより作成

また、エネルギー額は『国民経済計算年報』「経済活動別国内総生産及び要素所得」の石油製品、電気・ガス・水道業の産出総額名目値から得た（これは、産業連関表のU表にあたるものである）。ここでの産出総額は中間投入分を含めた総生産額であり、実際のGNPベースで出てくる付加価値額（または、最終需要額）よりも大きな額となっている。従って、このようにして得たエネルギー量は、日本経済全体における産出（供給）総量＝消費総量を表すものになる。なお、このエネルギー産出額には、製造業部門の電力・ガス・水道業も含めた。電力・ガス・水道業は、政府生産者部門にも存在するが、その内容は廃

棄物処理と下水道であるため計算からははずした⁷⁾。なお、水道業は直接にはエネルギー関連産業ではないが、統計データからその部分だけを除外することができないため含めざるを得なかった。

これにより得たエネルギー産出名目値を、[3]で求めたエネルギーF型式により実質化した。

図11の中で、「G」が実質エネルギー産出量（単位10億円）、「H」がエネルギー/GNPである（Fは実質GNP）。

エネルギー総量Gの傾向と前節の図IXの傾向は、ほぼ一致した上昇傾向にあることが分かる。エネルギー/GNPについては、先の図Xと比べてその変動の幅と時期が多少異なっているが、その低下傾向については同じように表れている。

この変動幅と、時期の違いは何から来るものであろうか。ここでは主に二つの原因を考えたい。一つはデフレータの影響であり、もう一つは集計方式の違いからくるものである。

①デフレータの影響

デフレータの影響とは、実際の価格が大きく上昇しているにも関わらず、デフレータがそれを反映していない場合、実質価額は大きめに測定されることになる（逆の場合は逆）。いま、名目値をN、デフレータをDとすれば、実質値はN/Dとなる。この成長率を見ると、

$$\left(\frac{\hat{N}}{D} \right) = \hat{N} - \hat{D} \quad (21)$$

$$\left(\frac{\hat{N}}{D} \right) : \left(\frac{N}{D} \right) \text{の成長率}$$

$$\hat{N} : \frac{dN/dt}{N}$$

$$\hat{D} : \frac{dD/dt}{D}$$

となるから、Nの成長率に比べてDの成長率が小さければ、実質値の成長率は

正となり、その結果実質値は上昇することになる（逆の場合は逆）。

更に、GNPの実質の成長率に比べ、エネルギー量の実質値の成長率が大きければ（小さければ）、エネルギー/GNPの成長率は上昇する（下降する）ことも同様に説明される。

そこで、GNPとエネルギー量の各名目値とF算式の成長率、そして各実質値の成長率を見ておくことにしよう。それが表Ⅲ、表Ⅳである。

表Ⅲは、GNP名目値成長率とF算式成長率、その差、エネルギー量の名目値成長率とF算式成長率、そしてその差を示している。ここでは、エネルギー量名目値成長率とF算式の差（⑥列）が負になっている時期の中で、特にその絶対値の大きい74年第2～3四半期、79年第2四半期から80年第2四半期にかけては、図11の実質エネルギー量（「G」）も下がっていることが分かる。また、実質GNP（「F」）の動きも名目値成長率とF算式成長率の差と一致している。（当然のことながら、その差が正の値をとっているときは、各実質値は上昇している。）

さらに、表Ⅳの実質値どうしの差（エネルギー量－GNP）が負となっているもののうち、絶対値の大きい74年第2～3四半期、79年第2四半期から80年第2四半期、84年の第1四半期から85年第3四半期、87年第1～4四半期などはいずれも第4図のエネルギー/GNP（「H」）が低下している時期に対応している。

従って、この図11が図Xの変動と違う原因は、主に、実際の価格変動をデフレータであるF算式が追いつけ切れていないことに起因するものであると判断できる。

では、この価格変動を完全に除去しきつたとすれば、図Xと正確に一致する傾向を描くのであろうか。だが、データ入手の制約上正確な価格指数を作成することが不可能な現状では、これを直接求めて確かめることは出来ない。また、仮に価格の変動を完全に除去し去った計測値が得られるとしても、次に述べるように、集計方式の違い（ここでは、価格データによる方法とカロリー換算による方法との違い）により、完全に一致するような傾向を表すことは期待できない。

表Ⅲ

	①	②	③	④	⑤	⑥
	名目GNP 成長率	GNPデフレータ F型の成長率	①-②	名目エネルギー量 の成長率	エネルギーデフレータ F型の成長率	④-⑤
1971. 1	1.746	1.448	0.30	3.87	1.16	2.71
1971. 2	2.247	1.074	1.17	3.72	1.88	1.85
1971. 3	2.702	1.257	1.44	3.59	0.80	2.79
1971. 4	1.714	0.943	0.77	3.47	0.32	3.14
1972. 1	4.854	0.816	4.04	2.14	-0.04	2.19
1972. 2	3.108	1.535	1.57	2.10	0.32	1.96
1972. 3	4.584	1.745	2.84	2.06	0.35	1.70
1972. 4	4.288	1.627	2.66	2.01	0.46	1.55
1973. 1	6.906	2.789	4.12	4.96	1.05	3.91
1973. 2	4.500	4.600	-0.10	4.72	1.36	3.36
1973. 3	3.895	3.477	0.42	4.51	1.30	3.21
1973. 4	5.982	4.930	1.05	4.31	5.21	-0.89
1974. 1	2.288	7.867	-5.58	15.37	13.21	2.16
1974. 2	6.884	5.027	1.86	13.32	21.03	-7.71
1974. 3	4.516	3.614	0.90	11.76	16.40	-4.64
1974. 4	2.689	3.693	-1.00	10.52	8.22	2.30
1975. 1	0.221	1.420	-1.20	6.89	3.22	3.67
1975. 2	3.411	1.729	1.68	6.45	3.21	3.24
1975. 3	2.198	1.025	1.17	6.06	3.37	2.69
1975. 4	2.935	2.288	0.65	5.71	3.08	2.63
1976. 1	3.261	2.072	1.19	4.01	2.08	1.94
1976. 2	3.419	2.746	0.67	3.86	1.87	1.99
1976. 3	2.967	1.458	1.51	3.72	4.77	-1.06
1976. 4	1.542	1.902	-0.36	3.58	3.85	-0.26
1977. 1	4.218	1.766	2.45	2.46	1.12	1.34
1977. 2	2.206	1.930	0.28	2.40	1.23	1.17
1977. 3	2.119	0.898	1.22	2.35	0.82	1.52
1977. 4	2.652	1.049	1.60	2.29	0.53	1.76
1978. 1	3.015	0.943	2.07	-1.31	-1.15	-0.16
1978. 2	1.966	1.476	0.49	-1.33	-1.31	-0.01
1978. 3	2.615	0.765	1.85	-1.34	-1.41	0.06
1978. 4	1.957	0.489	1.47	-1.36	-4.32	2.96
1979. 1	2.105	0.435	1.67	3.75	1.05	2.69
1979. 2	2.149	1.469	0.68	3.61	6.19	-2.58
1979. 3	1.953	0.715	0.84	3.49	6.18	-2.69
1979. 4	1.434	1.046	0.39	3.37	4.26	-0.89
1980. 1	2.120	1.289	0.83	10.80	12.16	-1.35
1980. 2	2.297	2.664	-0.37	9.75	19.07	-9.31
1980. 3	2.607	1.302	1.31	8.89	7.50	1.38
1980. 4	1.884	1.110	0.77	8.16	3.06	5.10
1981. 1	1.962	0.774	1.19	3.31	1.03	2.29
1981. 2	0.612	0.796	-0.18	3.21	2.13	1.08
1981. 3	1.755	0.494	1.26	3.11	3.87	-0.76
1981. 4	1.120	1.191	-0.07	3.01	0.47	2.54
1982. 1	1.322	0.103	1.22	0.74	0.61	0.13
1982. 2	1.589	0.816	0.77	0.74	0.98	-0.25
1982. 3	1.214	0.359	0.85	0.73	2.60	-1.87
1982. 4	0.082	0.195	-0.11	0.72	-0.16	0.88
1983. 1	1.363	0.223	1.14	0.02	-0.43	0.45
1983. 2	0.776	0.542	0.23	0.02	-1.86	1.88
1983. 3	1.581	-0.139	1.72	0.02	0.01	0.01
1983. 4	0.723	0.742	-0.02	0.02	-2.10	2.12
1984. 1	2.108	0.274	1.83	0.51	-0.33	0.84
1984. 2	1.902	0.675	1.23	0.51	-0.29	0.80
1984. 3	1.277	0.152	1.12	0.51	1.26	-0.75
1984. 4	1.871	0.914	0.96	0.50	-1.33	1.83
1985. 1	1.300	0.112	1.19	-0.08	0.26	-0.34
1985. 2	1.897	0.562	1.33	-0.08	-0.21	0.13
1985. 3	0.939	0.223	0.72	-0.08	0.75	-0.82
1985. 4	2.011	0.515	1.50	-0.08	-1.93	1.86
1986. 1	-0.088	0.401	-0.49	-3.03	-2.34	-0.69
1986. 2	2.098	0.433	1.66	-3.12	-5.32	2.20
1986. 3	0.514	-0.373	0.89	-3.22	-4.40	1.18
1986. 4	0.742	-0.086	0.83	-3.33	-6.46	3.13
1987. 1	0.721	-0.478	1.20	-1.53	-1.82	0.29
1987. 2	0.744	0.446	0.30	-1.55	-0.32	-1.23
1987. 3	2.147	-0.054	2.20	-1.58	0.33	-1.91
1987. 4	1.807	0.111	1.70	-1.60	-2.67	1.07
1988. 1	2.226	-0.036	2.26	0.15	-3.48	3.63
1988. 2	-0.226	0.211	-0.44	0.15	-0.97	1.12
1988. 3	2.583	0.348	2.24	0.15	0.55	-0.40
1988. 4	1.217	0.331	0.89	0.15	-2.18	2.34

(註) 日経NEEDS

マクロデータより作成

表Ⅳ

	① 実質エネルギー量 の成長率	② 実質GNP の成長率	③ ①-②
1971. 1	2.68	0.699	1.98
1971. 2	1.81	1.109	0.70
1971. 3	2.77	0.984	1.78
1971. 4	3.13	0.849	2.28
1972. 1	2.19	4.425	-2.24
1972. 2	1.96	1.498	0.46
1972. 3	1.70	2.342	-0.65
1972. 4	1.55	2.707	-1.16
1973. 1	3.87	4.488	-0.62
1973. 2	3.32	-0.283	3.60
1973. 3	3.16	-0.018	3.18
1973. 4	-0.85	1.038	-1.89
1974. 1	1.91	-4.411	6.32
1974. 2	-6.37	1.377	-7.74
1974. 3	-3.98	0.361	-4.35
1974. 4	2.13	-0.889	3.02
1975. 1	3.55	-0.200	3.75
1975. 2	3.14	1.033	2.10
1975. 3	2.60	0.559	2.04
1975. 4	2.55	0.983	1.57
1976. 1	1.90	1.626	0.27
1976. 2	1.96	0.514	1.44
1976. 3	-1.01	1.034	-2.04
1976. 4	-0.25	0.104	-0.36
1977. 1	1.33	1.993	-0.66
1977. 2	1.16	0.724	0.43
1977. 3	1.51	0.941	0.57
1977. 4	1.75	1.910	-0.16
1978. 1	-0.16	1.362	-1.52
1978. 2	-0.01	1.165	-1.18
1978. 3	0.06	1.562	-1.50
1978. 4	3.09	1.594	1.50
1979. 1	2.67	1.103	1.56
1979. 2	-2.43	1.443	-3.87
1979. 3	-2.53	0.504	-3.04
1979. 4	-0.86	0.468	-1.32
1980. 1	-1.21	0.368	-1.57
1980. 2	-7.82	0.284	-8.11
1980. 3	1.28	0.898	0.39
1980. 4	4.95	1.062	3.89
1981. 1	2.26	0.731	1.53
1981. 2	1.05	0.320	0.73
1981. 3	-0.73	0.756	-1.49
1981. 4	2.53	0.430	2.10
1982. 1	0.13	0.708	-0.58
1982. 2	-0.25	1.212	-1.46
1982. 3	-1.82	0.372	-2.19
1982. 4	0.89	0.536	0.35
1983. 1	0.45	0.631	-0.18
1983. 2	1.91	0.407	1.51
1983. 3	0.01	1.426	-1.42
1983. 4	2.17	0.500	1.67
1984. 1	0.84	1.620	-0.78
1984. 2	0.80	1.139	-0.34
1984. 3	-0.74	0.982	-1.71
1984. 4	1.86	1.205	0.65
1985. 1	-0.34	1.246	-1.58
1985. 2	0.13	1.220	-1.09
1985. 3	-0.82	0.583	-1.40
1985. 4	1.90	1.517	0.38
1986. 1	-0.71	-0.374	-0.33
1986. 2	2.32	1.840	0.48
1986. 3	1.23	0.646	0.58
1986. 4	3.35	0.703	2.65
1987. 1	0.30	1.154	-0.86
1987. 2	-1.24	1.032	-2.27
1987. 3	-1.90	1.587	-3.49
1987. 4	1.10	1.593	-0.49
1988. 1	3.76	2.037	1.73
1988. 2	1.14	0.639	0.50
1988. 3	-0.40	1.461	-1.86
1988. 4	2.39	0.784	1.61

(註) 日経NEEDS
マクロデータより作成

②集計方法について

ところで、図Xは既に述べたように、カロリー換算方式による集計量である。従って、図11と図Xの形状の違いは、カロリー換算による方法の性質からきているものではないだろうか⁸⁾。

前節でも触れたように、カロリー換算されているエネルギー品目は多種類に及ぶ。一つの集計量というかたちで、カロリー量に換算されているのであるが、エネルギー品目の中には、カロリー量の高い品物とそれが低い品物が混在している。その代表的な例は石油と電力である（【第A表】参照）。もし仮に、カロリー量の高い石油の対GNPシェアが低下し、カロリー量の低い電力のシェアが上昇しているとするならば、カロリー換算によるGNP比率を表示した図Xで低下傾向を示し、価格データからの集計量比率では一定の変動を示すことは十分有り得ることである。

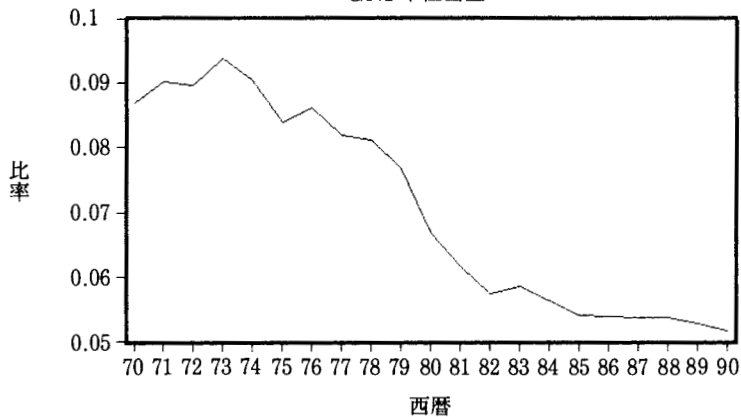
そこで、そのことを確認するために、再び【総合エネルギー統計】のデータに戻って、数量単位でみた石油と電力の場合のGNPにおけるシェアを見てみよう。経済データにおけるエネルギー量は、最終的に各産業が消費した総エネルギー量に当たるものである。そこで、ここではそれとの比較を行うため、最終エネルギー消費量における石油と電力の値を得てそれを測定した。それが、図12と図13である。

我々の予想通り、石油のシェアはほぼ一貫した低下傾向にあり、電力のシェアは変動を示している。しかも、この電力のシェアの変動時期とその形状は、1年ほどのズレがあるものの先の図11におけるエネルギー/GNP（「H」）の変動と類似している。（図11では、74年第1四半期と76年第2四半期に表れるピークが、図13では、73年と76年に表れている。また、80年代では、図11の82年における変動の山が、図13では84年に表れている。）

このように、図11の結果は価格変動が除去しきれなかったためだけではなく、エネルギー品目における構成比率の変化が我々の集計量に反映した結果、両者の合成作用であると考えることが出来る。その構成比率の変化とは、石油のシェアが低下し電力のシェアが相対的に大きくなってきているということである。この変動は、付加価値ベースで測定したエネルギー/GNP比率においてはより

図12

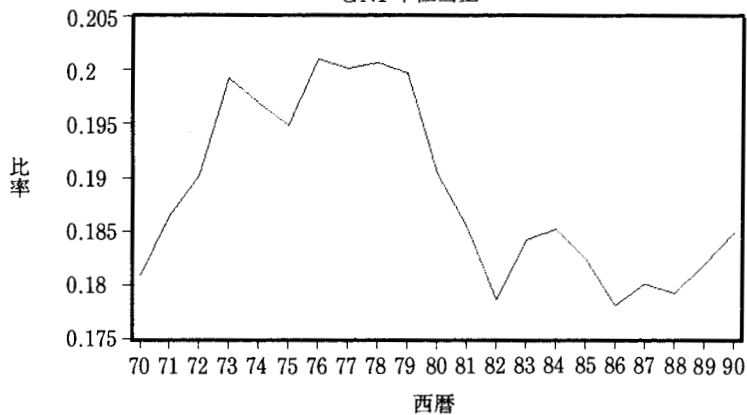
石油消費/GNP (10⁴kl/GNP)
GNP単位当量



(註) 資源エネルギー庁【総合エネルギー統計】
(平成3年版)より作成

図13

電力消費/GNP (10⁴kW/GNP)
GNP単位当量



(註) 同上

鮮明に現れる。

(2)その2：「エネルギー付加価値量」/GNP

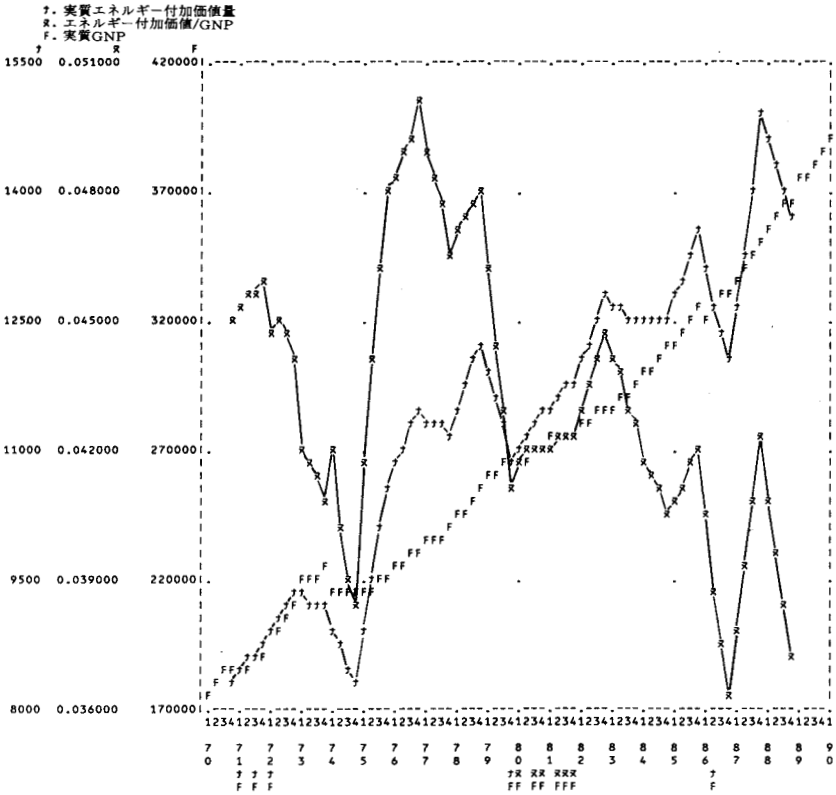
図11の測定において、エネルギー量は総産出量をベースに採用した。だが、GNPそのものは付加価値の合計であるので、エネルギー量を付加価値ベースで測定し両者の比率を見ることにしよう。ここでは、この比率を仮に「エネルギー付加価値量」/GNPとする。この比率の経済的意味は、GNP生産額に占めるエネルギー生産額のシェアということになる。すなわち、図11における比率は、日本のGNP1単位生産当たりの総エネルギー消費量⁹⁾であったのに対し、この「エネルギー付加価値量」/GNPは付加価値総生産に占めるエネルギー付加価値¹⁰⁾の割合を表すものである。従って、前者の比率は主にエネルギー消費の程度（消費の側面）を示すものであり、後者の比率は主にGNP生産における構成比（付加価値生産の側面）を示す指標となる。

「エネルギー付加価値量」/GNPの測定結果は図14に示されている。図の中で、「ナ」が実質エネルギー付加価値量（単位10億円）¹¹⁾、「ヌ」が「エネルギー付加価値量」/GNP、「F」が実質GNP（単位10億円）の推移である。

この図での変動は、先の図13の電力消費/GNPの変動と再び類似している。（図13で73年と76年に表れているピークが、図14では71年第1四半期と76年第4四半期に表れている。また、80年代では、図13で84年に表れている小さな山が、図14では82年第4四半期に表れている。）しかも、この図14では、図11でかろうじて描かれていた70年代半ば以降のエネルギー消費の低下傾向が、もはやはっきりとは読み取れないものになっている。このことは、付加価値ベースで見たときのエネルギー量に、電力消費の増大という構成変化が反映していることを強く伺わせる¹²⁾。

以上、我々は、国民経済計算の価格データを実質化した集計量により、日本全体のエネルギー量の推移とそのGNP比率の推移を見てきた。カロリー換算によるGNP比率では、カロリー換算の違いによるエネルギー品目の多様性が反映されない。それに対し、我々の方法による測定は価格変動の完全な除去が不可能であるという弱点を有するものの、エネルギー品目の構成がどのよう

図14



(註) 日経NEEDS
マクロデータより作成

なものであれ、その生産量が同じ集計量として反映される結果となっている。これは主に集計方法の違いから来るものである。

[7] 小括

本稿では、日本におけるエネルギー消費量を経済統計データを使用して測定してきた。

今回の測定は、産業や企業間のエネルギー消費の違いを無視しているものの、最終的に生産され、消費されるエネルギー総量を経済データによって測定することで明らかになる点は何かということであった。

これまでの主張を要約すると、①エネルギー消費を考える場合、その量的把握は結局のところ集計量をどのように作るかということに尽きる。経済データの場合、価格変動をどう除去するかという実質化に伴う指数論の問題に集約して考えられる。②但し、現実のデータを使用する場合、目的適的な正確な指数を作成することが困難であるため、現状では価格の変動を完全には除去し得ない。③だが、集計方法の違いにより、経済データによる測定はカロリー換算上の平均発熱量の違いを相殺する結果を提示する。

実際の測定結果では、カロリー換算による測定ではみられなかったエネルギー品目の構成変化の状況が反映されていることが分かった。それは電力消費の変動がエネルギー消費量に反映しているということである¹⁹⁾。

しかし実は、このことは経済データを使用してエネルギー量を測定することの利点とは言えないのである。むしろ、電力という「エネルギー」の過大評価を行っている可能性があるのである。なぜなら、経済データの場合エネルギー品目はデータの制約上、同一のデフレータで評価されているため、エネルギー品目の違いが相殺されて実質化されているからである。

ここでもう一度経済データ（価額）でエネルギー量を計測することの意味と、カロリー換算（物量単位）で計測することの意味を考えてみよう。両者の本質的な違いは、明らかにしたように、価格を通じて集計するか平均発熱量を通じて集計するかの違いにある。問題は、価格という基準を通じたときと、平均発熱量という基準を通じたときに、エネルギーの固有単位が如何なる量として変換されるのかということである。

後者の場合、【第A表】によれば、石油と電力は約4：1の比率でカロリー換算される。すなわち、石油1単位の使用は電力使用の4倍分に相当するものとして評価される。だが、経済データの場合同一のデフレータで実質化しているため、石油と電力という異なったエネルギー品目も1：1と評価されているのである。これは経済実態を正しく反映したものではない。なぜなら、現実の

市場において石油1単位と電力1単位は、同じ価格で売買されてはいないからである。例えば、1985年次における灯油と電力各々の単価を、総務庁統計局『小売物価統計調査年報』（1985年版）[13]で計算してみると、灯油は全国平均¹⁴⁾で約76円/1、電気代は約21.4円/kWH¹⁵⁾（+基本料金約303円/月）である。つまり、評価比率は約3:1となる¹⁶⁾。だが、今回使用したマクロ経済データの場合、エネルギー品目の細分類各々について実質化をしているわけではないため、このような変換はされずにエネルギー消費額全てをあたかも同一商品のように評価しているのである。従って、このことはエネルギー消費量における電力量が過大に評価されていることを意味している。

エネルギーの投入・生産・消費ということを考える場合、実際に作り出され、売買されているエネルギー物量がまず問われるべきである。それは、各エネルギー品目に固有の数量系列（石油であればkl、電力であればkWによる系列）を把握するところから始まることは言うまでもない。だが、それをある「適当な方法」によって集計する段階で、主な困難が発生する。以上のように経済データの場合、価格変動の除去の困難さに加えて、商品の細分類についてデフレータの作成制約があるのである。

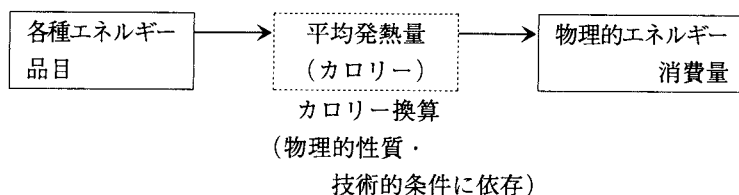
では、この経済データによって測定されたエネルギー量は無意味であろうか。いま、実質化を行う基準を変えて、仮に単価の比率が1:1になっているような時期を基準にしたとすると¹⁷⁾、今回のような経済データによるエネルギー量は経済実態を反映していないとは言えなくなる。とすると、結局問題は、我々にとってエネルギー量の測定とは何かということになる。

カロリー換算によってエネルギーを把握する場合、それはエネルギー品目の物理的性質から生じる発熱量というものを基準にして集計するから、「物理エネルギー」の概念に近い評価を行っていると考えられる。「物理エネルギー」とは本来仕事量に代表される力に匹敵するものであるから、エネルギー品目の数量を発熱量によって集計することは技術的評価として重要な意味がある。これはエネルギー品目の数量さえ分かればカロリー量が一意に決定される（発熱に関しての技術的条件が変わらない限り）。

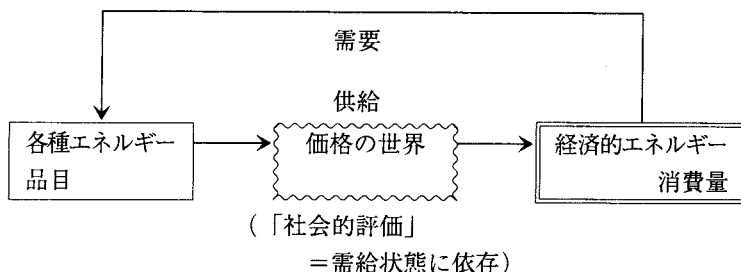
ところが、経済データの場合、仮に実質化を行うとしても、その基準になる

図15

カロリー換算（物理的性質）によるエネルギー把握



経済データ（価格）によるエネルギー把握



時点を変化させればエネルギー品目の相対価格も変わってしまうので、数量が分かっていたとしてもその換算値が変わる¹⁹⁾。つまり、この場合エネルギー量の把握には数量だけではなく、価格も影響するのである。このことは一体何を意味しているのだろうか？

言うまでもなく、貨幣経済¹⁹⁾においては、社会の構成主体は技術的条件だけでは動いていない。仮に技術的条件がクリアできるとしても、経済的条件（すなわちコスト面）がクリアされない限り、経済主体は行動を起こさないことが多い。この時、商品の有する価格は経済行動のための一つの判断基準を提供する。そして、一連の経済行動の結果として再び価格が決定される。こうして、諸商品が持つ価格とはその社会が各々の商品に付加する「グレード」としての意味を持つ。商品の価格は、その社会がどの程度その商品を「重要視」しているかの一種のラベルである²⁰⁾。つまり、その商品の「社会的評価」の度合いなのである（図15参照）。

このことをエネルギー問題で考えてみると、エネルギー量を「社会的に把握

する」とは決して技術的条件だけでは決められないことを示唆する。すなわち、「社会的評価」をも考慮した把握こそが社会的に見て重要なのである。

電力の相対価格が安いうちは多少の消費は問題にならないかもしれない。だが、その相対価格が上がれば、量的に以前と同じ物量の消費であるとしても社会的にはそれはエネルギー支出の増大として結果する。このようにして把握されるエネルギーは、決して物理的・技術的な問題ではなく、経済社会的な問題認識の材料として有効であるはずである。経済社会的にみたこのようなエネルギー支出の増大はやはり「不経済」であり、代替・節約されるべき対象のものとして経済主体は認識するであろう。

したがって、経済データによるエネルギー量の把握とは、社会的評価を含めた形でのエネルギー認識ということの意味するのである。こうして、経済データによるエネルギー測定は、データ入手の制約に加え、デフレーターによる実質化の困難性が残るにせよ、無意味なものではない。それは、カロリー換算という技術的評価だけでは見えてこない社会的な評価を含むものとして利用価値があるのである。このことは、今後環境保全問題を考える際に重要である。自然環境から得る様々な資源を生産・消費活動で利用している各経済主体は、その保全を考える際に物理的・技術的条件から考えることよりも、経済的条件から考えて行動する傾向を有する。これが先に述べた貨幣経済の基本原則である。従って、各経済主体にとっては、例えばカロリー量で多くエネルギーを使用しているとしても、安い価格で入手できるならば、エネルギー使用を節約するインセンティブは働かない。逆に、エネルギー価格が高くなるならば、それらを何とか節約して（新たな技術開発等による）生産を維持しようとするインセンティブが働く。この性質はエネルギー消費を、国家権力や第三者機関などによって強制的に直接規制するのではなく、経済主体の自発的な行動によって節約させていく方法に極めて有効である²¹⁾。

我々人類が、今後においても高度な分業体制に基づく経済活動を営みながら社会生活を維持して行かなければならない生物群であるとすれば、この経済活動の普遍的性質の中に環境を保全せざるを得ないインセンティブを組み込むことがさし当たり最も妥当であるように思える。如何なる社会体制のもとであれ、

権力によって強制的に（貨幣経済の原理を無視して）直接規制を行うことは（短期的な非常手段は別にして）、思わぬ反作用・暴発を生み出す危険性がある。エネルギーをはじめとする様々な資源を社会的・経済的に把握することは、経済社会の性質を有効に利用して政策効果を導く上で不可欠である。経済データによる測定は以上の意味で有効である。

とはいえ、我々の計測結果においても、マクロ経済全体で見た場合のエネルギー消費は、低下してきていることが分かった。個別産業や個別企業で見た場合には、各々の傾向があるであろうが、経済全体ではエネルギー消費量は低下してきているのである。だが、電力消費の変動を見ても分かるように、今後の推移はこの電力消費の程度によって影響を受けることは間違いない²⁾。

最後に、本稿の主な限界点をまとめるならば、①デフレーターによる価格変動の影響を完全には除去し得ていないこと、②マクロのエネルギー量の測定は示されたものの、各産業や企業レベルでのエネルギー消費量が測定されていないこと、③直接投下エネルギー量と間接投下エネルギー量との構成変化が示されていないこと、などである。

①の課題を果たすためには、新しい指数作成をも含めた検討が必要であろう。但し、既に述べたように、完全に価格変動の影響を除去できる指数の作成は現状では困難であるので、結局は妥協的な指数を利用する他はないのが実態である。もちろん、今回使用したF型算式が、エネルギー量の測定という目的に適切な指数であるのかどうか検討の余地は残る。ただ、通常使用されているL型指数やP型指数のバイアスを相殺するものとして、今回はF型算式の使用に甘んじた。

②のためには、企業ないしは産業レベルでの統計データの入手が不可欠である。これは、各企業が発行している『有価証券報告書』を利用すれば、測定は可能である。また、産業別の全ての企業を対象にすることには限界があるものの、企業レベルのデータを産業毎に集計することも容易である。紙数の関係で、今回は果たせなかつたが、これは別稿のかたちでいずれ提示したい。

③について。直接投下エネルギーと間接投下エネルギーの構成についての変

化を見るには、間接エネルギー量の測定方法の確立と、経済データとして産業連関表の利用が不可欠である。

以上が残された課題である。

<追記>前稿「カロリー換算によらないエネルギー量の測定(1)」の註2)において、植田敦氏の提案が社会経済的な条件(需要・雇用・費用・期間など)を無視して行われており「極論」ではないかと述べた。また、そのような極論は国家権力の暴力的発動を生む危険性があると断じた。ところが、その後氏の『環境保護運動のどこが間違っているか』JICC出版局1992(特に10章及び終章)において、氏が税金と市場メカニズムを通じて環境保全対策を実行させる提案をしていること(氏自身の言葉では「もう少しソフトなやり方」P.164)と、氏自身の立論から出てくる可能性のある「全体主義」的傾向に対して、氏自身が警告を行っている(P.187)ことを知った。前者の税金による環境保全の考え方は、社会的需要を操作することで結果として環境保護に導くような誘因を作り出すやり方で、本論中でも指摘したが、既に経済学者によってもなされており決して新しいものではない。(植田氏と同様の提案は室田武氏によっても行われている。例えば、室田武「エントロピー経済学の展開」大来佐武郎監修『地球環境と経済』第10章、中央法規、1990参照。)だが、植田氏が『石油文明の次は何か』の中で主張されていた「家族的自給社会」(限りなく自給自足に近い社会——筆者)への移行は、短期間で達成しようというのではなく、移行期間中の社会(すなわち、現代社会)で行うべき経済政策(具体的な転換経路)を通じて達成するものであるということを明示してきている点で注目に値する。

また、極端な環境主義が「環境ファッショ」のような一種の全体主義を引き起こす可能性があることを氏自身が先刻承知済であったことは、「過激な」主張に惑わされた筆者の完全な認識不足であった。この場で訂正しておきたい。但し、氏の主張される「個人の倫理」と納得をつうじた交渉のルールを、どのように(誰が)保障し、維持して行くのか、すなわちどうやって社会的ルールとして築き上げて行くのか、我々社会学者も熟考しなくてはならない点で

ある。

(註)

- 1) 新エネルギーとは、太陽エネルギー、アルコール燃料、パルプ液、薪炭などのことである。
- 2) 1次エネルギー供給量の定義は、以下の通りである。
1次エネルギー国内総供給＝国内生産＋輸入－輸出入在庫変動
- 3) エネルギー消費を考える場合には、二つの消費が考えられる。一つは、1次供給エネルギーとして得たエネルギー消費である。もう一つは、1次エネルギーをエネルギー転換部門において加工し、そこで生産されたエネルギーを消費する最終エネルギー消費である。経済データにおいては、この最終エネルギー消費に当たるものが総販売額として記述されていると考えられる。だが、実際には1次エネルギー供給から最終エネルギー消費にいたるロス分も実はエネルギー消費には違いないので、これも含めた消費量、すなわち1次エネルギー供給量の推移のほうが実際のエネルギー消費に近いものとなる。だが、経済データにおいてはその部分が明示的に表示されないという限界を有している。
- 4) この第1表は、カロリー換算により示されているが、この換算方法は脚註末の【第A表】のような平均発熱量に基づいて計算されている。
- 5) 生産効率が上昇しているのか、それともエネルギー消費に変わる生産方法の代替が生じているのか、これを検討するには、生産性の測定を行う必要があるが、これは別の機会に論じたい。
- 6) 計測は、神戸商科大学の斎藤清教授が開発されたXCAMPUS3による。このシステムの詳細に関しては、斎藤[7][8]を参照。
- 7) 経済企画庁[5]参照のこと。
- 8) もちろん、デフレタの影響に伴う変動が含まれていることは言うまでもない。だが、この影響を考慮に入れたとしてもなお、カロリー換算の方法の特徴からくる相違は重要である。
- 9) エネルギーの生産的消費量(中間需要消費量)＋最終需要的消費量
- 10) すなわち、
エネルギー付加価値＝エネルギー総産出量－中間投入分
である。
- 11) エネルギー付加価値のP型指数(インプット・デフレタ)とL型指数(WPI)の動きを調べてみると、1986年以降両指数の動きは全く逆方向に動いていることが分かった(P型指数が上昇し、L型指数が下降している)。このままの状態ではF型指数を作成して実質エネルギー付加価値量を求めると過大に算出されてしまうので、ここではエネルギー付加価値だけP型指数で実質化した。
- 12) 付加価値ベースでエネルギー量を見たときに、電力消費の変動が反映され易い

ことは大いに有り得ることである。というのは、エネルギー統計では火力発電所以外の原子力発電、水力発電などはどのような中間投入がなされて電力が発電されているのか明示されていない。従って、経済統計上においてこれらの電力発電は全て付加価値額として計上されている可能性が高いからである。

電力業における投入・産出の構造については検討の余地が残るが、電力会社の財務諸表ではその明細が公表されていない為違ったアプローチが必要かもしれない。いずれにせよ、電力生産(火力発電以外)において投入構造が明示されていないことの意味は大きい。なぜなら、社会におけるエネルギー消費量を把握する上での大きな障壁となるからである。

- 13) この電力量は、註12でも述べたとおり、火力発電以外如何なるエネルギー投入を行って電力供給をしているのか事実上把握されていない構造になっている。従って、カロリー換算であれ、価格集計量であれ、エネルギー消費量は過小に評価されている可能性が高い。
- 14) 人口15万人以上の68都市平均。
- 15) 1～100kWHのクラスの電気料金
- 16) 単価だけの比較であれば、約4：1になるが、電気代には基本料金が加算される。いま家庭における月平均消費電力を250kWHぐらいとすると、基本料金は1.3円/kWHになるので、石油との価格比は約3：1というところが妥当であろう。
- 17) 例えば、『小売物価統計調査年報』[13]によると平成元年には1：1とまではいかないが、2：1を割っている。灯油について計算してみると全国平均で約40.3円/1、電気代は約19.1円/kWH+基本料金299円/月である。
- 18) 実質化とは、同一商品の時系列での価格変動を除去することであるが、このことはその基準時点での各商品の相対価格が固定されているということである。だが、社会の変化と共にこの基準時点も変える必要があるので、当然のその評価・換算される値も変わるのである。
- 19) 商品経済、市場社会、資本主義社会などと言ってもいい。
- 20) 経済学では「希少性」と言われたりもする。これはその社会の技術水準や生産性、景気動向、人々の価値観などの条件で左右されるであろう。なお、このことは、現状でただの物を「重要視」していないということではない。例えば、空気や景観はいまのところただであるが、それは決して重要視していないからではなく、商品として市場に出てきていないからである(もちろん売れないだろうから)。だが、これも社会がそれらに対して重要な「商品性」を見いだすように変化していくとすれば、いつの日か市場に出てくるであろう。例えば、「○○のおいしい水」のように。また、最近では景観そのものを「商品」として扱おうとするグリーン・ツーリズムという試みがイギリスなどで実践されてきている。
- 21) 価格が有している社会的性格を利用することによって、マクロ経済的効果を上げる方法は既に提起されている。例えば税金や課徴金による環境対策である。その

効果について分かりやすいものとして、さし当たり日引聡・森田恒幸・岩田規久男「地球環境保全のための経済的手段」大来佐武郎監修『地球環境と経済』中央法規1990を参照。

- 22) ところで、電力というのは本来エネルギーという概念に含めるにはふさわしくないものである(植田[17]参照)。なぜなら例えば火力発電を例にとるなら、電力とは石油(主にC重油)、一般炭、LNGなどのエネルギー産品を使用して作り出された動力としての電気であるわけから、本来エネルギーと考えられるべきものは電力を生み出すための原材料であるべきである。従って、この電力を生み出すためにどれほどのエネルギー量が投入されているのかを全て測定し直すならば、もっと多くのエネルギー量が使用されている可能性がある。

付加価値として経済的に電力を見る場合にも、その投入原材料の使用量が分かれば総エネルギー消費量が把握できるのでこのことは重要である。だが、原子力発電や水力発電における電力生産のためのエネルギー使用量を直接求めることはいまのところ出来ない(先にも述べたように、現状の統計では火力発電以外、電力によって電力を生み出す構図となっている)。従って、エネルギー消費量の推移を見るという作業は、現状では極めて不完全であると言わざるを得ない。

【 第A表 】

各種エネルギーの発熱量一覧			
種 類	単 位		平均発熱量 (kcal)
石炭			
国内原料炭	kg	昭和41年以降	7,700
輸入原料炭	kg		7,600
国内一般炭	kg	昭和41～45年	5,800
		昭和46～55年	5,600
		昭和56年以降	5,800
輸入一般炭	kg		6,200
国内無煙炭	kg	昭和41～45年	5,600
		昭和46～50年	6,100
		昭和51年以降	4,300
輸入無煙炭	kg		6,500
亜炭	kg		4,100
コークス	kg		7,200
コークス炉ガス	m ³		4,800
高炉ガス	m ³		800
転炉ガス	m ³		2,000
練豆炭	kg		5,700

石油			
原油	l	昭和36～45年	9,400
		昭和46～55年	9,300
		昭和56年以降	9,250
N G L	l		8,100
ガソリン	l		8,400
ナフサ	l		8,000
ジェット油	l		8,700
灯油	l		8,900
軽油	l		9,200
A重油	l		9,300
B重油	l		9,600
C重油	l		9,800
潤滑油	l		9,600
その他の石油	kg		10,100
製油所ガス	m ³		9,400
オイルコークス	kg		8,500
L P G	kg		12,000
天然ガス	m ³		9,800
L N G	kg		13,000
炭鉱ガス抜きガス	m ³		8,600
都市ガス	m ³		10,000
電力	kWh	昭和41～45年	2,300
			(熱効率：37.4%)
		昭和46年以降	2,250
			(熱効率：38.1%)

(註) 資源エネルギー庁『総合エネルギー統計』(平成3年版) P.16より抜粋

【参考文献】 (再掲)

- [1] 大蔵省「財政金融統計月報」第335号 1980年3月
- [2] 小野周・植田敦・室田武・八木江里編『熱学第二法則の展開』朝倉書店 1990年
- [3] 河宮信郎『エントロピーと工業社会の選択』海鳴社 1983年
- [4] 木下滋・土居英二・森博美編『統計ガイドブック』大月書店 1992年
- [5] 経済企画庁編『国民経済計算年報』平成4年版
- [6] 経済企画庁国民所得部編『新SNA入門』東洋経済新報社 1979年

- [7] 斎藤清【経済経営データ探索的处理システム】神戸商科大学経済叢書1987年
- [8] 同 【位相図解析と探索的データ処理・続編】神戸商科大学研究叢書1989年
- [9] 資源エネルギー庁長官官房企画調査課編【総合エネルギー統計】平成3年版
- [10] 品川嘉也【意識と脳】紀伊国屋書店 1982年
- [11] シューマッハ【新訂 人間復興の経済】佑学社 1977年
(E.F.Schumacher "Small Is Beautiful-A Study of Economics as if People Mattered" 1973 Blond & Briggs Ltd., London)
- [12] N.ジョージェスク・レーゲン【経済学の神話】東洋経済新報社 1981年
(Nicholas Georgescu-Roegen "Economics of Natural Resources-Myths and Facts" 1981)
- [13] 総務庁統計局【小売物価統計調査年報】日本統計協会
- [14] 玉木義男【物価指数の理論と実際】ダイヤモンド社 1988年
- [15] 玉野井芳郎【生命系のエコノミー】新評論 1982年
- [16] 通産省産業大臣官房調査統計部編【指数の作成と利用】通産統計協会 1990年
- [17] 植田敦【資源物理学入門】日本放送協会 1982年
- [18] 同 【石油文明の次は何か】農山漁村文化協会 1981年
- [19] 中村隆英・新家健精・美添泰人・豊田敬【経済統計入門】東京大学出版会
1983年
- [20] 日本銀行調査統計局編【計量経済分析の基礎と応用】東洋経済新報社1985年
- [21] W.D.ノードハウス【エネルギー経済学】東洋経済新報社 1982年
(William D. Nordhaus "The Efficient Use of Energy Resources" 1979
Cowles Foundation for Research, Yale University Press)
- [22] 室田武・植田敦「開放定常系と生命系 -江戸時代の水土思想からみた現代エントロピー論-」鶴見和子・川田侃編著【内的発展論】東大出版会 1989年
第Ⅱ部第一章
- [23] D.H.メドウズ・D.L.メドウズ・J.ラングズ・W.W.ベアランズ3世【成長の限界】ダイヤモンド社 1972年
(Donella H.Meadows, Dennis L.Meadows, Jorgen Randers and William W. Behrens III "The Limits to Growth; A Report for The Club of Rome's Project on the Predicament of Mankind" Univers Books, New York 1972)
- [24] 森田優三【物価指数理論の展開】東洋経済新報社 1989年
- [25] 鷲田豊明【環境とエネルギーの経済分析】白桃書店 1992年

論 説

米国におけるグリーンメールの法規制(1)

小 林 成 光

- 一. はじめに
 1. わが国の状況
 2. わが国の法規制
 - 1) 民法
 - 2) 商法
 - ①自己株式の取得
 - ②取締役の責任
 - ③利益供与の禁止
 - ④株主平等の原則
 - 3) 証券取引法
 - ①内部者取引
 - ②相場操縦
 - ③株式大量保有報告
 - ④義務的公開買付
 - 4) その他
 - ①刑法
 - ②暴力団対策法
 - ③独占禁止法
 - ④税法
 - 5) まとめ
 - ①ディスクロージャー
 - ②支配プレミアム
 3. アメリカの状況
 4. 論文の順序(以上, 本号)
- 二. グリーンメールの定義
- 三. グリーンメールの事件—ウォルト・ディズニー事件
- 四. グリーンメールの規制をめぐる議論

- 五. グリーンメールと従前の法規制
- 六. グリーンメールに関する立法案
- 七. グリーンメールに関する新立法—連邦税法
- 八. グリーンメールとその責任根拠
- 九. グリーンメールに関する解決策
- 十. 結びにかえて—わが国の法制度への示唆

一. はじめに

1. わが国の状況

わが国では証券取引所に上場されている会社の株式が買占めの対象⁽¹⁾となり、新聞紙上を賑わせてきた。最近でも暴力団による東急電鉄の買占め問題⁽²⁾が国会で取り上げられたのである。タクマ事件⁽³⁾や国際航業事件⁽⁴⁾のように支配争奪をめぐる株主総会まで持ち込まれた買占めもあるけれども、買占めの対象となった多くの会社(対象会社)は、豊田自動織機製作所事件⁽⁵⁾のように安易に買占め側の買戻しの要求に応じ、関係取引先などの会社にはめ込む傾向がある。このように、当事者間の相対取引により株価が下がらないようにするので、買占め側は、莫大な利益を得る⁽⁶⁾。米語に倣って、この現象はグリーンメール(greenmail)、この業とするものはグリーンメーラー(greenmailer)と呼ばれている⁽⁷⁾。

日本におけるグリーンメールは、一般に思われているよりも広範囲に行われて、かつ頻繁である⁽⁸⁾。グリーンメールの対象となる会社として、アメリカのように株式が過小評価されている会社ではなくて⁽⁹⁾、買い戻してくれそうな親会社がある会社や同族会社⁽¹⁰⁾、官公庁の受注によって成り立っている会社⁽¹¹⁾、などが狙われやすい。この現象は、最近のものではなく、1952年の陽和不動産(現在の三菱地所)の事件から生じていると言われている⁽¹²⁾。この後、1970年代に、ジャパンライン事件⁽¹³⁾を契機として、グリーンメールの事件が多発することになる。最近では、とりわけ、1980年代になってこの種の買占めが多発し、上場会社の1割以上がその標的にされた⁽¹⁴⁾。このようにグリーンメールが増大した背景には、カネ余り現象⁽¹⁵⁾およびそのために急騰した証券市場

が関係していた。このため、1987年および1990年の株式の暴落によって相当のグリーンメーラーが倒産したが、その活動全体は完全には排除されなかったのである⁽¹⁶⁾。

グリーンメーラーの9割以上は表面的には不動産業を営んでいることになっている⁽¹⁷⁾。しかし、その裏は実のところ暴力団などのアングラ社会と政治家とつながりが深く、グリーンメーラーが政治家の代行的な役割を担っているという事実を推測することができる⁽¹⁸⁾。また、大手の都市銀行および証券会社が関連するファイナンス会社を通してグリーンメーラーに資金提供がされ⁽¹⁹⁾、グリーンメーラーはかなりの金利負担が強いられ⁽²⁰⁾、このため、資金繰りが苦しくなったグリーンメーラーが外国の企業に自己保有株を売却することにより、日本が地球規模での企業買収に巻き込まれることに至った事実も報告されている⁽²¹⁾。

以上の事実から、今後においても、国内における企業買収の増加⁽²²⁾および株式相互保有構造の解消の進展⁽²³⁾により、グリーンメールが増加することも予想され、会社による自己株式の取得制限の緩和による自己株式保有が可能になった場合に⁽²⁴⁾、その規制の内容とも関連するが、対象となった会社に対して買い戻しの要求が増大する可能性は否定できない⁽²⁵⁾。それゆえ、実務上、このグリーンメールという株式の買占めの問題を現行法制および今後の立法課題として、比較法的に検討することは十分意義があると思われる。

2. わが国の法規制

では、わが国の法律ではどのようにグリーンメールを規制しているのであろうか。民法、商法、証券取引法などから見てみよう。

1) 民法

最初から、グリーンメーラーが会社の経営参加を目的とせず、対象会社の経営者側に高値で株式を買い戻させることを目的として、議決権を行使すれば、それは権利の濫用になる(民法第1条第3項)。これに対して、経営権の取得を目的として、議決権を行使するとすれば、それは権利の濫用にならないとい

う見解がある⁽²⁶⁾。国際航業事件では、仮処分決定において、実質的な理由が付されていないので、いかなる判断を下したかについては、明確でないが、このような権利濫用理論が認めたとされる⁽²⁷⁾。しかし、このようなグリーンメーラーの主観的目的の証明は困難であると考えられる。

2) 商 法

①自己株式の取得

対象会社がグリーンメーラーから株式を買い戻すことは自己株式の取得を禁止した商法第210条に違反する。そのような譲渡は原則として無効となる。

また、自己株式の取得の禁止は、自己の計算における株式の取得を禁止するものであるから、会社代表者が自己株式の購入を第三者に依頼し、低利で購入資金を貸し付けることも、商法第210条に違反する。

これに関して、昭和61年5月29日の、三井鉱山の自己株式に対する一連の興味深い判例がある。第一審判決⁽²⁸⁾は企業防衛のための自己株式取得も限定された範囲内で許容される余地もある旨の判断を示したが、控訴審判決⁽²⁹⁾はより厳格な立場を踏襲し、たとえ買占め防止というような緊急避難的な場合であっても、自己株式の取得は許容されないとした。片倉工業事件第一審判決⁽³⁰⁾でも、三井鉱山事件の控訴審判決が踏襲された。

このように商法第210条が厳格に解されているけれども、グリーンメーラーの行為自体は規制されないことになる。その結果、対象会社は自己の株式を買い戻す場合、自己の関係会社または系列銀行に買い戻させる例が多くなる⁽³¹⁾。

②取締役の責任

会社の取締役は、善管注意義務（商法第254条第3項）と忠実義務（商法第254条ノ3）を負っており⁽³²⁾、これに違反すれば取締役は債務不履行の一般原則に従って損害賠償責任を負う。グリーンメールにおいては、取締役がその地位を利用して、高値で株式を買取り、安値でこれを売却するような行為で会社に損害を与えた場合に、その責任を追求される可能性がある⁽³³⁾。

しかし、取締役の善管注意義務は緩和される傾向にあり⁽³⁴⁾、そしてたとえ有力説のように厳格に忠実義務を適用しても、グリーンメーラーの責任そのものは

追求されることはない⁽³⁵⁾。そこで、教唆者および幫助者が共同不法行為をなしたとみなされるといふ民法第719条第3項の規定の適用を認めて、グリーンメーラーもその責任の追求を免れないと解する余地があるけれども、このような積極的な議論が展開された事例は見当たらないのが現状である。

③利益供与の禁止

また、買占め側、つまりグリーンメーラーから株式の肩代りの要求に応じると株主権の行使に関して利益を供与したということで、グリーンメーラーおよび対象会社の経営陣は民事・刑事責任を問われないかという疑問が生じる（商法第294条の2、第497条）⁽³⁶⁾。

しかし、株式の肩代りの要求に応じ、株式の譲渡がなされても、それは株主権の行使とはいえない。なぜなら、株式の譲渡は単なる株主たる地位の移転にすぎないからである⁽³⁷⁾。買い戻しの要求理由が株主総会で問題とするということによって、株主権の行使となると言える。現実には、このようなことは明確な形で起こらない。したがって、グリーンメールそのものは常に利益供与の禁止に該当することにならない。

また、たとえ株主権の行使に該当するとしても、肩代りの後の対価として含まれた市場価格を上回るプレミアムを利益供与と考えることが妥当かという問題もある。なぜなら、市場価格という基準は、すでに会社の支配価値を含んだものと言えなくもないので、適正なものではないからである。しかし、後者の問題はまだ十分に議論されていない。

④株主平等の原則

対象会社がグリーンメーラーから市場価格を超えるプレミアム価格で買い戻した場合は、他の株主に平等の機会が与えられない点で、株主平等の原則に違反すると考えられる⁽³⁸⁾。しかし、一般株主がこの株主平等原則違反を主張して同一価格による売却を要求できるわけではない⁽³⁹⁾。なによりも、この原則が適用されるのは会社と株主との法律関係に限定されるので⁽⁴⁰⁾、グリーンメーラーが名義書換未了である場合には、この理論を適用するのは無理であると思われる。

3) 証券取引法

商法以外に、証券取引法は、投資者保護の立場から、グリーンメールの問題を取り扱っている。

①内部者取引

内部者取引の規制のために、証券取引法第167条第1項に規定する「公開買付けに準じる行為」として、同法施行令31条は、上場株券等を当該会社の発行済株式数の5%以上を買い集める行為を規定している。後者の規制は、公開買付けや買集めの行為の決定が行われたことを知った周辺の関係者を規制の対象とするもので、買集めその行為それ自体は規制の対象とするものではない⁽⁴¹⁾。

第167条第1項の規定よりも重要なのが同法第163条第1項と第164条第1項の規定である。164条により、会社の役員または主要株主が自己の計算において証券取引所に上場されている当該会社の株式を6カ月以内の短期売買により利益を得た場合には、秘密を不当利用したか否かを問わず⁽⁴²⁾、一律にその利益を提供すべきことを会社またはその他の株主が請求できる⁽⁴³⁾。

第164条の規制を一層充実させるという観点から⁽⁴⁴⁾、10%以上⁽⁴⁵⁾の株式を所有する主要株主は、第163条第1項によって、自己の計算で自社の上場株券等の売買をした場合には、その売買に関する報告書を翌月の15日までに、大蔵大臣に提出すべきことを義務づけられている。

しかし、会社の株式を買い占めた者が10%以下である場合、もしくは6カ月を超えて株式を保有した後に、その株式の肩代りをさせるようなグリーンメールのような事態には、これらの規定は適用されない⁽⁴⁶⁾。

②相場操縦

証券取引法第157条は、不正取引行為として、有価証券の売買その他の取引について、不正の手段、計画または技巧をなすこと、重要な事項について虚偽の表示があり、または誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること、さらに有価証券の売買その他の取引を誘引する目的をもって虚偽の相場を利用することを禁止している。

また、同法第159条第2項は、「何人も、証券取引所に上場する有価証券等に

ついて、有価証券市場における有価証券の売買取引等を誘引する目的をもって、「当該有価証券等の相場を変動させるべき一連の有価証券の売買取引等又はその委託若しくは受託をすること」をも禁止している。

肩代りを目的とした買占めの場合、当然一般投資家のちょうちん買いを期待して買っているため、この規定が適用できるという学説があるけれども⁽⁴⁷⁾、同条違反が目的犯であり、「売買取引等を誘引する目的」ということの証明が困難であるのみならず⁽⁴⁸⁾、売買状況の把握が困難であるため⁽⁴⁹⁾、検察当局はかつてこの相場操縦の規定を利用しないのが現状であった⁽⁵⁰⁾。なによりも、有価証券市場外で取引する場合には、売買取引を誘引したとは言い難い⁽⁵¹⁾。

結局のところ、「グリーンメール」という用語を明確にする必要があると思われる。

③株式大量保有報告

このような状況において、1990年12月にいわゆる5%ルール⁽⁵²⁾が導入され、対象会社の発行済株式総数の5%以上を買い占めると、入口の段階ではグリーンメーラーは大量の株券等の取得・保有に関する情報を適時開示し（証券取引法第27条の23第1項）、その後には保有割合が1%以上増減するごとに、変更報告書を提出しなければならない（証券取引法第27条の25第1項）。さらに売り抜けの段階でも変更報告書の提出の際に短期間に株券等を大量に譲渡したという基準⁽⁵³⁾に該当する場合においては、買占め後の譲渡の相手方および対価、いわゆる肩代りの実態を開示することになった（証券取引法27条の25第2項、証券取引法施行令の一部を改正する政令第14条の8）⁽⁵⁴⁾。後者の短期大量譲渡の開示は、肩代りの後に株価が下落することを一般投資者に知らせるためである⁽⁵⁵⁾。

この開示規制により、譲受価格が不当に高ければ、当然取締役としての責任を追求できるというものの⁽⁵⁶⁾、この価格の基準が不明確であり、肩代りを大きく抑止するものでないと言われている⁽⁵⁷⁾。例えば、グリーンメーラーが5%以上の大量保有者となったために大量保有報告書を提出し、その後5%以下の減少により変更報告書を提出すると、短期大量譲渡の開示が不要となる（証券取引法第27条の25第1項但書、株券等の大量保有の状況の開示に関する省令

第9条第1号)⁽⁵⁸⁾。

なによりもグリーンメールの行為そのものを十分規制するものになっていないことが問題である。かえって5%ルールで名義借りが困難になり、買い占められた対象会社が安易に株式のはめ込みをして防戦するのが困難になっているのが現実である。

④義務的公開買付

また、1990年証券取引法改正でイギリスの自主規制制度⁽⁵⁹⁾に倣って、義務的公開買付制度が導入された（証券取引法第27条の2第1項第4号、証券取引法施行令第7条第4項）。この制度によれば、買付前の60日間に行う買付け等の相手方の人数が10人を超えるグリーンメーラー、または10人以下の株主という「著しい少数の者」からの買付けであっても、証券取引所の市場外で特別関係者とともに対象会社の発行済株式総数の3分の1を超えて取得したグリーンメーラーは、対象会社の支配権に重大な影響を及ぼすために、義務的公開買付を要することになる⁽⁶⁰⁾。

しかし、グリーンメールの場合においては、60日前で10人を超えることまたは3分の1を超えて買い集めることが稀であり、さらに、イギリス法と異なり、この規制が入口の段階での市場を通じての買占めには適用されず、出口の段階での市場外の取引、すなわち肩代りにしか及ばないものとなったことである⁽⁶¹⁾。

4) その他

①刑法

もちろん、商法・証券取引法以外にも、グリーンメールを刑法に定める恐喝罪（刑法第249条）として罰すことが考えられる。この「恐喝」とは、脅迫または暴行を指すと解され、さらに「脅迫」とは、人を畏怖させるに足る害悪の告知を意味し、これには人を威嚇する行為や困惑させる行為も含まれると解されている。

問題は、困惑と畏怖との具体的な区別である。名義書換に際しての種々のいやがらせや脅迫的な言動などが加わって市場価格よりはるかに高い価格で肩代

りさせた場合には、恐喝罪に該当する場合がある⁽⁶²⁾。

しかし、現実の場面では恐喝罪になるようなことはせず⁽⁶³⁾、単純に株式の買い戻しを要求するだけである。これだけでは、「脅迫」または「暴行」の要件を欠くことになり、法の解釈適用上難問が多い⁽⁶⁴⁾。

②暴力団対策法

そこで、1993年5月12日に暴力団対策法の一部改正が公布され、経済行為で新たに禁止されるものとして「株式会社またはその役員らに対する著しく有利な条件による株式買い取り要求」が追加されることになった（暴力団対策法第9条第10号）⁽⁶⁵⁾。また、この暴力的要求行為については、暴力団が関係者と同席して要求するケースが多いため、一般人らと指定暴力団員が暴力行為を要求する現場に立ち会い、その暴力的要求を助ける行為をも禁止される（暴力団対策法第10条第2項）。

これは暴力団組織構成員に対して規制することになるけれども、暴力組織に加入していない者に対しては規制されないという限界がある。そのため、組員を準構成員にしたり、組織を政治結社や宗教法人に変えたりして、取締りを逃れるという事態が起こっている。

なによりも、「著しく有利な条件」とは何を指すかが明確でない。株式を買い取るように要求してきた場合に、それはすべて「著しく有利な条件による」ということになるという可能性がある。このために、「グリーンメール」という買占め行為を明確にする必要があるように思われる。

③独占禁止法

もちろん、独占禁止法上、国内の株式を取得し、または所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することになる場合の株式保有制限（独占禁止法第10条第1項前段、第14条第1項前段）、不当な高価格による株式の購入などの不公正な取引方法による株式の取得または所有の場合の株式保有制限（独占禁止法第10条第1項後段、第14条第1項後段）がある⁽⁶⁶⁾。

しかし、グリーンメーラーは市場支配を目的としないので、グリーンメールにより一定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすことは殆どない。また、対象会社がグリーンメーラーから不当に高いプレミアム価格で株式を買

い戻したことが自体が不公正な取引方法になると考えられるが⁽⁶⁷⁾、グリーンメールが独占禁止法上問題となったことはない。

④税 法

以前においては、グリーンメーラーに対して最も効果的であったのは所得税法違反で摘発するという方法である。これは、いわば別件逮捕によって取り締まるという迂回的方法である⁽⁶⁸⁾。

まだ、真正面から、グリーンメールそのものを課税するというシステムにはなっていない。これは、グリーンメールという概念が明確でないことによる。

5) まとめ

日本法では、グリーンメールを証券取引法および暴力団対策法などで次第に規制する方向にあるけれども、まだ本格的に規制する段階になっていない⁽⁶⁹⁾。これはなぜか。日本法では建前として自己株式の取得が禁止されているので、法現象的にはグリーンメールはありえないという前提にあったからではないだろうか。この結果、グリーンメールの対策は安定株主工作という形で巧妙に図られ、株式の法人化現象が促進されたのである⁽⁷⁰⁾。しかし、前述の通り、グリーンメールは依然として存在するのである。そこで、このような買占めは、そもそも規制すべきか、もし規制すべきであれば、いかなる範囲まで規制すべきかを検討する必要性が高まっているように思われる⁽⁷¹⁾。

ではいかなる視点でグリーンメールを考えるべきであろうか。まず、ディスクロージャーと支配プレミアムの問題が重要であると考ええる。

①ディスクロージャー

ディスクロージャーという視点が重要なのは、証券取引審議会が述べているように、「肩代わりという事態になれば、それまで高騰していた株価が急激に下落し、そのような情報を知らない一般投資者にとって極めて不利かつ不公平な結果となる」⁽⁷²⁾からである。この視点からは、いわゆる5%ルールの導入により一層の改善が図られたように言われる。しかし、これには限界があると考ええる。なぜなら、日本住宅金融事件の「株疎開」のように⁽⁷³⁾、一時的に自社保有株を他社名義に移し、あとで買い戻すことをすれば、容易に5%ルールの適

用をのがれることができるからである。

また、東北大学の吉原和志助教授が同ルールの導入以前に的確に指摘されていたように、「経済的にみて望ましい企業買収の前段階としての株式の大量取得と初めから会社による高値買取りを狙うなど正当とはいえない株式の大量取得とを区別することができない」⁽⁷⁴⁾という限界をも看過できない。最初は企業買収を目的としていたけれども、結果的にグリーンメールとなったということもありうるのである。このようなグリーンメールの融通無碍な性格が規制を困難にしているといえる。

いずれにせよ、ディスクロージャーという価値中立的な視点では、グリーンメールを規制できないことになる。

②支配プレミアム

そこで、筆者は支配株のプレミアムをいかに考えることが肝要と考える。なぜなら、グリーンメーカーという特定の株主が他の株主の犠牲のもとに支配プレミアムを取得するのは不公正と考えるからである。

この問題は二つの問題に分類できる⁽⁷⁵⁾。まず、グリーンメーカーが支配プレミアムを取得した時点の問題である。この時点においては、証券取引法において、義務的公開買付制度の導入が図られた。すなわち、この制度は、支配株式の譲渡・取得についてプレミアムが発生するが、そのプレミアムを公平に分配する機会を与えられなければならないという英米の法理論に立脚するものである⁽⁷⁶⁾。

この制度の導入に際しては、理論的に詰めなければならない問題が残っていたと思われる。長崎大学の古山正明助教授が市場法的視点⁽⁷⁷⁾から言われるように、この制度は会社法における合併の次元で政策判断を行うべき問題であるかもしれない⁽⁷⁸⁾。また、自己株式の取得禁止との関係は当然であるが、この制度をグリーンメールに適用することが果して妥当であるかという問題である。結果としては、グリーンメールには支配権の変動が見られないからである。しかし、グリーンメールが会社支配に影響を与える取引であることには疑いのないことであろう。

次に、グリーンメール後の問題で、支配株主であるグリーンメーカーの支配

力を制限できるかという問題がある。この問題については、会社法からは、グリーンメールの決定権を株主総会に委ねて支配プレミアムを規制するか、または証券取引法からは、内部者取引の短期売買利益の規制を強化して、グリーンメーカーから支配プレミアムを吐き出させることも可能である。

以上のグリーンメール規制立法を検討する際の素材として、アメリカの議論を取り上げることにはしたい。とくに日本で自己株式の取得の緩和が問題とされている今日⁽⁷⁹⁾、その緩和の方法の如何にもかかわっているが、この問題に対する先進国ともいえるアメリカの法制ならびに判例の動向を検討することは有用なことと考える⁽⁸⁰⁾。

3. アメリカの状況

米国における産業再編成の歴史を見ると、第1の波は1895年から1905年にかけての同業種内の水平合併によるもの、第2の波は1922年から1929年にかけての垂直合併によるもの、そして第3の波は1960年代の異業種の企業を合併するコングロマリット合併によるもの、に区分される⁽⁸¹⁾。

ところが、1984年以降になると、第4の波となり、再び水平合併が復活した⁽⁸²⁾。たとえば、エネルギーと金融を中心とする産業再編成が見られるようになった。とくに、1985年において、企業買収が記録的な数を示し⁽⁸³⁾、巨大な買収が現実のものとなった⁽⁸⁴⁾。このため、パック・マン (Pac-Man) 作戦⁽⁸⁵⁾、鯨避け (shark repellent)⁽⁸⁶⁾、などの色々な防衛戦術が開発され、企業買収市場を規制する法理に重大な変更が余儀なくされている。この防衛作戦の中でも、グリーンメールが最大の関心呼び⁽⁸⁷⁾、企業買収に関する立法をめぐる議論への弾みとなった。

このグリーンメールと呼ばれる取引は、1979年から1984年にかけて200件以上であった⁽⁸⁸⁾。なかには、約55億ドルものの金額が払われたものもあった。80年代前半には、証券市場または個別交渉を通じて対象会社の株式を大量に買い集め、その会社の経営者にその持株を市場価格を上回るプレミアム付きで買い戻させる行為であった。しかし、80年代後半には、以下のような行為類型がグリーンメールの主流となった。

- 〔(1) 株式の買占めの後、その株式の売却により利益の獲得
(2) 株式を買い占められた会社が、全株主に対して自社株式の買い戻しを申し込みをし、グリーンメーラーもそれに応じて利益の獲得
(3) 株式を買い占められた会社の要請を受けたホワイト・ナイト (white knight) に対する売却や、経営陣自身によるマネジメント・バイアウト (management buyout) により利益の獲得⁽⁸⁹⁾。〕

このような代表者として、T.Boone Pickens, Carl Icahn, Saul P.Steinberg, Bass Brothers, Donald Trump などがいる。このような多数のグリーンメーラー⁽⁹⁰⁾たちが巨額の利益を稼ぎ、結果的には超大型・大型・中小型の企業買収 (Mergers & Acquisitions) の媒介となっているといわれている⁽⁹¹⁾。

このグリーンメール増加の背景には、株式所有の機関化現象、大量の資金を動員できるサヤ取り業者の勃興、ジャンク・ボンド (junk bond)⁽⁹²⁾と言われているリスクも大きいが高利回りの高い債券の登場がある。このジャンク・ボンドを通じて、または金利の自由化により大幅に拡大した銀行からの借入金を通じて、グリーンメーラーは資金を調達していたのである⁽⁹³⁾。このジャンク・ボンドは連邦準備制度理事会により規制されていたけれども⁽⁹⁴⁾、債券ではなくて優先株が利用された場合またはグリーンメーラーが自己の資産を担保として利用した場合にはジャンク・ボンド市場に影響がなかった⁽⁹⁵⁾。しかし、その市場を支配していたドレクセル・バーナム・ランベール (Drexel Burnham Lambert) 社の親会社、ドレクセル・バーナム・ランベールグループ社が会社更正手続きを申請することになったことで、企業買収、ひいてはグリーンメールそのものが転機を迎えることになった。すなわち、グリーンメールは急速に衰えることになった⁽⁹⁶⁾。

ところで、グリーンメールそれ自体は規制が困難であり、州レベルにおける取締役の義務の面からの規制、さらには連邦法レベルにおけるディスクロージャー、詐欺禁止の面からの既存の法規制では不十分である。というのは、グリーンメールの規制に当たって、グリーンメーラーの主観的意図が厄介な問題として残るからである⁽⁹⁷⁾。そのため、SEC (Securities and Exchange Commission) および州・連邦議会がグリーンメールの問題に対処していた。例え

ば、SECのテnder・オファーに関する諮問委員会がグリーンメールを含む立法の勧告をしている⁽⁹⁸⁾。さらに、州議会ではすでにグリーンメールを規制する立法が可決されているのに対して⁽⁹⁹⁾、連邦議会の上院も下院でもグリーンメールを含む企業買収法案が提出されたが⁽¹⁰⁰⁾、まだこの法案が成立していない。このような状況の中で、グリーンメールを規制する新税法が成立した。このため、連邦税法がグリーンメールを規制すべきか否かの政策論争が起きている。しかし、税法自体はグリーンメールを禁止したものではなかった。

4. 論文の順序

本稿はこのようなグリーンメールの法規制をめぐる諸問題を検討するものである。論旨の順序として、まず、グリーンメールの定義とグリーンメールの代表的事件であるウォルト・ディズニー事件を紹介し、そしてグリーンメールの対象会社の株主に対する影響を検討する。具体的には、グリーンメールに関する金融経済理論と最近の実証研究を紹介し、さらにそのようなグリーンメールに対する米国法を検討し、州法も連邦法もグリーンメールの支払いをしようとする取締役の行為を制限するものでない、と結論づける。次いで、グリーンメールを規制するために出されている種々様々な提案を紹介し、その利点と欠点を明らかにし、税制面からするグリーンメール対策およびグリーンメーラーの責任問題を議論したい。そして、最後に、グリーンメールに関する解決策を考へることによって、今後のわが国における立法論に対する若干の示唆を与えたいと思う。

注

- (1) 対象となりやすい会社は、まず浮動株の多い会社、時価総額の小さい会社、企業グループに所属せず、メインバンクのない会社、そして、取締役会の内部対立がある会社である。大和証券経済研究所編『経営戦略としての企業買収』（商事法務研究会、1986年）116-119頁；千代田国際経営法律事務所編『買収防衛／株買占対策』（第一法規、1988年）20-21頁。
- (2) 毎日新聞社会部取材班「地下に潜った暴力団が企業と癒着する」『エコノミスト』1991年7月30日号20-21頁；松本真一「利殖暴力団・稲川会と『ノルマ証券』の蜜月」『文化評論』370号（1991年）90-99頁。1990年11月に東急電鉄の買占め事件以

外にも、山口組系の暴力団組長が設立した「天正興業」がクラボウの株式を買い占めたことがあった。このため、日本証券業協会は1991年11月20日に「暴力団員及び暴力団関係者との信用取引、大口現金取引、その他暴力団の資金獲得活動を助長するような証券取引及び融資の斡旋は厳に慎むこと」との理事会決議をしている。『証券業報』487号(1991年)25頁。大蔵省前証券局長松野允彦氏によると、証券市場を暴力団が活躍する場とするのは問題と言う。松野允彦「証券行政の今後の課題」『財經詳報』1858号(1991年)9頁。

- (3) コスモポリタンに買い占められたタクマは、直近の株価を大きく下回る価格で第三者割当増資を実施したため、コスモポリタンの少数株主権行使による臨時株主総会を開催した。この総会の内容は、家近正直「少数株主の招集による株主総会と総会検査役」『商事法務』1153号(1988年)6-12頁参照。
- (4) 国際航業と同社の株式を買い占めた光進(旧コーリン産業)グループとの間では1988年6月29日の株主総会をめぐって、会社側が事前に光進側の議決権行使の禁止を求める仮処分を東京地裁に認められた。この決定の内容は、『判例時報』1277号(1988年)106-110頁；『商事法務』1151号(1988年)37-40頁参照。この判決の批評は、小室金之助「国際航業株主総会の議決権行使禁止仮処分事件」『創価法学』18巻1号(1988年)163-178頁参照。
- (5) 買占め側の買戻しの要求に応じない場合には、京三電線株のように、上場廃止に追い込まれる可能性がある。『日本経済新聞』平成3年(1991年)7月11日；中村直人「京三電線の上場廃止などで表面化した問題点」『経理情報』649号(1992年)13-14頁。これは、東京証券取引所の上場審査基準では、大株主上位10名および特別利害関係者が所有する株式の総数(少数特定者持株数)が、上場のときまでに、上場株式数の70%以下になる見込みのあること(東京証券取引所所有価証券上場審査基準等第4条2項a号)になっていることにある。上場企業等にとっては、安定株主対策以外に浮動株主対策などによる株主構成の是正など、上場維持対策が重要になろう。高橋俊子「前進するディスクロージャー制度」新日本『証券調査』1991年11月号16頁。
- (6) 日本土地が豊田自動織機製作所や三井東圧化学の株式の買占めで何百億円も稼いだと言われている。日本経済新聞社『インサイダー天国』(日本経済新聞社、1989年)60-61頁；「社説」『日本経済新聞』昭和63年(1988年)7月10日。日本土地以外にも、黒沢楽器店が愛知機械の株式買占めで約10億円、THKが不二越で約100億円もの利ざやを稼いだと言われている。『オール投資』1988年7月15日号49頁。
- (7) グリーンメールについての紹介は、永田均・生駒正文『ビジネス・ロー入門』(法律文化社、1989年)232-233頁参照。株の買占め問題全般については、山田廣己「株式買占めの規制」『産大法学』21巻1・2号(1987年)383-418頁；並木俊守『企業買収と株式』(中央経済社、1987年)；志谷匡史「株式買占めの検討」『商大論集』40巻1号(1988年)53-101頁参照。とくに山田氏の論文に負うところが多

- い。わたしも、比較法的立場から買占めの問題を検討したことがあるが、まだ未完である。拙稿「支配株の売買 (1), (2), (3・未完)」大阪市立大学『法学雑誌』32巻2号(1985年)199-234頁, 32巻3号(1986年)463-506頁, 33巻2号(1987年)227-263頁を参照されれば幸いである。
- (8) W. CARL KESTER, JAPANESE TAKEOVERS: THE GLOBAL CONTEST FOR CORPORATE CONTROL 246 (1991).
- (9) 江頭憲治郎「日本の株式買集めとその防衛問題を考える視角」日本弁護士連合会編『現代法律実務の諸問題(上)〈平成2年版〉』(第一法規出版, 1991年)412頁。株価が低迷している現況では、株式が過小評価されている会社が狙われる可能性がある。
- (10) 中祖博司「買占めをめぐる諸問題」『判例タイムズ』702号(1989年)62頁。
- (11) 久保利英明「グリーンメーラー対策」日本弁護士連合会編・前掲注(9)403頁。
- (12) 奥村宏「買占め株の肩代りについて—その背景と問題点—」『証研レポート』1098号(1981年)2-3頁。陽和不動産の事件については、森川哲郎『会社乗取り史—巨大化した企業の内幕—』(久保書店, 1973年)181-205頁。
- (13) ジャパンライン事件については、奥村宏『買占め・乗取り・TOB』(東洋経済新報社, 1973年)212-218頁参照。
- (14) 奥村宏『証券スキャンダル』(岩波書店, 1991年)40頁。1990年版株主総会白書では、アンケート回答, 567社のうち, 13.3%にあたる208社が株式の買占めを理由として「動向をマークしている株主」がいると回答した。『商事法務』1234号(1991年)47-48頁。
- (15) 渡邊顕『M&Aと企業防衛』(綜合法令, 1990年)48頁。
- (16) 現在の状況については、『大株主総覧'93』(東洋経済新報社, 1992年)864-867頁に詳しいので参照されたい。
- (17) 以下の表から、グリーンメーラーの大部分が不動産業であることがわかる。

会 社	事 業
アイチ	不動産業
あけぼの企画	金融業
アコム	アラブ首長国連邦の投資機関
アサヒ企画	不動産/経営コンサルタント業
麻布自動車	不動産業
オートライフ	電気製品の卸売業
カノン	紡績の卸売業
喜多商事	不動産業
黒岩楽器	楽器の小売業
ケイ・ティー・ティー	金融業
光進	金融業
コスモポリタン	不動産業
ジエムコ	金融業
秀和	不動産業
新事業開発本部	金融業
セントラル航業	航空測量業

ゼンリン	出版業
第一不動産	不動産業
大央	衣料品の卸売業
武富士	金融業
千島土地	不動産業
帝京大学	大学
トーアデンキ	電気製品の小売業
豊光実業	パチンコ業
日本土地	不動産業
原田不動産	不動産業
ミサト産業	不動産業
ミヤマ	不動産業

出典：『オール投資』1988年7月15日号50-53頁；『財界展望』1993年3月号126-131頁。

- (18) 中西昭彦「政治銘柄－株式市場の魔術」『文芸春秋』71巻5号（1993年）118-119頁。
- (19) 元住友銀行支店長や三井信託銀行元支店次長が、「光進」代表の小谷光浩被告らに国際航業や東洋酸素などの株購入資金として巨額の金額を斡旋していたことが明らかになった。また、稲川会の石井前会長も、東急電鉄株の買占めで野村・日興系列のファイナンス会社から合わせて360億円の巨額の融資を受けていた。これが1991年の証券不祥事で問題になったことは記憶に新しい。NHK企業社会プロジェクト『追及 金融・証券スキャンダル』（日本放送出版協会、1991年）172-74頁；日本経済新聞社編『宴の悪魔－証券スキャンダルの深層』（日本経済新聞社、1991年）22-23頁。1992年には、消費者金融会社のレイクが、クラリオン株および日本カーボン株の仕手戦で、旧誠備グループに資金提供していたという新聞報道があった。『朝日新聞』1992年（平成4年）6月16日（夕刊）；『毎日新聞』1992年（平成4年）6月25日。
- (20) 1989年および1990年に、大蔵省は、通達により、全ての不動産金融を大蔵省に報告するよう要求した。「土地関連融資の取扱いについて」（平元・10・27 蔵銀第2442号 銀行局長発）および「土地関連融資の抑制について」（平2・3・27 蔵銀第555号 銀行局長発）参照。
- (21) 『日経金融新聞』平成4年（1992年）8月10日。山一証券の調査によると、1992年1月から9月にかけて、外資による企業買収が急増している。『日本経済新聞』平成4年（1992）10月1日。
- (22) 1991年度は、中小企業を中心に、合併件数が急増している。『日刊工業新聞』平成4年（1992年）5月19日。
- (23) 株価の下落で生じた持ち合い株式の評価損が企業利益を圧迫し、保有株式の売却に踏み切る企業があること、生保、銀行等の金融機関で保有株式の見直し・一部売却を行う動きがあることなどから、持ち合い比率の低下は既に始まっている。園田信「株式の持ち合いと日本の株式市場」『生命保険経営』59巻5号（1993年）151頁。

この比率は緩かな低下にとどまるという予測が存在する。寺井屋繁「株式持ち合いの現状と今後の展望」『財經詳報』1905号（1992年）14頁。

- (24) 自民党法務部会の商法小委員会（委員長太田誠一氏）は1992年5月20日の会合で、現行商法が全面に禁止している自社株の保有を部分的に認める方針を決め、次期通常国会に商法改正案を提出するよう法務省に要請する方針であった。このような情勢において、法相の諮問機関である法制審議会の商法部会会社法小委員会（小委員会会長、東京大学名誉教授竹内昭夫）は、緩和を図るべきだという意見が大勢を占めたものの（『読売新聞』平成4年（1992年）10月15日）、緩和の範囲の検討は慎重に進めるべきだとの判断から、今回は見送られることになった。『読売新聞』平成4年（1992年）12月29日。しかし、問題点が容易に収拾しないために、1993年1月28日に、法務省民事局参事官室名で「自己株式の取得及び保有規制に関する問題点」を公表した。この内容については、『ジュリスト』1018号（1993年）158-161頁参照。政府としては、来春の通常国会には、株式数の制限などの条件付きで自己株取得後の保有も認めるという商法改正案を提出する意向である。『日本経済新聞』平成5年（1993年）2月16日。最近における自己株式取得の緩和論については、片木晴彦「自己株式取得の緩和」『法学セミナー』442号（1991年）42-43頁；竹中正明「自己株取得規制緩和の在り方を探る」『税経通信』1992年7月号2-10頁；竹内昭夫「自己株式取得規制の緩和と商法・税法」『商事法務』1286号（1992年）2-8頁；大隅健一郎「自己株式取得規制の緩和について」『商事法務』1295号（1992年）2-5頁；同「自己株式取得規制の緩和について—訂正再論—」『商事法務』1309号（1993年）36-37頁；古瀬村邦夫編『証券取引法講義（執筆中井宏氏）』（日本評論社、1992年）88-90頁；吉川栄一「企業買収と会社法の制度的論理」吉川栄一・出口正義編『石田満先生還暦記念論文集・商法・保険法の現代的課題』（文眞堂、1992年）445-446頁；吉原和志「自己株式取得規制の緩和に関する論点（1）」『民商法雑誌』107巻3号（1992年）325-352頁；吉戒修一「『株式の取得及び保有規制に関する問題点』について〔上〕〔下〕」『商事法務』1316号（1993年）2-12頁、1318号（1993年）7-14頁；本間輝雄・古瀬村邦夫・岩崎稜編『会社法〔新版第3版〕（執筆王義郎教授）』（法律文化社、1993年）114頁注（4）；宮島司「自己株式取得規制緩和論と会社立法」『法律時報』65巻7号（1993年）70-76頁）を参照されたい。
- (25) 通商産業省産業政策局国際企業課編『我が国のM&Aの課題—産業金融と企業組織に関する研究会報告書』（通商産業調査会、1991年）31頁。
- (26) 河和哲雄「議決権行使禁止の仮処分—東京地裁昭和63年6月28日決定をめぐって—」『商事法務』1154号（1988年）32頁；森綜合法律事務所編『M&A防衛法』（中央経済社、1990年）44-45頁；近藤光男「株式の買占めと議決権の行使」『商事法務』1275号（1992年）48頁；森田章「緊急避難としての自己株式取得—グリーンメーラー対策—」『神戸学院法学』20巻3・4号（1990年）77頁参照。

- (27) 『判例時報』1277号(1988年)106頁。
- (28) 『判例時報』1194号(1986年)33-45頁。第一審判決を解説したものととして、神田秀樹「三井鉱山事件に関する理論的問題」『商事法務』1082号(1986年)2-8頁、関俊彦「子会社による親会社株式の取得・売却から生じた損害と親会社の取締役に対する代表訴訟」『ジュリスト』869号(1986年)88-94頁；神崎克郎「自社株買戻しと取締役の責任」『法学セミナー』382号(1986年)29-31頁；高橋公忠「自己株式取得に関する一考察」『九州産業大学商経論叢』28巻3号(1988年)149-171頁；春田博「株式相互保有規制と子会社法人格 [上] [下]」『商事法務』1205号(1990年)2-9頁, 1206号(同年)12-18頁を参照されたい。
- (29) 『判例時報』1395号(1991年)144-155頁。控訴審判決を解説したものととして、河本一郎「会社の自己株式取得に対する株主の代表訴権行使-三井鉱山事件控訴審判決」『ジュリスト』957号(1990年)97-99頁；志村治美「1 株主の代表訴訟の提起と権利の濫用 2 自己株式の取得が許容される限界-三井鉱山自己株式取得事件」『私法判例リマックス』1号(1990年)176-179頁；春田博「株式相互保有規制と子会社法人格 [上] [下]」『商事法務』1205号(1990年)2-9頁, 1206号(同年)12-18頁；森本滋「商事法判例研究」『商事法務』1210号(1990年)46-51頁を参照されたい。
- (30) 『金融・商事判例』876号(1991年)30-44頁。本判決を解説したものととして、近藤光男「企業防衛と取締役の責任」『商事法務』1251号(1991年)2-8頁；森田章「企業防衛のための自己株式取得の可否」『ジュリスト』1002号(1992年)95-96頁；葦澤康幸「子会社による親会社株式取得に対する株主代表訴訟-片倉工業の自己株式取得事件をめぐる-」『亜細亜法学』27巻2号(1992年)203-216頁を参照されたい。
- (31) 高村隆司「第5章 敵対的M&A」村松司叙編『企業合併・買収ハンドブック』(社団法人日本工業技術振興協会, 1989年)483頁。株式の買戻しが関係会社、または系列銀行により行われると、そこまで自己株式取得の規制は及ばない。
- (32) 近藤光男「取締役の経営責任」竹内昭夫・龍田節編『現代企業法講座3-企業運営』(東京大学出版会, 1985年)295-299頁；前嶋京子「わが国における経営判断の原則の適用について」『下関市立大学論集』36巻1・2合併号(1992年)2-3頁。
- (33) 山田廣己・前掲注(7)402頁。
- (34) 北沢正啓『会社法 [新版]』(青林書院新社, 1982年)370頁。
- (35) 山田廣己・前掲注(7)402-403頁。
- (36) 河本一郎「株の買集めをめぐる法律上の諸問題」『月刊監査役』267号(1989年)8頁；関俊彦・前掲注(28)93頁；中村直人「改正の方向とM&Aへの影響」『経理情報』663号(1992年)87頁。
- (37) 永野義一『企業犯罪と捜査』(警察時報社, 1992年)224頁。

- (38) 山田廣己・前掲注(7)403-404頁。
- (39) 森淳二朗・吉本健一編『会社法エッセンシャル商法1 (末永敏和教授執筆)』(有斐閣, 1993年) 52-53頁。
- (40) 鈴木竹雄「株主平等の原則」『商法研究Ⅱ会社法(1)』(有斐閣, 1971年) 282頁。
株主平等の適用については、通説のように株主たる資格と第三者たる資格とを区別すべきでないという立場がある。出口正義「株主平等の原則」『株主権法理の展開』(文眞堂, 1991年) 204頁。
- (41) 三國谷勝範『インサイダー取引規制詳解』(資本市場研究会, 1991年) 157頁; 永野義一・前掲注(37)301頁。
- (42) 養命酒製造短期売買差益返還請求事件控訴審判決『資料版/商事法務』110号(1992年) 42頁。
- (43) 証券取引法旧第189条(現第164条)については、堀口亘「証券取引法189条に基づく不当利益の提供-日工事件判決を契機として-」『商事法務』1231号(1990年) 2-7頁参照。プーン・カンパニーによる小糸製作所の株式買占めに関連して、主要株主である麻布建物が昭和63年10月から平成元年3月にかけて小糸製作所株を売買して得た約11億円を自発的に提供することを決めた事例がある。最初に判決により利益の返還を求められた事例としては、日工株式会社事件がある。『商事法務』1224号(1990年) 143頁; 『資料版/商事法務』73号(1990年) 69-72頁, 76号(同年) 51-52頁。
- (44) 加美和照「内部者による自社株式の短期売買」『金融・商事判例(増刊号)』806号(1988年) 113頁。
- (45) 5%ルールとの関係において、主要株主の基準を5%程度にすべきであるという意見がある。堀口亘『最新証券取引法』(商事法務研究会, 1991年) 436頁。傾聴すべき意見であろう。
- (46) 通商産業省産業政策局『米・欧とここが違う日本のM&A-制度面からの考察』(ダイヤモンド社, 1991年) 146頁参照。
- (47) 鈴木竹雄・河本一郎『証券取引法(新版)』(有斐閣, 1984年) 533-534頁注(10); ルイ・ロス/矢澤惇監修『アメリカと日本の証券取引法(下巻)』(商事法務研究会, 1975年) 400-401頁; 山田廣己・前掲注(7)413-414頁。
- (48) 東條伸一郎「証券取引法125条に関する若干の問題」『法律のひろば』26巻8号(1973年) 62頁; 龍田節「証券取引の法的規制」『現代の経済構造と法-現代法の諸問題Ⅱ』(筑摩書房, 1975年) 520頁; 竹内昭夫「相場操縦」『会社法の理論I 総論・株式』(有斐閣, 1984年) 331頁; 堀口亘『証券取引法ハンドブック』(勁草書房, 1993年) 246頁。必ずしもその立証が困難なものではないとの指摘がある。神崎克郎『証券取引法[新版]』(青林書院新社, 1987年) 637頁。また、最近では、「誘引目的」の立証には、可能性の意識(認識)の立証で足りると理解されている。佐藤雅美「第3章 証券取引と犯罪」中山研一・神山敏雄・斉藤豊治編『経済刑法入

- 門』（成文堂、1992年）36-37頁；神崎克郎「現実取引による相場操縦」『法曹時報』44巻3号（1992年）12-18頁。証券取引審議会不公正取引特別部会も「誘引目的」の存在を強調しすぎるのは適当でなく、その基準は第一次的には、当該取引が「相場を変動させるべき取引」かどうかによっている。財団法人資本市場研究会編『相場操縦の行為禁止規定等のあり方の検討について-証券取引審議会不公正取引特別部会中間報告-』（資本市場研究会、1992年）91頁。
- (49) 古瀬村邦夫編・前掲注(24)20頁；中村直人「明らかになった仕手グループの手法-本州製紙」『経理情報』645号（1992年）21頁。
- (50) 過去、相場操縦が立件された事件は、光進の小谷光浩による藤田観光株事件など3件しかない。証券取引法旧第125条(現159条)を積極的に運用していくことが第一段階として捉えるであるとして、1992年の証券取引法の改正では相場操縦規定の改正は見送られた。松野允彦「当面の証券行政」『C O F R I ジャーナル』6号(1992年)17頁；『読売新聞』平成4年（1992年）2月15日。証券取引等監視委員会は、日本ユニシス株の相場操縦事件で、東京地検特捜部に告発した。『日本経済新聞』1993年（平成5年）5月22日。
- (51) 森田章「日本私法学会商法部会シンポジウム資料-企業買収の総論的課題」『商事法務』1259号（1991年）9頁。
- (52) 以前においても、アメリカの5%ルールの開示規定の導入を示唆するものがあった。《スクランブル》「株買占めを規制する方策はないのか」『商事法務』1144号（1988年）50頁；「座談会・株買占めに対する会社の対応策（神崎克郎教授発言）」『商事法務』1145号（1988年）25頁；中島良博「株買占めと株主管理をめぐる諸問題」『商事法務』1149号（1988年）20頁等。5%ルールを補完するものとして東京証券取引所が自主的に制定した売買監視銘柄制度がある。東京証券取引所『証券』1991年1月号50-62頁；末吉恵「売買監視銘柄制度の概要」『商事法務』1235号（1991年）18-23頁。以前には東京証券取引所などが「特別報告銘柄制度」をつくり、悪質なグリーンメールの規制をしていた。この銘柄に指定されたのは、ザーゼル機器（現在、(株)ゼクセル）1銘柄だけであった。売買監視銘柄制度以外にも、東証定款59条に基づいて、証券市場に対する社会的信用を失墜させかねない「株券を買い集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用して、その株券の発行会社の関係者に対し、その意に反して、当該株券を有利に売りつけること、又はこれに類似する行為を目的とする者の直接または間接の委託に応じて、その銘柄の株券の買付け又は買付けの取次ぎ」は、信義則違反として関係証券会社に対して制裁を加えられる。売買監視銘柄に指定されたのは「福助」株式のみである。
- (53) この基準とは、株券等を譲渡した結果、株券等保有割合が、譲渡した日の直近60日間で最も高かった株券等保有割合と比べて、2分の1未満となり、かつ、100分の5を超えて減少した場合である（証券取引法施行令の一部を改正する政令第14条の8）。

- (54) 5%ルールの中で、短期株式の譲渡については、可部哲生「株券等の大量保有の状況に関する開示制度（いわゆる5%ルール）の概要について」『月刊資本市場』59号（1990年）110頁；堀本修「株券等大量保有に関する開示制度の概要について（下）」『財経詳報』1793号（1990年）23頁；吉田英都「株券等の大量保有の状況に関する開示制度の概要〔下〕」『商事法務』1240号（1991年）11頁；5%ルール実務研究会『5%ルールの実務とQ&A』（大蔵財務協会，1991年）46-48頁。
- (55) 堀口亘・前掲注(43)216-7頁。上村達男教授は、「従来闇の世界で行われていた事項を白日に曝そうとの開示であり画期的な事項である」として、短期大量譲渡制度を高く評価される。堀口亘編『証券取引法〔増補版〕（執筆上村達男教授）』（学陽書房，1992年）343-344頁。開示事項としては、仲介者がいた場合の仲介者の氏名、機関名等も必要であるという。上村達男「改正証券取引法案の意義-5%ルール導入と公開買付制度改正について-」『企業会計』42巻7号（1990年）142頁。
- (56) 河本一郎「いわゆる5%ルールの有する実質的意味について」『月刊資本市場』61号（1990年）71頁。
- (57) 村松洋平「株式大量保有報告制度-第3部 実務上の問題」『金融法研究=資料編（7）=』（1991年）195頁。
- (58) 証券取引法研究会「証券取引法の改正について（29）（発言河本一郎教授）」『インベストメント』45巻6号（1992年）33頁。この方法による回避事例はかなり多いと見られている。松井勝『証券取引法-いま問われる運用の真価-』（中央経済社，1993年）91頁。
- (59) 内藤純一「株式公開買付制度の改正」『商事法務』1208号（1990年）5頁。筆者は、以前にイギリスにおける義務的強制公開買付を注目したことがある。拙稿「支配権の取得を目的とする株式買付-イギリス法」大阪市立大学『法学雑誌』28巻2号（1982年）326頁。
- (60) 橘光伸「公開買付制度に係る政省令の解説〔上〕」『商事法務』1238号（1991年）62-63頁；坂上真美「公開買付における担保株の法律問題（1）」『民商法雑誌』106巻6号（1992年）835-839頁。制度改正直後，1991年2月にガデリウスによる扶桑動熱工業，同年3月にニューホームクレジットによる国際航業，同年4月にダイエーによるマルエツ株式，1992年2月8日にダイエーとの共同でのマルエツによる忠実屋の株式公開買付等7件が成立した。松井勝「改正証取法下の株式公開買付手続」『商事法務』1246号（1991年）2-8頁；同・前掲注(58)59-63頁。これらは、担保権の実行のために公開買付を強要したケースで、買付者が支配権取得を目的として多数の株主から株式を買付けたケースとは違うので、グリーンメールの問題ではない。ちなみに、公開買付における担保株の問題点については、坂上真美「公開買付における担保株の法律問題（2・完）」『民商法雑誌』107巻1号（1992年）78-85頁。
- (61) 坂上真美・前掲注(60)841-842頁。実務上はこの規定がきわめて重要であるとい

- う意見がある。岸田雅雄『ゼミナール会社法入門』（日本経済新聞社，1991年）372頁。私も原則的には同意見である。但し，クロス取引を利用して，株式公開買付手続を取らない例がある。松井勝・前掲注(58) 65-66頁。
- (62) 東京高判昭44・2・4判例集未登載。森綜合法律事務所編・前掲注(26)184-185頁；「株式買占めと肩替り」板倉宏編『企業犯罪・ビジネス犯罪（執筆田中利幸教授）』（有斐閣，1981年）76-77頁；内田文昭「株式買占めと恐喝罪」『別冊ジュリスト』100号（1988年）218-219頁；森田章・前掲注(26) 64-80頁。
- (63) 河本一郎「証券取引法」日本弁護士連合会編・前掲注(9) 494頁；河合伸一「〈シンポジウム〉企業買収（司会神崎克郎教授）」『私法』54号（1992年）176頁。
- (64) 藤木英雄「『肩替り』による利得を目的とした株式買占めと恐喝罪〔Ⅱ〕」『商事法務研究』398号（1966年）4頁。
- (65) 『日本経済新聞』平成5年（1993年）2月9日；吉田英法「暴力団対策法施行一年と今後の方向」『ジュリスト』1021号（1993年）118-120頁；『官報』号外74号（1993年）7-9頁。大蔵省通達においては，暴力団に係る不審情報の警察への積極的提供を求めている。「証券取引等における暴力団の介入排除について」（平3・8・28 蔵証第1413号 証券局長発）。
- (66) 実方謙二「第1章 企業結合と独占禁止法」実方謙二・奥島孝康・江口公典・本間重紀『企業結合と法』（三省堂，1991年）41-44頁。
- (67) 正田彬『全訂独占禁止法〔Ⅱ〕』（日本評論社，1981年）71頁，106頁；関根芳郎編『株式保有規制の解説』（商事法務研究会，1982年）13頁。
- (68) 奥村宏『企業買収-M&Aの時代-』（岩波書店，1990年）133頁。誠備事件では，結局，加藤被告人は所得税法違反を問われなかった。『判決時報』1161号（1985年）27-112頁。
- (69) 杉江雅彦『ビジスマンのための気楽な株の経済学』（PHP研究所，1982年）147頁；森田章・前掲注(51)11頁も同意見。1962年11月20日に，参議院大蔵委員会が議員立法で買占め規制法を検討し，要綱案をまとめた。大蔵省は，証券取引法改正には，一般に，要綱の構成要件があいまいであるとして反対し，その結果立法化されなかった。『商事法務研究』266号（1962年）23頁。
- (70) このため，株式の相互保有に関する有効な規制が並行してなされる必要があると考える。同意見にあると思われるものとして，中島修三『株式の持合と企業法』（商事法務研究会，1990年）305頁。今後の株式の相互保有規制に関する有効な示唆を示すものとしては，三枝一雄「株式相互保有規制の対象・基準・方法等について」明治大学法律研究所『法律叢論』62巻2号（1989年）26-28頁；関英昭「株式保有規制の限界（3）・完」『青山法学論集』31巻1・2・3合併号（1989年）393-407頁。
- (71) Newsletter「自己株取得制度導入の是非をめぐって」『KEIZAIKAI M&A』1992年7月号7頁によれば，「不当な買占めが公然と横行していることが問題」と

いう。

- (72) 財団法人資本市場研究会編『株式等の大量の保有状況に関する情報の開示制度の在り方について—証券取引審議会報告—』（資本市場研究会, 1989年）16—17頁。
- (73) 『読売新聞』1992年（平成4年）7月20日。5%ルールで名義貸し業が大流行している。詳しくは、鈴木見『兜町のウラがわかる本 Part 2』（ぴいぶる社, 1989年）195—199頁。
- (74) 吉原和志「株式の大量取得・保有と開示制度」岩原紳作編『竹内昭夫先生還暦記念・現代企業法の展開』（有斐閣, 1990年）773頁。さらに拙稿「アメリカにおける株式の買占めに関する一考察」『私法』51号（1989年）211頁をも参照されたい。
- (75) 森淳二朗「敵対的企業買収の法的規制と会社支配理論」石山卓磨・上村達男編『酒巻俊雄先生還暦記念・公開会社と閉鎖会社の法理』（商事法務研究会, 1992年）649頁注（5）。
- (76) 証券取引法研究会「証券取引法の改正について（26）（報告岸田雅雄教授）」『インベストメント』45巻2号（1992年）30頁。最初にこの考えを提唱したのは、ハーバード・ロースクールの Andrews 教授である。Andrews, *The Stockholder's Right to Equal Opportunity in the Sales of Shares*, 78 HARV. L. REV. 505 (1965). この理論に組するものとしては、長浜洋一「支配株式譲渡人の責任」『早稲田法学』44巻1・2号（1968年）93—96頁；前田雅弘「支配株式の譲渡と株式売却の機会均等（2）・完」『法学論叢』115巻6号（1984年）77頁；森淳二朗「会社支配取引の動態的論理構造」『商事法務』1193号（1989年）24—25頁。
- (77) 最初に証券取引法を市場法と捉える視点を提唱されたのは、上村教授である。上村達男「投資者保護概念の再検討—自己責任原則の成立根拠」『専修法学論集』42号（1985年）1—38頁。この立場の位置付けについては、河本一郎「証券取引法の目的」『法学教室』151号（1993年）64—66頁参照。検討については、後日の課題としたい。
- (78) 古山正明「公開買付規制の適用除外条項について—市場法の視点から—」長崎大学『経営と経済』72巻2号（1992年）66頁。
- (79) どのような方向で自己株式が緩和されるかの検討については、中村直人「改正の方向とM&Aへの影響」『経理情報』663号（1992年）85—87頁参照。もちろん、自己株式の緩和は、グリーンメールを助長する可能性がある。村松洋平「わが国商法の構造と問題点」『企業金融と自己株式取得に関する研究の中間報告』（日本証券経済研究所, 1992年）42頁。グリーンメールの法的整備すれば、この懸念には及ばない。森田章「自己株式取得禁止の緩和論について」『同志社法学』222号（1991年）18頁；中島修三「株式相互保有」『法学セミナー』442号（1991年）31頁。
- (80) 通商産業省産業政策局国際企業課編・前掲注(25)31頁。
- (81) 最近、このような合併の波の存在について、疑問が呈示されている。Shughart & Tollison, *The Random Character of Merger Activity*, 15 RAND J. ECON.

500(1984).

- (82) COUNCIL OF ECONOMIC ADVISERS, THE ANNUAL REPORT OF THE COUNCIL OF ECONOMIC ADVISERS in ECONOMIC REPORT OF THE PRESIDENT TRANSMITTED TO THE CONGRESS 192 (Feb.1985);片岡一九編『企業戦略が変わる—世界はいまM & A』(経済法令研究会, 1989年)12-52頁;大石芳裕「第4次M & A ブームの特徴—国際寡占間競争視角」『佐賀大学経済論集』23巻4号(1990年)1-38頁;服部泰彦『現代の金融資本と株式市場』(法律文化社, 1993年)190-193頁。第4次M & A ブームから派生して, 第5次ブームが始まった。D.Q.POSIN, CORPORATE TAX PLANNING: TAKEOVERS, LEVERAGED BUYOUTS, AND RESTRUCTURINGS 8 (1990).
- (83) 1985年には企業買収の金額は1800億ドルから1900億ドルであった。Wall St.J., Jan.2, 1986, at 6B, col. 1. 1991年には企業買収の件数は1877件と1963年以来の低水準で, その金額は716億ドルであった。『日本経済新聞』平成4年(1992年)1月23日。1992年に入り, 企業買収が急増している。『日刊工業新聞』平成4年(1992年)4月23日。
- (84) K. DAVIDSON, MEGAMERGERS VIII(1985). いかなる規模の会社でも企業買収の対象となりうる。Corporate Takeovers: Hearings Before the Subcomm. on Monopolies and Commercial Law of the House Comm. on the Judiciary, 97th Cong., 2d Sess. 5 (1982)(statement of Dr. Betty Bock);Sloan, Why Is No One Safe?, FORBES, Mar. 11, 1985, at 134. 1988年のKKRによるRJKナビスコの買収が, 米国史上最大規模であった。B. BURROUGH & J. HELYAR, BARBARIANS AT THE GATE(1990);岡部政昭「LBOの影響と経営的效果」日本証券経済研究所編『M & A 合併・買収—内外の事例研究』(日本証券経済研究所, 1990年)100-104頁;松井和夫『M & A—20世紀の錬金術』(講談社, 1991年)14-44頁;中東正文「アメリカにおける締め出し合併とテイクオーバー(2)」名古屋大学『法政論集』138巻(1991年)189-208頁。
- (85) パック・マン作戦は, ビデオ・ゲームに倣って命名され, 対象会社が逆に公開買付者をテNDER・OFFERするものである。Comment, Pac-Man Tender Offers, 1983 DUKE L. J. 116.
- (86) 鯨避けの防御方法は, 会社乗取りの防止を目的とする会社の定款の修正である。See, Baysinger & Butler, Antitakeover Amendments, Managerial Entrenchment, and the Contractual Theory of the Corporation, 71 VA.L. REV. 1257 (1985);篠田二郎「敵対的M & A に対する対抗手段—特にアメリカ合衆国におけるシャーク・リベラントの実務について—」久保欣哉編『企業結合と買収の法理』(中央経済社, 1992年)85-106頁;中東正文・前掲注(84)208-226頁。
- (87) グリーンメールの3分の2は支配権の争奪を伴うものでないので, グリーンメールを企業買収の防衛作戦と分類することは疑問視されている。Ruback, An Over-

view of Takeover Defenses, in *MERGERS and ACQUISITIONS* 61(Alan J. Auerbach ed. 1988).

- (88) 1983年11月から1984年12月にかけて、少なくとも10名の投資家が1400万ドルから4億ドルの利益を取得した。Note, *Greenmail: Targets Stock Repurchases and the Management-Hypothesis*, 98 *HARV. L. REV.* 1045, 1046 (1985); *The Raiders*, *BUS. WK.*, Mar. 4, 1985 at 75.

年 月	投 資 家	対象会社	利益 (100万ドル計算)
84年12月	Mesa Partners	Phillips Petroleum	89
84年 8月	Leucadia	Avco	62
84年 6月	Saul Steinberg	Walt Disney Productions	32
84年 4月	Loews Corp.	St.Regis	38
84年 4月	Charles Hurwitz	Castle &Cooke	14
84年 3月	Bass Brothers	Texaco	400
84年 3月	Sir James Goldsmith	St. Regis	50
84年 3月	Rupert Murdoch	Warner Communication	50
84年 2月	Coastal Corp.	Houston Natural Gas	42
83年11月	Bass Brothers	Blue Bell	49

- (89) 通商産業省産業政策局国際企業課編・前掲注(25)54頁。最近では、債権者の意向が叶えられない場合には、会社を倒産させるとして、投資家が多額の債権者としての権限を行使している。これはボンドメール (bondmail) と言われている。Goar, *What Price Investor Relations?*, 28 *ACROSS THE BOARD*, Mar. 1991, at 36.
- (90) グリーンメーラーは、レイダー (raider), ビッター (bidder), セーラー (seller)とも呼ばれる。
- (91) 松井和夫・奥村皓一『米国の企業買収・合併』(東洋経済新報社, 1987年)60頁; 松井和夫・前掲注(84)109頁。
- (92) 格付けがBBB未満(スタンダード・アンド・プアーズ社)またはBaa3未満(ムーディーズ社)の債券である。E・I・アルトマン・S・A・ナマチャー著, 内堀節夫・黒沢義孝訳『ジャンク・ボンド』(東洋経済新報社, 1988年)1頁。AAA格の最優良格社債に比べて, BB格は利回りが3-5%高い。ジャンク・ボンドの発行が急増し, 1992年月から6月の発行額は193億ドルと80年代のピークを一気に上回った。『経理情報』663号(1992年)88頁。柴田武男「アメリカ資本市場におけるジャンク・ボンド発行の意味-委員会報告書を中心に-」『証券研究』80巻(1987年)339-352頁; 松尾順介「米国資本市場におけるジャンク・ボンド」『経済評論』26巻7号(1987年)52-63頁; 佐賀卓雄「ジャンク・ボンド市場とドレクセル・バーナム・ランベール社-80年代ウォール街の一断面-」大阪市立大学『経営研究』229号(1990年)1-19頁。

- (93) GLENN YAGO, *JUNK BOND: HOW HIGH YIELD SECURITIES RESTRUCTURED CORPORATE AMERICA* 6 (1991).
- (94) 公開買付を目的として設立されたシェル・カンパニー(貝がらのようにカラシかない会社を意味して呼ばれる)は、買収資金の50%超をジャンク・ボンド市場から調達してはならないというもの。Board of Governors of the Federal Reserve System, Final Interpretive Rule, *Securities Credit by Persons Other than Banks, Brokers, or Dealers: Purchases of Debt Securities to Finance Corporate Takeovers*, 51 FED. REG. 1171(1986); Hershey, *FED Adopts "Junk Bond" Curbs*, N. Y. Times, January 9, 1986, at D1.
- (95) Lipton, *Corporate Governance in the Age of Finance Corporatism*, 136 U. PA. L. REV. 1, 12(1987).
- (96) L.HERZEL & R. SHEPRO, *BIDDERS AND TARGETS: MERGERS AND ACQUISITIONS IN THE U. S.* 491(1990).
- (97) Liles, *Greenmailing Corporate Shareholders: Is There a Solution?*, 37 U. FLA. L. REV. 389, 390(1985). 【日経金融新聞】1993年(平成5年)6月1日。
- (98) ADVISORY COMM. ON TENDER OFFERS, SEC. & EXCH. COMM'N., *REPORT OF RECOMMENDATIONS* (1983), reprinted in *Takeovers Tactics and Public Policy: Hearings on H. R. 2371, 5250, 5693, 5694, 5695, 5696 Before the Subcomm. on Telecommunications, Consumer Protection, and Finance of the House Comm. on Energy and Commerce*, 98th Cong., 2d Sess. 544-716 (1984). 1983年2月に、企業買収の急増に伴い、SECはテNDER・OFFERに関する諮問委員会を設立した。Advisory Committee on Tender Offers; Establishment and Meeting, 48 FED. REG. 9, 111 (1983). この委員会は、構成員が12名で、法律・会計・企業買収などの専門とする学界、実業界出身の者からなる。諮問委員会については、Quinn & Martin, *The SEC Advisory Committee on Tender Offers and its Aftermath-A New Chapter in Change-of-Control Regulation*, in *TENDER OFFERS: DEVELOPMENTS AND COMMENTARIES* 9-47(MARC I. STEINBERG ed. 1985).
- (99) ARIZ. REV. STAT. ANN. §10-1204 (1990); MICH. COMP. LAWS ANN. § 450.1368 (West 1990); MINN. STAT. ANN. § § 302A. 553, subdivision 3, (West Supp. 1991); NEV. REV. STAT. ANN. ch. 463.512-.516 (Michie 1987); N. Y. BUS. CORP. LAW § 513(e)(Mckinney 1986 & Supp. 1991); TENN. CODE ANN. § 48-35-501(1988); WISC. STAT. ANN. § 180.1134(West Supp. 1990).
- (100) S. 1323, 100th Cong., 1st Sess. § 8, 133 CONG. REC. 7601-02; H. R. 2172, 100th Cong., 1st Sess. § 5(1987); also S. 1324, 100th Cong., 1st Sess., § 10, 133 CONG. REC. 7668-69; *Corporate Takeover Legislation: Hearing on S. 1244, 1658, 1794 Before the Subcomm. on Securities of the Comm. on*

Banking, Housing, and the Urban Affairs, 101th Cong., 1st Sess. (Comm. Print 1990). 最近の企業買収法の改正の動きについては、茅沼俊三「米国におけるTOB規制法案の動き」『月刊資本市場』288号（1989年）86-89頁。

論 説

ドイツ機械製造業における合理化と企業経営

— 第2次大戦前のドイツの企業経営の発展 —

山 崎 敏 夫

I. 問題提起

II. 生産技術の発展と合理化

1. 第1次大戦前の生産技術の発展
2. 1920年代における生産技術の発展
3. 1920年代の「技術的合理化」の限界とナチス期の「技術的合理化」の展開

III. 労働組織の変革と合理化

1. 1920年代における労働組織の変革と合理化

- (1) テイラー・システムの修正とレファ・システム
- (2) 流れ生産方式の導入
 - ① 生産の標準化の進展
 - ② 流れ生産方式の導入と労働組織の変革
 - ③ 流れ生産方式の導入の限界

2. ナチス期における労働組織の変革と合理化

- (1) 作業準備、作業管理および作業編成と労働組織の変革
- (2) 流れ生産方式の導入と労働組織の変革

IV. 小括 — 合理化の展開と企業経営

I. 問題提起

資本主義企業の発展は、資本主義的生産の諸方法・諸形態の発展を基礎にしており、そこでは、労働時間の延長とともに、労働生産性の向上、労働強度の増大をはかるための諸方策が重要な役割を果すことになるが、このような労働生産力の増大のための代表的な方策である技術的発展による諸成果の利用、生産の組織化のための諸方法の導入は、それ自体生産の合理化のための諸方法であり、その意味では、資本主義企業は、このような生産の合理化を繰り返しお

しすすめながら発展してきたといえる。しかし、このような個別企業レベルの合理化がそれを超えて広く全産業的・全国民的次元で問題とされ、ひとつの国民的運動である「合理化運動」として最も強力かつ集中的に展開されたのは第1次大戦後のドイツにおいてであった⁽¹⁾。

この時期のドイツ合理化運動は、ヴェルサイユ条約による植民地の喪失、領土の割譲、巨額の賠償金支払いの強制などの国外的諸条件と、11月革命において労働者に認められた一定の経済的譲歩（8時間労働日、賃金制度の改善、労働組合と協約賃金の承認、失業保護など）によってもたらされた特殊ドイツ的ともいえる国内的諸条件のもとで⁽²⁾、ドイツ独占企業の復活・発展をはかり、弱体化したドイツ資本主義の復活・発展をはかることを目標としていたが、ここでは、インフレーションの昂進によって一層狭隘になった国内市場の厳しい諸条件のもとで、ドイツの独占企業は再び輸出市場を求めて海外進出に本格的に乗り出すことになる。その場合、ドイツの独占企業が輸出市場においてアメリカの企業と競争し、輸出競争力を強化するためには、アメリカの企業に対する「技術と生産」の立ち遅れを克服し、生産コストを引き下げることが重要な課題となった。すなわち、「この時期のドイツ合理化運動は、主としてアメリカとの競争において、『技術と生産』の立ち遅れを克服し、生産コストを引き下げ、ふたたび海外進出に乗り出すことを目標にしていた⁽³⁾」のであった。

一方ドイツの最大の競争相手であるアメリカにおいては、第1次大戦後、とくに1920年代は、フォード・システムに代表される大量生産体制の確立がすすむ時期であり、それだけに、アメリカにおいてこの時期にこのような大量生産体制の確立がすすんだ自動車、電機、機械製造などの工業部門のドイツの独占企業にとっては、輸出市場におけるアメリカとの競争に打ち勝つためには、このような大量生産体制の確立をおすすめることが重要な課題となった。しかし、ドイツでは、国内市場の狭隘性と輸出市場の困難性という厳しい市場の諸条件のもとで、このような大量生産への移行をおすすめるとしたこれらの工業部門においても、この時期のこのような合理化諸方策の推進は一定の限界をもつものであった⁽⁴⁾。

この時期の機械組立工業を中心とした大量生産体制の確立の基礎をなすフォー

ド・システムは、産業革命期の機械製造工場を基盤にし、さらに18世紀末から19世紀末にかけて開発されてきた既存のアメリカ工業史の歴史的遺産、すなわち、互換性生産方式、専門的工作機械、高度な作業分割による品種別職場作業組織とライン・スタッフ作業組織、時間研究・動作研究による個々の作業の不要動作の排除、コンベア・システムによる搬送作業の機械化、ライン・スタッフ管理組織などを、大量生産体制を構成する要素として寄せ集め、システム化したものであるが⁽⁵⁾、この時期のドイツにおいても、電力の導入を主導的要因とする労働手段の技術的発展と流れ作業組織の導入による労働組織の変革に基づく大量生産への移行が強力におしすすめられたのであった。大量生産への移行をおしすすめるための技術と労働組織の領域におけるこのような生産の合理化の推進は、アメリカに対するドイツの「技術と生産」の立ち遅れを克服せんとするものであり、同時にまたドイツ企業における企業経営の発展を意味するものでもあった。しかし、当時アメリカにおいてみられたような大量生産の実施がとくに市場の諸条件から困難であったドイツでは、アメリカ的な大量生産方式はその本来のかたちで導入されたケースは比較的になく、より少ない生産量に対しても一定の成果をもたらすような大量生産のための独自の諸方式が展開されたのであった⁽⁶⁾。それゆえ、アメリカとの対比でみれば、この時期のドイツの合理化の限界、さらにまた大量生産の限界は、ドイツ企業における企業経営の発展の限界をもたらすものであったといえる。

このような限界は世界恐慌期を経てナチス期にその克服が強力におしすすめられていくことになる。それゆえ、1933年に始まるナチス期は、1920年代の合理化とそこでの企業経営の発展の限界を克服し、大量生産体制の確立をおしすすめるための諸努力が行われた時期であったが、このような諸努力は経済の軍事化による市場の諸条件の変化のもとでおしすすめられたのであり、ここでは、1920年代の合理化のあり方を一面では規定することになった市場の諸条件に関して、ナチス期の合理化の推進のための諸条件は1920年代のそれと比べてどのような変化がみられたか、ナチス期の合理化過程において1920年代にみられた限界の克服のためのどのような合理化諸方策がおしすすめられたか、またこの時期の経済の軍事化による市場の諸条件の変化は合理化のあり方をどのように

規定したか、といった諸問題が重要な問題となる。さらにまたそれを踏まえて、1920年代の合理化とそこでの企業経営の発展との関連においてナチス期のそれがどのように歴史的に位置づけられるか、第2次大戦後の発展からみて1920年代およびナチス期の発展はどのように位置づけられるか、が重要な問題となる。

そこで、本稿では、このような問題意識を踏まえて、1920年代およびその後のナチス期の合理化過程とそこでの企業経営の発展についての具体的な考察を行い、ドイツの合理化と企業経営の発展史におけるこの時期の歴史的な位置づけを行っていくことにするが、分析の重点としては、1920年代の合理化過程においてフォード・システムの導入による大量生産体制の確立が急務とされた上述の工業部門のなかでも生産と販売の諸条件から最も独自のドイツの展開がみられた機械製造業を取り上げてみていくことにする。

注

- (1) この点については、前川恭一「ドイツ合理化運動の研究課題」『同志社商学』（同志社大学）、第40巻第3号、1988年10月および吉田和夫「ドイツ合理化運動論」、ミネルヴァ書房、1976年を参照。
- (2) ドイツ合理化運動の規定要因については、前川、前掲論文、Ⅲを参照。
- (3) 前川恭一「米独比較企業経営論の史的的研究」『同志社商学』、第41巻第3・4号、1989年12月、136-7ページ。
- (4) この点については、拙稿「1920年代におけるドイツ合理化運動と流れ生産方式の導入」(I)、(II)、(III)、(IV)、【高知論叢(社会科学)】(高知大学)、第41号、1991年7月、第43号、1992年3月、第45号、1992年11月、第46号、1993年3月を参照されたい。
- (5) 塩見治人『現代大量生産体制論—その成立史的研究—』、森山書店、1978年、184-5ページ。
- (6) 前掲拙稿(III)、211-5ページおよび(IV)、168-9ページを参照されたい。

II. 生産技術の発展と合理化

このような問題提起を踏まえ、つぎにドイツ機械製造業における合理化過程とそこでの企業経営の問題をみていくことにするが、ここでは、まず生産技術の発展による合理化、すなわち「技術的合理化」についてみていくことにしよ

う。Iにおいて指摘したように、1930年代に始まるナチス期の合理化と企業経営の問題を考える場合、1920年代の合理化過程との関連でみていくことが重要である。それゆえ、以下、1920年代のドイツ機械製造業における生産技術の発展をあとづけ、この時期の「技術的合理化」の主要特徴をおさえていくことにするが、ここでは、まず第1次大戦前の発展を簡単にみておくことにしよう。

1. 第1次大戦前の生産技術の発展

生産技術の発展を労働手段の技術的発展の段階でみると、汎用機械から専用機械への発展、作業機を蒸気機関で動かす方式から電力によって集合駆動する方式、さらに小型の電動機による個別駆動方式への発展をたどることになるが、機械加工工程における各種専門的工作機械の開発とそれらの品種別機械加工ラインへの統合によるライン生産の成立を最大の特徴としているアメリカン・システム⁽⁷⁾(互換性部品生産方式)にみられるように、国内市場の広さと構造的ともいえる労働力(とくに熟練労働力)不足のもとではやくから大量生産の方式が取り入れられてきたアメリカでは、専用機械の導入は比較的には早い時期から広くすすんでいたのに対して、国内市場が狭小で、労働力が豊富であり、低廉な労働力の供給源をもつドイツでは、このような専用機械の導入はアメリカのようにはすすまず、第1次大戦前の時期には、このような発展は比較的に狭い範囲に限定されていたといえる。

もとよりドイツとアメリカにおける企業経営の諸問題を比較検討するとき、両国の資本主義発展の諸特質に規定されて、そこには基本的に共通するいくつかの諸傾向とともに、いくつかの独自の諸特質・相違性をみることができるが、両国のこのような技術的発展に基づく生産の合理化のあり方も、両国の資本主義発展の諸特質に規定されて大きな相違をみることになった。

すなわち、資本主義生産への移行過程においていわゆる「革命的な道」を進むことにより、封建的な旧制度とのからみあい少なく、典型的な資本主義国として成長したアメリカは、「広大な国土と豊富な資源を持ち、農業における資本主義発展も急速かつ順調であり、工業における下からの自成的な展開と相俟って、国内市場も広くかつ深い展開を見たのであり、いわば【内部成長型】

の資本主義国として急速な発展を遂げた」のであり、「そこでは、工場制度の圧倒的優位のもとに、大量生産方式が取り入れられ⁽⁸⁾」た。もとよりこのような大量生産への誘因は、工場内の分業と機械化とを促進することになるが、アメリカにおいては、「機械化の進展について見ても、それまでの万能的な汎用機械に代って、細分化された単純な作業工程を受け持つ専用機械が現われ、ひとつの作業工程の機械化は、他の作業工程の機械化への圧力となり、そのことによって連鎖的に異種の専用機械が生まれ、その組み合わせによるひとつの機械体系ができあがり、不熟練労働者でも容易に操作のできる連続的な流れ作業を形成するようになってくる⁽⁹⁾」。これに対して、「ことに農業資本主義の発展において、いわゆる『プロシア型の道』を辿ったドイツでは、半封建的土地所有関係を残存させていたユンカー経営が東エルベ地域に拡がり、そこから吐き出される低廉な労働力がドイツの賃金水準を引き下げ、この低賃金水準を利用して多数の中小経営が存立し、手工業、家内工業が広汎に残存・滞留していた。したがって、比較的規模の大きい工場経営においても、賃金水準の低さは、その限りでは機械化、専用機械の導入に対して阻止的に作用するわけで、そこでは内部請負制度が根強く残存し、請負親方（職長）— 職人 — 徒弟という家父長的労働関係が維持され、工場内分業に基づく新しい労働組織の新編成は、ごく限られた経営においてしか見ることはできなかつた⁽¹⁰⁾」とされているように、第1次大戦の時期には、ドイツでは、アメリカでみられたほどには専用機械の導入は順調にすすまなかつたといえる。

ドイツにおける専用機械の導入・普及のこのような立ち遅れは、市場の諸条件に規定されたドイツ工業の大量生産の立ち遅れによるものであるが、このことは各工業部門の中心的な労働手段である機械の大量生産においても限界をもたらすものであり、後でみるように、このような限界は、1920年代の合理化の時期にも、機械製造業、とくに工作機械製造業における合理化のあり方をも一面において規定することになった。

また機械の動力としての電力の導入とそれともなう駆動方式の転換についてみても、ドイツでも、産業電化の進展にともない世紀転換期の頃から電力・電動機の導入による労働手段の技術的発展がみられたが、このような発展も第

1次大戦前には順調にはすすまなかったといえる。W. ベッカーが指摘しているように、工場制度がいつそう発展していくための決定的障害の一つは中央蒸気機関駆動とますます複雑化していく伝力機構であったが、「都市における照明を目的とした電気エネルギーの使用と、電気工学の科学的基礎の成熟とが、19世紀90年代に始まりつつあった、時代遅れの蒸気機関の動力を電気動力によって交替させることの前提であった」。「いくつかの電動モーターの設置は、発展のこの段階では、さしあたりグループ駆動に限定されていた。すなわち中央蒸気機関は、作業機のグループに駆動エネルギーを供給するいくつかの電動モーターによって置き換えられたのであった。経済的利点は、この局面では、中央蒸気機関に較べて電動モーターがもっていたより良い調節性と運転性、より高い効率にあった。だがしかし、電動モーターが提供しえた主たる長所、すなわち作業機の個別駆動はなお利用されておらず、それも、こうした目的のために設置される電動モーターを製作する技術的前提がまだ整っていなかったためであった。さらに、機械工場の所有者たち、資本家たちが、工場制度に内在していた諸矛盾にもかかわらず、待機的態度をとったことが、電動モーター設置に対して阻止的に作用した。というのも、始まりつつある電化は、彼らの設備の全面的な歴史的・道徳的摩損を意味し、電気による製造の諸形態を導入するには、著しい資本投下を必要としたためであった。このような理由から、電気原動力をともなった伝力機構が、20世紀20年代まで存続していった⁽¹¹⁾」。

一般的な傾向としてみれば、「蒸気力・蒸気機関から電力・電動機への転換は、歴史的に1910年代後半に後者が前者を追いぬき、1930年すぎに圧倒的優位を占めることによって完了する⁽¹²⁾」とされているが、これをドイツの機械製造業についてみると、機械器具製造および自動車製造の工業部門では、1907年から25年（戦後の領土を基準）までに動力機の原動力としての蒸気力の利用は333.879馬力から683.695馬力に、すなわち104.8%の増大をみているのに対して、電力の利用は158.748馬力から1,456.727馬力に、すなわち817.6%の増大をみている⁽¹³⁾。また電力（自動車を除く）を利用しているこれらの工業部門の企業の数は、1925年の21,790社から1933年には23,653社に、すなわち8.5%の増加をみており、作業機の動力に利用された電動機の馬力数は同じ時期に1,392.257馬

力から1,550.622馬力に、すなわち11.4%増大している⁽¹⁴⁾。

このように、1920年代半ばまでに機械製造業でも産業電化が急速にすすんでいるが、ここで産業電化の進展が先駆的にみられた世紀転換期から第1次大戦までの時期の労働手段の技術的發展をみると、例えばドイツ機械製造業における代表的な企業のひとつであるレーヴェ社 (Ludwig Loewe & Co. AG) では、1898年にベルリン北西部のモアビットに最新鋭の工作機械製造工場が建設されているが、そこでは、工場改革にともない、動力機の面で蒸気機関から電動機へ、それにより伝導機構の面でベルトを通した集中駆動方式からベルトを歯車の組合せによる個別・組別駆動方式へ、また作業機の面でも旧型の工作機械から新型の工作機械への転換が行われ、ここに総体として、いわば新しい機械体系への移行が見い出されるとされている⁽¹⁵⁾。またM. A. N. 社でも、19世紀中葉の「動力として蒸気機関を利用し、そこからシャフト・ベルトを通じ工作機械に配力するという方式」のいわば初期機械体系は、19世紀末から今世紀初頭にかけての時期の産業電化の進展のもとで大きな変革をとげることになる。アウグスブルク工場では、この時期に導入された作業機を動かす動力についてみると、「1883年には主として蒸気機関、それに水力タービンを加えて290馬力を得ていたにすぎなかったのが1901年には蒸気機関とディーゼル機関で1,600馬力を生み出し、その半分を電気に変え100台の電動機を動かしている。ここから、一部にはまだ蒸気機関からシャフト・ベルトを通じて作業機を動かす方式が残っていたことが推定されるものの、新しい電動駆動方式が急速にそれに取って変わりつつある姿が見出せるとされている」。またニュールンベルク新工場でも、工場動力が完全に電力へと移行しているが、電力利用では未だ過渡性が残っていたとされている。そこでは、電動機1台で工作機械1台を動かす個別駆動方式は大型機械に限られ、小型機械は集団駆動形態を取っており、例えば旋盤作業場では機種別に10グループに分けられ、それぞれが1単位となって1台の電動機で駆動されていたとされている⁽¹⁶⁾。電機工業でも、AEGやジーメンスの最先端工場において電動個別駆動方式への転換が一部でみられたが、「90年代後半における電動機の量産開始にも拘らず、1903/04年までの期間にも産業用電動機は本格的に普及せず、したがってまた電動個別駆動の導入

は必ずしも一般化したわけではなかった⁽¹⁷⁾」とされている。

このように、この時期には、個別駆動を行うための電動機を備えた機械はまだあまり普及するには至らず、多くの場合、グループ駆動に限られていたのであった。20世紀になると、大型の工作機械の製造においては、それまでの駆動システム、伝達設備の限界が現われ、一般的な伝達設備による大型の工作機械の供給は、機械のスイッチのオン・オフのさいに、伝達装置と結合された他の機械における大きな負荷の変動をもたらし、それゆえ、このような大型の工作機械では、伝達装置に依存しない個別駆動が必要であったとされているが⁽¹⁸⁾、この時期には、多くの場合、個別駆動方式への転換はこのような大型の機械など特殊な場合に限られており、それが広くおしすすめられていくのは1920年代に入ってからのことであった。

とはいえ、「切削加工におけるより硬い切断鋼の導入と結びついて、グループ用電動機は、工作機械の切断速度の向上に役立った」のであった。さらに「そのことによって19世紀末頃には、工作機械の製造が決定的な影響を受けた。工作機械が、機械台座の堅固さやその軸受け圧の点で新たな要請に役立っていなかったため、全機械体系は今や能力以上に酷使されねばならなかった。その際、19世紀後半の科学的な切削理論の成立が重要な役割を演じた。科学的な切削理論と、始まりつつある電化の諸矛盾とが、工作機械製造のいっそうの専門化に寄与した。それらはさらに、科学的な検査・測定法の定着を確かなものとした⁽¹⁹⁾」。1900年以降の最初の25年間の工作機械の発展の重点は切削能力の増大、すなわち、切削および送りの速度の「適切な系列」を生み出し、それによって「速度を高めること」におかれていたが⁽²⁰⁾、工作機械製造においては、高出力の電動機は回転数および送りの範囲の拡大によって切削速度の上昇を可能にした⁽²¹⁾だけでなく、炭素鋼に代わる高速度鋼による切削工具用合金(Schneidmetall)の利用も電動機の導入と結びついて切削速度の上昇に大きく寄与した。例えば、上述のM. A. N社のアウグスブルク工場では、今世紀の初頭に早くも高速度鋼が導入され、まず正面旋盤Plandrehbankに用いられており⁽²²⁾、ニュールンベルク工場でも、旋盤作業場の工作機械の切削工具に高速度鋼が早くも導入されている⁽²³⁾。レーヴェ社でも同様であった。高速度鋼は

1900年のパリの万国博覧会で初めてヨーロッパに紹介されたのであるが、同社はこれを入手してわずか4週間後には高速度鋼用の工作機械の改良に成功しており、その後の高速度鋼の普及に大きく貢献したとされている⁽²⁴⁾。

確かに「機械、工具および素材の研究は、第1次大戦前には、ドイツではアメリカおよびイギリスにおいてよりも根本的に発展していた⁽²⁵⁾」という指摘もみられるが、「アメリカの製造業者は全体として、大量生産法とそれに必要な工作機械では1914年まではっきりと指導的地位をたもっていた⁽²⁶⁾」とされているように、ドイツでは、1920年代の合理化の時期になって、大量生産をおしすすめるための生産技術の導入が本格的に取り組まれるようになり、アメリカに対する「技術と生産」の立ち遅れを克服するための諸努力が強力におしすすめられるようになってくる。それゆえ、つぎに1920年代の合理化の時期の「技術的合理化」の展開についてみていくことにしよう。

2. 1920年代における生産技術の発展

1920年代の合理化の時期のドイツ機械製造業における「技術的合理化」は、電機工業の場合と同様に、それまでの生産技術の発展をうけて機械設備の駆動装置と切削工具の改良による労働手段の技術的発展を中心にしていた。

そこで、まず機械設備の駆動装置・方法の改善による労働手段の技術的発展をみると、機械製造業におけるこの時期の労働手段の技術的発展は、金属加工を行う他の工業部門と同様に産業電化の進展による電力利用の普及を主導的要因とするものであり、電動個別駆動方式への転換をおしすすめるものであったが、そこでは、大量生産への移行のテンポが個別駆動の導入を規定したのであった⁽²⁷⁾。作業機への電動機の適用はさまざまな段階において実現されたが、主軸の駆動回転数が電動機の最も有利な標準回転数に一致しない機械では、多くは、駆動軸の回転数が歯車式動力伝達装置ないしベルト車によって変えられることによって機械的な適応がなされたのであり、次の一步——ほぼ1920年代末——は、電動式の作業機のための電動機と機械の組織的な結合であった⁽²⁸⁾。

この時期の労働手段のこのような技術的発展に関して、T. v. フレイベルクは、工作機械の駆動システムは1920年代には工作機械製造の最も重要な発展領

域のひとつであり、そこでは、伝力駆動の駆逐および電動個別駆動の普及という一般的な発展方向が確立したとしている。個別駆動は1900年以降ますますはつきりと現われ、そして1920年代に広く普及することになったが、2つの問題領域がとくに1920年代における工作機械の開発活動を規定した。すなわち、そのときそのときの設計—技術上の結論や経済的な結論での電流の種類（直流ないし交流）の選択の問題、および工作機械における駆動システムがどの程度統合されねばならないかという問題がそれである⁽²⁹⁾。1920年代には工作機械の電動化による個別駆動方式の導入と後にみる切削工具用合金の改良によって切削能力の向上が実現されたほか、機械の自由な配置が可能となり、このことが大量生産への移行のための基礎をなしたのであるが、ここで注意しておかなければならないことは工業の大規模な組別生産や大量生産が可能であったところでは、汎用工作機械は職場から駆逐され、そしてあまり微細な回転数の制御はなしえず、より単純であるがより狭い領域にしか利用できない生産機械ないし専用機械にとって代えられ、このような機械には、頑丈で、高出力の単純な動力機である三相交流電動機（Drehstrommotor）を必要としたということである⁽³⁰⁾。

直流電動機の最大の利点は、複雑でかつ抵抗の少ない伝動装置なしに微細な回転数の制御をなしうることにあるが、このことは、とくに個別生産および小規模な組別生産における汎用工作機械の動力として直流電動機を推奨することになるとされている。これに対して、むしろより単純な製造用工作機械および専用工作機械が配置される工業の大規模な組別生産および大量生産においては、あまり高度な微細な回転数の制御はなしえないがより頑丈で、高出力でかつ単純な原動機である交流電動機が求められたとされている⁽³¹⁾。産業電化にとって問題の多い直流電力は工業用動力としては適しているとはいえず、とくに機械の個別駆動方式への転換のさいに重要な役割を果たした小型電動機はその多くが交流電動機であり、この時期の電力の導入を主導的要因とする労働手段の技術的発展は小型の交流電動機の利用を基礎にしていた。かくして、この時期には、非常に容易に制御できる直流動力が長距離送電でもって駆逐されていき、そのかわりに、より単純であるが同じ回転数で稼動する三相交流電動機が登場

表1 ジーメンス・シュケルト社の電動機工場における電動機の売上の推移

営業 年度	小型電動機 全体 100万RM	うち三相交流 電動機 100万RM	営業 年度	小型電動機 全体 100万RM	うち三相交流 電動機 100万RM
1930/31	8,055	5,909	1935/36	13,009	11,182
1933/34	8,747	6,716	1936/37	18,568	16,240
1934/35	14,007	10,065	1937/38	20,490	17,360
			1938/39	22,820	20,000

(出所) : H.Homburg, *Rationalisierung und Industriearbeit : Das Beispiel des Siemens-Konzern Berlin 1900-1939*, Berlin, 1991, S. 422.

してくることになる⁽³²⁾。E. プレーゲルとH. ヘネッケによれば、1930年には、直接駆動される工作機械の約1/3が直流電動機を備えていたにすぎないのに対して、三相交流電動機（転向電動機）は工作機械の動力として利用の増大をみたとされている⁽³³⁾。各種機械の動力機である電動機を供給するジーメンス・シュケルト社の電動機の売上額を示した表1にみられるように、1930/31年の同社の小型電動機の売上総額80億5,500万RMのうち三相交流電動機の売上額は59億900万RMであり、74.4%を占めており、労働手段の動力として小型の三相交流電動機の利用が大きな増加をみたことがわかる。しかし、生産者の側における高度な定型の多様性の生産経済上の不利な諸結果でもって、1920年代に定着していた意見の一致、すなわち交流動力と直流動力との間の決定は未決定なままであったとされている。このような技術的発展は、両者の電動機のタイプにおいてそのときそのときの加工の諸要求への動力の最適な適応が達成されるようにおしすすめられたとされている⁽³⁴⁾。

また個別駆動方式への転換にともない、伝達技術（歯車技術および玉軸受技術の液圧伝動装置）は、交流電動機においても高度な回転数の段階が可能となるように一層の発展がなされた。まさにこのような伝達装置の発展は、原動機の機能上の負担を軽減し、そして交流電動機の利用領域を拡大する可能性を長期にわたり与えたのであり、このことは工作機械の原動機の規格化に役立ったとされている⁽³⁵⁾。このように、この時期に機械への導入がすすんだ三相交流電動機の利用のための必要条件は、微細な回転数を可能にする伝達装置の一層

の発展であった。1924年以降の諸年度には、すべての機械的な歯車箱の古い弱点、すなわち伝達速度にとって限界を規定していた歯車に手がつけられた。こうした発展の最後の段階は当時は液圧式伝動装置（die hydraulische Getriebe）であり、これは1920年代にとくにドイツで開発されたが、アメリカにおいて急速に受け入れられた。液圧式伝動装置は、「切削速度を段階的な差異なしにつねに最も広く制御することおよびフル操業のもとで稼動中に振動なしに速度の変更を行うこと」という古い要求を充たした。絶対的に穏やかな、振動のない作業および広い限界のなかでの速度の無段階の調整の可能性が問題となるところでは、液圧式伝動装置は工作機械製造において広い利用領域をみいだしたとされている⁽³⁶⁾。

電動機による機械の個別駆動方式によるいまひとつの大きな成果として指摘しておかねばならないことは、W. ベッカーの指摘する工場制度の工学上の主要矛盾、すなわち生産の増加するエネルギー必要度がエネルギー伝達体系、伝力機構の限界につきあたるという矛盾⁽³⁷⁾、さらにそれにとまなう労働組織の編成上の制約がこのような個別駆動方式によって取り除かれたことである。すなわち、「動力体系および伝力機構によるエネルギーの伝達は、作業機の特殊的な利用を制約しており、それは道具機を電力で個別的に動かすようになってようやく克服することができた⁽³⁸⁾」のであり、これによって作業の進行順に機械を配置することが問題なくできるようになった。かくして、「個別小型電動機による作業機の直接運転方式は、シャフト・ベルトを不要化し、電気エネルギーのロスの減少、工場建物のスペースの節約、運転速度の一定化、工場設計の自由化、作業機の能率的配置を可能にして、生産費の低減、製品の質的向上をもたらした⁽³⁹⁾」のであり、大量生産、とくに流れ生産への移行のための基礎を築いた。流れ生産による大量生産は電力の導入を主導的要因とするこのような労働手段の技術的発展によって可能となったのである。

また切削工具の改良をみると、切削工具用合金の発展の歴史は、炭素鋼から高速度鋼、さらに硬質合金へとその素材が開発されてきたことにみられる。ドイツでは、第1次大戦の終結後はじめて — アメリカに対する立ち遅れを取り戻すために — テイラーの先駆的な刺激を丁重に参考にして研究開発活動が工

業において新たに始められているが、そこでは、ジーメンス・シュケルト社の電動機工場であるエルモ工場が顕著な役割を果たすとされている⁽⁴⁰⁾。テイラー・ホワイトの新しい高速度鋼は1900年以降工作機械の一層の発展に決定的な影響をおよぼし、この新しい工具鋼ははるかに高い切削速度を可能にした⁽⁴¹⁾。この高速度鋼は1900年以降工作機械の内部的な全体構造の急激な変化をもたらすものであった。しかし、1920年代には、工具用の新しい硬質合金の開発でもって工作機械技術の同様な徹底的な変革の道が開かれたのであった。硬質合金工具でもって可能なはるかに高い切削速度はより少ない送りおよび切り込みによって得られたのであり、機械の出力の新しい定格化を必要とした。硬質合金工具の新しい給付能力への工作機械の適応は、とりわけ原動機、伝達装置 — およびここではとくに歯車およびボールベアリング — ，注油装置および削り屑除去装置そして言うまでもなく機械の全体的な構造を変革させねばならなかった。それゆえ、新しい硬質合金の利用に関しては、1920年代はとりわけ準備、研究開発活動の年であった。まさにドイツの金属加工業における工業大量生産は例外であり、そしてとくに機械製造においてはわずかしみられなかったもので、制約された諸条件のもとで新しい硬質合金の経済的な利用条件を究明するために基本的な研究活動を必要としたとされている⁽⁴²⁾。

切削工具の素材（高速度鋼，硬質合金）における進歩は、工作機械の駆動システムを一層発展させることを必要にした。というのは、可能な切削速度が実現されるかどうかはいうまでもなく原動機の出力と制御性にかかっていたからである⁽⁴³⁾。硬質合金製の切削工具の高い切削速度は特別な製造方法を必要としたのであり、そこでは、より高出力の電動機が利用されねばならなかった⁽⁴⁴⁾。このように、硬質合金製の切削工具の利用は各種機械の電動化と結びついて切削速度の大きな上昇をもたらしたのであるが、「切削速度の増大によってこれまでの切削能力をかなり上回っていたはず」のステライト製の新しいバイトがすでに1914年にイギリスからやってきて市場に現われたが、ドイツでは、戦後にはじめてこの新しい工具の素材の生産に取り組んだのであり、「ステライト、フォルミット、コーペライト、アクライトなどのさまざまな名称で市場に出された」のであった。しかし、1924年にはこのような新しい硬質合金の開

発はまだ見通しがついておらず、「つねに同じ特性をもつ」硬質合金の生産の問題は未解決であったとされている⁽⁴⁶⁾。「ステライト製およびそれに似た素材の工具での暫定的なまだ手探りの研究が同様に駆動および伝達における変革をひきおこすように導くかどうか」は1924年には疑わしかったけれども、このような開発活動の重点は1920年代にあったとされている⁽⁴⁶⁾。レーヴェ社のE. フーンは、切削工具用合金の発展およびそれとともに切削能力の発展も1924年には休止しており、そしてここでは新しい開発の進展は新しい硬質合金の利用によってさらに数年待たされることになるという予測を1924年に行っているが、T. v. フレイベルクは、このことは少なくとも機械製造企業のかかなり大きな部分にとっては現実的であったとして⁽⁴⁷⁾、硬質合金の利用による切削工具の改良にこの時期の機械製造業における生産技術の発展のひとつをみることができると指摘している。

このように、1920年代の合理化の時期の機械製造業における生産技術の発展は、工作機械をはじめとする各種機械の電動化に基づく個別駆動方式への転換と硬質合金を利用した切削工具の改良による労働手段の技術的発展を中心とするものであった。そこで、つぎにこの時期のこのような「技術的合理化」の諸方策が機械製造業においてどの程度おしすすめられたか、またどのように実施されたかを検討し、それを踏まえて、そこでの合理化の限界がその後のナチス期にどのように克服されていくかについてみていくことにしよう。

3. 1920年代の「技術的合理化」の限界とナチス期の「技術的合理化」の展開

1920年代の合理化の時期の機械製造業におけるこのような生産技術の発展にもかわらず、この時期の合理化、とくに資本支出をともなう「技術的合理化」の推進は、次の如き諸要因によって一定の限界をもつことになった。すなわち、ひとつには合理化運動が展開された相対的安定期、とくにその初期には機械製造業は大きな過剰能力をかかえ、強力な産業再編成の措置が急務の課題となっており、このような状況のもとで設備投資をともなう技術的革新の導入は大きな制約をうけざるをえなかったということである。いまひとつは、この時期の国内および国外の厳しい市場の諸条件のもとでドイツ工業、とくに自動車のよ

表2 ドイツ機械製造業の生産額、生産能力およびその利用度の推移
(単位：100万マルク)

	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年
生産	1,933	2,500	3,400	4,000	4,200
生産能力	3,359	4,940	5,350	5,500	5,560
操業度 (%)	72.4	50.6	63.5	73.0	74.0
過剰能力 (%)	27.6	49.4	36.5	27.0	26.0

(出所) : R. A. Brady, *The Rationalization Movement in German Industry : A Study in the Evolution of Economic Planning*, Berkeley, California, 1933, p.139.

表3 主要各国の機械の生産の推移 (単位：100万マルク)

国	1913年		1925年		
	金額	世界の生産に占める割合(%)	戦前の価値によるもの	金額	世界の生産に占める割合(%)
アメリカ	6,775	50.5	8,465	12,697	57.5
イギリス	1,607	11.8	2,007	3,010	13.6
ドイツ	2,800	20.7	1,933	2,900	13.1
その他のすべての諸国	2,378	17.6	2,300	3,452	15.7

(出所) : *ibid.* p.140.

うな消費財を製造する工業部門の大量生産が立ち遅れていたために、これらの工業部門をはじめとする多くの工業における中心的な労働手段である機械、とくに工作機械の大量生産も大きな限界をもつことになったということである。

まず前者の問題をみると、機械製造業の生産額、生産能力およびその利用度の推移を示した表2にみられるように、合理化運動が始まった直後の1925年の操業度は72.4%であったが、1926年には50.6%に大きく低下している。その後、生産能力の拡大にともない生産額そのものも大きく増大し、操業度も上昇しており、操業度は1929年には74.0%になっているが、主要各国の機械の生産の推移を示した表3によれば、1913年のドイツの生産額は28億マルクであったのに対して、1925年のそれは戦前の価額でみたとき19億3,300万マルク（1913年の水準の69%）であったことを考えると、1925年の大きな過剰能力の存在は機械

表 4 主要工業部門における取引所上場企業（資本金100万RM以上）の設備投資の推移

(単位：100万RM)

年 度	新 規 投 資					1924～28 年の新規 投資の合 計額 (A)	1924～29 年の新規 投資の合 計額 (B)	1924年初 めの生産 設備価値 (C)	1924～29 年の新規 投資の占 める割合 (D) ^{*)}	1924～29 年の新規 投資の占 める割合 (E) ^{*)}	1924～28 年の減価 償却額 ²⁾	1924～29 年の減価 償却額 ²⁾	
	1924	1925	1926	1927	1928								
重工業 ¹⁾	28.3	123.4	36.8	151.1	196.8	8.0	356.4	364.4	2,460.5	21.8	22.1	1,033.2	1,272.2
化学工業	32.3	60.4	54.6	62.6	132.6	94.0	342.5	436.5	689.2	49.7	63.3	461.6	542.6
電機工業	2.0	34.0	25.8	40.8	36.4	35.0	174.0	174.0	330.5	42.1	52.6	119.9	152.9
機械製造業	12.8	37.7	1.6	11.5	17.7	5.0	81.3	86.3	668.6	12.2	12.9	260.5	308.5
自動車工業	12.6	20.8	13.1	21.1	17.7	10.0	85.3	95.3	116.4	73.3	81.9	58.1	76.1
全工業	192.8	574.1	300.7	535.5	679.9	313.0	2,283.0	2,596.0	8,211.1	27.8	31.6	3,710.2	4,555.2

(注)：¹⁾ 石炭・鉄鉱石・鉄鋼業。²⁾ 特別償却を除く。G. カイザーとB. ベニンク、およびドイツ帝國統計年鑑によれば、減価償却に相当する額が³⁾更新投資にあてられたとされている。

$$^{3)} (D) = \frac{(A)}{(C)} \quad (\text{単位：\%})$$

$$^{4)} (E) = \frac{(B)}{(C)} \quad (\text{単位：\%})$$

(出所)：G. Keiser・Benning, Kapitalbildung und Investitionen in der deutschen Volkswirtschaft 1924 bis 1928, Vierteljahrshefte zur Konjunkturforschung, Sonderheft 22, 1931, S. 17および Statistisches Jahrbuch für das Deutschen Reich, Berlin, 1932, S. 508, より作成したものの。

表5 主要工業部門における取引所上場企業(資本金100万RM以上)
の新規設備投資額の年度別分布率

(単位：%)

年 度	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1924～29 年の合計
重 工 業 ¹⁾	5.2	22.7	6.7	27.8	36.1	1.5	100.0
化 学 工 業	7.4	13.8	12.5	14.3	30.4	21.6	100.0
電 機 工 業	1.2	19.5	14.8	23.5	20.9	20.1	100.0
機 械 製 造 業	14.8	43.7	1.9	13.3	20.5	5.8	100.0
自 動 車 工 業	13.2	21.8	13.8	22.1	18.6	10.5	100.0
全 工 業	7.4	22.1	11.6	20.6	26.2	12.1	100.0

(注)：¹⁾石炭・鉄鉱石・鉄鋼業

(出所)：表4の数値をもとに作成したもの。

製造業にとってはまさに深刻な問題であったといえる。同じく表3によれば、世界の生産額に占めるドイツのその割合は1913年には20.7%であったが、1925年には13.1%に大きく低下している。このように、ドイツの機械製造業においては、合理化運動が始まった2年後の1926年になっても大きな過剰能力をかかえていたのであるが、このこととの関連でここで注意しておくべき点は、機械製造業の1924年および25年の新規設備投資合計額が5,050万RMとなっており、1924年から29年までに行われた新規設備投資総額8,630万RMのうちの58.5%を占めており(表4および表5参照)、設備投資をともなう「技術的合理化」のかなりの部分が1925年までに行われていたということである。

ここで機械製造業における設備投資の内容をみると、そこでは、一般的に設備投資は新しい専用機械、とくにアメリカの工作機械の配置および起重機や搬送設備の改良に限られていたとされている。2、3の大企業では、鑄造工場の新規建設または改良の必要性が生じたが、この部門にとって新しい技術進歩(電炉、電気による排気装置およびガス洗浄など)が実現されている。そのほか、補助経営(製材工場、鑄造工場、エナメル塗装工場、亜鉛メッキ工場など)における改良ないし新規建設も一時みられた。しかし、この工業部門においては、再編成のための投資額が大きな額にのぼったとされている。とくに以前の

軍需工場においてみられたように、状況の諸変化がいくつかのケースにおいてまったく新しい製造部門の受け入れを必要とした。そこでは、基本的な種類の新規建設にはかなりの資金が用意されねばならなかったほか、専門化の協定は生産設備の大規模な再編成を必要としたとされている。とはいえ、これらのすべての合理化過程は — 他の多くの工業とは対照的に — 比較的わずかな財務的支出を必要としたにすぎず、合理化が主として純粋に組織的な諸方策によって成し遂げられることができなかった場合に限り、多くのケースにおいて、そのために必要な建設や購入が減価償却に相当する額の更新投資の範囲内で行われたとされている。経営の徹底的な組織化および製造方法の合理化のための投資と比べると、生産の拡大 — 組立ホールの新規建設ないし拡張、新しい工作機械設備の配置 — のための費用は強力に減少しているが、このことは、インフレーション期の末に一部は存在していた機械工業における過剰能力を度外視すると、2、3の領域においてのみ根本的に新しい種類の機械および装置の生産が開始されたということにあったとされている⁽⁴⁰⁾。

このように、機械製造業においては、生産過程の統・廃合による組織的合理化を補完するために設備投資が行われた場合が比較的によくみられ、しかもその多くは更新投資によるものであり、新規投資は1925年を除くと活発に行われることはほとんどなかったといえる。とくに1926年の新規投資の落ち込みは大きいですが、その後も他の工業部門（重工業、化学工業、電機工業および自動車工業）とは対照的に大きな額の新規投資はみられない（表4および表5参照）。それゆえ、1926年以降には、「技術的合理化」については、その大部分が更新投資によって行われ、生産能力の拡大のための合理化投資は比較的になかなかみられなかったといえる。

また後者の問題、すなわちこの時期にドイツ工業の大量生産の立ち遅れのために機械製造業の大量生産も大きな限界をもったということについてみると、アメリカにおいてみられたような大量生産、とくに自動車のような消費財の大量生産がドイツでは広く展開されえなかったことが機械製造業における合理化のあり方をも強く規定することになったということに注意しておかねばならない。

ところで、1920年代およびその後のナチス期のドイツの工作機械製造における合理化について、T. v. フレイベルクは、合理化戦略は外部的合理化と内部的合理化の諸要求へのひとつの返答となっていたこと、そこでは何よりも工作機械の利用者と生産者の合理化の利害が区別されねばならないことを指摘している。また彼は、合理化戦略はまた経営活動の異なるレベルでの別の返答であり、そこでは、とりわけ（製品の）技術—設計の合理化の戦略と（製造）技術的・組織的合理化の戦略とが区別されねばならないこと、経営合理化の政策は特定の政治的—経営的諸条件とのかかわりのなかで行われることを指摘している。工作機械は利用者においてはひとつの本質的な合理化の手段であるので、「内部的」合理化の諸要求と「外部的」合理化の諸要求を区別することは工作機械製造の産業合理化の分析にとっては重要であるとされている。「外部的」合理化と「内部的」合理化との困難な、一部は矛盾した関係は、工作機械製造にとって典型的な、市場経済と生産経済との間の矛盾した状態である。それゆえ、それでもって工作機械製造が工作機械の利用者の合理化の諸要求にこたえるところのすべての戦略が「外部的」合理化のもとで理解される。したがって、「外部的」合理化は工作機械の技術—設計の発展にその重点をもつが、（製造）技術的—組織的変革 — 例えば製品の品質および期限の遵守のための — のいくつかの点もこの外部的合理化の諸要求への返答であるとされている。これに対して、工作機械製造がそれでもってその自らの生産過程を経済的なものにするあらゆる戦略が「内部的」合理化のもとで理解されるのであり、この「内部的」合理化は生産過程の技術的・組織的変革にその重点をもつが、いくつかの技術・設計上の点 — 例えば規格化、標準化およびユニット・システム（Baukastensystem）に基づく製品の組み立てのそれ — も「内部的」合理化の諸要求にこたえるものであるとされている⁽⁴⁹⁾。

とはいえ、工作機械製造においては、このような外部的合理化と内部的合理化の諸要求は緊張にみちた相互関係にあるとされている。一方では、工作機械の利用者、とくに工業大量生産のそれはその生産過程へのできる限り正確な、すなわち特殊な適応を要請し、そして自らの製品を利用者の特殊な生産条件にできる限りすばやく合わせるという工作機械の生産者への永続的な圧力を与え

ることになる。工作機械製造における短い技術革新のサイクルおよび定型の多様性は、合理化の諸要求からの傾向、すなわち工作機械製造における内部的合理化の戦略に狭い限界を画する傾向である。しかし、他方では、このような矛盾は相対的なものにすぎず、そして内部的合理化と外部的合理化の諸要求が相互に補いあい、そして促進しあうような合理化の次元が存在しており、このことは技術－設計の合理化のいくつかの点にいえる。さらに工作機械製造はその生産に自ら工作機械を配置し、それでもって独自の生産技術の開発活動に加わるのであった⁽⁵⁰⁾。

上述したように、1920年代には、機械製造業の合理化は厳しい市場の諸条件と大きな過剰能力の存在のもとでおしすすめられたが、ドイツの工作機械製造は、このような慢性的な過剰能力およびこの部門の中規模的構造に規定されて、それを利用する工業にまったく大きく依存していた。したがって、1920年代におけるドイツの工作機械の技術・設計の発展も、自らの時間経済および生産経済の利害の考慮が最初はまったくなされず、そして後にはそれが工作機械の利用者の合理化の要求に矛盾しなかったところでのみ考慮されるというように、その利用者の合理化の要求によって規定されることになった。このことはとりわけ工作機械製造における技術・設計の発展にいえるが、一部では生産過程の技術的－組織的変革にもいえるとされている。1920年代には、工作機械の主要な利用者の合理化政策は、何よりもまず近代的な生産方法の時間経済および生産経済的命命を狭隘でかつ変動する販売市場に対する高度なフレキシビリティの市場経済的命命とつりあわせるという問題に直面した。それゆえ、ドイツの金属加工業における合理化戦略は、機械化とフレキシブル化のこのようなバランス、自動化の進展と統合化のバランス、そして確実な、増大する弾力性を生産の技術的－組織的構造のなかに組み込むことを目標としていた。1920年代における工作機械の技術－設計の発展はそれを追求したのであり、変化する加工の精度および給付の如きむしろ伝統的な諸要求と同様に、またタクトの正確さ、操作のしやすさ、高度な自動性の如き大量生産からのむしろ近代的な、「アメリカ的な」諸要求と同様に、工作機械のフレキシブルな自動化の要求が重要となった⁽⁵¹⁾。

かくして、放棄しえない最少限度の多様性、利用範囲および装備替えの可能性と高度な自動性とを結びつけるという工作機械の技術－設計の方式の要請は、工作機械製造の開発活動の重点が一方における汎用工作機械と他方における専用工作機械との間の広い中間領域にあったということを規定した。工具、駆動システムおよび工作機械の操縦の発展はこのような「計画」に従った⁽⁵²⁾。工作機械の利用者の大部分、とくに個別生産や小規模な組別生産を行う機械製造の無数の中規模企業は非常に市場に依存した状態にあり、そしてそれゆえに、専用機械よりはむしろ広く利用しうる汎用機械を必要としたとされている⁽⁵³⁾。それゆえ、すでに1920年代には、「汎用工作機械か専用工作機械か」というテーマがドイツの工作機械製造の設計の発展の中心となっていたが、技術的に一層発展された汎用工作機械は、とくに機械製造においては好まれた機械のタイプであったとされている。低い専門化の程度、それなりに大きな定型の多様性および相対的に狭隘な販売市場における低い市場の力に対して、また景気に対する特別な敏感性および生産技術をつねに変化させる急速な技術革新の過程に対して、1920年代末までは、広範囲に配置しうる汎用工作機械は多くの利用者にとって十分な生産手段であったとされている⁽⁵⁴⁾。ドイツでは、自動車のような消費財の大量生産の立ち遅れは、機械製作工業の汎用主義の克服にブレーキをかけることになったのであるが⁽⁵⁵⁾、工作機械製造における生産過程の技術的－組織的合理化の戦略もその利用者の上述の如き諸要求によって強い影響を受けたのであった⁽⁵⁶⁾。

そこで、工作機械製造業における技術－設計の合理化のこのような問題を踏まえて、つぎに機械製造業におけるこの時期の「技術的合理化」の展開と成果についてみていくことにしよう。とくに工作機械製造における「外部的」合理化と「内部的」合理化の緊張にみちた、しばしば矛盾した関係は1920年代の合理化論争におけるよくみられたテーマであったが、この問題の核心は、工作機械製造に対する市場経済と時間経済のくい違った諸要求であった。この問題は、まさに「需要者である産業において流れ生産に役立つべき設備もつねに個々の目的に合わせてつくられねばならないので、このような設備は機械工業によって、ほとんどいつも個別生産においてのみ生産されることができるとい

ル・ランゲの言葉のなかにその明瞭な表現を見出すことができるとされている⁽⁵⁷⁾。機械製造、すなわち工作機械製造の中小企業における合理化政策は、1920年には科学的管理の諸方法を個別生産および小規模な組別生産の特殊な諸条件に合わせるという目標によって打ち出されたが、こうした諸条件の最も重要なものは急速に変化する特殊な「顧客の希望」に対する高度な生産過程のフレキシビリティであった。それゆえ、技術的一組織的変革は、生産の弾力性を犠牲にすることなく生産全体の時間経済的統合をおしすすめなければならなかった⁽⁵⁸⁾。

レーヴェ社のE. フーンによれば、1920年代における工作機械の設計の一層の発展はともに同じ最終目的である時間の節約による生産の低廉化に役立つ2つの課題に分かれており、そのひとつは死んだ時間 (die tote Zeit) および付随時間 (Nebenzeit) の回避ないし短縮の目標をもつ汎用機械の一層の発展、そえゆえ汎用機械の自動化であり、いまひとつは大量生産のための専用機械の生産であったとされているが⁽⁵⁹⁾、T. v. フレイベルクは、汎用工作機械を専用の装置によって部分的に、そしてフレキシブルに自動化するための発展の道は一層複雑な機械、設備、装置などのもとで解決されるのがはるかに困難である精度の要求にその限界をもち、その限りでは、ドイツにおける機械製造の販売条件および生産能力の条件のもとで理解されうるこのような道はひとつの「過渡的な道」であるとしている⁽⁶⁰⁾。ドイツでは、一般的に、例えばより多くの工具の同時の切削能力をもつ専用機械は、アメリカの多くの構造のそれとは反対に、工具および作業台の調節や切削速度および送りの変更が備えられていなければならなかったが、このことは、さもなくば高い機械は完全に利用されることができなかったことによるものであったとされている⁽⁶¹⁾。W. L. ヴラァンは、ドイツではアメリカの生産量を期待することはできないので、アメリカにおいて支配的な合理化戦略——「特殊な目的のためにあらゆる作業のための複雑な機械を単純な専用機械によってとって代えること」——は簡単にドイツの状況に移されないことを強調している⁽⁶²⁾。例えば高性能な自動機械は一般的には少ない生産量のゆえに工作機械製造にはほとんど配置されることはできず、たとえあまり一般的ではなかったとしても、このような制約は工作機械製造に

における設備の配置にさえあてはまるとされている。またそこでは、—「自動車製造、電動機の製造、ラジオ工業など」のような他の利用領域とは異なり、またアメリカの工作機械製造とも異なり—、「比較的少ない生産量」のゆえに狭い限界を画されていたとされている⁽⁶⁵⁾。

このように、一般的には、工作機械製造における生産技術的変革は汎用工作機械の技術—設計の一層の発展によって与えられた限界のなかを広く動いたのであり、この範囲内において工具、装置、駆動システムおよび操縦における進歩は工作機械の生産者にも役立つということが確認されうる⁽⁶⁴⁾としても、1920年代末に開発が始まったユニット・システムの導入による一定の成果を除くと、この時期の機械製造業における「技術的合理化」は大きな限界をもつものであったといえる。確かにユニット・システムは工作機械の生産者に対して部品におけるより大きな組およびそれと結びついた合理化の効果を可能にし、工作機械の利用者に対して専門化された生産手段と広くそして容易に装備替えできる生産手段を供給したが⁽⁶⁵⁾、アメリカとは大きく異なり、ドイツでは、機械製造における汎用主義の克服はこの時期にはまだ完全に実現されてはおらず、またこの時期の労働手段の技術的発展として最も大きな役割を果たした機械の電動個別駆動方式への転換も、硬質合金工具の利用も十分にはすすまなかった。W. ベッカーによれば、「道具機を蒸気機関で動かすことから、電気によってグループ的に動かすことへ、最終的には個別的に動かすことへの移行は、1926・27年の合理化景気いらい、たしかにより高いテンポでおこなわれたが、こうした進歩にもかかわらず、広い基盤をもった電動モーターの個別的動力が大々的に定着していったのは、ようやく30年代後半をまたねばならなかった⁽⁶⁶⁾」とされている。また硬質合金の利用についても、「硬質合金に関しては、1920年代は、準備、研究開発の年であり、そして1930年代および40年代がはじめて予想されていた工業への広い利用をもたらした⁽⁶⁷⁾」とされており、電機工業の状況を指摘したC. W. ドレスチャーも、「アクライトは確かに大量生産におけるいくつかの作業工程のために使用されたが、【さしあたり】高速度鋼は【職場から大規模に】駆逐されたのではなかった⁽⁶⁸⁾」と結論づけている。

機械製造業における1920年代の「技術的合理化」のこのような限界は、その後のナチスの経済の軍事化によるいわば特殊な市場の拡大という諸条件のもとでその克服のための諸努力がおしすすめられていくことになるが、つぎにナチス期の「技術的合理化」とそこでの企業経営の問題についてみていくことにしよう。

T. v. フレイベルクによれば、工作機械製造の技術的・組織的変革の分析は、経営合理化の政策が1933年以降の諸年度においても外部的合理化の諸要求と内部的合理化の諸要求との間の均衡の戦略として理解されうること、技術－設計の合理化のレベルと技術的－組織的合理化のレベルにおける均衡はそれらのそれぞれ独自の性格をもっていたことおよび政治的－経済的条件は企業の合理化政策の「余地」を大きくしたということから出発しているとされている⁽⁶⁹⁾。ナチスドイツにおける軍事景気および戦時景気の諸条件のもとでも、工作機械の利用者の合理化の利害は、工作機械製造における技術－設計の発展の支配的な基準であった。市場経済と生産経済との間のかつての矛盾は存在したままであったとされている⁽⁷⁰⁾。こうしたなかで、工作機械の発展は、利用者の側では、一部は補いあうが一部は矛盾するより多くの目標のもとにあった。こうした諸要求は工作機械製造にとっては新しいことではなかったが、恐らく軍事景気および戦時景気の諸条件のもとで緊急性および重点が変化したとされている。すなわち、

- 大量生産の互換性生産および組み立てにおける専門労働者の不足は、高度な、増大さえしている加工の精度への要求を強めた。
- さらに大量生産は、 — 機械作業時間あるいは付随時間に関して — そのつど非常にさまざまな技術－設計上の対応をいどんだところの安定した「タクト」の正確性のもとで、大きな、部分的に高まりつつある加工速度を要求した。
- 工作機械の操作において専門労働者を半熟練および不熟練の労働者によってとって代える、そして最後には労働力を機械によってとって代えるという目標は、戦争の進展のなかで重要性を得た。
- そして最後にフレキシブルな自動化は、高度な自動性を必要最少限度の

利用領域および装備替えの可能性と結びつけることを必要とした⁽⁷¹⁾。

このように、ナチス期においても、工作機械の設計の一層の発展の特徴的なメルクマールは、1920年代からの一貫した連続性、すなわち工作機械の自動化とその利用のフレキシビリティのバランスにその特徴をもつひとつの連続性である。1936年以降の市場経済および生産経済の諸条件がワイマルの諸年度のそれとあまり異ならない限りでは、このような確認された連続性は当然のことではないとされている。

- 軍事景気および戦時景気は工作機械に対する持続的な高度な需要を配慮したのであり、その結果、— 1920年代とはまったく異なり —、工作機械製造の生産能力はつねに完全利用されていた。
- 工具および原動機の領域における発展は、アメリカの工作機械製造を手本とした高性能自動機械に向かって組織的な圧力をかけた。

しかし、何よりもまずできる限り大きな利用範囲の目標をめざしていた工作機械の利用者の利害、すなわち工作機械のできる限り容易かつ弾力的な装備替えの可能性は決定的であり、また影響をおよぼした。戦後直後および将来の販売市場をもつねに念頭においていたこのような利害に硬質合金工具および高性能な原動機の生産経済的な合理化の諸可能性は従わねばならなかった。それゆえ、この時期には、工作機械製造における技術・設計の活動の重点は2つの領域、すなわち、工作機械の操縦および運転と、ユニット原則に基づく工作機械の装備替えの可能性の改善にあった。したがって、これらの両方の発展の道は、工具および駆動装置の技術的發展の生産経済的な手段を徹底的に有効利用し、そしてそれでもって金属加工の大量生産の合理化の諸可能性を少なくとも一部は実現するが、それにもかかわらず、技術革新および市場経済のフレキシビリティを失わないという合理化の目標の結果として生じたものであった⁽⁷²⁾。

かくして、工作機械製造の設計の一層の発展は、ほぼ1936年以降、軍事経済および戦争経済の進展のなかで、一部では一層尖鋭化することになった2つの一般的な諸要求のもとにあった。そこでは、ひとつには、工作機械の生産者に対しても利用者に対しても向けられたフレキシビリティおよび弾力性の要求がそれであったが、1939年以前の軍需品の生産への金属加工業の急速な装備替

えの可能性および1939年以降の急速かつ頻繁に変動する軍備計画へのその高い適応能力は、大きな利用範囲と広汎な利用可能性をもつ工作機械を求めたのであった。いまひとつは「時間および人を節約する」という要求であり、この要求も工作機械の生産者と利用者に向けられていたが、そこでは、「人間を節約する」ことはとりわけ熟練をもつ専門労働者の節約および半熟練労働者ならびに不熟練労働者によるその代用、そして機械によるその代用を意味しており、それゆえ、工作機械の自動化の進展をも意味した。工作機械の操縦および運転の技術・設計上の一層の発展は、その推進力をフレキシブル化と自動化の目標の軋轢に負っていた。電動機による工作機械の運転の発展は、1930年代および40年代には、技術－設計の合理化の領域において自動化とフレキシブル化の戦略を媒介するための恐らく最も重要なテコであったとされている⁽⁷³⁾。

それゆえ、ナチスのファシズムの軍事経済および戦争経済の時期に強行された生産財産業における大量生産はまず工作機械の一層の発展をもたらしたのであるが、専門的に精通した労働力の不足は、不熟練労働者および婦人の利用を可能にするために、操縦の一層の単純化を必要とし⁽⁷⁴⁾、そこでは、第1次大戦前にすでにイギリスで知られ、その後ドイツではラーメイヤー社によってはじめて製作され、1920年代に完成された押しボタン式操縦(Druckknopfsteuerung)が導入された。これは、工作機械の急速に変化する機能の多様性、とくにより多くの原動機の配置によって複雑になっている運転の職務を操縦のレベルで簡単にしようとする試みであり⁽⁷⁵⁾、自動のスイッチオン、始動、停止および電動機の回転数の自動制御を可能にただけでなく、それまでの工作機械の機械的な操縦と比べると、このような操縦は一層簡単であり、多くの作業地点からの操縦を可能にし、そして「不熟練者による操縦」を可能にした⁽⁷⁶⁾。しかし、この時期には、フレキシブルにプログラミングしうる工作機械の操縦のようなものは視野のなかには入っていなかったもので、個々の操縦および測定 of 諸機能の分散的な、部分的な自動化のみが暫定的な発展の道でありえたとされている⁽⁷⁷⁾。

これまでの考察において、ナチス期の機械製造業における「技術的合理化」とそこでの企業経営の発展の主要特徴が明らかにされたが、そこで展開された

合理化も次の如き市場の問題によって一定の限界をもつものであった。1920年代の合理化の一定の限界を克服する可能性の重要な契機となったこの時期の軍需市場による国内市場の拡大について、次の点に注意しておかねばならない。機械工業、すなわち工作機械の主たる利用者の軍需品生産への適応は確かに、量的には大きいと同時に質的にはげしく変動する需要を生み出した。すなわち、軍備計画の頻繁な転換、軍需品における定型の多様性および短い技術革新の時間、さらに大量生産のために同じ定型の注文を集めることを困難にしたところのつねにギリギリの差し迫った引き渡し期限がそれである⁽⁷⁸⁾。工作機械の主たる利用者として登場した軍需産業は軍需市場のこのような性格によって影響をうけたのであった。そこでは、生産量は専用機械にとっては十分に大きいものではなく、頻繁な設計の変更および国防軍の計画の変更はこれらの企業家に専用機械に対する彼らのかつての反感を強めたであろう、と指摘されている。さらに製造時間は専用機械では約18ヶ月であり、汎用機械の3倍であったという最新の議論は、むしろ短期的なものであった国防軍の計画にとってその開発をまさに無意味なものにしたとされている。それゆえ、軍需産業は汎用工作機械を好んだのであり、それは軍需産業における生産手段としてその優位を保つことになったが、——すでに1920年代および30年代においてのように——専用装置および「単一目的の付属品」の一層の発展によって大量生産の増大する諸要求にこたえたのであった⁽⁷⁹⁾。このような発展はまさに特殊ドイツ的な方法であったが、汎用工作機械の広汎な存在がなければ、たえまない設計の変更および計画の変更ははるかに困難な状況を生み出したであろう、と指摘されている⁽⁸⁰⁾。

この時期の軍需市場のもつこのようないわば質的な性格は軍需産業の生産における汎用機械の広汎な利用をもたらしたのであり、このことはまた、これらの産業の中心的な労働手段をなす各種機械を製造する機械製造業の生産においても一定の限界をもたらすものであった。すなわち、軍需市場によるこのような国内市場の拡大は機械製造業における汎用主義の克服を実現させることができなかつたばかりでなく⁽⁸¹⁾、この工業部門の生産の合理化においても、市場の諸変化に柔軟に対応して機械設備をフレキシブルに配置することおよびその

ための自動化がおしすすめられたのであり、そこでは、アメリカにおいてみられたような根本的な技術的革新の導入は、軍需市場を基礎とした大量生産のこのような限界から決して十分にすすむことはなかったといえる。また専用機械よりはむしろ汎用機械、汎用機械と専用機械との中間的な種類の機械が軍需産業のみならず多くの工業部門において広く利用されたことは、機械製造業において製造される機械の生産自体にも一定の限界をもたらしことになり、このことはこの工業部門の「技術的合理化」においても限界をもたらしことになった。

このように、ナチスの経済の軍事化による軍需市場の拡大を基礎にした大量生産の限界は、機械製造業の「技術的合理化」の展開においても大きな限界をもたらしものであり、ドイツでは、自動車のような消費財の大量生産が大きくすすみ、機械製造の如き生産財工業においてもそれが広がり、このような大量生産の本格的な展開のもとで根本的な「技術的合理化」が徹底しておしすすめられていくのは第2次大戦後のことである。

そこで、つぎに、ここでの考察結果を踏まえて、労働組織の変革による合理化がどのように行われたか、またこのような合理化諸方策は企業経営においてどのような発展をもたらしことになったか、についてみていくことにするが、そこでは、テイラー・システムの修正とレファ・システムの導入、また機械製造業の大量生産の基礎をなす流れ生産方式の導入についてみていくことにしよう。

注

- (7) 塩見、前掲書、305ページ。
- (8) 前川、前掲「米独比較企業経営論の史的研究」、118ページ。
- (9) 同論文、124ページ。
- (10) 同論文、125ページ。
- (11) H. Motteck・W. Becker・A. Schröter, *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands*, Ein Grundriß, Bd. 3, Berlin, 1974, S. 33-4 [大島隆雄・加藤房雄・田村栄子訳『ドイツ経済史ービスマルク時代からナチス期まで(1871-1945年)』, 大月書店, 1989年, 35ページ]。
- (12) 井上清『工業生産と管理の理論』(増補版), ミネルヴァ書房, 1986年, 109ページ。

- (13) Vgl. *Statistische Jahrbuch für das Deutschen Reich*, 1930, S. 89, 1907年および1925年のドイツ工業および手工業における動力機の利用状況については、前掲拙稿^(iv), 171ページの表7を参照されたい。
- (14) Vgl. *Statistische Jahrbuch für das Deutschen Reich*, 1935, S. 116-7. なお1925年から33年までのドイツ工業における産業電化の進展については、同論文, 172ページの表8を参照されたい。
- (15) 幸田亮一「ドイツ機械工業の発展とレーヴェ社新工場—第1次大戦前ドイツ機械工業の発展と工場改革(1)」『経済論叢』(京都大学), 第129巻第6号, 1982年6月, 101ページおよび105ページ。
- (16) 幸田亮一「第1次大戦前ドイツ重機工業における工場制度の変容—M. A. N.社の事前研究(2)—」『佐賀大学経済論集』(佐賀大学), 第19巻第3号, 1986年12月, 294-9ページを参照されたい。
- (17) 今久保幸生「19世紀末ドイツ電機工業における経営・労務政策(6)」『佐賀大学経済論集』, 第21巻第3号, 1988年9月, 83ページ参照。
- (18) K. H. Mommerz, *Bohren, Drehen und Fräsen: Geschichte der Werkzeugmaschinen*, Reinbeck bei Hamburg, 1981, S. 130.
- (19) H. Motteck · W. Becker · A. Schröter, *a. a. O.*, S. 34 [前掲訳書, 35ページ]。
- (20) T. v. Freyberg, *Industrielle Rationalisierung in der Weimarer Republik: Untersucht an Beispielen aus dem Maschinenbau und der Elektroindustrie*, Frankfurt/New-York, 1989, S. 81.
- (21) Institut für Wirtschaftsgeschichte der Akademie der Wissenschaften der DDR, *Produktivkräfte in Deutschland 1917/ 18 bis 1945* (Geschichte der Produktivkräfte in Deutschland von 1800 bis 1945, Bd. 3), Berlin, 1988, S. 68.
- (22) 幸田, 前掲「第1次大戦前ドイツ重機工業における工場制度の変容」, 297ページ。
- (23) 同論文, 299ページ。
- (24) 幸田, 前掲「ドイツ機械工業の発展とレーヴェ社新工場」, 106ページ。
- (25) K. H. Mommertz, *a. a. O.*, S. 138.
- (26) S. リリー, 伊藤新一・小林秋男・鎮目恭夫訳『人類と機械の歴史』(増補板), 岩波書店, 1968年, 193ページ。
- (27) Institut für Wirtschaftsgeschichte der Akademie der Wissenschaften der DDR, *a. a. O.*, S. 64.
- (28) Vgl. *Ebenda*, S. 66.
- (29) Vgl. T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 83.
- (30) Vgl. *Ebenda*, S. 85-6.

- (31) T. Siegel · T. v. Freyberg, *Industrielle Rationalisierung unter dem Nationalsozialismus*, Frankfurt/New-York, 1991, S. 231-2.
- (32) Vgl. G. Schlesinger, 30 Jahre Deutscher Werkzeugmaschinenbau, *Werkstattstechnik*, 22 Jahrgang, 1928, Heft 12, S. 551.
- (33) Vgl. E. Prägel · H. Hänecke, Die Richtlinien für die Entwicklung spanabhebender Werkzeugmaschinen, *Maschinenbau-Betrieb*, 1930, S. 325.
- (34) Vgl. T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 232, T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 85.
- (35) T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 232.
- (36) G. Schlesinger, *a. a. O.*, S. 551, T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 87.
- (37) H. Motteck · W. Becker · A. Schröter, *a. a. O.*, S. 28 [前掲訳書, 31ページ]。
- (38) *Ebenda*. S. 30. [同上訳書, 32ページ]。
- (39) 井上, 前掲書, 109ページ。
- (40) Vgl. H. Homburg, *Rationalisierung und Industriearbeit: Das Beispiel des Siemens-Konzern Berlin 1900-1933*, Berlin, 1991, S. 456.
- (41) T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 64, T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 230.
- (42) Vgl. *Ebenda*, S. 230-1.
- (43) *Ebenda*, S. 231.
- (44) Institut für Wirtschaftsgeschichte der Akademie der Wissenschaften der DDR, *a. a. O.*, S. 70.
- (45) Vgl. T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 81.
- (46) Vgl. *Ebenda*, S. 82.
- (47) Vgl. *Ebenda*, S. 91.
- (48) Vgl. G. Keiser · B. Benning, Kapitalbildung und Investitionen in der deutschen Volkswirtschaft 1924 bis 1928, *Vierteljahrhefte zur Konjunkturforschung*, Sonderheft 22, Berlin, 1931, S. 58.
- (49) Vgl. T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 222-3.
- (50) Vgl. *Ebenda*, S. 224.
- (51) Vgl. *Ebenda*, S. 225-6.
- (52) Vgl. *Ebenda*, S. 226, T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 13-4.
- (53) Vgl. T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 224.
- (54) Vgl. *Ebenda*, S. 217, T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 98.
- (55) 前川, 前掲「米独比較企業経営論の史的研究」, 138ページ。
- (56) T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 227.
- (57) *Ebenda*, S. 254.
- (58) Vgl. T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 15.

- (59) Vgl. *Ebenda*, S. 99.
- (60) *Ebenda*, S. 105.
- (61) Vgl. F. Mehner, *Moderne Gesichtspunkte im Werkzeugmaschinenbau, Maschinenbau*, Band 6, Heft 4, 1927, S. 169, T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 108.
- (62) Vgl. W. L. Vrang, *Neue Aufgaben der deutschen Werkzeugmaschinenindustrie, Werkstattstechnik*, 18 Jahrgang, 1927, Heft 17, S. 451, T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 80.
- (63) Vgl. T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 255.
- (64) Vgl. *Ebenda*, S. 256.
- (65) Vgl. *Ebenda*, S. 225. 工作機械の技術・設計の合理化および技術的-組織的合理化的の推進におけるユニット・システムの意義については, *Ebenda*, S. 224-6を参照。
- (66) H. Motteck · W. Becker · A. Schröter, *a. a. O.*, S. 36 [前掲訳書, 37ページ]。
- (67) T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 83.
- (68) H. Homburg, *a. a. O.*, S. 466.
- (69) Vgl. T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 223.
- (70) *Ebenda*, S. 228.
- (71) Vgl. *Ebenda*, S. 229.
- (72) Vgl. *Ebenda*, S. 253-4.
- (73) Vgl. *Ebenda*, S. 236.
- (74) Institut für Wirtschaftsgeschichte der Akademie der Wissenschaften der DDR, *a. a. O.*, S. 73.
- (75) Vgl. T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 97.
- (76) Vgl. T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 236-7.
- (77) *Ebenda*, S. 240.
- (78) Vgl. *Ebenda*, S. 268.
- (79) Vgl. *Ebenda*, S. 218-9.
- (80) Vgl. *Ebenda*, S. 218.
- (81) ナチス期の工作機械の生産に占める汎用機械および専用機械の割合についてはさまざまな算定がなされているが, 例えばキーケブッシュの算定によれば, 1935年から45年までの間に工作機械の全生産に占める汎用機械の割合は約87-92%から約75-79%に低下し, これに対して, 厳密な意味での専用機械の割合は約3-5%から6-8%に上昇したとされている。しかし, 多目的工作機械の中間グループ, すなわち, 高度に近代的な, 高性能工作機械であるが, 純粋な単一目的機械ではないものが重要であり, その割合は戦時中に5-8%から15-17%に上昇し

たとされている。例えばすべての自動車汎用工作機械をこの中間グループに数ええると、戦争の末の工作機械の全生産に占めるその割合は約35%—戦争のはじまりには25%であったのに対して—に増大したとされている。Vgl. *Ebenda, S.* 220-1.

Ⅲ. 労働組織の変革と合理化

1. 1920年代における労働組織の変革と合理化

(1) テイラー・システムの修正とレファ・システム

まず1920年代のドイツ合理化運動のもとでのテイラー・システムの修正＝レファ・システムの誕生の意義とこのような労働組織の合理化諸方策の導入についてみると、1920年代のドイツにおいては、今世紀初頭からその導入の試みが行われてきたが本格的な進展をみることのなかったテイラー・システムを、たとえその本来のかたちではないにせよ、ドイツの企業に本格的に導入することを可能にしたことに、テイラー・システムのレファ・システムへの修正の意義が認められるのである。そこでは、それまであまり実施されることのなかった時間研究がドイツの企業に広く導入され、課業の設定を通じて計画機能と執行機能の分離が本格的におしすすめられ、その結果、作業速度の決定に関する主導権が労働者の側から企業の側に移され、労働力の支出過程そのものに対する企業による直接的な管理・統制がおしすすめるための基礎が築かれた。それゆえ、いわば修正テイラー・システムであるレファ・システムの導入は、合理化を強力におしすすめんとするドイツの独占企業にとっては、第一次大戦前からのテイラー・システムの導入の大きな前進を意味するものであったといえる⁽⁸²⁾。

もともとレファ協会がドイツ金属工業家総連盟とドイツ経営技師労働共同体によって設立されたこともあって、レファ・システムは、金属工業、機械工業、電機工業などを中心に普及し、ドイツ工業の広い部分がそれによって再組織されたとされている。たとえば、1927年の金属労働者組合（Deutscher Metallarbeiter-Verband）の調査によると、調査された1102部門（これは調査された諸部門の約60%である）のうち717（＝約65%）がレファ・システムを利用していたとされている。この調査結果の内訳をみると、割増給制度が全体

の約24%、出来高賃金が全体の約9%、ビドー・システム (Bedaux System) が全体の約0.5%、そしてその他の諸方式が全体の約1.5%の部門において利用されていた⁽⁸³⁾。また1930年代初めから実施されたドイツ金属労働者連盟の合理化問題についての調査は、レファの標準時間や賃金支払いの方法はすでにここ何年かの間にドイツにおける指導的地位を占め、全体の2/3の企業で利用されていたことを明らかにしている⁽⁸⁴⁾。このように、合理化の時期には、レファ・システムは、金属工業、機械工業、電機工業などを中心とする多くの工業部門において普及しており、ドイツ独自の方式として、テイラー・システムにとつてかわることになった。1920年代なかばには「テイラー・システム」や「科学的管理」といった概念は、新聞の見出しや専門書の表紙から次第に消滅し、この2つの概念はともに使い古され、これらの概念は合理化という新しい積極的にとられた概念にとつてかわられたとされている⁽⁸⁵⁾。こうして、「合理化」という新しいスローガンのもとに、レファ・システムというドイツ独自の合理化方策として、このようなアメリカ的な管理方式の本格的導入がおしすすめられたのである。

そこで、機械製造業におけるこの時期のこのような労働組織の合理化を課業設定のさいの基礎をなす時間研究の実施についてみておくことにしよう。もとより、流れ生産方式の導入をはかる上で時間研究の実施と生産の標準化の推進は大きな役割を果すものであるが、機械製造業は、第1次大戦前からテイラー・システムの導入、あるいは工場管理問題への独自の取り組みがその一部の大規模企業においてみられた工業部門であった。しかし、1923年には時間研究や作業研究はドイツの機械製造のわずかの大規模な企業において実際に導入されていたにすぎない。というのは、それらの方法の実施は経済的でなければならず、それゆえ高い利子がかかるからである⁽⁸⁶⁾。ドイツ金属工業家総連盟 (Gesamtverband der Deutschen Metallindustriellen) の1924年4月20日の年次総会および同年5月26日のドイツ工作機械製造所連盟 (Verein Deutscher Werkzeugmaschinenfabrik) の年次総会において、ルードヴィヒ・レーベ社の支配人であり、上級技師であるK. ヘグナーが、「事前計算の問題およびその解決」に関する講演を行い、そこで、彼は、出来高単価の事前計算の問題は

賃金支払いの問題とは別にまったく特別な、現実的な重要性をもつようになったことを強調している。すなわち、近代的な事前計算は出来高給の計算の目的のみとはまったく異なる目標をもっており、出来高給の計算は事前計算にとってはひとつの副産物にすぎない。事前計算は何らかの労働者の一週間の収入を算定するだけではなく、平均的に達成されうる最も望ましい製造時間をつきとめるべきであるので、それはむしろ生産技術的な問題ほどには賃金技術的な問題ではない。このような目標を達成するために、事前計算は生産の諸要素のなかに入り込み、作業工程はどのような方法で最もうまく行われることができるかをつきとめるのであり、事前計算がそれに基づいて最短の製造時間を算定するための公式を生み出し、そして最後に労働者への指示によって経営における最短の製造時間が実際に達成されうるように配慮するのである。このような考え方に従えば、事前計算は生産の組織的な合理化のテコとなるとされている。すなわち、事前計算は生産全体の統制をその手のなかにおくようになるとされている⁽⁸⁷⁾。

とはいえ、多くの中小経営が存在していた機械製造業においては、時間研究や作業研究による生産過程の分析は主に特定の大規模企業においてのみみられたのであった。このような近代的な事前計算の現実的な発展状況はまさに限られたものであり、せいぜい機械作業の時間にあってはその時間の事前決定は一般的となっていたが、一方とくに組み立てにおいては、手作業の時間は職長によって伝統的な方法で測定されていたとされている。大規模な組別生産ないし大量生産のみがそのような事前計算を引き合うものにすることができたこととされている⁽⁸⁸⁾。T. v. フレイベルクは、この時期の機械製造における時間研究の導入をめぐる問題について、次の3点に注意しておくべきであるとしている。まず時間研究の成果が従業員による受け入れにかかっているということが時間研究の導入に一般的にいえるとすれば、熟練をもった専門労働者への機械製造の特殊な依存は、製造工程の合理化の経営戦略が労働者との協力においてのみ実施しうるものであり、また引き合うという結果をもたらしたということである。第2に、しかし、このことは、時間研究の導入を理由づけた労働強化、すなわち作業時間の短縮に対する経営管理の関心ではあまりなく、まず可能な限り利

用しうる事前計算が問題となるが、それが確立されたところでは、それは反対の作用をおよぼし、職場における時間の把握および時間の管理の進展を理由づけることになる。さらに、作業研究および時間研究は労働過程、機械および労働力の配置の組織的な解明を前提としており、そして同時にそれを生み出したのであり、時間研究は、計画されようとされまいと大規模な合理化戦略の重要なテコとなるということである⁽⁸⁸⁾。A. ライヒェルトは最後の点を強調しており、時間研究の十分な申し分のない実施は厳格な組織と十分な経営手段をもつ工場においてのみ保証されるとしている。このような諸条件が充たされない場合には、まず製造に関する研究が行われなければならない、それに基づいて道具、設備および機械の保守と新たな調達が行われるのであるが、このことは、完全な経営の再編成および経営設備の新たな編成へと導くことになりうる。すべての前提条件および基礎が存在する場合にはじめて、時間研究はある作業のために必要な時間の決定のための手段として利用されるとしている⁽⁸⁹⁾。

このように、機械製造業におけるこの時期の時間研究の実施は大規模な組別生産や大量生産を行う一部の大規模企業を中心にすすんだのであるが、なかでも流れ生産方式の導入による大量生産への移行においてそれはとくに重要な意味をもった。すなわち、テイラー・システムにおいて賃金設定の合理的基準を提供する時間研究は、同時に手順計画設定の基準として用いられたが、フォード・システムでは、それが諸作業のライン化の編成基準として利用されたのであった⁽⁹¹⁾。このように、テイラーの作業研究および時間研究（それゆえレファ方式）は、「フォーディズム」として特徴づけられるベルト・コンベアおよび流れ作業の作業構造のなかにその具体化を見い出すことになった⁽⁹²⁾。このように、流れ生産の導入のもとでは、時間研究は諸作業のライン化の編成基準として重要な役割を果たしたのであった。T. v. フレイベルクが指摘するように、機械製造における時間研究は新しい一度限りの生産工程に対するその大きな関与でもって不十分に、概算的にしか行えないので、それは、経営管理が最後には正確な時間の事前計算を行うことができる点に到達するために技術的・組織的な変革をおしすすめる永続的なきっかけである。そこでは、流れ生産の考えは、経営合理化の戦略がめざしている領域である。というのは、流れ生産の

みが生産の流れを時間の流れに最適に合わせるものであり、そしてそれゆえ最高の解明と統制の可能性を約束するからである。一方ではあらゆる作業研究および時間研究は流れ生産の原則をめざしており、他方では実現された流れ生産はつねに新たに始めるべき時間研究の手間のかかる作業から作業準備を解放するのである⁽⁹³⁾。こうして、機械製造業においても、一部の大規模企業を中心に、流れ生産方式の導入をはかる上で時間研究や作業研究が重要な意味をもつようになり、その実施がすすむことになったのである。

(2)流れ生産方式の導入

①生産の標準化の推進

つぎに流れ生産方式の導入による労働組織の合理化についてみていくことにするが、このような生産方式の導入によって大量生産をおしすすめる上で生産の標準化はそのための基礎をなすものである。それは製品の定型化、部品の規格化、工場および機械設備の特殊化（専門化）などから成るが、まず規格化についてみると、動力で動かされる機械の利用による生産は、「産業革命」のたいへん初期の段階から標準化された商品の大量生産、あるいは標準化された作業の連続的な遂行を意味したのに対して、機械製造業における規格の問題が決定的に重要となったのは、一方における組別生産ないし「流れ」生産の発展と、他方における高度な正確性の要求の進展にのみともなうものであったとされているように⁽⁹⁴⁾、機械製造業においても、規格化の推進は流れ生産方式の導入をはかる上で一層重要な問題となったが、そこでは、規格化の推進を困難にするいくつかの諸問題が存在していた。

まず第1に、機械製造業においては多くの中小経営が広く存在しており、このことが規格化の進展を妨げていたことをあげることができる。1925年の統計によると、ドイツの機械製造業において79万人の人員を雇用する17,500の企業が存在しており、それゆえ1社当りの平均では45.5人が雇用されていることになるが、25人以上の労働者を雇用している企業の平均労働者数は184.2人であったとされている。1930年には、1社当りの平均労働者数は39.5人に減少しており、25人以上の労働者を雇用している企業の平均労働者数も142.8人に減少し

ている。また大規模企業のうち、ドイツ機械製造業者連盟（VDMA）に直接加盟しているか、あるいは加盟組織を通じて加わっている企業数は1930年には2,150社であり、そこでは43万人が雇用されており、それゆえ、1社当たり200人が雇用されていた。ドイツ機械製造業者連盟に直接加盟している企業数は1,424社であり、そこでは359,000人が雇用されており、それゆえ、1社当たり平均で252.1人が雇用されていた⁽⁹⁶⁾。このように、機械製造業では、比較的規模の大きい企業においても一部の独占的大企業を除くと経営規模はあまり大きなものではなく、中小経営が多く存在していたが、小規模な生産を行うこれらの多くの企業では、大量生産を行いうる可能性は小さく、それだけに、機械製造業全体でみると、規格化の推進も一定の限界に直面せざるをえないであろう。大規模な製造業者はほとんど強い熱意をもって規格化の問題に取り組んできたのに対して、多くの企業、とくに小規模な企業は制定された基本規格および専門規格の効率的な利用を行うことができなかつたとされている⁽⁹⁶⁾。

この時期の規格化の推進を困難にした要因として、第2に、機械製造業の多くの製造業者が規格化の長所を十分に理解していなかったり、規格化の活動に無関心であったことをあげることができる。機械の規格化の初期の試みに対してもたらされた主要な反対理由は、規格が技術的發展を妨げるであろうということであった。戦時下の状況はいかなるコストでも生産量を増大させる必要性の圧力のもとでこのような反対理由を払拭したのであり、この時期の経験は、理知的に逐しとげられれば規格は技術的諸改善の前進を阻止しないだけでなく、たいいてそれを助けるであろうということを示すのに役立つのであった⁽⁹⁷⁾。とはいえ、1920年代の合理化の時期になっても、ドイツ規格委員会などによる規格化の組織的な取り組みやその成果についての十分な認識がもたれていたとはいえない。1930年5月22日のザールブリュックの会議におけるある報告者によれば、多くの製造業者は「ドイツ工業規格」（DIN-Normen）の存在をまったく知らないか、あるいは規格のあらゆる組織的な活動にまったく無関心であったとされている。また提案された、あるいは制定されたすべての規格を多くの者は不信や疑いをもって受け入れてきたとされている。実務家からの十分な説明や実例なしには、多くの経営者に専門規格の使用から生じる利点を確信させ

ることは不可能であったとされている。問題となる企業にこのような諸変化の価値を確信させることが困難であるような状況のもとでは、「ドイツ工業規格」はしばしば、注意深く考え出された、そして組織的に適用された工場規格(Werksnormen)と対立したとされている⁽⁹⁸⁾。

このように、機械製造業では、電機工業の場合とは異なり、企業レベルにおいては、ジーメンス・シュケルト社の作業部の諸活動⁽⁹⁹⁾にみられたような規格化の組織的な取り組みは本格的に展開されるには至っていなかったといえる。

さらに流れ生産方式の導入のための基礎をなす生産の標準化のいまひとつの重要な要素である工場の特殊化(専門化)についてみると、R. A. ブレイディが指摘しているように、コンベア・システムのタイプは一面では生産の規模にかかっているが、生産の規模は工場の特殊化の程度および大量生産のための組織にかかっている。工場の特殊化は、一部では立地、各工場が他の技術的に相互に関連をもつ工場や職場と統合されている程度、市場の規模などの諸要因にかかっており、大量生産は、一方では標準化された原材料、加工方法および互換性部品のシステムの存在にかかっており、他方では工場および機械の内部のレイアウトにかかっている。しかし、ドイツの機械製造業では、大部分の製造作業が比較的小規模に行われていたという事実は、再組織の最も重要な多くの諸問題を非常に複雑なものにしてきたのであった。工場が高度に専門化されなければ、組別生産や流れ生産は従業員100人未満の企業にはほとんど意味をもたないとされている⁽¹⁰⁰⁾。

ただ機械製造業における工場の特殊化の問題をみる場合に考慮に入れておくべきことは、機械製造業における垂直的結合の利点は主に原料経済の領域にあるのに対して、水平的結合の利点は、主に工場の専門化の進展および標準化された連続生産の経済性による製造および販売の単位コストの引き下げにあるが⁽¹⁰¹⁾、機械製造業では多くの中小経営が広く存在していたこと、またこの工業のなかには多くの異なる製品を製造する諸部門が存在していたこともあって企業集中が電機工業のようにはすすんでおらず、それだけに工場の特殊化が徹底して行われることができなかったということである。すなわち、自動車工業をも含めた広義のドイツの機械工業における企業集中の数は1927年には50件で

あり、1928年および1929年第1四半期には65件となっており、そのうち機械を製造する専門の工業（機関車、ボイラー、鉄道客車、および工作機械）においては42件がおこっているにすぎない⁽¹⁰²⁾。さらに、ここでは、機械製造業において集中化が十分にすすまなかったことが上述の如き規格化の限界をもたらしただけでなく、規格化の推進の限界が工場の特特殊化の限界をもたらしたということに注意しなければならない。藻利重隆氏が指摘されるように、部分品の規格化は肢体経営——工場・職場——の特特殊化の前提をなすが⁽¹⁰³⁾、上述した如く、ドイツの機械製造業においては、この時期には製品の定型化や部品の規格化は十分にすすんだとはいえず、それだけに、工場の特特殊化をはかる上でもこのことは一定の限界をもたらすことになったであろう。

それでは、これまでの考察を踏まえ、つぎに流れ生産方式の導入によって機械製造業の企業における労働組織がどのように変革されたかについてみていくことにしよう。

②流れ生産方式の導入と労働組織の変革

まず機械製造業における流れ生産方式の導入状況をみると、1920年代の合理化の時期には、個々の部分的領域において、個別生産から組別生産への——それゆえ、機械組立から機械製造への——移行がみられ、それに適したいくつかの諸部門では流れ作業の導入も成功したとされている。このことは、とりわけ発動機、工作機械および高速印刷機、タイプライターおよびその他の主に消費者向けの小さな機械（ミシン、ガスレンジ、調理器など）の生産にいえるとされている⁽¹⁰⁴⁾。機械製造業における流れ生産方式の導入をみる場合、電機工業の場合と同様に、多くの種類の製品が生産されるなかでどの製品を製造する部門においてこのような新しい生産方式の導入がすすんでいたか、またそれらの諸部門においてどのような流れ生産の方法、形態が採用されていたかをみていくことが重要となる⁽¹⁰⁵⁾。

機械製造業におけるこの時期の流れ生産方式の導入による労働組織の変革についての特徴点として指摘しておかなければならないことは、この工業部門では、とくにコンベア作業の普及率が電機工業、自動工業などの先端工業部門と

比べると非常に低いということである。1930年の調査によると、流れ作業の普及率は10.5%となっていたのに対して、コンベア作業の普及率は7.9%にすぎず⁽¹⁰⁶⁾、また1931年の調査によると、調査の対象となった475部門のうちの16.2%にあたる77部門に流れ作業が導入されていたのに対して、コンベア作業はわずか2.3%にあたる11部門に導入されていたにすぎないとされている⁽¹⁰⁷⁾。機械製造業のなかでも、流れ作業の導入が最もすすんでいたのは工作機械のほか、農機具、ミシン、事務機器、鉄道車両などの製造部門であったが、これらの製品の製造部門では、コンベアの導入による流れ生産の導入も比較的すすんでいたといえる。とはいえ、これらの諸部門におけるコンベア生産の導入も機械加工工程、組立工程の一部の工程部門あるいは工程作業にのみみられたケースが多く、フォード社でみられたようなベルト・コンベアを内装化した移動作業型流れ作業組織の本格的な確立に至っていた事例はきわめて少なかったといえる。機械製造業全体でみれば、これらの製品の製造部門を除くと、流れ生産方式の導入はそのほとんどがコンベアなしの流れ作業の編成によるものであったといえるであろう。

またこのこととの関連でここで注意しておかなければならないことは、機械製造業の場合、とくに市場の限界に規定されて大量生産の可能性が小さかったために、それまでの生産方式と流れ生産方式との中間的な形態が多くのところでもみられたということである。流れ生産に至る最初の道は品種別生産(Gruppenfertigung)の編成であるが、T. v. フレイベルクは、1920年代の初めに生産過程の合理化が中心的なテーマになったとされているM. A. N社⁽¹⁰⁸⁾(die Maschinenfabrik Augsburg und Nürnberg)を「機械製造における品種別職場作業への移行についてのひとつの事例」として取り上げており、そこでは、品種別職場作業は生産の進展しつつある時間経済的統合のひとつの重要な発展段階であったとしている。同社のアウグスブルク工場では、流れ作業は「まったくわずかな程度にしか」組織されることはできなかつたとされている。機種別職場(Werkstätten)においては、「品種別職場作業」への移行がみられたにすぎず、そこでは、一般的には、個々の機械のタイプの生産のみが品種別に(gruppenweise)集められたのであった。最終的に組立作業場に部品を

扇状に合流させるために、部分的に加工の順番は場所的にも並列して配置されるようにされたとされている⁽¹⁰⁹⁾。このように、機械製造業においては、流れ生産への転換をはかる前にまずそれまでの機種別職場組織を半流れ作業組織としての性格をもつ機種別職場組織に再編成をはかった企業もみられた。このことは、市場の限界から流れ生産方式の導入による本格的な大量生産が行われえなかった企業においてとくにみられたが、T. v. フレイベルクによれば、ドイツの機械製造の多くの中規模企業にとっては、とくに工作機械製造の多くの中規模企業にとっては、機種別職場作業は流れ生産の最高かつ最も広い形態であり、とりわけ「古典的な」、純粋な流れ生産の正確な時間の調整は小さな組(Serien)を基礎にしてはまさに考えられなかったとされている⁽¹¹⁰⁾。

ドイツの機械製造業においてこの時期にみられた流れ生産の導入のためのいまひとつの方法は、まったく小さな生産の組とより大きな組をも同じ労働者のもと同じコンベアで行うという形態の流れ生産であった。技術的・組織的諸方式によって流れ生産を量の大きな変動および広範な定型の多様性に対して弾力的にするためのドイツにおける発展の諸活動のより特別な力点がここにあったとされている。このような形態の流れ生産は時間経済と市場経済との間のひとつの妥協であるとされている。すなわち、機械製造においては、それはしばしば、少ない生産量にもかかわらず流れ生産を組織する唯一の可能性であり、その弾力性の増大をより高いコストで支払うものであるとされている⁽¹¹¹⁾。シュルツ・メーリンは、さまざまな作業対象が作業方法において非常に似ているとしても、それらはつねに多かれ少なかれ生産方法における大きな相異を規定するので、ある対象の生産から他の対象の生産への移行のさいにはつねに作業機および設備の多かれ少なかれ大規模な転換が必要であるが、このことはそれなりのコストを発生させるとしている。さらに機械の有効利用も純粋な流れ生産ほどにはよくないであろうし、多くの機械はもしかすると主にある製品のためにのみ利用されることができにすぎず、これに対して他の製品に対しては遊休化しなければならない。それゆえ、純粋な流れ生産と比べると、全体的には転換のためのコストとみなされるより多くのコストが発生するとしている⁽¹¹²⁾。とはいえ、このような形態の流れ生産の方法も大きなコストの引き下げを可能

にしたとされている。シュルツ・メーリンはさまざまな生産方法におけるコストの比較を行っているが、その事例によると、連続的流れ生産はコスト上最も有利であり、そこでは、製品1単位当りのコストの引き下げは組別生産の最も有利な亜種（60個の単位数量）と比べて約22%となっており、このような中間的な形態の流れ生産の方法の場合でも16%近い製品1単位当りのコストの引き下げが達成されたとされており、また製造賃金にかかるコストの引き下げは、連続的流れ生産では36%、このような中間的な形態の流れ生産では30%になったとされている⁽¹¹³⁾。

このように、機械製造業においては、市場の限界から本格的な大量生産を展開することができないところでは、組別生産と流れ生産とのあいだのこのような中間的な形態の生産方法がみられた。シュルツ・メーリンは、比較的まれなケースであるかもしれない同一の対象の連続的な流れ生産が問題とならないとすれば、このような交替型の流れ生産（die wechselnde Fließfertigung）がそれまでの組別生産よりも選ばれるとして、このような形態の流れ生産の方法について述べている。すなわち、ある決まった一年ないし半年の需要は個々の単位数量（Losen）ないし組（Reihen）に分解され、そして他の製品の単位数量ないし組でもって交互に生産されるべきではなく、各製品の1年ないし半年の需要分全体が、個々の部品を除いてひとつづつ連続して流れ生産されるべきであり、ある製品の1年ないし半年の需要分が完成した後に他の製品が同じ方法で生産される、としている⁽¹¹⁴⁾。

さらにこの時期のドイツの機械製造業における流れ生産の編成のためのいまひとつの形態は、多くの場合、機械加工工程において組別生産が行われ、組立工程において流れ生産が導入されているといった混成型生産（Gemischte Fertigung）の方法である。生産の個々の部分領域がどの程度の困難さでもって流れ生産に転換しうるかは大きく異なっており、流れ作業方式での組み立てはその高い手作業の割合のために比較的容易に実現されうるのに対して、その種々の工作機械での、そして非常に異なる加工工程をもつ機械的生産は一般的には大きな諸困難をひきおこす。流れ生産の導入を同一の製品の比較的に大きな個数と結びつけるものは、加工機械のあいだの時間の均等化および機械のフ

ル稼働への強制である。工作機械の発展（より大きな加工速度、それゆえより短いタクト時間）はこの問題をはるかに尖鋭化させることになる。これらの諸困難は少ない生産量や機械設備における性能の大きな差異のためにたいへん大きいことがありうるので、このような生産においては組別生産が維持され、そして組み立てにおいてのみ流れ生産の原則が実現されるとされている⁽¹¹⁵⁾。このような形態の流れ生産方式の導入は、機械製造業のみならず、電機工業の一部の製品部門でもみられたが、機械製造業では、1931年の調査によると、その対象とされた475部門のうちの14.5%にあたる69部門において組別生産が導入されており、流れ作業の普及率16.2%およびコンベア作業の普及率2.3%を加えれば⁽¹¹⁶⁾、組別生産か流れ生産のいずれかの生産方式が導入されていた割合は33%となる。この工業部門では、機械加工工程、組立工程において組別生産と流れ生産のいずれもの生産方式が導入されていたケースもみられたのであった。

このように、機械製造業においては、コンベア生産の導入はごく限られた特定の製品部門においてのみみられ、しかもそれは一部の大規模企業に限られていたこと、また流れ生産と組別生産との中間的段階とみなすことのできる生産方法を導入したケースも多くみられたこと、広範な製品を製造する多くの諸部門を含んでいる機械製造業では、上述の特定の製品部門などの一部の大規模企業を除くと経営規模も生産の規模も小さく、それだけに比較的に大規模な生産を行いうる可能性をもつ限られた製品部門を除くと、流れ生産方式の導入による大量生産への移行はほとんどすまず、これらの企業の労働組織はこのような新しい生産方式の導入によって変革されることはあまりなかったことを確認することができるであろう。このことは、何よりも国内市場の狭隘性に規定されて大量生産を行いうる可能性が小さかったことによるものであるが、つぎにこのような市場の諸条件がもたらす流れ生産方式の導入の限界の問題について簡単にみておくことにしよう⁽¹¹⁷⁾。

③流れ生産方式の導入の限界

このように、1920年代の合理化の時期には、機械製造業における流れ生産方

式の導入による合理化は、電機工業、自動車工業の場合以上に市場の限界のために十分な進展をみることはなかったといえるが、なかでも、市場の限界に基づく過剰な生産能力の存在、低い操業度がこのような新しい生産方式の導入を困難にしたのであり、それを遅らせることになった。

Ⅱ-3において指摘したように、ドイツの機械製造業においては、合理化運動が始まった2年後の1926年には大きな過剰能力をかかえていたのであるが、このこととの関連でここで注意しておくべき点は、ドイツ合理化運動が展開された相対的安定期には、設備投資に基づく「技術的合理化」のかなりの部分が1925年までに行われていたのに対して、流れ生産方式の導入による労働組織の合理化が本格的におしすすめられていくのが1926年以降のことであったということである。それゆえ、1926年以降の時期には、設備投資による「技術的合理化」にかわって、テイラー・システムやフォード・システムの導入などによる労働組織の領域における合理化にむしろ重点がおかれていったものと思われるが、このような労働組織の合理化は、市場の厳しい条件に規定されて大きな過剰能力をかかえるなかでおしすすめられていくのであり、とくに流れ生産方式の導入による大量生産への移行はこうした厳しい生産および市場の諸条件のもとで展開されたのであった。そこで、この点について、ドイツ機械製造業の中核をなす工作機械の製造部門についてみておくと、この部門における流れ生産方式の導入による大量生産への移行は、とくに自動車のような消費財の大量生産の立ち遅れによって十分な展開をみるには至らなかったといえる。もとより、大量生産は、一定の諸条件のもとで、とりわけ拡大する国内市場という条件のもとでのみ定着しうるのであるが、大量生産の決定的諸要素ならびに国民経済上の効果性は、生産手段の製造よりも消費財部門においてずっと大きく、そのため、大量生産を導入し、貫徹させるためには、決して軍備を必要とせず、その際消費財の大量生産が、初めて、生産手段の大量生産への移行の基礎を与えたのであった⁽¹¹⁸⁾。それゆえ、アメリカの場合とは異なり、この時期には、ドイツの自動車工業における大量生産の立ち遅れ、またこの時期にフォード・システムの導入による大量生産体制の確立を最も強力におしすすめんとした工業部門のひとつである電機工業においても、実際にこのような新しい生産方式の

導入による大量生産への移行にある程度の成功をおさめたのは電動機工場、ラジオ製造工場、積算計器製造工場などの特定の製品部門に限られていた⁽¹¹⁹⁾ことは、これらの工業部門の機械加工工程における中心的な労働手段である工作機械の大量生産にも大きな限界をもたらすことになったであろう。

それゆえ、本来機械製造業のなかでもフォード・システムの導入による大量生産体制の確立がこの時期に最も大きな意味をもっていたはずの工作機械の製造部門において、このような生産の合理化の方策が市場の条件から十分に展開されえなかったことは、この時期の機械製造業の合理化の性格の一面を示すものであるといえるであろう。

流れ生産の導入による大量生産への移行をおしすすめる上での市場の諸条件のもつ意義について、E. シュマーレンバッハは、流れ作業の導入でもって「機械工業の発展におけるひとつの新しい時代」が始まるが、機械工業はさらに他の側面、すなわち市場の面から扱うべき問題をもっており、これらの「他の側面」、つまり需要および販売の面が機械工業にとってはるかに重要なものであるとしている。T. v. フレイベルクによれば、このことは流れ生産を独自の生産において実現することのこの工業部門の特殊な諸困難の表現であるとされている⁽¹²⁰⁾。またシュルツ・メーリンによれば、販売は残念ながら生産とは同じ速さで増大されないので、流れ作業が簡単に失敗に終るべきではないとすれば、販売の加速化、すなわち販売の増大が生産の加速化に追いつかねばならないということは、流れ作業にとって不可欠の条件であるが、ドイツの諸条件のもとでは、合理化が「誤れる合理化⁽¹²¹⁾」(Fehlrationalisierung)に転化する限界はアメリカにおけるよりもはるかに低いとされている。こうしたハンディキャップはことにドイツの機械製造にはまったくよくあてはまるとされている⁽¹²²⁾。

このような状況のもとで、②においてみたように、機械製造業においては、市場の諸条件に規定されて、さまざまな流れ生産の形態、方法が導入されていたのであった。すなわち、流れ作業の徐々の拡大は生産の時間経済的統合の原則にかなうものであるが、こうした方向づけはつねに機械製造の特殊な制限された市場の諸条件と関係しており、このような市場の諸条件は、ドイツの機械

製造が1920年代に流れ生産の独自の、適合された、そして弾力的な諸形態を発展させるように導いたのであった⁽¹²³⁾。こうして、1920年代には、ドイツの機械製造における流れ作業の発展は、とりわけ、そこではさまざまなモデルがテストされ、そしてその助けでもって、流れ生産の生産経済的および時間経済的な合理化の諸可能性が特殊な制限された市場の諸条件に合わされるべきであったということによって生み出されたのであった⁽¹²⁴⁾。それゆえ、生産の合理化は流通の合理化を要請するのであり、社会的な生産過程と流通過程のすべての部分的領域の現実のかかわり合いおよび相互依存性の理解は、流れ作業の原則に基づいた産業合理化のほぼ全体的な望ましい概念のもとにあるとされている⁽¹²⁵⁾。こうしたなかで、ドイツ技師協会（VDI）の雑誌における1928/29年の年次技術調査は、「購買の合理化が生産の合理化に先行し、そして販売の合理化が生産の合理化に続く場合にのみ、生産の合理化は十分な成果を保証することができるという考えが近年ますます普及してきたこと⁽¹²⁶⁾」を確認している。とはいえ、厳しい市場の諸条件のもとで、この時期には、圧倒的に多くのドイツの機械製造企業にとっては、流れ生産はせいぜい、新しい科学的管理が確かに志向するが、その「完全な」形では実現可能ではないひとつの模範であり、ひとつの新しい手本であり、具体的なユートピアである、とされている⁽¹²⁷⁾。こうしたなかで、ドイツの機械製造における流れ生産の弾力的な亜種が労働力の有効利用および管理における独自の発展をもたらしたということももつものように思われるのであり、このことは、特殊ドイツ的な市場および販売の諸条件のもとでは、機械製造においては「純粋な」流れ生産が実現されえなかったというさらに否定的な結果として残念ながら確認されたとされている⁽¹²⁸⁾。

2. ナチス期における労働組織の変革と合理化

(1)作業準備、作業管理および作業編成と合理化

1-1(1)において考察したように、1920年代の合理化過程におけるテイラー・システムのレファ・システムへの修正とその導入は、とくに時間研究および作業研究の実施を促進し、作業準備の重要性を高めることになったが、作業研究

および時間研究の諸方法は、本質的には、長い時間にわたって変わらずそして反復する生産工程をもつ大規模な組別生産および大量生産に合わせて生み出されたのであり、そこでは、作業研究および時間研究は重要な給付政策の手段となることができた。管理の合理化はワイマルの合理化の波の大きなテーマのひとつであったが⁽¹²⁹⁾、労働力、時間およびコストの管理の3つの領域において、1933年以降には、作業準備の発展によって、専門労働者の管理および柔軟性の能力の育成によって、そして体系的な原価および時間の管理の一層の発展によって、技術的—組織的変革がおしすすめられた⁽¹³⁰⁾。なかでも作業準備についてみると、まさに工作機械製造の一般的な生産条件のもとでは、高価な工作機械、装置および工具の配置は厳密に計算されねばならなかったので、作業準備は重要性をもっていたが、作業準備の中心的な機能、すなわち市場経済の諸条件の依存関係のなかでの生産過程の統合がより重要な意味をもった。この点について、ドイツ経営技師労働共同体は1939年に、「経営における作業の流れの計画化は作業の編成およびそれとともに合理的な経営管理に役立つ。それは、適した組織的手段をもって経営の技術部門および商事部門の活動を経営の目的をもった組織的な関係のなかにおくという任務をもつ。そこでは、…とりわけ生産方法（個別生産、組別生産あるいは大量生産）も組織の編成および拡大を規定するということが考慮されねばならない」としているが、この説明は、1930年代の発展を特徴づける作業準備のなかでの重点の移動を明らかにしている。すなわち、作業部の明確な独立および計画化された労働力の配置の重要性の増大がそれである⁽¹³¹⁾。

上述したように、機械製造業においては、1920年代には、電機工業の場合とは異なり、ジューメンス・シュケルトにおいていち早く設置され、労働組織の変革に組織的に取り組んだ作業部（Arbeitsbüro）のような組織はあまりみられず、このような作業準備のための諸活動も組織的に行われていたわけではなかったが、1930年代になると独立した作業部の設置がすすんだのであった。さらにそれは、生産方法に応じてそれぞれ異なる広さの職分領域をもつより多くの部署に分けられている。

- 注文部 (Bestellbüro) は技術部 (Technische Büro) からの部品明細書に基づいて (倉庫ないし購買への) 原料および完成部品の注文を組織化し、そして引き渡すべき受取者 (職場の単位) を決定する。
- 製造部 (Fertigungsbüro) は作業計画を立て、設備および専用工具を選び出し、そして必要とあらば設備および工具の製造への新しい注文を与える。
- 出来高部 (Akkordbüro) (事前生産) は生産の資料に基づいて作業時間を決定し、そして生産の管理のための書式を作成する。
- 作業割当部 (Arbeitsverteilungsbüro) は「個々の職長あるいは経営グループへの作業の割り当て」にあたり、そこでは、「日々現われる諸変化」に対する必要なフレキシビリティのゆえに、個々の工作機械への作業の割り当ては「職長あるいはグループの長に任せられる」ままである。
- 期限管理部 (Terminstelle) は、生産計画、作業計画、加工計画、作業割当の原則、注文部品表および工場一覧表に基づいて期限を決定するのであり、そして「ある注文、すなわちあるグループに属する部品 (組み立てを含む)、ある個別部品の職場での処理が問題となるか、あるいはある部品の作業工程の職場での処理が問題となるかによって、本期限 (Haupttermin)、グループ期限 (Gruppentermin)、個別期限 (Einzeltermin) および基本期限 (Grundtermin)」に分ける⁽¹³²⁾。

また作業準備のいまひとつの重点であった労働力の配置についてみれば、作業準備、作業管理および作業編成のテーマは、工作機械製造における専門労働者不足の増大によってその特別な推進力を得たとされている。K. ハーゼはすでに1937年に差し迫った専門労働者の問題の解決を最も重要な「ドイツの工作機械製造の対応」にあげているが、そこでは、徹底的な作業の分割、古くなった協約賃金のグループの修正および公正な賃金の発見の諸方法が必要な将来の発展であったとされている。機械製造における一層の作業の分析のこのような提案された線は作業準備に対する新しい、複雑な諸要求と結びついていたとされている⁽¹³³⁾。

このように、1920年代の合理化の時期にテイラー・システムからドイツ独自の方式であるレファ・システムへの修正がはかられ、その本格的な展開をみたこのような労働組織の合理化諸方策は、その後のナチス期にも作業準備、作業管理および作業編成の領域において一層の推進をみたのであるが、なかでも、工作機械製造においては、作業準備は生産過程の管理および進みつつある統合化の中心であった。F. ズメルが指摘しているように、生産計画、原料需要の確定、経営手段の調達、設備の開発、工具の製作、基準値の決定、作業研究および時間研究、事前計算、工場注文の処理、期限の計画化および準備が作業準備に含まれるが、さまざまな職場を円滑かつ効率的な協働に導くことは、まさに連続大量生産においては、経済的な作業準備の最も重要な課題のひとつであるとされている⁽¹³⁴⁾。ナチス期には、このような組織的諸活動を基礎にして流れ生産による大量生産がおしすすめられていくことになるが、つぎにこの時期の流れ生産方式の導入による労働組織の変革についてみていくことにしよう。

(2)流れ生産方式の導入と労働組織の変革

1-(2)の考察から明らかなように、1920年代の合理化過程において、ドイツの機械製造業では、市場の限界に規定されて大量生産の可能性が小さかったために、それまでの生産方式と流れ生産方式との中間的な形態が生み出されたほか、流れ生産方式そのものについてみても、フォード・システムの「コンベア・システム」にみられるような移動作業型流れ作業組織の確立はきわめて少なく、多くのドイツ的亜種が生み出されたのであった。流れ生産方式の導入による労働組織の変革と大量生産体制の確立におけるこのような限界は、ナチス期の経済の軍事化による市場とくに軍需市場の拡大のもとでその克服のための諸努力がおしすすめられていくことになるが、ここでは、この点を工作機械製造の事例を取り上げてみていくことにしよう。工作機械製造はドイツの機械製造業のなかでも中核的位置を占めており、この部門においてどのような流れ生産の方式が実際に導入されたかをみていくことは、機械製造業におけるこの時期の流れ生産方式の導入による合理化をみる上でとくに重要であるといえる。

T. v. フレイベルクが指摘しているように、ワイマル期の合理化運動は、特

殊ドイツ的な状況——過剰能力および変動する狭隘な販売市場——が近代的なアメリカの生産方法の受け入れを可能にしなかったということを出発点としていたが⁽¹³⁶⁾、機械製造業、とくに工作機械製造においては、1920年代の合理化の時期には、このような市場の諸条件が流れ生産方式の導入のあり方を強く規定したのであった。ジーメンス・シュケルト社のC. ケットゲンが1928年に確認しているように、「アメリカとは確かに反対に」、流れ生産の利点がより少ない量に対しても得られるように求めたということがドイツの発展の特殊性となったとされているが⁽¹³⁶⁾、機械製造における生産過程の合理化のさいの基本的な要求は、「流れ生産で操業している経営の十分な弾力性に注意することであり、生産すべき部品の設計の変更を可能にすることであり、生産すべき量を需要に合わせること」であった。かくして、1920年代のドイツの機械製造における流れ作業の導入も、流れ生産の生産経済的な合理化の諸可能性を高度なフレキシビリティへの市場経済の諸要求と結びつけるためにさまざまな諸方法が非常に慎重にテストされたということによって特徴づけられたとされている。そこで集められた最も重要な諸経験はつぎの如くであったとされている⁽¹³⁷⁾。

- ユニット・システムに基づく製品技術における設計の変更によって、流れ生産および組み立てのための新しい部分領域が開かれることができた。
- 配置される生産手段の製造技術上の諸変更によって、流れ生産ラインの弾力性が高められ、そしてそれでもって、その利用領域が拡大されることができた。
- 流れ生産ラインの部分的な配置の如き組織的な諸方策によって、組別生産と流れ生産の適合された混合システムの発展および速やかな装備替えの可能性を用意することによって、フレキシビリティを損なうことのない流れ生産への慎重な移行がテストされることができた。

このように、工作機械製造においては、1920年代の合理化の時期には、フォード・システムにみられるような大量生産のための合理化諸方策を本格的におしすすめるだけの十分な市場が存在しなかったために、フォードの「コンベア・システム」にみられる移動作業型流れ作業の方式はわずかしかみられず、多くの場合、機械的搬送手段であるコンベアなしの流れ生産の形態が支配的であつ

たが、そればかりでなく、そこでは、より少ない生産量の場合にも流れ生産の利益を実現するためのさまざまな諸方法が利用されたのであった。なかでも、組別生産と流れ生産の方法が利用される「混成型生産」は、個々の製造領域が異なる困難さでもって流れ生産システムに転換されることができたという事情に対する工作機械製造の十分な対応であることがわかったとされている。とりわけ加工機械の時間の均等化および生産におけるそれらのフル稼働の必要性は、— 組み立てとは異なり — 流れ作業の導入を比較的に大きな量に依存するようにした。このように、流れ生産の導入を同じ製品の比較的に大きな生産量と結びつけるものは加工機械の間の時間の均等化および機械のフル稼働への強制であるが、工作機械の発展（より大きな加工速度、それゆえより短いタクト時間）はこのような問題を一層尖鋭化したのであった。そこでは、少ない生産量のために、また機械設備における給付の大きな差異のためにこうした諸困難は非常に大きなものであったので、機械的生産においては組別生産が維持され、そして組み立てにおいてのみ流れ生産の原則が実現されたという事例が多くみられた。組別生産と流れ生産とのこのような混合的な生産システムはしばしば唯一の解決であったとされている⁽¹³⁸⁾。このように、工作機械の生産においては、組立工程においてのみ流れ生産が導入され、機械加工工程では組別生産が行われていたケースが多くみられたのであった。J. ラードカウによれば、工作機械工業および自動車工業では、「組」はアメリカにおけるよりも非常にわずかな量を意味していたが、このことはドイツの市場の諸条件からすれば合理的なものであったとされている⁽¹³⁹⁾。こうしたなかで、ドイツの工作機械においては、ただひとつの生産工程やただひとつの製品への専門化および完全な「フォーディズム」の理念に匹敵するような「最高の発展段階の専用機械」はフレキシブルな製品の多様性を可能にはしなかったため、このような専用機械はまれにしかみられなかったとされている⁽¹⁴⁰⁾。

このように、工作機械製造においては、1920年代の合理化の時期には、市場の諸条件の限界からフォード・システムにみられるような形態での流れ生産の展開はごくわずかしみられず、そこでは、多くの場合、より少ない生産量に対しても流れ生産を可能にする方法に重点がおかれていた。すなわち、市場の

諸条件の変化に柔軟に対応することができるような流れ生産の方法を導入することが重要な課題とされたのであった。上述した組別生産と流れ生産との「混成型生産」はそのひとつの対応の方策であった。

このような状況はナチス下の産業合理化の展開のなかで大きく変化することになる。遅くとも1936年以降には、工作機械製造に対する市場経済のフレキシビリティの要求の最も重要な要因は重要ではなくなったとされている。それ以来工作機械の需要は確実に高まり、生産能力は第1次大戦の終結以降はじめて完全に利用された。しかし、他のある要因は、以前のフレキシビリティの要求がその後も工作機械製造における合理化政策を規定したということをもますます強くもたらした。機械工業、すなわち工作機械の主たる利用者の軍需品生産への適応は確かに、量的には大きいと同時に質的にはげしく変動する需要を生み出した。すなわち、軍備計画の頻繁な転換、軍需品における定型の多様性および短い技術革新の時間、さらに連続生産のために同じ型の注文を集めることを困難にしたところのつねにギリギリの差し迫った引き渡し期限がそれである。すぐに戦争が終わるという期待および工作機械の生産者の将来の（世界）市場の諸条件へのそれゆえ強固な対応によって、企業のフレキシビリティへの伝統的な適応が強化された。このことはすべて、工作機械の生産者および利用者にとって、変化する諸要求へのそれらの生産過程の適応能力が最も重要でありつづけるようにした。こうした諸条件のもとでは、厳密なフォードの流れ生産をモデルとした生産の組織は、機械の主要な生産者にとっては1920年代ほどには魅力的なものではなかったとされている。それゆえ、この時期になっても、工作機械製造は、— 良好な注文の状況にもかかわらず — 流れ生産への慎重かつ弾力的な接近を続けたとされている⁽¹⁴⁾。

かくして、1930年代から40年代にかけてのナチス期においても、1920年代においてのように、工作機械製造は、時間経済的統合の過程を慎重におしすすめたにすぎず、そこでは以前には組織的な方策を、後には機械的、技術的方式および手段を用い、そして市場経済と生産経済のそれとの均衡の目標を第一にめざした「内部的」合理化の戦略を追求したのであり、そこでは、企業の生産の弾力性に最大の重要性が認められたのであった。国内市場における需要の状況

は根本的に変化し、約20年もの慢性的な遊休化の後に1936年には、工作機械製造における能力は完全利用され、そして持続的な超過需要となった。ドイツの工作機械製造の原料依存も変化した。1920年代には、こうした原料依存は重工業と機械製造との間の経済力の差異を意味し、そして独占的に吊り上げられた原料価格においてその最も明確な表現を見い出したが、1936年以降の諸年度にはこのような価格の問題はその重要性を失い、原料の供給は需要の側面、すなわち割り当ての担当者である国防軍に大きく依存するようになった。変化した条件の第3の、そして恐らく最も重要な点は労働力、とくに専門労働者の不足の増大であり、この問題はワイマル期の合理化運動の工作機械製造にはみられない問題であった。これらの3つの諸要因は、工作機械製造に対して、自動機械の利用、その専門化、標準化および作業分析、そして機械的に結合された流れ生産ラインの配置をともなうフォード型の工業大量生産への移行を加速するための組織的な発展および合理化の圧力をかけたに違いないとされている⁽¹⁴²⁾。

これまでの考察から明らかなように、工作機械製造においては、1930年代に始まるナチス期の軍需の拡大のもとで、流れ生産方式の導入による大量生産の推進の可能性が開かれることになるが、そこでも、量的には大規模ではあるが質的には変動の大きい軍需のもとで、流れ生産の導入をおしすすめる上で生産の弾力性を確保することが最も重要な課題となった。上述のW. ベッカーが指摘している大量生産の実現のための条件についてみれば、ドイツでは、ナチス期においても、消費財である自動車などの大量生産の立ち遅れから生産財である工作機械の大量生産への移行の可能性は小さく、軍需を基盤とした工作機械の大量生産への移行がおしすすめられたが、軍需のもつ上述の如き市場の特殊な条件から、流れ生産の導入においては、生産を市場の諸変化に柔軟に適応させることが重要な課題とされたのであった。

確かに作業準備、作業管理および作業編成の領域においては時間経済的統合の度合は高められ、そしてとくに代表的な工作機械製造企業においては混合的な流れ生産のフレキシブルな諸形態がさらに発展されたが、革新的な変革および変動する需要に対する企業の弾力性の目標への伝統的な、強力な志向が1920年代にはアメリカの模範との決定的な隔たりにおいてははっきりとした形を

とったように、このような志向はナチス期にも維持され、そして合理化政策における根本的な破綻を妨げたのであった⁽¹⁴⁸⁾。このように、工作機械製造の領域では、1920年代の合理化の時期のみならず、その後のナチス期においても、限られた市場の諸条件のもとで、より少ない生産量に対しても流れ生産の導入を可能にするような諸方式を展開するための諸努力がおしすすめられたことにドイツ機械製造業における流れ生産方式の導入のひとつの重要な特徴をみることができる。

注

- (82) この点については、拙稿「1920年代におけるドイツ合理化運動とアメリカ的管理方式の導入－テイラー・システムの導入とレファ・システムを中心に－」(I), (II), 『高知論叢(社会科学)』(高知大学), 第38号, 1990年7月, 第39号, 1990年11月を参照されたい。
- (83) Vgl. V. Triebe · U. Mentrup, *Entwicklung der Arbeitswissenschaft in Deutschland : Rationalisierungspolitik der deutschen Wirtschaft bis zum Faschismus*, München, 1983, S. 103.
- (84) H. Spitzley, *Wissenschaftliche Betriebsführung, REFA-Methodenlehre und Neuorientierung der Arbeitswissenschaft*, Köln, 1979. S. 102 [高橋俊夫監訳『科学的管理と労働のヒューマニズム化』, 雄松堂, 1987年, 137ページ]。
- (85) *Ebenda*, S. 102 [同上訳書, 137ページ]。
- (86) Vgl. T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 130.
- (87) Vgl. K. Hegner, *Das Problem der Vorkalkulation und seine Lösung*, *VDI-Nachrichten*, Band 68, Heft 32, 1924, S. 821, T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 130-1.
- (88) Vgl. *Ebenda*, S. 132.
- (89) Vgl. *Ebenda*, S. 136.
- (90) Vgl. A. Reichert, *Einführung von Zeitstudien*, *Werkstattstechnik*, 21 Jahrgang, Heft 13, 1927, S. 385.
- (91) 塩見, 前掲書, 237ページ。
- (92) Vgl. R. Schmiede · E. Schudlich, *Die Entwicklung der Leistungsentwicklung in Deutschland—Eine historisch-theoretische Untersuchung zum Verhältniss von Lohn und Leistung unter kapitalistischen Produktionsbedingungen*, Frankfurt, 1977, S. 284.
- (93) Vgl. T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 137.
- (94) R. A. Brady, *The Rationalization Movement in German Industry: A*

Study in the Evolution of Economic Planning, Berkeley, California, 1933, p. 148.

- (95) *ibid*, p. 143. ここで機械製造業における就業者規模別の企業数およびその就業者数をみておくと、次の如くである。

	企業数	就業者数	全企業数に占める企業数の割合 (%)	全就業者数に占める就業者数の割合 (%)
就業者1 - 10人の機械製造企業	4,198	22,061	24.0	2.8
就業者11 - 25人の機械製造企業	2,240	32,600	12.8	4.1
就業者25人を越える機械製造企業	3,800	700,000	21.7	87.9
修理工場	7,260	41,331	41.5	5.2
合計	17,498	795,992	100.0	100.0

(出所) : *ibid*, p. 143.

- (96) *ibid*, p. 150.
- (97) *ibid*, p. 149.
- (98) *ibid*, p. 153. この点について、R. A. ブレイディは、とくにある共通の部品 - ねじ、ボルト、ナット、ギヤ、ロール・ベアリング、ハンドル車などに関して、さまざまなタイプの機械を製造する工場との間の技術的な相互依存性は、規格化が工場間および工業間の基礎のうえに立つべきことを要求するが、個々の工場、あるいは機械工業の専門化された諸部門のなかで設置された規格 - そのような多くの規格が存在しており、それらのいくつかは長く存在した - はたいへん限られた数の部品や工程にしか適用されることができず、それらは、他の工場や他の工業、また他の工業の諸部門において同様の部品に対して設置された規格とたいへん簡単に、またしばしば対立することになるかもしれない、としている。*ibid*, p. 149.
- (99) この点については、前掲拙稿「1920年代におけるドイツ合理化運動と流れ生産方式の導入」(I), 139-44ページを参照されたい。
- (100) *ibid*, p. 155.
- (101) *ibid*, pp. 143-4.
- (102) *ibid*, p. 147.
- (103) 藻利重隆『経営管理総論』, 第2新訂版, 千倉書房, 1965年, 138ページ。Vgl. H. Häneke, *a. a. O.*, S. 157.
- (104) Vgl. G. Keiser · B. Benning, *a. a. O.*, S. 58.
- (105) この点について詳しくは、前掲拙稿「1920年代におけるドイツ合理化運動と流れ生産方式の導入(II)」, 186-95ページを参照されたい。
- (106) Vgl. G. Stollberg, *Die Rationalisierungsdebatte 1908 - 1933 : Freie*

Gewerkschaften zwischen Mitwirkung und Gegenwehr, Frankfurt /New-York, 1981, S. 52.

- (107) Vgl. T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 34.ここで主要工業部門における流れ生産の導入状況を見ると、1930年には、流れ作業の普及率は自動車工業では19.3%、時計製造業では18.6%、電機工業では14.6%、光学工業では13.3%、機械製造業では10.5%、精密機械製造業では9.6%となっており、工業部門によってひらきは見られるものの、いずれの工業部門においても流れ作業の普及率は全工業でみた場合と比べるとすすんでいたといえる。しかし、コンベア作業の普及率をみると、自動車工業では16.6%、電機工業では15.5%となっており、それは流れ作業の普及率と比べても大きなひらきが見られないのに対して、時計製造業、光学工業、機械製造業および精密機械製造業では、コンベア作業の普及率はそれぞれ7.0%、5.6%、7.9%、6.2%と低くなっており、流れ作業の普及率と比較すると、そこには大きなひらきが見られる。Vgl. G. Stollberg, *a. a. O.*, S. 52.

また1931年の流れ作業およびコンベア作業の導入状況を調べた金属労働者組合の調査結果によると、1931年には、電機工業では、調査の対象となった181の部門のうち31.5%の57部門に流れ生産が、また29.3%の53部門にコンベア作業が導入されており、それらは調査された工業部門のなかで最も高い割合を示していたとされている。自動車および自転車の製造業では、調査の対象となった94部門のうち32%の20部門に流れ作業が、また21.3%の20部門にコンベア作業が導入されている。それゆえ、流れ作業あるいはコンベア作業のいずれかの作業方法が導入されていた割合は、電機工業では60.8%、自動車および自転車製造業では53.3%となっており、いずれも高い割合となっている。

Vgl. Deutscher Metallarbeiter-Verband, *Rationalisierung in der Metallindustrie*, Berlin, 1932, S. 117, S. 138, T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 33-4, Institut für Wirtschaftsgeschichte der Akademie der Wissenschaften der DDR, *a. a. O.*, S. 62. また電機工業における組別生産の導入は、181の部門の18.2%にあたる33部門においてみられた。T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 34.

- (108) 第1次大戦前のM. A. N.社における工場制度の変容については、幸田亮一「第1次大戦前ドイツ重機工業における工場制度の変容—M. A. N.社の事例研究—」(I), (II), 『佐賀大学経済論集』, 第19巻第1号, 1986年4月, 第19巻第3号, 1986年12月を参照されたい。
- (109) Vgl. T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 153-4.
- (110) Vgl. *Ebenda*, S. 156-7.
- (111) Vgl. *Ebenda*, S. 158, C. Köttgen, Die allgemeinen Grundlagen der Fließarbeit, *Zentralblatt für Gewerbehygiene und Unfallverhütung*, Beiheft 12 "Fließarbeit", S. 12.
- (112) Vgl. Schulz-Mehrin, Kosten bei Einzel-, Reihen-, und Fließfertigung,

Maschinenbau, Bd. 6, Heft 16, 1927. 8. 18., S. 814.

- (113) Vgl. *Ebenda*, S. 817.
- (114) Vgl. *Ebenda*, S. 817.
- (115) Vgl. T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 161.
- (116) Vgl. *Ebenda*, S. 34.
- (117) この点については、前掲拙稿「1920年代におけるドイツ合理化運動と流れ生産方式の導入(Ⅳ)」, 163-9ページを参照されたい。
- (118) H. Motteck · W. Becker · A. Schröter, *a. a. O.*, S. 31 [前掲訳書, 33ページ]。
- (119) この点については、前掲拙稿「1920年代におけるドイツ合理化運動と流れ生産方式の導入」(Ⅰ), 144-64ページ, (Ⅱ), 178-92ページ, (Ⅲ), 206-8ページを参照されたい。
- (120) Vgl. E. Schmalenbach, Die geschäftliche und finanzielle Seite der Rationalisierung für den einzelnen Betrieb, *Maschinenbau*, Band 6, 1927, Heft 10, S. 505, T. v. Freyberg, *a. a. O.*, 144-5.
- (121) 例えば、資本支出をともなう「技術的合理化」が行われた場合、改良された新しい生産設備が完全に利用されるときにはそれは遅れた古い生産設備よりも安くつくが、恐慌がおこり、販売量が大きく減少し、このような新しい生産設備が部分的にしか利用されることができず、製品1単位当りにかかる生産設備の減価償却費と利払いの費用が大きくなり、このような合理化を行わない場合の方がコストの計算上安くつく場合には、このような合理化は「誤れる合理化」になるとされているが (Vgl. O. Bauer. *Rationalisierung und Fehlrationalisierung* [Kapitalismus und Sozialismus nach dem Weltkrieg, Bd. 1], Wien, 1931, S. 190-1), ドイツの機械製造業の場合、市場の厳しい諸条件のもとで生産の規模がアメリカのように拡大されえなかつたことは、設備投資をともなう根本的な技術的革新の導入による合理化を行う上で、この点においてアメリカと比べるとより大きな困難をもっていたといえる。
- (122) Vgl. Schulz-Mehrin, Rationalisierung und Kapitalbedarf unter besonderer Berücksichtigung der Fließarbeit, *Technik und Wirtschaft*, 19 Jahrgang, 1926, 10, S. 266, T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 147-8.
- (123) Vgl. *Ebenda*, S. 148.
- (124) Vgl. *Ebenda*, S. 151.
- (125) Vgl. *Ebenda*, S. 174.
- (126) Vgl. *Ebenda*, S. 175.
- (127) Vgl. *Ebenda*, S. 173.
- (128) Vgl. *Ebenda*, S. 166.
- (129) Vgl. T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 257.

- (130) Vgl. *Ebenda*, S. 258.
- (131) Vgl. *Ebenda*, S. 261-2.
- (132) Vgl. *Ebenda*, S. 262.
- (133) Vgl. *Ebenda*, S. 265.
- (134) Vgl. *Ebenda*, S. 266.
- (135) T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 267.
- (136) Vgl. *Ebenda*, S. 267, C. Köttgen, *a. a. O.*, S. 10.
- (137) Vgl. T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 267-8, H. Häneke, *Fließarbeit im deutschen Maschinenbau, Maschinenbau*, Band 6, Heft 4, 1927. 2. 17, S. 158.
- (138) Vgl. T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 268, T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 161,
- (139) Vgl. J. Radkau, *Technik in Deutschland vom 18 Jahrhundert bis zur Gegenwart*, Frankfurt am Main, 1989, S. 274-5.
- (140) Vgl. *Ebenda*, S. 277.
- (141) Vgl. T. Siegel · T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 268-9.
- (142) Vgl. *Ebenda*, S. 274-5.
- (143) Vgl. *Ebenda*, S. 275-6.

IV. 小括 — 合理化の展開と企業経営

これまでの考察から明らかなように、1920年代およびその後のナチス期は、ドイツにおいて合理化が最も強力かつ集中的に行われ、アメリカに対するそれまでの企業経営の立ち遅れを克服するための諸努力が強力におしすすめられた時期であるが、機械製造業においては、市場の諸条件に規定されて電機工業の場合以上に大量生産への移行には大きな困難をとめない、それだけに、この時期にみられた根本的な技術的革新も労働組織的革新も十分に導入されえず、そこでの合理化と企業経営の発展は大きな限界をもつものであった。

なかでも、このような限界は、当時アメリカにおいてその本格的な展開がすすんだフォード・システムの導入による大量生産への移行において最も顕著にみられたが、そこでは、大量生産を行うことによる「市場の諸変化に対する柔軟性・弾力性」の喪失をできる限り抑制するためのさまざまな生産方式・経営方式が生み出されたのであった。大量生産を推進すればするほどその効果を発

現せしめるだけの一定の生産量，したがってそれを受け入れる市場の存在が前提となり，市場の諸変化に対する柔軟性・弾力性を失うことになるのであり，T. v. フレイベルクが指摘するように，生産経済的諸要求と市場経済的諸要求との矛盾・対立は一層強まることになるが⁽¹⁴⁴⁾，基本的には，ドイツでは，市場の諸条件に規定された大量生産のこのような限界は，ナチス期の経済の軍事化による市場，とくに軍需市場の拡大のもとでその克服がおしすすめられていくことになる。しかし，軍需市場の拡大を基礎にしたこの時期の大量生産の推進は，軍需市場のもつ諸特質のゆえに一定の限界をもつものであった。

まず第一に軍需を基礎にした大量生産の推進とそのため経営方式の導入は，軍需のもつ規模と時間（期間）の2つの点において，市場の諸条件から一定の限界がもたらされたのであった。すなわち，大量生産の効果が軍需という一定の「狭い」範囲に限られるためにそれが国民経済全体にまで及ぶことは少なく，消費財，とくに自動車のような耐久消費財の大量生産の場合とは異なり，他の産業へのその波及効果は比較的に小さいものであったといえる。また経済の軍事化のもとでの市場の拡大は一定の期間をもって終らざるをえず，それゆえそれが国民経済全体に一定の効果をもたらすには至らなかったといえる。しかし，大量生産をおしすすめる上での軍需市場のもつこのような限界に加えて，軍需市場のもついわば質的側面，すなわち国防軍の軍備計画の頻繁な変更にみられるようなこの時期の軍需市場の質的な側面は，ドイツの企業に対して「市場の諸変化に対する柔軟な，弾力的な対応」を求めることになったのであるが，それはまたこのような対応を一層困難なものにした。それゆえ，機械製造業においても，大量生産を行う上で市場の諸条件に対する柔軟性・弾力性を確保することが重要な課題とされ，それを可能にするためのさまざまな経営方式，生産方式の導入が試みられたのであった。ドイツの機械製造においては，急速に変化する特殊な「顧客の希望」に対する生産過程の高度なフレキシビリティの確保が重要となっており，そこでは，技術的・組織的変革は，生産の弾力性を損なうことなく生産全体の時間経済的な統合をおしすすめなければならなかったが⁽¹⁴⁵⁾，軍備計画の頻繁な変更による市場の大きな変動はこのような諸方策の効果を大きく損うことにならざるをえない。したがって，軍需市場の拡大を

基礎にしたナチス期の機械製造業、とりわけ工作機械製造における大量生産は、軍需市場のもつこのようないわば質的な特質によって大きな限界をもつことになり、第1次大戦後消費財市場の拡大を基礎にして大量生産が本格的におしすすめられていったアメリカの場合と比べると、ドイツでは、大量生産とそれを可能にするための最新の経営方式の展開のあり方は大きく異なっており、このような差異が十分に解消され、ドイツにおいてもアメリカ的な本格的展開をみるのは第2次大戦後になってからのことである。例えば自動車工業についても、J. ラードカウが指摘しているように、1950年代の西ドイツの自動車工業においてもなお部品の互換性は熟練をもった研削工によって達成されており、1960年代になってはじめてフォードの機械化の水準に達したとされている⁽¹⁴⁶⁾。

このように、1920年代の合理化の時期に強力におしすすめられた流れ生産方式の導入と産業電化の進展にともなう電力の導入を主導的要因とする労働手段の技術的發展による大量生産の推進は、一方では第2次大戦後の大量生産体制の本格的展開の基礎をなすものであり、また他方ではそれを可能にするいわば現代的な企業経営の諸方式の展開の先駆をなすものであり、この点に1920年代のドイツの合理化およびそこでの企業経営の発展の現代的意義をみることができるが、このような発展は当時のドイツ資本主義、ドイツ独占企業のおかれていた歴史的條件から一定の限界をもつものであり、このような歴史的限界は、その後のナチス期にその克服のための諸努力がおしすすめられることになる。しかし、経済の軍事化にともなう軍需市場の拡大という市場の特殊な諸条件に規定されて、この時期の大量生産の推進とそれにとともなう企業経営の発展も一定の限界をもつものであった。結局、このような限界の克服が本格的にすすみ、アメリカにおいてみられたような「現代的な」水準に到達するのは第2次大戦後になってからのことであった。この点において、ドイツの合理化と企業経営の発展における1920年代およびその後のナチス期の歴史的立場をみることができるであろう。

注

- (144) Vgl. T. v. Freyberg, *a. a. O.*, S. 9-10.
- (145) Vgl. *Ebenda*, S. 15.
- (146) Vgl. J. Radkau, *a. a. O.*, S. 279.

論 説

「ゴルバチョフ政権と投資政策」

保 坂 哲 郎

はじめに

ソ連邦は解体したが統制経済システムはどのような市場経済システムに変わるかはまだ明確ではない。政治・経済面にわたる民主主義的改革が進まず、海外資本と関連をもつ新興資本家創出と旧特権階層とによる、国有資産略奪的色彩を色濃くもった資本主義化が進んでいる。

本稿の目的は、これらの激変をもたらしたソ連邦解体とその経済システム崩壊の原因とメカニズムを分析することにある。

1. 1970年代の投資政策

ソ連の高度成長を促してきた方式は既に60年代に限界を見せ、経済成長率にさえ低下傾向が表れた（表1参照）。

生産的固定資本ストックの増大率も低下傾向を明確にみせた。それには多くの要因があるが主要には成長戦略選択の限界である。資本・労働力・原材料の投入を急増させる工業化戦略において資源利用制約条件が悪化し行き詰まった。いわゆる成長の「外延的性格」と呼ばれる、投入の生産性向上より量的増加に依存してきた問題である。労働力供給の急増は労働参加率の向上、特に婦人の労働参加率向上に依拠し、産出増をこえて固定資本が増加し、国民所得の多くは投資へまわされた。それらを石油資源の比較的容易な利用が拍車をかけた。しかし労働力増加は70年代初期にピークをむかえた（参加率は85%以上に達す

表1 ソ連経済成長の源泉 1961~90 (年平均成長率 %)

	純物的生産物	雇 用		総固定資本ストック	
		総 計	物的分野	総 計	生産的資本ストック
1961~65	6.5	—	0.4	8.5	9.6
1966~70	7.8	—	1.0	7.5	8.1
1971~75	5.6	—	1.1	7.9	8.7
1976~80	4.3	1.4	1.0	6.8	7.4
1981~85	3.2	0.7	0.5	6.0	6.4
1986~89	2.7	0.4	-0.1	4.8	4.7
1986	2.3	0.6	0.1	5.3	5.2
1987	1.6	0.4	—	4.9	4.8
1988	4.4	0.1	-0.4	4.7	4.4
1989	2.5	0.5	-0.1	4.4	4.2
1990 (9 ヶ月)	-2.5	-0.8			

出典：①-P. 84.

る)。全体的に労働年齢人口増加率の低下があり、人口増の多くは中央アジア諸共和国で生じ、そこでは労働力移動が限定されていた。その結果、80年代初期に雇用増加率は低下し81~85年には70年代後半の半分であった(表1)。さらに天然資源はヨーロッパ・ロシア地域に近い開発容易なものから利用しておりそのコストは増大傾向をみせた。

表1に見られるように、60年代から70年代前半にかけて投資は大きく、設備廃棄率は低く旧式設備の延長がはかられた。60~75年にかけて総投資の増加は年7%、新固定投資の大部分は新建設と既存設備拡張へ向けられた。

しかし、76~80年からは投資戦略は経済の集約的(内包的)発展、つまり資源の効率的利用、急速な技術進歩による経済成長を維持する建前となった。表2に見られるように、固定投資増加率は明白に低下していった。

資本・労働生産性の向上によってGNP増加を維持しようとされ、生産施設の拡大より既存生産設備の近代化が求められた。ただ実績としては石油・ガス部門の高い投資伸び率が目だっている。81~85年の第11次5カ年計画でも同様に内包的発展方式が目指された⁽¹⁾。

この方式転換を達成するために従来からの経済システムから、効率をつねに向上させ、技術革新を進めていける経済システムへの転換=「改革」が大きな

課題であったわけであるが、「改革」の試みはいずれも失敗してきたといえる。その原因は大きく二つの側面から指摘できる。一つは経済構造の面からいえるが、重工業、軍需工業の比重がきわめて確固とした強大なものであったこと。投資、予算配分において常に大きな、しかも「最良の」部分をこれらの部門は吸収してきており、党・官僚によって配分される資源に関するその既得権は不動のものであった。また各省による部門障壁は堅固なものであった。逆に農業、軽工業の発展を含めた国民生活の向上、消費生活の量・質の改善は常に遅れがちであった。

東西対抗・冷戦の中で軍需部門に高い目標や優先順位が与えられ、残りの分野は供給が不安定で生産性が低かったのである。

他方、計画・管理システムそのものが抱える欠陥もあった。第一に国家集中的に指令される計画・管理制度は労働者、労働者集団、企業（長）の自主性、自主的管理を抑圧し、資本＝賃労働関係と同様な性格をもつ「労働者の疎外」を生みだした。第二に従来からのシステムは生産効率を向上させ、内的に技術・

表2 部門別の固定資本増加率
(1971～1989 比較価格による年平均増加率 %)

		1971～75	1976～80	1981～85
総計		6.8	3.3	3.5
工業		6.5	3.4	4.2
電気		3.6	3.9	5.1
石炭		2.4	3.9	3.6
石油		8.7	12.2	8.8
ガス		11.6	2.9	12.5
金属		5.6	2.2	—
化学		9.5	-0.2	-0.2
機械		9.4	4.0	4.0
木材・紙		4.4	-0.2	1.6
建設資材		1.6	-0.2	1.8
軽工業		5.0	2.6	2.0
食品		4.9	1.8	1.9
その他		5.1	-1.6	4.5
農業		10.3	2.7	1.1
輸送		10.0	4.9	3.8
通信		6.0	3.4	5.0
建設		7.7	4.5	0.4
商業・配給		3.4	6.3	4.3
データ・プロセス		—	—	—
林業		2.3	3.2	6.1
半加工財		8.9	-6.1	-2.5
住宅		4.0	1.9	5.9
その他		3.9	3.3	3.1

出典：①—P. 91.

経営革新をすすめる、製品や品質をたえず内的に需要に合わせて改善していくメカニズムをもっていなかった、また新技術を企業生産活動の中でテスト、普及したり、旧設備廃棄を急速に促進するメカニズムもなかった、管理価格が阻止的役割を果たした等である。

投資増大率逡減と産出配分ミス（もっぱら新建設のために）、浪費的利用システムは固定資本増加と新規化に影響し、固定資本、特に装備は老朽化した。発電、製鉄、鉄道、燃料、非鉄部門、建設資材、軽工業、食品加工で特にそうであった。これは財の質低下、産業事故増加、修理サービスの急増をもたらした。伝統的部門のみでなく新部門の成長、技術進歩や構造変化を遅らせ新技術普及率も低下した⁽²⁾。

70年代以降、このような伝統的システムの限界を先延ばしさせてきた要因は西シベリアでの石油・ガス増産と世界的な石油価格高騰がクッションになってきたためであった。この外貨によって主要には消費財や食料輸入、続いて機械装置類の輸入が増加した。ソ連邦の場合外貨輸出の6%のみが機械、装置であり、それは70年から変わっていない。輸出の約3%はエネルギー、特に約半分は石油輸出である。他面、外貨による輸入の1/3は（70年代半ばから若干低下するが）機械、装置である（NIES 諸国の OECD 向け輸出は脅威となった、東欧の OECD 向け機械・装備輸出は70年代に0.1%から0.7%に上昇したのに過ぎないのに対し、他面 NIES からは0.1%から4.1%に増加した）。石油資源輸出に依存し、根本的な改革を行わず、生産財、消費財の輸入を促進し、軍需産業への投資を続けたのが70年代であった⁽³⁾。再配分可能な資源増加率の低下に政府支出増加率削減が対応できず、増大する軍事（アフガン戦争を含めて）、宇宙関連計画への支出を継続した時期であった。これらの経済成長資源が枯渇し経済破綻へむかった（Gertrude E. Schroeder, ②-P.113.）。80年代、世界市場環境は変化し、さらに石油生産が低下する中で国民所得増の停滞がみられたが、ブレジネフの死まで策はなかった。

アンドロポフ政権は、このような危機を、自立性強化と労働規律回復による生産回復で乗り切ろうとした。広範な労働力不足、低生産性克服が経済成長のカギと考え、労働規律を改善し欠勤を減らし計画的な合理化と配置転換を行う、

産業構造の再組織化を行い合理的な専門化を進める、自主管理を班等の労働組織で発展させ自立性・自主財政を進める、官僚を減らし水平的経済関係を発展させる、監督強化、財・サービスの質・技術改善を進める、契約関係を発展させる等であり、やがてゴルバチョフ政権に継続されていく性格の改良であった(D. Dyker, ③-P.154)

しかし、予備労働力を温存したり供給不安に備えた大きな在庫を抱えたがる企業を変えるという重要な意義をもつシチョーキノ実験は進展せず、基本的には従来の管理システムを改革できなかった。

2. ゴルバチョフ政権の投資政策

停滞の危機を向かえているとはいえ、相対的に中程度の国内経済の困難に急進的な新計画とやがては根本的な制度変革でゴルバチョフが答えようとした基本的理由は、先進国なみの技術水準をもつ国家安全への関心であろう(④-P.306.)。基本的な「脅威」は先進資本主義諸国との競争と敗北にあった。技術革新や集約的生産活動を重視する意義もそこにある。「軍事力がのる経済技術基盤の強化」をゴルバチョフは目指したといえる。86年27回大会における機械製作部門拡大の大きな計画も軍事力との関連は深く、その62～3%は軍需産業関係であるといわれた(②-P.46.)。

この時期にいたるまで機械製作部門近代化は遅れ機械老朽化は進んでいた。固定資本代替率の低さは顕著であり膨大な修理コストを必要とした。機械・設備修理費用だけで81～85年に420～430億ルーブリ(工業投資の15%)、工業労働者の10～12%、金属切削器具の27%が修理に使用され、しかも12次5カ年計画期には40～50%に増大すると予測されたという。

表3に見ることができるように、第12次5カ年計画は野心的投資配分を行い成長率の逆転を狙った計画となっている。国民所得平均増は4.1%で70年代初期の成長率へ戻すことを狙い、労働生産性増加も4.6%で70年代初期以来達成できなかった率である(90年代にはさらに経済成長を加速させる見込みさえ立てていた)(R. E. Legett, ⑤-P.241)。

表3 ソ連邦の12次5カ年計画期の投資配分(10億ルーブリ 1984年価格)

部 門	1981~85 (実績)	1986~90 (計画)	増加率(%)
総 計	843.2	1,042	23.6
生 産 的	614.8	769	25
工 業	300.7	na	na
エネルギー・電力	108.4	2147	35
化 学	22.6	34	50
機 械 製 作	73	100(*131.4)	37(*80)
農 業	156.2	165~170	約7
農工コンプレクス	269	343	28
輸 送	64.5	67	4.3
通 信	5	7	40
軽 工 業	11.0	13.7	25
不 生 産 物	228.4	273	20

出典：⑤-P.244, 245

*は④-P.314. における推計である。86~90年計画値はいずれもゴルバチョフやリシコフの演説や12次5カ年計画からの推定値である。

「加速化戦略」は3つの欠陥に挑戦しようとした、不効率、低品質、技術進歩の遅れである。戦略は既存システムの機能改善であり、12次5カ年計画に結実した。

- (1) 工業の投資比率をあげ近代化と新設備化(外延的能力拡張に対立して)を図る。相応する機械需要は民間機械製作部門の巨大な投資増加をとおして(産出43%増と期待された)適応しようとした。設備更新化は毎年の機械・装備の償却率を約2倍にすること(6%以上、機械製作工業では約10%)が求められた。それは投資増大による「集約的」成長戦略、既存システムの枠内で外延的成長から集約的成長を投資拡大によって行おうとした。アンドロポフ政権政策の継続である。
- (2) 品質監督をより厳しくする方策。従来、企業内監督に依存していた部分を、国家監督機関を創設し国家標準を基準にしながら遂行し、機械品質の95%を91~93年に世界最高標準に向上させようという目標をもった(①-P.20)。

- (3) 人的要素を活性化する。反アルコール・キャンペーンや党・政府の人事交替、規律強化、グラスノスチ等に見られる。政府の側からの規律強化とグラスノスチによる「下からの」圧力制度化により改革を推進していく動きを作ろうとした。
- (4) 協同組合や私的経済活動のより積極的な役割を評価し、消費活動、消費財関係の生産、流通を改善しようとした。

その中で投資政策はどのように考えられたであろうか。

増大された投資財源、新資本資源を生みだし機械製作や金属部門にまわす方策はどう考えられたか。(a)海外からの借款や資本投資、(b)国内的に消費部門や社会関連政府支出削減による投資増加、(c)国内的に他の生産的投資部門から機械製作部門に投資変更すること等の構想がありうる。(a)の方策は、この時点では重視されておらず、重点は(b)と(c)の財源策が考えられていたといえよう。しかし、この点は必ずしも十分に明確にはされていなかったし、事態の進行に伴い、(b)も(c)も実質的には投資を減少させることができず、結果的に、財政インフレによってカバーする形になった。

表4に見られるように、粗固定投資は80年代後半で前半の倍増をみせるが87年以降は(物的部門も同様に)低下傾向をみせている。純固定投資は86、87年はプラスであるが88、89年は大きくマイナスとなっており、資本減耗分が大きく超過するかたちになっている。維持・修理比率が大きくなり

表4 ソ連の純・粗固定投資増加
1971~89 (比較価格による年増加率 %)

	粗固定投資		純固定投資
	総計	物的分野	
1970~75	6.8	8.1	5.2
1976~80	3.3	3.5	2.6
1981~85	3.5	3.1	-1.7
1986~89	6.2	5.6	-1.1
1986	8.4	7.4	4.9
1987	5.6	4.2	5.7
1988	6.2	6.2	-7.4
1989	4.7	4.7	-6.7

出典：①-P. 90.

新規の設備導入、拡張等の増加比率が急減してきているといえよう。

表3に見ることができるよう機械製作部門は高い優先順位にある。Hewettの推計によれば86~90年に80%の投資増加計画をもった。化学部門も80年代前

半の低下の影響もあり大きい投資増が見込まれていた。エネルギー・電力投資増も35%でほぼ同等の投資増加率といえる。この投資資金は基本的に国内資金に依拠し投資構造を変更することで達成しようとしたが源泉は明らかでない。外国借款は比重は小さく、より高品質の機械・装備を西側から輸入する構想はなかった。

この点では、(1)新企業建設より既存企業の修繕や再装備を遂行し、新投資ブリダリ生産能力増加率向上を期待した、(2)不生産の部門、軽工業部門、農業部門等から資源を機械製作部門に変更すること、(3)既存投資プロジェクトの見直し、既存投資ストックのスクラップ⁹率を上昇させる(85年の3.2%から年6.2%へ向上させる、毎年、生産ラインの13%に新製品を導入する、90年には60%までを新製品とする)、品質改善を推進すること等が構想されていたように見える(④-P. 319.)。

この点に関して、Hewett は、機械製作部門はきわめて高い優先順位をえたのは明白であり、86年の投資は30%増が予定され、5カ年計画の12.5%をこえ、多分「吸収」できないであろう、さらに驚くことはエネルギー・電力部門の投資増の問題であり、きわめて伝統的な供給サイドから接近である、ゴルバチョフ政権政策は多分に需要サイドからの改革的要素をもつが、これらの点は全く逆の発想に貫かれている(希望的推計を含んだ需要サイドからと供給サイドからの接近の混合)という(④-P. 319.)。

次に表5を見ながら、各年の推移を見てみよう。

1986~89年にかけて投資増加率は6.2%であり70年代後半や81~85年に比べて大きく増加している。しかし年次別に見ると86年が8.4%増と突出し88年が6.2%であるのを除くとその他の年次はいずれもこの5カ年平均を下回っている。

分野別に見ると工業は86年が8.4%増で突出しているがその中で、電気は85年に12.4%増と急増、しかしその後低落しほとんど増加なし、石炭は逆に85年は低くその代わり87、88年と急増している、石油は一貫して高い投資増加率を示しているが88年以降は低落、ガスもこの間高い増加率を示しており89年には一挙に45.6%増という急増がある。金属は86、87年に増加し、85、88年に絶対額が減少するなど変化がきわめて激しい。化学は85年に8.5%増が見られるが

表5 部門別の固定資本増加率（1971～1989 比較価格による年平均増加率 %）

	1986～89	1985	1986	1987	1988	1989
総計	6.2	3.0	8.4	5.6	6.2	4.7
工業	7.0	4.4	8.4	5.7	5.9	7.8
電気	0.7	12.4	0.1	2.1	3.0	0.3
石炭	6.9	2.4	6.8	10.7	10.8	-0.2
石油	8.2	11.3	10.6	14.4	3.5	4.5
ガス	18.8	15.8	14.4	8.7	10.0	45.6
金属	3.2	-7.0	14.7	9.8	-11.6	2.0
化学	-0.9	8.5	0.6	3.3	0.7	-1.4
機械	5.0	4.5	12.4	0.9	9.2	-1.8
木材・紙	6.6	5.6	10.9	-1.4	3.7	13.9
建設資材	9.9	7.8	-2.8	21.6	12.3	10.0
軽工業	7.7	-5.0	4.3	-11.5	17.9	23.6
食品	12.0	-1.4	5.3	3.5	21.2	19.2
その他	12.4	8.0	4.9	9.1	7.1	29.9
農業	5.1	1.3	6.5	2.4	6.3	5.2
輸送	-1.5	-2.3	3.5	4.4	4.6	-16.6
通信	10.8	6.8	15.3	11.0	6.6	10.7
建設	14.9	5.0	11.6	1.8	19.0	28.8
商業・配給	-0.5	6.7	11.3	-9.6	-0.4	-2.2
データ・プロセス	-	-	-	-	-34.1	73.6
林業	-16.0	4.6	-5.6	-8.1	6.9	95.3
半加工財	-1.2	-12.5	14.3	-16.6	-1.2	1.2
住宅	7.6	2.9	9.9	8.7	6.2	5.8
その他	8.0	5.5	11.5	10.6	6.3	3.7

出典：①-P.91.

その他の年次は増加がなく全体として絶対額減少である。機械はこの期間、加速化の目玉として強調された部門であるが、5カ年間全体としては5.0%であり増加しておらず、また86年の12.4%増を除くと低調である。建設資材は86年が-2.8%増であり、87年は21.6%、と逆に急増しているが88、89年は低下している。軽工業、食品は88、89年に増加するがそれ以前は低調である。建設は88、89年と急増している。

次に表6を見ると、1980～85年の期間も85～87年の期間も全工業平均以上の増加率を示している分野は石油・ガス採掘関連（精製は低い）、機械製作・装置生産・農業機械生産（電子技術、機器、自動車は低い）の分野である。技術水準の全般的向上とも先端技術の発達、普及という発展内容でもない。

機械製作部門に中間投入する部門、基本的には金属、建設資材部門の投資増がどのような対応をしてであろうか。鉄材の80%は機械製作部門に投入されるといわれるが（⑤-P.248）、この部門への大規模な投資増が当然必要になっている。表5

に見られるように、金属、建設資材投資の動向は機械製作部門とほぼ同じ増減傾向を見せているといえるが、しかしその変動はきわめて大きく不安定で、しかも建設資材部門投資は87年時点で機械製作と全く対応していない。これらの関連でボトルネックが発生すると建設活動は抑制され生産施設近代化は遅れざるを得ない。投資配分が投入——産出分析、産業連関表に根拠をもたない不調和なものとなっており、投資の浪費とボトルネックをうんでいる。

次に投資がどのような再生産の構成で投資されたかを見ると、表7に見られるように、既存企業の技術再装備・再建比率が増大し、既存企業の拡張や新建設比率は低下傾向にあることがうかがえる。減少はこのような投資のあり方を反映している。ただ、個々の部門を見てみると表8に見られるように、燃料・エネルギー部門と機械製作等では対照的に異なっており、燃料・エネルギーでは新建設が大きい比率をしめているが、その他のコンプレクスは50～70%が既

表6 工業生産用固定資産の増加率
(1980年=100)

	1985	1987
全工業	138	152
重工業	139	154
燃料・エネルギー	140	157
電力	130	142
燃料産業	152	176
石油採掘	175	215
石油精製	131	134
ガス	167	212
石炭	130	140
機械製作	142	158
機械製作	143	161
電子技術	137	149
旋盤・器機	133	145
装置製作	155	180
自動車	130	144
トラクター農業機械	153	177

出典：⑥-P.129.

表7 生産用国家投資の再生産構成（比較価格）

		1980	1985	1986	1987	1988	1989	1990
内訳	投資 (%)	100	100	100	100	100	100	100
	・既存企業の技術 再装備、再建	33.0	38.7	43.0	43.7	45.7	49.6	53.1
	・既存企業拡張	29.0	23.6	20.3	19.2	17.9	16.7	15.8
	・新建設	38.0	36.5	35.1	35.3	34.1	30.6	27.2

出典：⑦-P. 549.

表8 個々の経済コンプレクスの生産用国家投資の再生産構成（比較価格，1990）

[10億ルーブリ]	投資	既存企業の 技術再装備・再建	既存企業拡張	新建設
燃料・エネルギー	13.4(100)	4.3(32.1)	1.8(13.4)	7.0(52.2)
金属	5.9(100)	4.2(71.2)	0.6(14.3)	1.0(16.9)
機械製作	18.6(100)	12.3(66.1)	2.8(15.1)	3.1(16.7)
化学・木材	6.6(100)	4.5(68.2)	1.2(18.2)	0.7(10.6)
建設	9.6(100)	5.1(53.1)	1.1(11.5)	2.8(29.2)

出典：⑦-P. 550.

存企業の技術再装備・再建である。この点は投資重点方法が明快に表現されたといえようか。

これらの変動の推移から見えることは、部門内で年次によりきわめて不安定に、流動的に投資増減が生じ、また部門間投資連関、調整の見られないことである。中心的に重視された機械工業部門は大きな増加変動は生まれておらず、平凡な増加でしかなかった。産業連関表を基礎にした計画的な投資活動ではなく、全体的な投資計画の無計画的な混乱が生じたとしかいえない。このような計画の一貫性のなさ、投資バランスの欠如は投資効果を無に帰すものである。

当初、構想されていたような機械製作部門に集中的な投資を行い、それを契機に工業全体の生産性水準を大きく引き上げるという政策は失敗した。比較的安定的に長期にわたってこの投資重点政策を行うどころか、87年以降、大きな投資配分の混乱が起こったといえる。さらに工業部門内部の混乱に留まらず、その他の部門の投資を抑制できずに、不生産部門の投資増大傾向が見られるよ

表9 生産的、不生産的投資（比較価格）

年	投資総額	内 訳 (%)	
		生産的	不生産的
1976～80	100	73.4	26.6
1981～85	100	72.9	27.1
1986～90	100	70.6	29.4
1986	100	71.7	28.3
1987	100	70.7	29.3
1988	100	70.7	29.3
1989	100	70.6	29.4
1990	100	69.7	30.3

出典：⑦-P. 546.

表10 経済部門の生産設備年数構成 (%)

	有効設備	年数	年数				平均年数
			5年未満	5～10	10～20	20年以上	
1985年	国民経済	100.0	39.8	29.7	21.5	9.0	8.6
	工業	100.0	33.7	28.5	25.5	12.3	9.9
	農業	100.0	58.8	35.2	6.0	—	4.6
	建設	100.0	53.6	35.2	10.9	0.3	5.6
	輸送	100.0	47.0	28.2	21.8	3.0	6.8
	通信	100.0	46.4	28.1	21.7	3.8	7.0
1990年	国民経済	100.0	37.7	29.7	22.5	10.1	8.8
	工業	100.0	31.5	28.6	26.2	13.7	10.2
	農業	100.0	59.9	34.1	6.0	—	4.4
	建設	100.0	55.2	30.9	13.3	0.6	5.2
	輸送	100.0	42.8	31.9	22.7	2.6	6.9
	通信	100.0	42.0	28.1	23.8	6.1	7.8

出典：⑧-P. 56.

うになる。表9に見られるように投資総額の中で不生産的投資の比率は76～80年は26%台、81～85年は27%台、86～90年は28%台と増加している。加速化戦略はその傾向を逆転していない。わずかに86年の生産的投資比率が若干上昇し、28.3%を示したのみである。生産的投資が一定の成果を挙げることができない間に、政治的配慮もあり、また構想していた消費財生産分野における協同組合的生産や私的活動振興も順調な発展を遂げない中で、不生産的支出の比重が増

表11 国営・協同組合企業（集団農場を除く）の未完成建設（生産投資に対する％，年末）

	全体	生産単位			石油・ ガス	冶金	化学・ 石油化学	機械製作・ 金属加工	木材加工・ 繊維・紙	建設資材	軽工業	食品
1970	73	76	102	126	82	104	114	82	89	95	78	76
1975	75	77	110	117	88	113	126	95	98	113	68	69
1980	87	88	123	120	82	142	171	89	116	111	65	77
1985	78	79	123	107	71	102	133	83	84	118	57	71
1990	83	86	164	114	77	145	151	97	85	107	59	71

出典：⑥-P. 103.

表12 国家投資による一時中断や、中止の生産的建設

	1985	1986	1987	1988	1989	1990
対象数	11772(100)	12587(107)	21231(169)	21534(101)	24615(114)	36464(148)
進行%	100	100	100	100	100	100
25%以下	38	39	37	34	38	37
25～50	28	29	34	34	31	34
50～70	20	18	18	19	18	16
70以上	15	15	11	13	13	14
建設完全見積り価値（10億ルーブリ）	13.8	12.8	22.3	24.2	29.5	50.8
完成建設まで開発を要する 投資額（10億ルーブリ）	9.1	8.3	14.7	15.6	19.5	36.1

出典：⑦-P. 567.

大してきたのである。この投資混乱による生産停滞と財政支出増大傾向が次の財政インフレ、スタグフレーションの源となっていく。

この間、生産設備の年数構成は改善されたのであろうか。表10によって85年と90年の比較をしてみよう。

国民経済全体としてはこの5年間で、10年以上経た旧式設備の比率が高まっている。工業、通信も同傾向であり、わずかに農業部門の設備年数が若返っているといえる。計画していたような産業活動設備近代化も進まなかったといえる。逆に、表11に見られるように、投資しても完成にいたらずに未完成で繰り越される建築比率が増加傾向にある。特に電力・冶金・石炭・石油化学・建設資材部門の未完成建設比率は高く、また85年から88年にかけて上昇している。石油・ガス、木材加工、軽工業等はこの間、若干低下したといえるがそれでも目だつ

程でもない。肝心の機械製作・金属加工では比率は変わっていない。

表12によれば、1987年に一時中断や中止の生産的建設が急増し、90年に再度急増する形になっている。いずれも50%以下進行の比率が70%を越えている状態である。

3、ゴルバチョフ政権投資政策の問題点

投資がうまくいかない根拠をどう考えたらいいであろうか。

管理システムが伝統的システムで行われている限り（87年からのペレストロイカは中途半端で根本的改革にはならなかった）、企業長は旧来の生産ラインを閉鎖したがるが、技術革新に気がすすまず従来の製品製造を続けたがるのは当然である。投資配分の変更に対する各省を中心にした強い官僚的抵抗がさらに拍車をかけたであろう(⑨-P.9)。

それにしても、計画はまるで「一夜にして」機械製作部門を近代化しようとしているが、機械製作部門の着実な近代化には一定の時間、膨大な資金、近代化を推進する計画・管理システムの整備が必要である。新技術が企画・生産され、同時に旧生産ラインは革新のため閉鎖され、労働力再教育・訓練が必要になる。そのような全体的な構成をもった政策は推進されなかった。時間的、資源的な合理的配分計画を無視した、主観的根拠に満ちた強引で性急な、しかも内容的には折衷的で短期で挫折した政策を推進したのである。ソ連型「社会主義」の意思決定システムに固有な特質が負の形で明確に表れたケースといえよう。

Rumerは「キャンペーンは、伝統的、革新的新技術間の経済的、技術的に合理的な比率を考慮することなく、巨大な資源の分散に終わってしまった」という(⑩-P.459)。

他の側面から見ると、消費部門の問題を軽減するために伝統的方法を継続する事で十分と考えていた問題ともいえる。ゴルバチョフ政策において、財・サービスの提供方法は伝統的枠組みの中にあつたといえ、85年に「食料計画」を支持し、壮大な「1986～2000年の消費財・サービス分野の総合的發展計画」を発

表13 石油、石油製品輸出
(1971～88, 上欄は100万トン, 下欄は100万ルーブリ)

	1971	1975	1980	1985	1988
東欧その他の 社会主義諸国	55.7 869.9	77.9 2730.2	— 7874.1	— 16207.2	97.8 12542.7
ヨーロッパ	41.93 658.1	46.03 2756.1	— 9101.4	— 10486.1	95.36 6279.2

出典：⑥-P.278, 279.

表し、(住宅を除いて)消費部門への投資比率を増やさずに、従来の15年間の2倍の率で生産増加させる目標を掲げ、多くの法令を公布した。しかし事態はほとんど変わらなかった。改革の成功には消費財生産優先や農業改革の根本的な前進は必要でないという信念があり、機械製作産業の近代化—技術進歩の促進(農業や消費財生産のためのより近代的で効率的な機械の生産)を重視したのであった(②-P.97)。

今回の機械製作部門近代化にとって「先進国」からの輸入は解決策にならなかった。

穀物禁輸の先例も失望の経験もあり、基本的には輸入依存を避けたい、あるいは西側からの禁輸によって輸入に依存できない状況が作られていた。

さらに80年代後半の石油価格の下落の中で輸出の限界が大きく大規模な輸入が期待できなかった事情もある。表13に見られるようにソ連邦から海外諸国への石油輸出はコメコン諸国にたいしてもヨーロッパ諸国に対しても金額的に激減しているのである。

表14で機械・装置、輸送手段の輸入構成国を見ると、西側の最大の輸出国は西ドイツ、次に日本、イタリアであるが、85年以降、西側からの輸入増加率は停滞しており、比率も85年以降、17%台に下がっている。次に主要東欧諸国からの輸入状況を見ると80年代にその比率は増大しているが、しかし85年から88年にかけては若干下がっている。旋盤・プレス機械にしても、80年には西側からの輸入比率が大きく上がるが85～88年にかけては低下傾向にある。電子技術装置に関しても西側(日本、フランス等)からの輸入比率は上昇傾向を見せ

表14 資本財技術装置の輸入（100万ルーブリ）

1. 機械・装置、輸送手段

	1970	1975	1980	1985	1988
総計	3752.8	9045.7	15063	25683	26584
西ドイツ	120.0	1008.1	1176	1259	1300
日本	107.1	442.1	575	816	644
イタリア	179.4	312.1	408	429	763
フランス	156.4	425.1	631	401	453
イギリス	98.8	150.0	270	182	275
フィンランド	132.0	312.5	739	1418	1190
小計 (%)	21.1	29.3	25.2	17.5	17.4
東ドイツ	923.4	1668.7	2794	5175	4525
チェコスロバキア	600.7	958.8	1983	3971	3932
ポーランド	417.3	899.2	1714	2736	3359
ユーゴ	81.5	205.4	526	1492	1035
小計 (%)	53.9	41.6	46.6	52.1	48.3

2. 金属旋盤・プレス

	1970	1975	1980	1985	1988
総計	188.8	366.0	807	1,525	1,704
西ドイツ	18.3	52.0	156	157	181
日本	5.6	6.7	35	79	71
イタリア	3.4	8.0	24	45	41
フランス	6.8	14.1	28	14	9
イギリス	9.7	3.5	10	10	10
小計 (%)	23.2	23.0	31.4	20.0	18.3
東ドイツ	28.0	128.9	227	459	405
チェコスロバキア	29.0	44.2	92	201	196
ポーランド	n.d.	19.6	56	134	126
ユーゴ	1.0	12.4	32	68	149
小計 (%)	—	56.0	50.4	56.5	51.4

表14 資本財技術装置の輸入（100万ルーブリ）

3. 電子一技術装置

	1970	1975	1980	1985	1988
総計	117.7	285.4	556.4	970.0	1,126.0
西ドイツ	0.1	3.9	24.3	26.7	26.6
日本	0	2.8	2.7	7.6	54.1
イタリー	0.9	n.d	n.d	n.d	26.1
フランス	1.9	0.8	0.6	16.1	85.5
イギリス	3.7	1.4	2.5	6.7	7.5
フィンランド	0.2	0.1	n.d	6.3	10.7
小計 (%)	5.8				18.7
東ドイツ	30.0	44.8	84.9	116.0	68.0
チェコスロバキア	0.8	7.1	19.4	84.9	88.0
ポーランド	24.0	76.7	137.8	271.4	369.0
ユーゴ	7.1	19.2	48.5	90.8	64.4
小計 (%)	52.6	51.8	52.2	58.1	52.3

出典：⑥-P.293～295より作成。

ているが、低比率であり、過半比率はポーランド等からである。この間、機械製作部門の装置輸入は海外的には主要には東欧諸国、東ドイツ、チェコスロバキア、ポーランド等からの輸入に依存したといえよう（西側からの「締め上げ政策によって」、最後までコメコン内での貿易体制が中心であらざるを得なかったといえる）。東欧諸国の技術水準の遅れ、財品質の悪さの中で、この輸入は促進的意義をもたなかった。

最後に地域的（共和国）投資配分の特徴を見てみよう（表15参照）。

ロシア共和国の比率はほとんど変化なく、ウクライナが若干比率を下げ、ベラルーシが反対に若干比率を上げている。この3共和国で投資の8割をしめる。その他、ウズベク共和国等で若干の変動はあるが僅かな変動に過ぎず、この25年間の共和国別投資配分はきわめて固定的、安定的といえる。ゴルバチョフ政権の期間中でも変動は見られない。従って労働力不足のヨーロッパ地域と労働力過剰のアジア地域の不均衡も改善されなかったし、供給側からの新たな展望も生まれてこなかった。

表15 ソ連邦の共和国別の投資（比較価格）

	1976～80	1981～85	1986～90	1990
(10億ルーブリ)	717.7	843.2	1076.3	229.8
共和国(100万ルーブリ)				
ロシア	445053(62.0)	524080(62.2)	675660(62.8)	143971(62.6)
ウクライナ	105749(14.7)	116963(12.7)	147033(13.7)	31114(13.5)
ベラルーシ	23664(3.3)	28292(3.4)	39733(3.7)	9348(4.1)
(小計)	(80.0)	(78.3)	(80.2)	(80.2)
カザフ	43060(6.0)	49450(5.9)	62658(5.8)	13059(5.7)
グルジア	9330(1.3)	12313(1.5)	14283(1.3)	2545(1.1)
モルドバ	8254(1.2)	9410(1.1)	11633(1.1)	2474(1.1)
アルメニア	8921(0.8)	7279(0.9)	12682(1.2)	3727(1.6)
タジク	5337(0.7)	6003(0.7)	8493(0.8)	1856(0.8)
キルギス	5328(0.7)	6249(0.7)	8029(0.7)	1823(0.8)
ウズベク	28221(3.9)	34828(4.1)	37752(3.5)	8505(3.7)
アゼルバイ	10099(1.4)	14436(1.7)	16304(1.5)	2863(1.2)
トルクメン	6640(0.9)	8459(1.0)	10322(1.0)	2249(1.0)
ラトビア	7016(1.0)	8332(1.0)	9882(1.0)	1867(1.0)
リトアニア	8982(1.3)	11002(1.3)	14877(1.4)	2809(1.2)
エストニア	4345(0.6)	4979(0.6)	6413(0.6)	1398(0.6)

出典：⑦-P.553.

注

- (1) ③-P.20で、隠されたインフレによる過大な投資評価があり、新機械・装備の容易な価格値上げを考慮すると絶対的投資額は低下しているとフォルツマンはいう。②-P.8によるとハーニンも、固定資本ストックに関するソ連公式データは投資における隠されたインフレを考慮していない、修正値によると実質固定資本ストック増加は減速しており経済成長の低下に結び付いている（固定資本増加減速理由の一つは軍事支出への資源転換の増加である、西側との戦略パリティ達成と経済停滞は密接に関連している）という。
- (2) ⑤-P.238では、80年代前半、アガンベギャン等は投資増加が必要であり、投資配分がアンバランスである、機械製作部門により多くの投資をすべきであると主張し、チェルニコフ等は労働力増加のテンポは緩やかであり、新資本設備同化の遅れのため投資増加率を低下させることが必要と主張した。結果的にアガンベギャン派は勝利し、投資は17%以上増加し、投資配分も機械製作部門投資が伸び当初の2倍以上になったと述べられている。ゴルバチョフ政権にこの考えは継続された。

- (3) ③-P.117では、アメリカ政府のまとめで工業西側国からは相対的にハイテク輸入比率は小さく、しかもその比率は低下傾向(70年の4.7%から81年の4.1%)にある、西側諸国のソ連へのハイテク輸出はその他への輸出より低いと分析されている。アメリカ商務省によると1981年にはドイツが最大の輸出国であり西側からのハイテク輸出の28.9%をしめる(70年代以降日本が急速に増大するがアメリカ・イギリスは比率を低下させる)。エレクトロニクス、通信、航空機の比率が低い点は西側からの制限を反映しているという。

引用文献

- ①：IMF, W.B. "A study of the Soviet Economy, vol. 1" (1991).
- ②：Michael Ellman, V.Kontrovich eds. "The disintegration of the Soviet Economic System" (1992)
- ③：R.Amann, J.Cooper eds. "Technical Progress and Soviet Economic Development" (1986).
- ④：Ed.A.Hewett "Reforming the Soviet Economy" (1988).
- ⑤：Joint Economic Committee Congress of the U.S. "Gorbachev's Economic Plans", vol. 1.
- ⑥：B.P.Pockney "SOVIET STATISTICS SINCE 1950" (1991).
- ⑦："Народное Хозяйство СССР в 1990 г"
- ⑧："NATIONAL ACCOUNTS AND BALANCE SHEETS OF THE USSR" (1991).
- ⑨：田畑伸一郎「1980年代後半のソ連経済」, スラブ研究39 (1992)。
- ⑩：Boris Rumer "Investment Performance in the 12th Five-Year Plan", Soviet Studies, vol.43, No.3.

論 説

1980年代日本における新保守主義的政策の
特徴と限界（Ⅰ）

平 沢 照 雄

【目次】

はじめに

Ⅰ．戦後福祉国家体制と新保守主義的政策に関する予備的考察

1. 「福祉国家」認識における留意点
2. 戦後福祉国家体制の基本構造
3. 世界経済における枠組みの変化
— 新保守主義的政策が登場する背景(1)—
4. 福祉国家体制が直面した問題
— 新保守主義的政策が登場する背景(2)—
5. 新保守主義的政策の課題とスタンスの特徴
6. 日本におけるME生産力に対抗する新保守主義的政策 (以上本号)

Ⅱ．日本における新保守主義的政策の特徴

Ⅲ．新保守主義による対外関係の調整とその限界

Ⅳ．政策協調の本格化と新保守主義的政策スタンスの後退

むすび— 経済システムの包括的調整へ—

はじめに

1960年代までの資本主義諸国は、高度成長を基盤とした福祉国家システムの形成により体制安定を実現してきた。ところが石油危機に直面するなかで、これまで前提としてきた高成長自体が持続できなくなる。そしてそれ以降、先進資本主義諸国は、経済成長の停滞・鈍化に対応して、従来の福祉国家システムをいかに再編するかという問題に直面することになった。

とりわけ80年代初頭は、いわゆる新保守主義が台頭し、新たな政策スタンス

により、福祉国家体制の効率的再編に取組むことになる。一部では、それを福祉国家体制の否定ないしは解体を進めるものとして注目し、こうしたスタンスが以後長期間にわたって継続・拡大するものと位置付ける議論も存在した。

しかし80年代後半には、そうした改革の限界が顕在化する。特に市場機構の調整力に依存し、各国が個々に国内システムの安定を追求するスタンスから、やがて福祉国家システム間の政策的調整を主要課題とする新たなスタンスが登場するに至る点に、この時期の注目すべき特徴があった。

こうした80年代の特徴を捉えるにあたっては、いかなる現代資本主義論の視点に立ち、戦後福祉国家体制をどのように把握するかという点に始まり、福祉国家体制に対するスタグフレーションの意味、およびそれに対峙する新保守主義的政策の役割と限界を明確にすることが必要とされる。そして、こうした分析のうえに、80年代後半の新たな経済政策の必然化を、現代資本主義の史的展開のなかでどのように位置付けるかという、一連の作業の深化が不可欠となる。

さらに、そうした全体的、一般的な考察に加えて、特に戦後日本の市場経済システム、および福祉国家体制の日本の特殊性の把握と、それに対する経済政策の役割の解明が、重要な意味をもっている点も看過できない。

というのは、70年代末以降の日本経済は、ME（マイクロ・エレクトロニクス）生産力を世界に先駆けて取込むことにより、生産力構造のうえでは世界経済の中核に位置するに至ったこと。それにともない、いっそう国際優位を強めた独自の市場経済システムが、他国、とりわけアメリカ経済の国際競争力を圧迫し、やがて戦後のパックス・アメリカナ体制の終焉と政策協調の必然化をもたらす主要因となったこと。逆にそうした世界体制の動揺にともない、戦後日本の福祉国家システム、およびそれを支える市場経済システムが根本的な転換を要求されるに至っていること。そうした点が、今日、単に日本経済にとどまらず、世界経済上の主要な問題となるに至っていると思われるからである。

とはいえ、以上に関して、各領域の研究成果をあまねく吸収し、ただちに全面的な評価を与えることは、現在の筆者の能力を超えるものである。そこで本稿は、今後の研究を進めるうえでの出発点として、従来、それぞれ断片的に指摘されてきた80年代の経済政策に関わる基本的事象を、以下の点を中心として

総体的に位置付け、歴史的に把握することを課題とする。

まず第一に、日本における新保守主義をとらえる際の予備的考察として、戦後の世界経済の枠組みと福祉国家システムの基本構造を整理し、それに対する新保守主義的政策の意味を、主にその政策課題とスタンスに着目しつつ考察することにしたい。第二に、以上をふまえ、新保守主義のスタンスに立つという点で同様でありながら、アメリカ、イギリスとは異なる日本における新保守主義的政策の特徴とその意味を、戦後日本に特有な市場経済構造との関連を中心に考察する。

第三は、こうした経済システムが、この時期もたらす問題と、それに対する新保守主義的な政策的対応の限界を検討する。さらに、こうした限界に直面するなかで、対外協調を主要課題とする新たな政策が登場する。そこで第四として、新保守主義の政策スタンスは、どのような過程をたどり、あるいはどのような政策転換を経て後退を余儀なくされるに至るかという点を考察する。

以上の検討により、八〇年代後半以降の日本における福祉国家体制が直面する転換とその歴史的意味を、経済政策の側面から明らかにする一助としたい。

Ⅰ. 戦後福祉国家体制と新保守主義的政策に関する予備的考察

1. 「福祉国家」認識における留意点

そこで議論をはじめるとき、その前提として戦後形成された福祉国家体制に関する留意点を整理することにした。

まず「福祉国家」という場合、通説的に広く理解されているのが、それをもっぱら社会保障制度にひきつけてとらえる見解である。たとえば、「福祉国家とは、さしあたり社会保障制度を不可欠の一環として定着させた現代国家ないし現代社会の体制を指す」⁽¹⁾とされる。

あるいは、こうした理解と関連して、社会保障の充実度を基準に、福祉国家か否かが議論される場合もある。たとえば日本が、社会保障の充実度では後進的位置にあることをもって、福祉国家としてとらえることに消極的な場合など

は、こうした視点が背後に存在するといえよう。

もちろん福祉国家体制が、社会保障制度を不可欠の一環としていること、あるいは日本の社会保障水準が相対的に低位であることは、看過すべきでない重要な点であり、本稿も注目するところである。とはいえ、上述の見解に対して、すでに荒又重雄氏が、「他のもろもろの要素をあえて周辺においちらして社会保障のみに注目することは、福祉国家の必然性や内包する矛盾や展望をみるさいに弱点となる」⁽²⁾と指摘しているように、一面的な理解にとどまるものといわざるをえないであろう⁽³⁾。

もっとも、「福祉国家」概念のサーベイとその立ち入った検討は、本稿の主題ではないので、他の先行研究に譲るほかない⁽⁴⁾。ここでは、現代資本主義論の研究蓄積をふまえつつ、以下の基本点を確認しておきたい。

まず第一に、現代資本主義においては、単なる景気循環過程で生じる一時的な失業現象にとどまらない、構造的な大量失業の撲滅＝完全雇用の実現による体制安定が主要課題であること。第二に、戦後の福祉国家は、完全雇用の実現という点では共通の現代的課題をもちながら、“ファシズム型”の現代資本主義体制とは異なる組織化を基本としていることである。

ちなみに、“ファシズム型”の現代資本主義では、労働組合を徹底的に弾圧し、その組織的行動を認めず、政府の直接的な統制により、国民を体制内へつなぎとめるという点が特徴であった。これに対して、福祉国家体制においては、

-
- (1) 戸原四郎「福祉国家をどう捉えるか」、東京大学社会科学研究所編『福祉国家』第1巻、東京大学出版会、1984年、3頁。
 - (2) 荒又重雄「福祉国家論と社会政策学」、北海道大学『経済学研究』第34巻4号、1985年、90頁。
 - (3) 横山寿一氏も、「福祉国家の捉え方に今なお共通にみられる特徴は、福祉国家をもつら社会保障との関連でのみ理解しようとする傾向である」として、そうした通説的理解の一面性を批判している。同氏「福祉国家の日本の特質と現段階」、『経済科学通信』第72号、1993年、18頁（傍点原文）。
 - (4) 田多英範「福祉国家概念に関する覚書」、『週刊社会保障』第1551号、1989年は、福祉国家規定をめぐる諸説のなかで、特に“社会保障アプローチ”、“社会権・労働同権化アプローチ”と捉えることのできるものに着目し、その精緻化を試みており注目できる。

後述のように労働基本権の承認を中核とし、国民に政治的、経済的な諸権利を付与しつつ、大衆民主主義的な形態によって国民の体制内化をはかる点を基本とする⁽⁵⁾。そしてこのようにとらえた場合、通説の見解が重視した社会保障制度とは、いわゆる労資同権化を中核とする生存権保障の一環として位置付けられることになる。

そこで第三に注目すべき点は、以上のような完全雇用と生存権保障とを可能とする経済成長体制が、福祉国家内にビルト・インされてきたことである。特にここでは、先進諸国の同時並行的な成長を可能とするアメリカ中心の世界的な枠組みが形成されたこと。そしてそれが、第二次大戦前の現代資本主義と大きく異なる点であることを強調しておきたい。

というのは、たしかに福祉国家は、これまでの資本主義と同様、各国民経済を基本単位とする国民国家を前提としており、その意味で“一国的性格”を多分にもつことは否めない。しかし同時に、上述のようなボックス・アメリカナと呼ばれる世界的な枠組みが存在することにより、はじめて国民国家としての体制安定を実現してきたという“世界性”が看過されてはならないと考えるからである。

それは、第二次大戦前、福祉国家体制の原型ともいべき“ニューディール型”現代資本主義が存在したにもかかわらず、結局世界的な体制安定を実現できなかったこととは大きく異なる点である。またこのことは、80年代後半を理解するうえでも重要と思われる。すなわち、これまで福祉国家の安定を支えてきたボックス・アメリカナの世界的枠組みが崩壊に直面するなかで、逆にそ

(5) 労資同権化が、福祉国家体制の基軸をなすとする見解は、今日、現代資本主義論における最も有力な学説となっている。この点、加藤栄一「現代資本主義の歴史的位置」、『経済セミナー』1974年2月号、榎本正敏「現代資本主義論の方法」、『経済学批判』第2号、1977年などを参照。

また、法律学においても、例えば渡辺洋三氏は、「労働基本権は、現代資本主義国家において新しく登場してきた基本人権のうちでは、最も中心的な基本人権である」（同氏「現代資本主義と基本的人権」、東京大学社会科学研究所編『基本的人権』第1巻、東京大学出版会、1968年、233頁）として、いわゆる現代法における基本的な特徴が、労働基本権の承認にある点を重視している。

の一国的性格が問題とされ、その調整が経済政策の主要課題となるに至っていると思われるからである。

2. 戦後福祉国家体制の基本構造

そこで以上の留意点を念頭におき、本項では、戦後福祉国家体制の基本構造を捉えることにしたい。まず、一言で言って、福祉国家体制とは、成長体制を基盤として、完全雇用と、労資同権化を基軸とする生存権保障により体制の安定を実現する、現代資本主義の戦後形態ととらえることができる。

その場合、第一の要点は、成長体制のあり方を根本で規定する、生産力の性格に関してである。戦後の福祉国家体制においては、自動車など耐久消費財の大量生産を基本的特徴とするアメリカ式の重化学工業が生産力的な基盤となっている点が重要である。

とはいえ、かかる新生産力は、必ずしも資本が自律的に導入・定着できる性格のものではなかった。実際、第二次大戦前のアメリカ以外の先進資本主義国では、こうした生産力の普及・発展が基本的に不可能であったことが、そのことを端的に示している。

その結果、各国は容易に自国の体制安定を実現できず、世界的な戦争体制へと傾斜していった。したがってその反省をふまえ、第二次大戦後は、政策的支援によるその導入・定着が、先進資本主義国共通の主要政策課題となったのである⁽⁶⁾。

そこで第二として、戦前には実現しなかった新生産力の導入・定着を可能とした、戦後特有の成長体制に注目する必要がある。まず世界的な枠組みとしては、周知のようにIMF・GATT体制の果たした役割を指摘しなければなら

(6) 第一次大戦以後の新生産力の登場に着目し、第二次大戦前の「戦争国家」体制の構築による社会統合から、戦後は「福祉国家」体制の構築による統合へと、体制安定の方式が転換するのではないかとする視点の提示を試みたものとして、拙稿「戦間期日本資本主義の分析視点」、高知大学経済学会『高知論叢』第43号、1992年がある。参照されたい。

ない。

とりわけIMF体制は、アメリカによる世界的スペンディングと、他の先進国による成長政策の追求とを両立させるシステムとして重要な意味をもった。すなわちそれは、まずアメリカに対して“基軸通貨国”の特権、つまり為替平衡操作義務の実質的な免除を与え、国際収支赤字幅の拡大を許容する形で、世界的なドル撒布・増発を可能とした。

他方、他の加盟諸国にとって、それは自国へのドル流入の増大を意味し、外貨＝ドル不足にとまなう“国際収支の天井”を引き上げ、成長政策に対する国際面からの制約を軽減することになった。また、これら先進国は、対ドル相場を固定的に維持する義務を負っていたから、ドル流入の増大にとまなないドル相場が下落した場合には、ドルを買い支えなければならなかった。その場合、ドルの買い支えは、逆に自国通貨の市場への供給増へとつながり、企業の旺盛な資金需要への対応を可能とするという形で、国内の成長政策を支えることにもなったのである⁽⁷⁾。

第三に、こうした世界的枠組みのもとで、各先進国は、管理通貨制を前提とした財政金融政策、および戦略産業を重点的な対象とする産業政策を遂行し、アメリカ式重化学工業を急速に普及・定着させていった⁽⁸⁾。これが、経済現象としては、戦後の世界同時並行的な高度経済成長となって現われたわけである。かくして、こうした高成長の結果、国内の雇用吸収力は拡大し、戦後の政策課題である完全雇用の実現が可能となった。

そこで、以上をふまえて、戦後福祉国家の政策体系をみるならば、以下のよう捉えることができる。

第一に、完全雇用を実現するにあたって、主に財政金融政策をつうじた有効需要の創出により資本蓄積を促進し、新たな雇用機会を積極的に創出するケイ

(7) こうしたIMF体制の成長促進機能に関して、詳しくは、大島清編『戦後世界の通貨体制』東京大学出版会、1972年、小松聰「戦後資本主義の発展構造(1)」、筑波大学『経済学論集』第11号、1983年などを参照。

(8) 各国・地域特有のアメリカ式重化学工業化の展開に関しては、さしあたり大島清編『現代世界経済』東京大学出版会、1987年を参照されたい。

ンズ主義的成長政策が展開される。その場合、アメリカ式重化学工業の導入・定着が戦略目標として核心をなすことは、すでに指摘したとおりである。

しかしながら、完全雇用政策により雇用の拡大・確保が実現されれば、それで十分というわけではない。体制安定上、雇用自体の確保とともに、国民に最低生活を保障し、体制内化しうる枠組みを必要とする。そこで第二として、上記の積極的な雇用創出策に加え、政府が国民の生存権を保障するシステムがビルト・インされた。

すなわち、雇用労働者に対しては、労働基本権の承認により、労働組合の育成および組織力の拡大を支援し、その交渉力を強化する。そしてそれを背景に、労資の団体交渉における労働条件の決定を通じて、生活賃金の獲得・維持、さらには生活水準の上昇を確保するという、労働市場の間接的統制である⁽⁹⁾。

さらに第三として、労働組合に加入していない未組織労働者、あるいは失業者をはじめとする未就業者に対しても、その最低生活を保障する体系が形成される必要がある。そこでまず、未組織労働者に対しては、最低賃金制の設定により、生存可能な賃金水準を政府が直接的に下支えする枠組みが設定されることになった。

その他方で、失業者の場合には、失業期間が短期ならば失業保険によって、長期にわたり未就業状態が続く場合には、生活保護など公的扶助により生存を保障する。さらに、疾病や事故などにより労働能力が発揮できない場合、あるいは年齢的に労働能力を失った場合などには、その生存を保障する社会保険・年金制度が整備されることになった。

このように、ひろく未就業者の生活をも含めた国民の全般的な生存権を、社会保障制度によって保障する構造が、福祉国家体制の安定に不可欠なものとなっ

(9) こうした市場統制の理論的把握に関して、詳しくは榎本正敏編著『現代資本主義の基軸』雄松堂、1984年、22～27頁を参照されたい。

(10) ちなみに、以上の点に関して、小松聰氏は、雇用労働者に対する労働基本権保障、失業労働者に対する雇用保障、そしてそれを補完・補強するものとして生存権保障が存在し、これらが現代国家の三位一体的構造を構成しているとされている。同氏『ニューディールの経済体制』雄松堂、1986年、187頁参照。

たわけである⁽¹⁰⁾。

以上みられるように、戦後の福祉国家は、新型重化学工業を生産力的な基盤とし、高度成長と完全雇用・生存権保障とを同時に実現するシステムであった。ところが、70年代以降、世界的枠組みの変化および経済成長の鈍化にともない、従来のシステムに対する問題が表面化する。そして、それへの対処をめぐって、80年代になると新保守主義の経済政策が登場することになった。

そこで以下では、こうした政策が登場する背景を、以上の基本構造と関連させつつとらえることにしたい。

3. 世界経済の枠組みの変化

— 新保守主義的政策が登場する背景(1)—

はじめに、前項でみた世界的な成長体制における変化として、次の三点が重要である。

第一は、生産力構造の面において、高度成長の原動力であった新型重化学工業化が、世界的に導入・定着の過程を終えたことである。その結果、世界市場では、アメリカ、EC、日本という生産力的には同質である重化学工業基地が鼎立し、相互に競合しあう構造ができあがった。

このことは、先進各国がそろって、これまでと同様な形で生産力の急速な発展を実現できない時代へと移行したことを意味する。さらに言えば、これ以後、資本主義世界は、再び新たな生産力をいかに発展させ、雇用拡大を実現してゆくか、その方法が課題となってきたといえる。

第二に、こうした生産力上の問題に加え、低廉豊富な原油の供給に依存して、大量生産・大量消費型の生産構造を形成してきた各国の重化学工業が、二度の石油危機によって決定的な打撃を受けたことである。70年代以降の成長構造の行き詰まりは、世界的な生産力上の問題と、オイル・ショックを根本要因としていたといえよう。

さらに第三の変化として注目されるのは、戦後世界の成長を支える通貨システムであったIMF体制が崩壊し、変動相場制へ移行したことである。その場

合、前項で確認したように、IMF体制は、アメリカの経済的支援のもとで他国が経済成長をはかり、福祉国家体制を形成する枠組みとしての意味をもっていった。したがって、その崩壊は、戦後資本主義の世界体制であるパックス・アメリカーナの崩壊を意味するといえなくもない。

しかし、そうした評価は、ただちには首肯しがたい。たしかに、変動相場制への移行により、金とドルの交換が停止され、ドルは金の裏付けを失った。とはいえ、それ以後もなおドルは基軸通貨の位置をしめており、“ドル本位制”的な性格を保持した。そして、アメリカは、外国政府による金交換要求という足かせから解放され、今まで以上にドル流出の許容限度を拡大し、積極的な成長政策の継続が可能となった点が重要である。

実際、アメリカは、石油危機以降も、一方でビナイン・ネグレクトにより対外均衡を放置しつつ、他方でいわゆる“機関車論”⁽¹¹⁾の立場に立ち、財政支出の拡大と金融緩和によって、世界経済の景気刺激と回復を牽引した。そして、それにとまなうアメリカの輸入増大は、この時期、日本や西ドイツ、新興工業国などに、対米輸出の拡大を可能とさせ、国内体制の安定を実現する有力な要因となったのである。

このように、アメリカはその景気政策によって、世界的な景気の回復・拡大をリードする機能を、相対的に減衰させていたとはいえ、なお持っていたといえる。この点、国内景気政策を単独で行なう余力すら失うに至った80年代後半とは異なる。そしてその意味で、70年代にパックス・アメリカーナは未だ崩壊に至ったというわけではなく、アメリカは世界経済の主導者としての地位を保持し続けたといえるであろう。

とはいえ、そのメダルの裏面として、以下の問題に注目する必要がある。

第一に、内外に大量のドルが流出し、インフレが世界的に加速化されたことである。そしてこのことと、上述の成長構造の行き詰まりとが相まって、不況と高インフレが同時進行するスタグフレーションが、世界的な現象として顕在

(11) 70年代後半に展開される“機関車論”に関しては、さしあたり船橋洋一『サミットクラシー』朝日新聞社、1991年、334～339頁を参照されたい。

化することになった⁽¹²⁾。そしてこのことを背景に、70年代末から80年代初頭に掛けて、その解決が新保守主義の政策にとって主要な課題となるに至る。

第二には、変動相場制が、アメリカ経済に対して、自らの“生産性向上原理”の衰弱化をさらに許容することになったことである。すなわち、金本位制や、固定相場制の場合は、経常収支の赤字→金流失あるいは外貨準備の減少→国内経済の引き締め→合理化という形で、生産性の上昇を強制することになっていた。これに対して、変動相場を前提としたドル本位制下では、日本などの黒字国が、為替上昇圧力（円高）を吸収・緩和する方策として、合理化による生産性の上昇を強制されるという、逆の事態が繰り返されることになったのである⁽¹³⁾。

このことは反対に、アメリカに対して、強力な合理化圧力を及ぼすことなく、国際競争力の低下とその拡大を受容させることになっていた。いわば“弱いアメリカ”の拡大再生産である。そこで、こうした点を背景に、これまでとは対照的に強いドルの世界的枠組みを指向するとともに、アメリカ産業競争力の回復＝“強いアメリカ”の再建を課題とするレーガンの新保守主義的政策が登場するのである。

4. 福祉国家体制が直面した問題

—— 新保守主義的政策が登場する背景(2) ——

そこで、次に、以上の世界的な枠組みの変化にともない、福祉国家が国内でどのような問題に直面したかを考察しよう。もっとも、アメリカ、EC諸国、日本と、その問題状況には多かれ少なかれ相違がみられる。ここでは、行論に

(12) スタグフレーション研究は数多い。そのなかで、特に戦後世界の生産力構造に着目し、それとの関連でスタグフレーションの世界的同時性の解明を試みている先行研究として、降旗節雄編『現代資本主義論』社会評論社、1983年、第Ⅱ部第4章が注目される。

(13) 以上、ドル本位制下での“生産性向上原理”の衰弱化に関しては、橋本寿朗『日本経済論』ミネルヴァ書房、1991年、237～38頁の指摘による。

表1 先進国の成長率と物価上昇率（平均、単位：％）

	実質経済成長率			消費者物価上昇率		
	65-69年	70-74年	75-79年	65-69年	70-74年	75-79年
日本	11.0	7.2	4.7	5.3	11.0	7.3
アメリカ	4.3	2.5	3.2	3.4	6.1	8.1
イギリス	2.4	2.7	1.8	4.3	9.6	15.6
西ドイツ	4.5	3.6	2.8	2.4	5.6	4.2
フランス	5.2	5.1	3.1	3.8	7.7	10.1
イタリア	5.6	4.2	2.3	2.9	9.1	15.5

【資料】 日本銀行統計局『国際比較統計』1975, 79, 80, 86年版により作成

必要な限りで、その基本的問題を指摘することにした。

その問題とは、まず第一に、表1にみられるように、経済成長の停滞と、深刻なインフレの同時的存在、つまりスタグフレーションである。それは、これまで経済成長を誘導してきたケインズ主義的な政策が、次第と有効性を発揮しえなくなるなかで生じた現象であった。

そしてその根本理由としては、先にみた戦後の新型重化学工業化が世界的に導入・定着の過程を終えたこと。したがって、財政の出動により需要を創出し、かつてのような投資を喚起できないという事情が存在している。言い換えれば、インフレの原因となる各種のコスト上昇に直面した際、高度成長期のように、それを旺盛な設備投資を推進しつつ生産性を高めることで積極的に吸収できなくなったということである⁽¹⁴⁾。

実際、石油危機以降も、先進国では、政府が需要を創出して投資拡大を刺激するケインズ主義的な政策が講じられた。さらに、日本や西ドイツでは、アメ

(14) 例えば榎本正敏氏も、「生産性を上昇させ、これら各種のコスト要因を積極的に解除すべき設備投資がなぜ起こってこないのか。この点を考慮すれば、七〇年代の世界経済の変動を通してその背後から長期停滞化傾向を規定する基本原因として、…世界的な生産力配置の構造的要因を認めざるをえない」として、この点を重視している。同氏「世界的スタグフレーション現象と現代資本主義の危機」、『日本経済の現状』1978年版、教育社、24頁。

リカの景気回復策に連動し、世界経済の“機関車”としての役割を求められ、この面からも財政の大規模な出動が行なわれた⁽¹⁵⁾。

しかし、十分な景気回復を実現できないまま、一方で税收の増大が困難となり、他方で財政支出が増大するという状況が生じることになった。その結果、深刻な財政赤字問題に直面するに至ったことは周知のとおりである。しかもその問題は、赤字解消をねらった税負担の増大などといった形で、資本蓄積を阻害しかねない危険性も内包していた。

そして第二には、以上の財政問題と関連して、社会保障制度に対する経費の拡大が問題化したことである。いまこれを日本の場合にそくして指摘するならば、70年代初頭は、従来の経済成長偏重に対する社会的な批判に対処する一環として福祉優先路線が提起され、73年には「福祉元年」が唱えられた。もっとも、それは石油危機に直面するなかで、早々とトーンダウンする。とはいえ、この時期ははまだ社会保障制度の縮小にまで至らず、現状が維持された。

その結果、国家予算にしめる社会保障関係費は、72～73年度における制度の拡充・整備に、先に指摘したインフレの昂進、ならびに人口高齢化要因が加わって増大した。特に制度の拡充直後の74年、75年度には、それぞれ対前年度比36.7%、35.8%と高く、70～74年度平均でも25.2%という高い伸びを示した。また、前半期のような制度の拡充がなかった70年代後半も、75～79年度平均で21.6%と経費の膨張傾向が続いたのである⁽¹⁶⁾。

さらに第三は、資本蓄積にかかわる現代的労資関係の問題である。先にも指摘したように、福祉国家体制は、その中核に労働組合の団体交渉制による賃金決定機構をビルト・インしていた。こうしたシステムは、本来的に賃金水準の下方硬直性を内包しており、資本にとって蓄積上の負担要因となる。とはいえ高度成長期は、上述のようにこうしたコスト要因を、旺盛な設備投資による生

(15) “機関車”戦略と財政出動の関連を分析したものとして、樋口均「昭和五二～五三年の財政政策」、『信州大学教養部紀要（社会科学）』第25号、1991年がある。

(16) 以上、数値に関しては、『厚生白書』1975、80年版巻末統計により算出した。また、ここで言う“社会保障関係費”とは、生活保護、社会福祉、社会保険、保険衛生の各費用合計をさす。なお、データは、当初予算の伸び率である。

産性の上昇によって吸収してきた。

ところが、70年代以降の低投資構造への移行にともない、生産性上昇が鈍化するようになると、上述のシステムは原油価格の急騰とともに、主要なコスト・アップ要因となって顕在化する。たとえば、EC経済の場合、60年代末の“賃金爆発”を契機に、労働側の交渉力は強まり、生産性上昇の程度に左右されることなく、物価上昇にスライドして賃金が決定される傾向が強まった。

その結果、石油危機後のエネルギー価格の上昇と、それにもなうコスト増は、企業側の一方的な負担の増大となり、社会保険費の企業負担増と相まって、以後の低成長過程で利潤を著しく圧迫したことが、先行研究によって指摘されている⁽¹⁷⁾。あるいは、低成長の克服をはかる合理化推進のうえでも、労働組合の組織的抵抗力は、資本サイドにとって、その制約要因として問題とされるに至るのである⁽¹⁸⁾。

5. 新保守主義的政策の課題とスタンスの特徴

以上を簡単にまとめるならば、本節第1および第2項で指摘したように、高度成長期は、“経済成長”を基盤として“完全雇用・生存権保障”が同時に実現されていた時代であった。これに対して、石油危機以後は、前者が鈍化するなかで後者の維持・拡充が困難となった。さらに言えば、前者が鈍化したにも

(17) 鬼塚豊吉「EC経済の停滞」、楊井克巳・石崎昭彦編『現代国際経済』東京大学出版会、1984年、47頁。

もっとも、それがただちに投資マインドの低下をもたらすとはいえない。問題は、こうした企業利潤の圧迫に対して、積極的な設備投資によって対応するか、あるいはそれを価格に転嫁することで回収するかという企業行動の相違といえよう。ECの場合、後者によるものであった。この点、鈴木均「七〇年代EC経済の低投資構造」、『山形大学紀要（社会科学）』第17巻2号、1987年による考察が参考となる。

(18) ただし、以上のような欧米における状況は、日本の場合には必ずしも妥当しない。こうした日本の特殊性は、80年代を考えるうえで重要である。そうした日本経済のありかたに関しては、後に言及することにした。

かわらず、なおケインズ主義的に後者の維持・拡充が追求されてきた時代といえる。その結果、本節第3および第4項でみたように、主としてスタグフレーションや財政危機といった問題を生じることになった。

その場合、解決すべきスタグフレーションおよび財政危機とは、上述のように世界的な生産力構造の枠組みが変化したにもかかわらず、福祉国家システムをなおケインズ主義的運営により維持しようとした結果陥った経済的矛盾ともいえるものであった。それゆえ、新保守主義の経済政策は、周知のようにケインズ主義的な政策スタンスへの批判とその転換を基軸として展開されることになった⁽¹⁹⁾。

そこで、新保守主義のスタンスは、前者（経済成長）の回復を優先し、同時に後者（完全雇用・生存権保障）の維持・拡充というこれまでの傾向を抑制する。それによって、スタグフレーションと財政赤字の解消をはかろうとするものとして捉えることができる。

したがって、それはまず第一に、前者の回復＝資本蓄積の優先、後者の抑制＝反労働組合的・福祉縮小という特徴として現われることになった。この点が、プロ・レイバー（親労働的）からプロ・キャピタル（親資本的）への政策シフトとして指摘されるゆえんである。

ただし第二として、完全雇用や生存権保障の抑制という場合、それらの追求を完全に放棄するというのではない。その表面的プロパガンダやスローガンはともかく、現実的には一方で経済成長の回復を促しながらも、他方で国家負担を軽減し、市場の自己調整機能への依存度を高めつつ、低成長という現実を前提にした完全雇用や生存権の保障体制の効率化をはかる。その意味で、福祉国家体制の解体というのではなく、その効率化による体制維持に、この政策の本質があったと捉えることができよう。

この点、たとえば後述のように、サッチャーが進めた日本企業の誘致戦略で

(19) とはいえ、本稿では、その政策イデオロギーの考察にまで深く立ち入るつもりはない。ここでは、スタグフレーションと財政危機に対峙するにあたり、マネタリズム、サプライサイド経済学といった反ケインズ主義的理論が、政策の正当化にあたって援用された点を指摘するにとどめたい。

は、日本企業の進出によるハイテク技術の導入とともに、新たな雇用創出がきわめて重要な焦点となっている⁽²⁰⁾。また財政に着目した場合にも、林健久氏による次のような指摘がある。氏によれば、それら新保守主義の政権は、福祉国家財政の不可欠の環をなす失業保険があればこそ、比較的強硬な引締政策が可能となっている。逆に、それなしに厳しい引締政策を行なえば、現実よりはるかに激しい失業闘争に直面し、社会的不安が引き起こされたに違いない。

したがって、表面的には過激にみえるレーガノミクスやサッチャーイズムの政策自体、福祉国家型財政の枠組を前提としており、実は福祉国家型財政を補強するものであるとされている⁽²¹⁾。そして、こうした視点は、単に財政のみに限定されないのではなかろうか⁽²²⁾。

もっとも、新保守主義の政策が、福祉国家体制の補強に成功し得たか否かは別に論じられるべきではある。とはいえ、以上の点からもうかがえるように、それらの改革が、福祉国家における主要課題である完全雇用体制の放棄という歴史的意味をもつものとは、必ずしもいえないであろう。

そこで、以上をふまえて、新保守主義の経済政策の基本的性格を全体的に整理するならば、それはマクロにおけるインフレと財政支出の抑制、ミクロにおける市場機構の“自律的”調整力の回復とを中核にするものと捉えることができる。

すなわち、(1)スタグフレーションの一側面をなす高インフレの沈静化に関し

(20) たとえば、久米五郎太「日本の対EC製造業投資の現状と今後」、日本輸出入銀行『海外投資研究所所報』第16巻7号、1990年、41頁。

(21) 林健久『財政学講義』東京大学出版会、1987年、193～195頁。

(22) この点、社会保障の面でも、たとえば田多英範氏は、新保守主義による改革は、「社会保障を根本的に否定し福祉国家の基本的枠組を変革しようとしているとは、少なくともいままでのところ考えにくい」としている。同氏「制度改革がすすめられる社会保障」、『日本経済の現状』1986年版、学文社、235～236頁。

(23) マネタリズムの援用に関して、たとえば川上忠雄氏は、以下のように指摘している。「マネタリズムは貨幣信用理論としてはちやちなものである。しかし、金融節度を強制する点で1つの勸所をおさえており、昔から信用に締めりがなくなった時に重用されてきた。」同氏「新保守主義政権の登場」、法政大学比較経済研究所編『新保守主義の経済社会政策』法政大学出版局、1989年、37頁。

では、マネタリズムを援用し⁽²⁴⁾、従来の金利操作から、通貨供給量の管理による厳格な金融抑制政策が展開された。

また、(2)財政支出の抑制に関しては、周知のように財政再建が主要目標とされ、同様な観点から社会保障制度や失業救済策、劣位産業保護策などの見直さないし合理化が現実化する。

他方、(3)スタグフレーションのもう一つの側面をなす、経済停滞の克服＝経済の再活性化に関しては、ケインズ主義的な需要の人為的管理・操作が有効性をもちえなくなったとして、スタンスの重点を需要サイドから供給サイドに移し、投資減税や民営化・規制緩和といった政策が講じられた。理論的整合性はともかくとして、いわゆるサプライサイド・エコノミクスが援用されるのは、この側面からである。

また、(4)民営化・規制緩和とともに、上記の蓄積優先・反労働組合的な政策スタンスから、労働者の組織的交渉力を制限するという、いわば労働市場における規制緩和が遂行された⁽²⁴⁾。

そしてこうした措置により、市場の活性化を阻害している要因を取り除き、市場機構が本来もっている——とされる——自律的回復力に依存しつつ、景気の回復・資本蓄積の拡大が意図された。この点が、国家介入を極小化し、再び“レッセ・フェール”を指向する、新自由主義と特徴づけられるゆえんといえよう。

6. 日本におけるME生産力に対抗する新保守主義的政策

そこで、新保守主義の経済政策に関する予備的考察で最後に重視したいのは、70年代末から80年代における世界経済での新たな生産力の発展と新保守主義的

(24) こうした政策としては、周知のようにサッチャーのドラスティックな労資関係政策の展開——80年の“雇用法”，84年の“労働組合法”が例示される。それに関しては、さしあたり増田寿男「イギリス資本主義の危機とサッチャリズム」、前掲『新保守主義の経済社会政策』所収、栗田健「労使関係政策の展開」、同氏編『現代イギリスの経済と労働』御茶の水書房、1985年を参照されたい。

政策との関連である。

前項でみたように、新保守主義の政策スタンスでは、供給サイドの視点にたつて、生産力の停滞ないし低下に陥っている供給体制自体を問題とし、自国産業・企業の競争力回復が焦点の一つとされていた。

この点に関して、さらに立ち入って言えば、こうした性格は、(1)新保守主義の台頭をみた国のなかでも、日本に対して国際的に競争力の立ち遅れが顕著となりつつあったアメリカ、イギリスで重視されたこと。その場合、(2)とりわけ日本のME生産力に対抗して、その導入が意図されていたこと。そして、(3)そうしたスタンスは、先に指摘したインフレの収束という、もう一方の課題と実は密接に関連していると思われること。以上の点に注目する必要がある。

まず第一に、最初の点は、世界的スタグフレーションのなかで、それを相対的に軽微に収束させた日本と、それを抜け出せないアメリカ、イギリスとの相違を反映するものといえる。

実際、日本経済は、第一次石油危機後のインフレと経済成長の急激な落ち込みに対して、周知のようにヒト・モノ・カネの合理化を行なう“減量経営”によって対処してきた。その結果、表2のように、74年に主要先進国最高の物価上昇率を記録したにもかかわらず、その後になると卸売物価は沈静しており、消費者物価においても79年には西ドイツを抜いて主要国最低水準となるに至っ

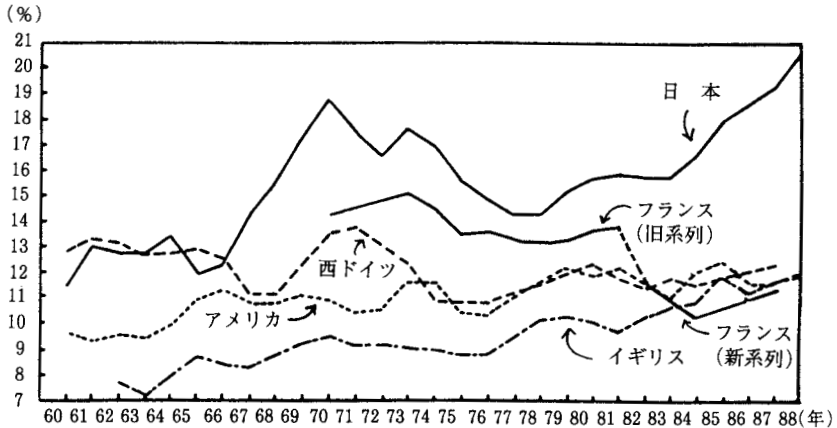
表2 日・英・米の物価上昇率(単位：%)

	74年	75年	76年	77年	78年	79年	80年	81年	82年	83年	84年	85年
卸売物価												
日本	31.4	3.0	5.0	1.9	-2.5	7.3	17.8	1.4	1.8	-2.2	-0.3	-1.1
アメリカ ⁽¹⁾	18.9	9.2	4.6	6.1	7.8	12.5	14.2	9.1	2.0	1.3	2.4	-0.5
イギリス ⁽¹⁾	22.8	22.1	17.3	19.8	9.1	12.2	14.0	9.5	7.8	5.4	6.2	5.5
消費者物価												
日本	24.5	11.8	9.3	8.1	3.8	3.6	8.0	4.9	2.7	1.9	2.2	2.1
アメリカ	11.0	9.0	5.8	6.5	7.6	11.2	13.5	10.4	6.1	3.2	4.3	3.5
イギリス ⁽²⁾	16.0	24.0	16.6	15.8	8.3	13.5	17.9	11.9	8.6	4.6	5.0	6.1

【出所】 日本銀行統計局「国際比較統計」1980年、1986年版により作成

【注】 ⁽¹⁾生産者物価、⁽²⁾小売物価

図1 主要先進国の民間設備投資比率



【出所】 経済企画庁『世界経済白書』1988年版（本編）

【注】 ①設備投資比率=実質設備投資/実質GDP

②英、仏は実質GDP、フランスの82年以降は新系列

③88年は上半期のデータ

ている。これに対して、アメリカ、イギリスでは、相対的に高い上昇率を示しており、これらの国で、なおインフレの収束が実現されていないことをうかがわせる。

とはいえ、より注目されるのは70年代末以降である。この時期、日本経済は、第二次石油危機に直面し、これまでの合理化努力にもかかわらず、再び急激な物価上昇にみまわれた。その結果、表2にみられるように、卸売物価では80年にアメリカ、イギリスを抜いて、主要先進国で最も高い水準となっている。

こうした事態に対して、周知のように日本は世界に先駆けて積極的な合理化投資を行ない、ME生産力を導入していった。この点に関して、主要先進国の民間設備投資状況を比較したのが図1である。ここからは、70年代後半以降も、

(25) なお製造業に限って、その固定資本形成の付加価値比率の推移をみた場合にも、本文と同様な傾向をみることができる。ただし、この場合は、ヨーロッパの投資停滞は、日米に比べてより顕著になる。OECD, *Structural Adjustment and Economic Performance*, OECD, 1987, p.211による。

表3 製造業における日・米の実質設備投資比較 (対G N P, 単位: %)

	75年	76年	77年	78年	79年	平均	80年	81年	82年	83年	84年	平均
日本 (A)	5.5	5.1	4.7	4.2	4.7	4.8	5.3	5.5	5.5	5.4	6.0	5.5
アメリカ (B)	3.6	3.5	3.6	3.6	3.9	3.6	4.2	4.2	3.8	3.6	4.1	4.0
B/A	65	69	77	86	83	75	79	76	69	67	68	73

【出所】 日本銀行統計局『国際比較統計』1986年版により作成

日本における資本形成水準が圧倒的に高いこと。それに加えて、79年から80年にかけて投資が再び増加し、以後その水準を維持していることがわかる⁽²⁵⁾。

そしてそれは、この時期に日本が、ME化を基軸に積極的な合理化投資を推進させたことと整合している。他方、こうした日本の動向に対して、アメリカとヨーロッパの停滞が対照的である。そこでさらに、日米の製造業設備投資水準を比較したのが、表3である。ここからは、78年まで縮小傾向にあった対日格差が、79年以後再びひらく傾向がうかがえる。

そこで第二に、以上のような投資をめぐる相違は、石油危機以降の経済停滞にともなう蓄積制約・企業利潤の圧迫という、同様の事態に直面した際における対応の差としてとらえることができる。すなわち、積極的な合理化投資によって対応してきた日本と、それを寡占価格に転嫁するなどの形で対応し、低投資構造を再生産してきたアメリカ・イギリスとの相違である。

その場合注目すべき点は、後者にとって、インフレの昂進が問題となり、80年代にその収束が課題となると、もはやかつてのように利潤の圧迫を、安易に価格へと転嫁する対応が制約されざるをえないということである。

言い換えれば、インフレの収束は、他方でアメリカ、イギリス資本に対する日本の競争圧力を、より一層強める意味をもっていたといえる。そこでこうした点からも、上記(3)で指摘したように、一方でインフレを抑制しつつ、他方で日本に対抗しうる競争力を取り込むための投資促進策が、新保守主義の経済政策として焦点となったといえる。

しかも第三として、日本が導入したME生産力は、世界経済の動向を規定するものであった。このことから、日本に対抗しうる競争力を取り込むことは、

表4 イギリスにおける日系企業（製造業）の業種別内訳

総数	食料品	繊維工業	パルプ・紙	化学	ゴム製品	窯業・土石	非鉄金属
132	3	3	1	11	1	2	5
金属製品	一般機械	電子・電機	同部品	輸送機械	同部品	精密機械	その他
7	16	25	20	4	14	4	16

【出所】 JETRO『在欧日系企業(製造業)の経営実態——第6回実態調査報告——』1990年により作成

【注】 ①1990年1月末現在の数値

②上記該当企業は日本企業が10%以上の出資比率をもつ英製造企業

根本的にはかかるME生産力を取り込み得るか否かにあった。上記(2)で指摘したように、レーガノミクスやサッチャーの経済政策が、ME化投資の促進を要点の一つとするものであったことは、こうした文脈からとらえることができよう。

そこで、この点を端的に表す事例として、サッチャーの対外経済戦略、特に日本企業の誘致策に注目することにした。

ちなみに、日本企業のうち、製造業の進出状況をみた場合、EC諸国のうちでは対英進出が最も多い。また、進出の時期は、統計データにより若干異なるが、81年以降急増しており、サッチャー政権下にイギリスへの進出が増大したことがわかる。たとえば東洋経済の調査によれば、80年以前の対英進出企業数は計18であったのに対して、81～85年は29であった。なおその後、EC統合を見込んで進出が急増し、86～89年7月までには66に達している⁽²⁶⁾。

そこで、こうした増大をもたらしたサッチャーによる日本企業の誘致姿勢に関して、ここでは以下の点に注目することができる。

一つは、日本企業のなかでも、特に自動車やハイテク技術関連の産業誘致を積極化し、それらの技術および日本的な経営管理の導入をはかろうとした点である。ちなみに、表4により日本企業の業種別進出状況をみると、電子・電機

(26) 以上、『海外進出企業総覧』1990年版、24頁による。

表5 欧州進出時にあたっての進出先政府・機関からの要請
(複数回答)

要 請 項 目	各調査時回答企業(社)		
	第6回	第7回	第8回
一定以上の雇用機会の創出	87	86	106
最新技術の移転	37	34	51
現地部品、資材調達率の向上	36	28	40
輸出比率の増大	32	36	33
現地人経営者の雇用	7	2	5
現地銀行からの資金調達	4	4	3
その他	9	17	10
要請なし	89	122	168

【出所】 JETRO海外経済情報センター『在欧日系企業（製造業）の経営実態』第6～8回各実態調査報告により作成

【注】 第6回調査：1989年1月末現在，第7回調査：1990年1月末現在，第8回調査：1991年1月末現在の各数値

およびその部品業種を筆頭に，機械およびその部品業種の進出が，全体の約6割をしめるに至っている。また，JETROの調査によると，ヨーロッパで現在操業している日系電子・電機企業139社のうち，在英企業は32%をしめしており，イギリスは電子・電機メーカーにとって，最大の拠点となっている点が注目される⁽²⁷⁾。

さらに二つめとしては，こうした企業誘致が，雇用の創出および確保と，イギリス国内関連企業の育成・利用(現地調達の上昇)を主眼としていたこと。したがって，それらを促進しうる日本企業の投資には，雇用関連補助金，融資助成，優遇税制の適用などの特典を付与して，積極的に受け入れるという姿勢を明確にしたことである⁽²⁸⁾。

そこでこの点に関して，欧州進出にあたり，進出先の政府からどのような要請があったかをみたのが表5である。ここからわかるように，最も多い要請項

(27) JETRO 海外経済情報センター『在欧日系企業（製造業）の経営』1990年版，4頁参照。なお，調査データは，1990年1月末現在のものである。

(28) 主な助成措置に関しては，星野高「世界的産業配置を進める日本企業」、『海外進出企業総覧』1989年版による。

目は「一定以上の雇用機会の創出」で、日本企業の進出に伴う雇用創出効果が期待されている。また、それについて「最新技術の移転」と「現地部品、資材調達率の向上」が多く、雇用と同時に日本企業による生産力の上昇および国内関連産業・企業の育成・利用が、誘致において意図されていることがうかがえる。

さらに、これを業種別にみると、相手国政府により雇用の創出を最も多く要請されたのは、部品業種とりわけ電子部品であり、次は加工組立業種なかでも電子・電機であった。資料の制約により、各国別に立ち入ってそれをみることはできないが、上述のようにイギリスが電子・電機およびその部品業種の主要拠点であることを加味するならば、雇用創出効果が主としてこれら対英進出企業に期待されたと推察することは可能であろう。

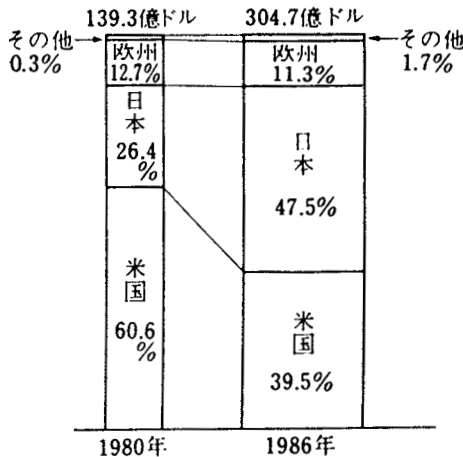
ちなみに、ヨーロッパでは、50年代から60年代にかけて、アメリカ式重化学工業を導入・定着させる対外戦略として、アメリカ企業のヨーロッパ誘致策が展開された。これに対して以上からわかるように、80年代には、ME生産力を担う日本企業の誘致が行なわれ、新生産力の導入・定着がはかられたといえる。しかもそれは、雇用の創出と産業競争力の再生とを主要な目的としていた。すなわちそれは、日本に対抗しつつ自国の福祉国家体制の再編・維持を実現する有力な手段であったと捉えることができよう。

とはいえ、以上本稿で指摘してきた側面をもつ新保守主義の政策が、ME生産力の導入・定着に成功し、自国産業の再活性化および日本との競争力格差の縮小に成功したとはいえなかった。

まずイギリスの場合、この時期の投資促進により、従来主要先進国のなかでも最も低かった設備投資比率が、82年以降上昇局面に入り、他のEC諸国と同水準に至るという結果をもたらした。とはいえ、それは依然として10～12%の水準にとどまるものであった（図1）。またアメリカも、一方で進んだ80年代前半のドル高により、逆に競争劣位化を進めることになり、さらに他方で進んだ高金利により、積極的な生産力増強投資が制約されることとなったのである。

そうした事情に加えて重要なのは、この時期、生産力的には先端に位置する日本が、そうした国以上に、積極的な投資を行い自国の生産力を発展させたという点である。この点、再び前掲図1をみるならば、他の主要国が10～12%の

図2 半導体出荷額および地域別構成比の推移



【出所】 『国民の独占白書』第11号, 1988年

【注】 原資料は米データクエスト社調査

水準を、ほぼ横ばい状態で推移したのに対して、日本の場合、特に84年以降さらに急速に投資比率をのばし、18%を超えるに至っており、投資水準において他国を圧倒的に引き離しているのである。

また一例として、ME生産力の核をなす半導体に注目し、アメリカの調査会社がまとめたメーカー系列別半導体出荷額の推移をみたのが、図2である。この図から、まず80年代前半期の

ハイテク分野において、アメリカと日本の地位の逆転をうかがうことができる。それとともに、そこにはアメリカの没落、ヨーロッパの停滞、日本の発展という、80年代以降の世界経済における生産力構造の縮図をみることができると思われる。

したがって以上のように考えるならば、さらに考察すべき問題は、なぜあるいはどのようなシステムの下で、80年代に日本経済が特殊例外的に生産力を伸長し、自国の福祉国家体制の“相対的安定化”を実現しえたのか。さらに、本稿の問題関心からすれば、そうした生産力の伸長＝経済成長の持続と福祉国家体制の維持に関して、この時期の経済政策はどのような特徴をもち、いかに関わったのかという点の考察にある。次にはその一端を検討することにした。

翻 訳

I. ベレンド「ハンガリーの成長経路と成長理論の転換」

岩 田 裕

はじめに

イヴァーン・ベレンド氏の論文 “Hungary’s Growth Path and Transformation of the Growth’s Theory”（第2回EACES会議報告論文）訳出のきっかけとなったのは、訳者のハンガリーへの留学にある。訳者は、4年前に、同氏の著作 “Capital Intensity and Development Policy” の監訳を行った（拙監訳【資本集約度と発展政策】文理閣）。

この時以来、I・ベレンド氏と手紙による交信を行ってきたが、幸い訳者は、1991年7月～1992年1月にかけて、高知大学よりハンガリー科学アカデミー経済研究所への留学を許され、同氏との資本集約度の動向についての意見交換・共同研究を行う機会に恵まれた。その際、同氏の資本集約度についての見解を詳細に知ることができたが、当論文は、同氏の見解を簡潔に示している。訳者が翻訳を試みた所以である。

さて、当論文の執筆者、I・ベレンド氏の略歴と研究・教育業績については、上記拙監訳のあとがきに記してあるので、それに譲りたいが、同氏は、上記研究所を退官後も、同研究所の科学顧問という立場で、共同研究のリーダーとして活躍されている姿が、今も訳者の脳裏に彷彿することを記しておきたい。



この研究を始めるに際して、以下の2つの前提を置く。

一つ目は、成長経路を特徴づける成長率は、長期的にもグローバル・タームでも、所与の条件であるということ。このことは、経路の最も決定的な要因とはいえない

が、最も重要な特徴の1つではある⁽¹⁾。

二つ目は、あらゆる経済成長経路は、ある種の限界資本集約度（以後ICORと表記する）によって特徴づけられているということ。

この研究の枠組として、ハンガリー経済の過去および現在の成長経路を完全に論述できず、単に同経路についての若干の要素だけが研究されるであろう。

終焉を迎える経路

ハンガリーのごく最近の過去を検討する前に、かなり以前の成長経路をふり返ってみよう。

1848年から1914年の期間に、世界の近代的工業化過程に続いて、ハンガリーでも鉄道建設が行われ、一部分はこの建設との関連で、また一部分は農業の発展に関連して工業化過程が進行した。オーストリー・ハンガリー二重君主制の時代に、工業の成長率は、年平均で3.0-4.0%、農業の成長率は、同じく約2%で、この時期には、この両者が大きな意味をもった。この成長経路の第2段階つまり世紀の転換から第1次世界大戦一では、ハンガリーの国民所得の年間成長率は、3.2%であった（別に2.4%という推計もある）。

別の主要な成長経路は、両大戦間期、つまり20年代と30年代である。この時期には、国民所得の年平均成長率は、1.5%であったが、一人当りの所得については、人口のより速い増加のためにもっと少なく、0.8%であった。

出発の転換点、すなわち、これらの成長経路の第3および新しい成長経路への移行は、非常に似ていた。つまり重大時点は、各々の歴史的転換点と国家的大変動であり、軍事力が主要な役割を演じた⁽²⁾。けれども、もしも成長経路が外部の力で決定されているとすれば、われわれは理性の秩序に従いつつ自力で何かを行えるというように語ることは出来ない。歴史の経験は、大変動の力に従うよりも、経済的必要性に従う方が得策であると教えてきた。この教訓は、困難さが要請する課題を分析する際に、今日でも有効である。経済的必要性は強制ではあるが、しかしそれは論拠のあるものであって、力による強制ではない。

1945年の第2次世界大戦の終了から70年代中葉までの25年ないし30年は、過去数百年のハンガリー経済史のなかでの第3回目の成長経路にあたる。私はこの時期に

ついでF. ヤーノッシーの論述が、明解であると思う（文献（9）参照）。彼によれば、1945-50年の時期は再建期であるが、1950-75年の時期の成長経路は高い成長率を示し、再建期と類似の特徴を有している。この後者の時期には、年平均で約5%の経済成長率が、幾分長い期間にわたって達成された。これはこれまでのハンガリーの歴史で経験した最大の成長率であった。相対的に短期間に、以下のようなマクロ構造的変動が行われたことは、非常に重要な歴史的現象である。その変動とは、この国の工業化（付言すれば、それは強制された高い率で、ハンガリーの諸条件に一致しなかった）、農業（これは強権的に集団化され、その結果として、若干の労働力を放出した）のウェイトの低下、インフラストラクチャーへの資源配分の低下などである。成長経路は30年を上回って続いた高い成長率のみならずたえず上昇する平均成長率、つまり加速化によって特徴づけられた。しかしこれはむしろ、経路の開始の特徴ではなくて、終焉の特徴であった。

ハンガリーの成長経路の特徴

経路の第1の要素は、長期に亘る成長率の持続である。ハンガリーでは、1950-75年の時期に（1981年の不変価格で測って）、純国内生産は平均年率5.4%で増大した。もしもわれわれがこの時期を、分割して検討するならば、われわれは、25年間の平均よりも、精々で0.4%ポイント高い数値かあるいは0.5%ポイント低い数値を見出すことになる。これらの数値の差異はごく小さい。

かくして、成長率の束の広がりには、十分に限界を定めることが出来る。

成長率それ自体は、経済の質については何の情報も与えないが、突出しかつ加速度的に高い成長率あるいはマイナス成長率の持続はある危機を示している。

ここで検討している時期において、純国内生産は、先行する年に比べて4つのケースのうち、3つのケースだけで低落を示した。この時期の最初の12年における5%という成長率は、極端な変動（1956年から57年への+23.02%と1954年から56年への-9.07%）の平均値であった。その後、大きな変動は緩和され、大きな5%という成長率が終始特徴として残った。仮に個々の経済分野の成長率を考慮したとしても、「なめらかな」成長経路はとでも残らなかった。例えば、工業成長率の変動は、1978年から79年にかけて+4.8%だったが、1979年から80年には-2.8%となった。蓄積率

もまた変動した。つまり、それは1974-78年の平均で15%であったのに、この期間の前半では、ほぼ半分の8%であった。

専門家はすでに60年代後半に中央幹部に対して、加速化は70年代にはもはや維持されえないと警告したが、同幹部たちはこれらのシグナルを無視した。すなわち、彼らがこれまでの成長経路が終焉したことを認識しなかったために、70年代のはじめの数年を過ぎると、わが国は、どんな外的圧力もなしに危機的状況に陥った。さらに、1973-74年に突発した世界経済の危機のために、加速化の停止は不可避となったが、経済政策決定者達は、なおも必要な結論を引き出さなかった。世界をまき込んだ危機にもかかわらず、1974年-78年間の純国民生産の増大は、1968年と74年との間の増大よりも高かった。つまりわれわれは、その当時まで持続した成長経路から逸れてしまったが、しかもそれは望ましくない方向に向うものであった。驚くべきことに、加速化が持続した⁽³⁾。

1979年の分岐点について、成長率は3分の1ないし4分の1に低落した。1979-86年間の年平均成長率は、以前の限界よりもはるかに低くなった。

これらの数値は、経路の脱線を、つまり「束」の放棄を示している。経済政策としては、一方的なアプローチによって激しく均衡を達成しようと試みた。組織立ったやり方ではなく、投資が一効率性の要求を無視して一大きくひき下げられたが、その理由は経済政策としてはいかなる犠牲を払ってでも生活水準を維持したかったためである。

限界資本集約度

成長経路の第3番目の要素は、資本集約度の変化である。平均資本集約度の動向は、短期的には、限界資本集約度の変動によって示される。資本集約度の変動は、成長経路のきわめて特徴的な要素である。

1950-75年の時期には、かなり高い蓄積率と全体としての資本集約度の低落が、高い成長経路進行の2つの条件であった。狭義の意味での物財生産部門（工業、建設、農業、林業）の資本集約度は、25年間を通じて毎年増大しつつあったが、インフラストラクチャー部門（生産的なものも、不生産的なものも）の資本集約度が大きく低落しつつあったという事実は、効率性の低下よりもむしろ改善を示した⁽⁴⁾。

この意味では、この現象は工業化の原始的蓄積の源泉とみなせるかもしれない（私の意味する工業化とは、単に工業部門が発展するだけでなく、工業技術や工業的知識が他の部門に導入されるということである）。

70年代の中葉および終りまでには平均資本集約度はマクロ水準でますます低落の度合いが少なくなり、かつての成長経路は75年のはじまりとともに放棄された。ついに、平均資本集約度も限界集約度も経済全体として上昇をはじめた。蓄積率の大幅の下落は、やっと1978年になって決定されたので、70年代の中葉には、高い蓄積率とならんで限界資本集約度がなおも上昇したことは注記しておくべきである。実際のところ、狭義での物財生産部門特に工業部門の資本効率、加速度的に悪化した。

工業の資本集約度の上昇は、1950年から1970年の間に年平均でわずか0.5%であったのに、70年代には、それは2.3%となり、1979-85年には、3.3%にまで上昇した。インフラストラクチャー部門の資本集約度は、50年代には年平均で4.5%の低落であったが、70年代にはわずか1%の低落となり、80年代には2.6%もの増大となった。

資本集約度の変動もまた、成長経路の「束」の限界からの脱線つまり放棄を示した。

構 造

経路の第4番目の要素である経済構造は、極めて複雑化している問題である。勿論、本稿では、そのすべての局面を検討することは出来ないで論旨を限定し、その手始めとして、資本構造の動向から取りあげよう。

マクロ構造の大きく、かつ激しい変動の時代は、70年代の中葉に終了した。労働生産性上昇の源泉（例えば農業から工業への労働力移動）は、枯渇してしまった。純国民生産にしめる工業のウェイトは、1950年から1970年の間に、20%から36%に増大したが、その成長は一様ではなかった。1965年以降には、工業の割合は1%ポイントしか増大しなかったのに、建設の割合は5.6%ポイントから8%ポイントをこえて増大した（けれども70年代のおわり以降再び低下しつつある）。最大のマクロ構造の変動を示したのは、農業であった。その割合は1975年までに50%から20%にまで低落してしまった（この約10年間については、農業の割合は、緩慢ではあるが再び上昇しつつある）⁽⁵⁾。

構造の見地から見た過去数十年間にわたる成長経路の最も重要な特徴の1つは、固定資産と投資シェアのずれと不一致の構造であった。

以前には24-28%ポイントもあったが、やがて15%に、ついで8%ポイントと減少し、かくしてインフラストラクチャー部門の不利な状況は、ある程度は緩和された。これらすべてのことは、表1で十分に説明できる。

表1 1951-85年の期間中の固定資産と投資の構造

期 間	狭義の物財 生産部門の 固定資産の シエア	インフラスト ラクチャー 部門の固定 資産のシエア	狭義の物財 生産部門の 投資のシ エア	インフラスト ラクチャー 部門の投資 のシエア	狭義の物財 生産部門の 固定資産と 投資のシエ 間の差異
1951-60	18.7	81.3	56.1	43.9	+37.4
1961-70	26.6	73.4	54.1	45.9	+27.5
1971-75	34.7	65.3	49.6	50.4	+14.9
1976-80	38.3	61.2	50.8	49.2	+12.5
1981-85	38.5	62.5	46.1	53.9	+7.6

〈出 所〉 前国民計画局の計算

この傾向は、80年代前半にも持続した。工業投資の優位は6%ポイント低下したが、農業投資の割合は、経済全体の総資産にしめる農業資産の割合と同じであった。かくて、何十年ぶりかではじめて、インフラストラクチャー部門の「投資の不利な状況」は、5~6%ポイントにまで減少した。このことはすでに80年代の前半における総固定資産にしめるインフラストラクチャーの固定資産のウェイトのより一層の減少を妨げるのに十分であった。かくして今日では、構造的変動の大きさとダイナミズムが変化し、構造的部分での大きな転換は終焉を迎えた。投資と固定資産のつりあいの間の緊張は徐々に除かれた。

けれども高い成長率の経路の終了の時点でもっと正確に言うとその終了後に、基礎的物財生産部門とエネルギー生産部門ならびに製造業間に、新しい構造的緊張が現われた。不可解なことだが、50年代の発展政策と性格的に似た政策が再び目立って来た。70年代の後半から、基礎的物財生産部門とエネルギー産業では、固定資産にそれぞれがしめる割合を再び大きく上回る投資がはじまった（冶金工業の救助を

目ざした大きな政府の介入が最大の負担であった)。その結果、製造業の投資の割合は、固定資産にしめる割合に遅れをとった。現代的技術や技術知識を保持する産業の「低い発展」に伴い、危機から脱出するために不可欠の技術的知識の更新はきわめて危うくなった。—全体としても、個々の細部門でみても—、製造業は、現代の技術的知識の局面からみてきわめて重要な細部門（例えばマイクロエレクトロニクス）でさえ、総固定資産にしめるウェイトを維持することができず、ましてや増大は覚つかなかった。

技術進歩の吸収

成長経路の第5番目の要素は技術進歩である。成長理論（例えばハロッド或いはP. エルデウシュ、文献(8)）の相当に重要な部分によれば、経済進歩の最も重要な決定要因—雇用の増大以外の—は、技術進歩である。私自身の意見—それを若干の著作たとえば文献(4)で詳しく説明したが—は、これらの要因は、成長率で特徴づけられる成長経路に決定的影響を及ぼすということである。この論文の論及の方向は、第1の要因の決定的役割と一致している。というのは、考察している時期において、ハンガリー経済の成長経路は、概して雇用の動向とともに動いた。つまり、同経路は、70年代の中葉まで（1956—57年と1961年を除いて）増大し、それ以降低落了。第2の要因については、状況はもっと複雑である。

もしもわれわれが「追いつき経済」では、成長は技術進歩によってではなくて、技術吸収能力およびその迅速さによって決定されると述べる場合に、より真実に接近するであろう。かくして、私は後者を経路の決定的要因と考えている。（私は自らの概念を展開するに際して、1975年に出版されたF. ヤーノツシーの著作（9）に大きな影響を受けた）。私は自らの経験と研究から、技術的知識の発展率が技術の物質化された形態に依存するよりもむしろそれらの採用に、つまり、ついには、吸収能力に依存していると確信することとなった。F. ヤーノツシーが述べているように「一国の経済発展はつまるところは—長期において—労働力に固有の能力の発達に依存している…」（文献（9）P. 8）

技術吸収能力およびその迅速さは、数数の要因の結合された影響のもとで発展するすべての経済の特徴である。ハンガリー経済の技術吸収能力とその迅速さはどん

なものか。雇用者の教育程度は、考察している期間中に増大した。ハンガリーの労働者と知識人は、今日では1950年のころよりもっと高い水準を示している—少なくとも学校教育の終了と知識群に関して—ことは確かなことである。学問探求と文化の領域でわれわれは、知識の拡大以上の進歩を遂げてこなかったというのが私の印象である。このことが創造性を制約し、技術的知識の陶冶を悪化し、同時に創造的文化を低水準に保たせることになる。

技術的知識の吸収は、雇用者数だけでなく社会・経済構造全体によっても決定される。今日、ハンガリー社会では、労働者や知識人達が、利害関心を表明し、評価する可能性が殆ど制度化されていない—一方で、彼らが自らの関心を認識する能力が十分に発達していない。これらすべてのことのために、社会と経済が技術的知識を吸収しようとする自発性と能力が制限されている。

私はまた、社会的条件を、経済成長経路設定に際しての特に重要な要素と見なしている。良い政治的雰囲気、民主主義、将来についての安全性の「イメージ」、人権の尊重、倫理と価値の進歩的システムの擁護、かくして社会的調和を構成する全体が、成長経路の非常に重要な条件である。これらの要因は、これまで論じてきたものよりも、一見したところ「容易に手に入る」ようだが、実際には実現するのが困難である。これらは物財的投資を必要とはしないが、勿論、経済的・イデオロギー的・文化的調和を前提とする社会的調和の創出を必要としている。

成長理論の若干の教訓

資本集約度の変動が、成長経路の特徴について満足のいく情報を提供してくれることが事実であるとしても、経済成長論がこれまでに資本集約度に関して確証してきたことを概説しておくことは価値があるだろう。勿論ここは完全な理論的考察と詳細な検証の場所ではない—私はすでに以前の著作(文献(3))でこのことを試みているが—。

私は、ただ読者が資本集約度の変動についての数々の異なった考え方が発展してきたことだけは思い出してほしいと願っている。ケインズ、ハロッド、レオンチェフ、ソロー、サムエルソンによれば、資本集約度は長期的には変動しない。ところ

が彼らと違って、クズネッツ、ゴールドスマス、ベルー、クラークは、資本集約度は前世紀に上昇したが、今世紀になって低落したと論じている。国連の調査、OECDの予測では、両者とも一致して包括的資本集約度は今日何よりもエネルギー問題、環境保全との関連で上昇しつつあると言明されている⁽⁶⁾⁽⁷⁾。このことは、コメコンの諸々の予測や旧ソ連邦の著名な経済学者の論証（文献（11）参照）でも支持されている。かくして、以下のように考えてもよいのではないか。つまり、経済理論は、限界および平均資本集約度が今日どの方向へどの程度変動するかについて十分に解明していないと。

私はこの問題を考察している学者のなかで、資本集約度の発展は結局成長経路によって決定されると想定したハロッドが、真実に最も接近していたのではないかと考えている。「自然成長率」の存在についてのハロッド理論を受容する際の私の見地一後で論証を試みるが一は、この存在がまた自然的限界資本集約度を伴っているということだ。

ハロッドの定理は、ある経路の成長率が、貯蓄率と限界資本集約度の商に等しいとする均衡モデルである。P. エルデーシュは、ハロッドの考えを興味ある方法で把握している。つまり、「もしも貯蓄率が上昇する場合、限界資本集約度が増大するかぎりには、成長率は上昇しない」（文献（8）P. 40）と。かくしてもしわれわれが、われわれの経済にとって可能な成長経路を定義したいならば、われわれは、自然成長率が自然限界資本集約度と結びつきかつ自然蓄積率によって保証されているという事実から出発しなければならない。

転換（変容⁽⁸⁾）を自由にする原因は、一部は経済的で、一部は非経済的である。20世紀の後半には、この後者の要因グループが、発展のより高い国の経済に対して、より大きな影響を及ぼしたし及ぼしている。

最近の経験は成長という用語の使用に対する異議の申し立てがなされたが、発展という用語の使用についてはなおさらのことである。知識人のサークルや、主として芸術家のサークルでは、成長という用語は、今日の状況或いは望ましい将来の状況を描写するためには全く使われていない。もっと広い意味の発展という用語は、おそらく経済以外の文献で受容されている様だ。このような場合に経済学者が、成長とは仲間うちの技術的用語であると弁明しても無駄なことであるし、また同用語

は学問分野外では殆ど誰からも受容されず、その内部でさえすべての人々によって受容されているわけではない。むしろ皮肉にも、われわれは成長は存在しているが、その符号が何年間に亘ってマイナスであり、将来も何年間かはその状態が続くものと述べてもよいが、しかし、このことは決して理論そのものを侵害してしまうわけではない。

経済成長概念の発育停止はまた、数量が今や25年以前或いは50年以前とは違った事態を意味するようになってきているという事実によって惹起されているともいえる。経済の平均成長率の増大、その加速化或いはその減速化は、ある国の経済および社会が発展しつつあるのか或いは衰退しつつあるのかという問題に、明確な答を与えてくれない。経済の平均成長率が、実際にGDP指標によって示されるのかどうかも挑戦を逃れない。もっと良い指標は、例えば消費であったり、或いは別の経済的生産量の正或いは負の変動を示す数値でありうる。

私は文明や生計（勿論早晚変動するが）の一般的に受容されうる水準の達成までは、経済成長は発展を決定する際に重要な役割をはたすものと考えている。おそらくこの概念は、大抵の人々が働き、彼らの仕事場や思惑的事業から大きな危険なしに生計の基礎（食料品、衣服、住居）を、また学業、文化、移動の自由、ある程度は基本的人権の擁護を保証されるような状況が、大規模に実現されるまでは、その役割を主張するであろう。過去を振り返ってみるならば、成長は長期にわたって、物質的財貨の質、それらの獲得・消費方法や環境によってではなくて、その量によって示されてきた。

このもっと複雑な消費の性質、特に発展とその判断の記述は、多様な学問の助けをかりてのみ正確に行いうる。むしろ、経済理論或いは専門家の論文での発見は、同業者達の芯の周りに出現する「学問サークル」やおべっか使いを示している。生産要素の量的変動はもはや経済成長経路の発展に対して満足のいく説明を与えない。このような説明は、生産要素（条件体系）の転換・変容によって正確になされよう。このような変動、或いは、生産要素の転換・変容は、成長についての、さらには、発展についての最も重要な特徴と見なすことができる。社会の発展、なにかんづく、経済の発展は、おそらく種々の過程、要素・諸成果を示す現象における変動（転換・変容）によって十分に特徴づけられよう。

注

- (1) 私の考えでは、成長経路は、長期的に持続し、量的パラメータの手助けをもって大体把握でき、ある特有な経済戦略の特性ももっている経済の運動形態である。
- (2) 第1次世界大戦、オーストリー・ハンガリー二重帝国の解体、トリノ平和条約、敗北者側に立っての第2次世界大戦へのハンガリーの参戦は、すべて軍事力のなせる業である。
- (3) M. オウグスティノヴィクスは、このことを数年前に提示し、公表した。(文献(1)(2))
- (4) このことは、インフラストラクチャーの資本として供給されないことも含んでいる。しかし、この後者は資本の退却は意味せず、投資の不十分な展開や減少を意味している。総資本ストックにしめるインフラストラクチャー資本の割合は、その期の初めにはなお81%をこえていたが、その期の終りまでに61%に低落した。この過程の方向と程度は、明瞭な見解を攪乱する数々の統計的制約、つまり家屋、土地、鉱物資源の評価、家庭菜園の資本需要の評価そして近年には企業の作業チームの資本需要の評価がむしろ不確定であるにもかかわらず、明瞭である。
- (5) 1981年価格ではかった一人当りの純国内生産は、工業で最も大きく増大し、農業がそれに続いた。インフラストラクチャー部門の経常的純国内生産は1950年に比べて相当に大きくなっている。しかし、これは成功とはいえない。というのは、このような数字の背後に、われわれは、売場での行列、大量輸送駅で混雑のままに放置されている乗客、時間通りにやっこない医者、ほぼ40人という生徒の学級があるからである。つまり、そのような成長はインフラストラクチャーの極端な利用によって達成されたものである。
- (6) 私は自らの立場に至るに際して、ハロッドの均衡モデルを解明したP. エルデーシュの最近の著作(文献(8))から大きな助力を得た。
- (7) A. プロディは、ハロッドに先がけて、カレッキおよびある意味で、G. A. フェルドマンもこの考えに近かったという事実に注意を促してくれた。
- (8) この後者の用語は、転換の経済的な——哲学的な意味での——より強い関心を伝えることを意図している。

参考文献

- (1) Mária Augusztinovic: Changes in the macrostructure of the Hungarian economy (1950–2000), Acta Oeconomica, Vol. 27. Nos. 3–4. pp. 267–288.
- (2) Mária Augusztinovic: The rate of economic growth in Hungary (1950–2000), Acta Oeconomica. Vol. 26. Nos. 3–4. pp. 223–242.
- (3) Iván Berend: Capital intensity and development policy, Akadémiai Kiadó, Budapest, 1985. (岩田裕監訳『資本集約度と発展政策』文理閣, 1989年)
- (4) Iván Berend: A technika gazdasági abszorpciója (The economic absorption of technology), Magyar Tudomány, 1987. no. 9.
- (5) András Bródy: A termelés tőkeigényessége a kapitalizmusban (The capital

- intensity of production under capitalism), Akadémiai Kiadó, Budapest, 1966.
- (6) András Bródy: Lassuló idő (The decelerating time), Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó, Budapest, 1984.
 - (7) ECE Projections and programming Division (PPO): Statistical data bank based on national statistical yearbooks, plans and plan-fulfilment reports.
 - (8) Tibor Erdős: Növekedési ütem, növekedési pálya (Growth rate and growth path), Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó, Budapest, 1986 – (English edition by Akadémiai Kiadó, Budapest. 1989.)
 - (9) Ferenc Jánossy: A gazdasági fejlődés trendvonaláról (On the trend line of economic development), Magvető Könyvkiadó, Budapest, 1975.
 - (10) OECD National Accounts, Economic Report of the President, Washington D. C. February, 1984.
 - (11) OECD Economic Outlook, 19. VII. 1976.
 - (12) Overall Economic Perspective for the ECE, Region up to 1990. EC. AD. (XIII) (R. S.) Sup. 1. 23. Oct. 1975.

高知大学経済学会会則

(名称, 事務所)

第1条 本会は、高知大学経済学会と称し、事務所を高知大学人文学部経済学科事務室におく。

(目的)

第2条 本会は、経済学を中心とする社会科学の研究を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、この目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究・調査, 研究会, 講演会
- (2) 機関誌の発行
- (3) 研究叢書の発行
- (4) その他

2 機関誌, 研究叢書の発行規定は別に定める。

3 本会は、この目的にふさわしい次の財政活動を行う。

- (1) 会費徴収
- (2) 寄附の受入
- (3) その他

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学人文学部経済学科教官
- (2) 学生会員 本学人文学部経済学科学生
- (3) 名誉会員 本学人文学部経済学科定年退官者
- (4) 賛助会員 本会の事業に賛同するもの

(会員の権利・義務)

第5条 会員は、機関誌の頒布をうけ、本会の行う諸事業に参加することができる。

2 会員は、次の会費を納めなければならない。

- | | | |
|----------|----|---------|
| (1) 正会員 | 1年 | 20,000円 |
| (2) 学生会員 | 1年 | 4,500円 |
| (3) 賛助会員 | 1年 | 20,000円 |

(役員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 運営委員 5名
 - (2) 会計監査 1名
- 2 役員は、任期1年とし、正会員のなかから正会員総会において選任されるものとする。ただし再任は妨げない。

(運営委員会)

第7条 運営委員は、運営委員会を構成し、本会の運営にあたる。

- 2 運営委員は、互選により運営委員長を選任する。運営委員長は、運営委員会を統括し、本会を代表する。
- 3 運営委員は、機関誌の編集委員をかね、機関誌の編集委員会を構成する。編集委員は互選により編集委員長を選任する。
- 4 運営委員は、高知大学経済学会研究叢書発行にかかわる業務を行う。

(正会員総会)

第8条 運営委員会は、毎年5月末までに定期正会員総会を開催しなければならない。

- 2 定期正会員総会の議題は次のとおりとする。
 - (1) 前年度の活動報告
 - (2) 前年度の会計報告および会計監査報告
 - (3) 新年度の活動方針
 - (4) 新年度の予算
 - (5) 役員の改選
 - (6) その他必要な事項
- 3 運営委員会は、必要に応じて臨時正会員総会を開催できる。

(本会則の改正)

第9条 本会則の改正は、正会員総会の決議による。

附 則

この会則は、1971年4月1日より施行する。

- 一部改正 1974年1月17日、1978年4月1日
1979年6月28日、1980年5月22日
1987年4月23日、1991年12月17日
1993年5月27日

執筆者紹介

しん	みょう	まさ	ひで	高知大学	人文学部	教授
新	名	政	英			
いち	ほし		まさる	高知大学	人文学部	講師
市	橋		勝			
こ	ばやし	しげ	みつ	高知大学	人文学部	助教授
小	林	成	光			
やま	ざき	とし	お	高知大学	人文学部	助教授
山	崎	敏	夫			
ほ	さか	てつ	ろう	高知大学	人文学部	教授
保	坂	哲	郎			
ひら	さわ	てる	お	高知大学	人文学部	助教授
平	沢	照	雄			
いわ	た		ひろし	高知大学	人文学部	教授
岩	田		裕			

高知大学経済学会正会員名簿 (50音順)

(◎ 運営委員長, ○ 運営委員, □ 会計監査)

青	木	宏	治	○清	山	玲
◎天	羽	康	夫	○田	中	きよむ
飯	国	芳	明	田	中	よ
池	田	啓	実	棚	田	洋
伊	丹		清	田	村	安
市	橋		勝	西	野	
岩	田		裕	根	田	
大	石	達	良	小	沢	
大	野		晃	平	岡	照
岡	田	尚	三	藤	田	純
紀	国	正	典	藤	坂	和
古	結	昭	和	保	永	哲
小	林	成	光	松	上	健
佐	野	健	郎	□村	瀬	朝
新	名	政	英	村		儀
頭	川	啓	博	森		裕
鈴	木		之	○山	崎	敏
				横	川	和

高知論叢 (社会科学) 第47号

1993年7月20日 発行

編集者 天羽康夫

発行所 高知大学経済学会

〒780 高知市曙町2丁目5番1号

高知大学人文学部

経済学科事務室内

TEL.0888-44-0111 (1231)

印刷・製本 弘文印刷株式会社

(高知市与力町5-16)

KOCHI UNIVERSITY REVIEW

of

SOCIAL SCIENCE

No. 47 July 1993

CONTENTS

ARTICLES

- Structural Change of the Economy and Economic Statistics (II)
— Price Development of 1970s
in Japanese Economy —Masahide Shimmyo (1)
- The Measurement of Energy by Economic Data
without Calorific Value (2)Masaru Ichihashi (35)
- Corporate Greenmail
in the United States of America (1).....Shigemitsu Kobayashi (59)
- Die Rationalisierung und der Betrieb des Unternehmens
in der Deutschen Maschinenbauindustrie
— Die Entwicklung der Betrieb des Unternehmens
in Deutschland der Zwischenkriegszeit —
.....Toshio Yamazaki (87)
- Gorbachev's investment policy.....Tetsuro Hosaka (149)
- The Features and Limitations of Japanese
Neoconservative Policy in the 1980s (I).....Teruo Hirasawa (169)

TRANSLATION

- Hungary's Growth Path and Transformation
of the Growth's TheoryHiroshi Iwata (193)

THE ECONOMIC SOCIETY OF KOCHI UNIVERSITY
KOCHI, JAPAN